

**平成 30 年 7 月豪雨災害における  
初動・応急対応に関する検証結果**

**令和元年 5 月  
広 島 県**

## 目 次

<b>第 1</b>	<b>平成 30 年 7 月豪雨について</b>	<b>1</b>
1	平成 30 年 7 月豪雨の概要	1
<b>第 2</b>	<b>検証の概要</b>	<b>3</b>
1	検証の目的	3
2	検証の方法	3
3	検証結果の取りまとめ及び課題への対応時期	4
4	検証の実施期間	5
<b>第 3</b>	<b>検証の結果</b>	<b>6</b>
1	初動対応	6
(1)	活動体制の確立, 災害対策本部の運営等	6
(2)	災害情報等の収集・伝達	14
(3)	広報	21
(4)	消防防災への運用	24
(5)	医療・救護	28
(6)	交通対策	37
(7)	水防活動	41
2	応援・受援活動	43
(1)	自衛隊の災害派遣要請	43
(2)	消防組織に関する応援	46
(3)	行政等の支援	51
3	避難者等の応急支援	56
(1)	避難所運営支援	56
(2)	給水・入浴支援	61
(3)	物資等の調達・搬送等	65
(4)	防疫, 保健衛生	70

(5) 要配慮者対策	77
(6) 被災地における防犯対策	80

**4 被災者の生活再建支援** 82

(1) 災害廃棄物処理	82
(2) 災害ボランティア支援	86
(3) 文教対策	90
(4) 住宅支援	93
(5) 被災者相談	98
(6) 災害救助法	100
(7) 住家被害認定・罹災証明書交付	102
(8) ライフラインの災害応急対策	104
(9) 公共土木施設等の災害対策	107

**第4 検証結果を踏まえた初動・応急対応に関する事前行動計画** 112

# 第1 平成30年7月豪雨について

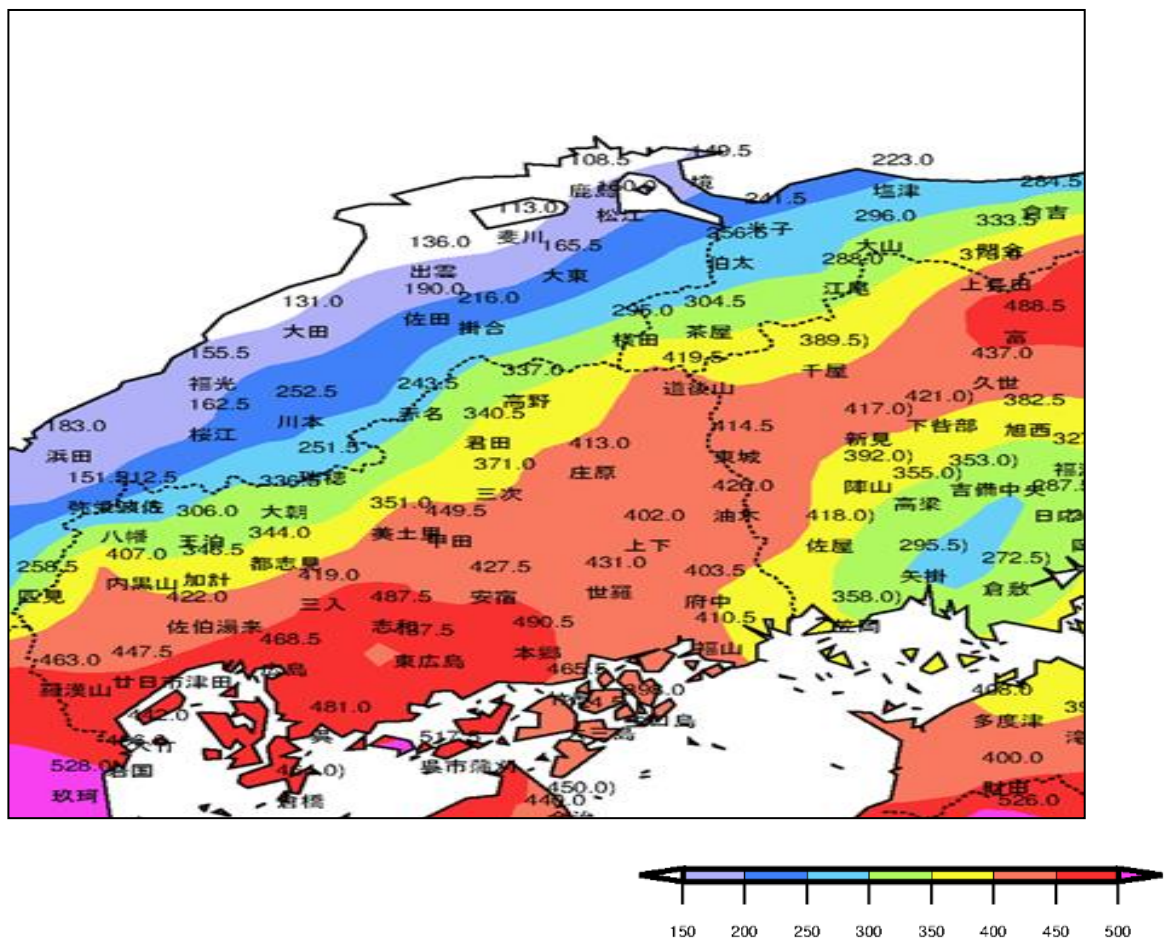
## 1 平成30年7月豪雨の概要

平成30年7月はじめ、梅雨前線が日本付近に停滞し、台風第7号が北上して日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、大雨となりやすい状況が続いた。

このため、本県だけでなく、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となり、多くの地点で24・48・72時間降水量の値が観測史上第1位となるなど、これまでの観測記録を更新した。

この中で72時間降水量の値において、観測史上第1位を記録した全国22道府県119地点のうち、本県が22地点を占めるとともに、安芸太田町を除く22市町に本県で初めてとなる大雨特別警報が発令された。

また、7月6日12時00分～7月7日12時00分の24時間雨量は、県北東部の特に多いところでは250mm以上、県南西部の特に多いところでは350mm以上を観測し、さらに7月3日から8日にかけての累積雨量は、多いところで676mmに達するなど、7月の過去の最大月間降水量を超える雨量をわずか6日間で記録し、これまでに経験したことのないような記録的な大雨となった。

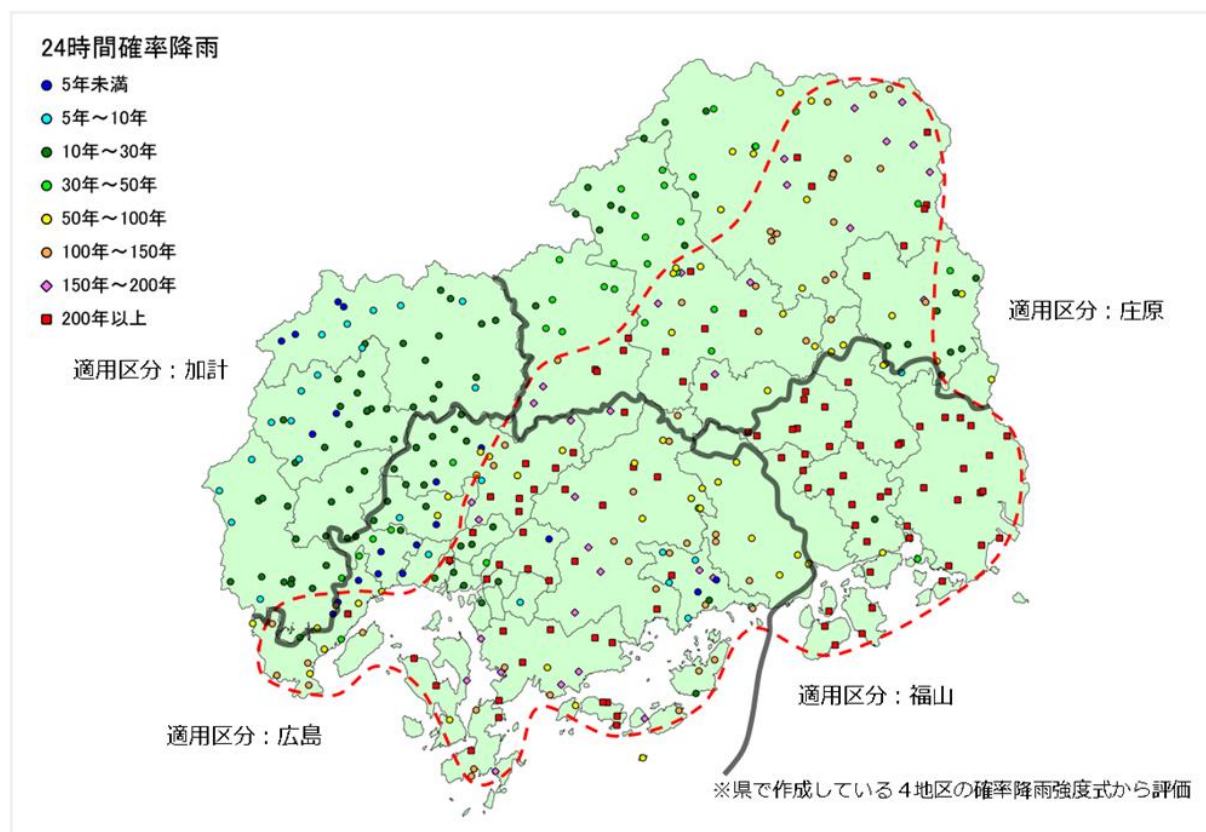


累積雨量上位地点（7月3日0時～7月8日24時）

市区町	観測局名	雨量 [mm]
呉市	野呂川ダム	676.0
呉市	警固屋	654.0
呉市	田戸	629.0
呉市	蒲刈町	574.0
呉市	呉	572.0
呉市	郷原	570.0
竹原市	仁賀ダム	554.0
広島市安芸区	立石	541.0
呉市	蒲刈大浦	539.0
東広島市	三津	535.0

さらに、河川や砂防の施設計画の前提となる降雨量について、本県で独自に発生確率を評価した結果、降雨継続時間が24時間の場合では、100年確率規模以上の降雨を観測した地点が405地点のうち、184地点と県内に広く分布するとともに、200年確率規模以上も101地点で分布する状況となっており、これまでの本県における河川等の最大計画規模である100年確率を上回る大雨となった。

（県内最大の計画規模を設定している沼田川、黒瀬川でも計画規模は100年確率）



## 第2 検証の概要

### 1 検証の目的

今回の検証は、7月豪雨の発災から広島県災害対策本部廃止の約45日間（7/5～8/14）の広島県による初動・応急対応に関する課題等を把握し、将来の大規模災害に備えるためのノウハウとして蓄積することを目的とする。

### 2 検証の方法

本検証では、県の各部局、国、他府県、防災関係機関、県内市町等への調査を実施し、県の具体的な取組状況や課題、改善の方向性を整理・分析した。

なお、本検証の客観性を確保するため、防災研究機関である一般財団法人消防防災科学センターに、各調査の実施、調査結果の整理・分析業務を委託した。

#### (1) 対象機関

県	災害対策本部事務局各班、実施部各班、各プロジェクトチーム、災害対策支部各班
市町	県内全23市町
防災関係機関	広島県防災会議委員、ライフライン事業者、交通事業者等
他府県	中国地方知事会、関西広域連合、全国知事会
国	内閣府、内閣官房、総務省消防庁、厚生労働省、経済産業省、中国管区警察局、中国四国防衛局、中国総合通信局、中国財務局、中国四国厚生局、広島労働局、中国四国農政局、近畿中国森林管理局、中国経済産業局、中国四国産業保安監督部、中国地方整備局、中国運輸局、大阪航空局広島空港事務所、広島地方気象台、第六管区海上保安本部、中国四国地方環境事務所、中国地方測量部

#### (2) 調査内容

対象機関毎の内容は次のとおり。

県災害対策本部事務局各班 実施部各班 各プロジェクトチーム 災害対策支部各班	○自班の分掌事務に関する初動応急対応 ・各分掌事務に関する主な対応状況 ・評価できる点、円滑に対応できた点 ・改善が必要な点、課題が生じた点、対応にあたり支障となった点（他班や他機関との連携を含む） ・対応方策、改善の方向性 ○他班の分掌事務やどの班にも属さない業務で、7月豪雨において自班で実施した初動応急対応
---	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主な対応状況</li> <li>・評価できる点，円滑に対応できた点</li> <li>・改善が必要な点，課題が生じた点，対応にあたり支障となった点 (他班や他機関との連携を含む)</li> <li>・対応方策，改善の方向性</li> </ul> <p>○他班が実施した初動応急対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価できる点，円滑に対応できた点</li> <li>・改善が必要な点，課題が生じた点</li> <li>・対応方策，改善の方向性</li> </ul>
市町	<p>○市町の視点から見た，県が実施した市町への支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価できる点，円滑に対応できた点</li> <li>・改善が必要な点，課題が生じた点</li> <li>・対応方策，改善の方向性</li> </ul> <p>○今回は県からの支援がなかったが，今後同様の災害が発生した場合に県から市町に支援してほしいこと，今後の要望等</p>
国，防災関係機関	<p>○各機関による広島県及び県内市町への支援活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な支援活動の状況</li> <li>・支援活動の実施にあたり課題が生じた点，支障となった点</li> <li>・県や県内市町による対応方策，改善の方向性</li> </ul> <p>○各機関の視点から見た広島県の初動応急対応についての意見等</p>

※具体的な取組状況や課題，改善の方向性を整理・分析するために，書面調査の他，必要に応じてヒアリング調査を実施した。

### 3 検証結果の取りまとめ及び課題への対応時期

#### (1) 検証結果の取りまとめ

広島県災害対策本部を設置した平成30年7月5日から同本部を廃止した8月14日までの概ね45日間において，「広島県地域防災計画（基本編）第3章 災害応急対策計画」のうち，県が実施した初動・応急対応に関する次の25項目にとりまとめた。

初動対応	① 活動体制の確立及び災害対策本部の運営等	③ 広報
	② 災害情報等の収集・伝達	⑤ 医療・救護
	④ 消防防災ヘリの運用	⑦ 水防活動
	⑥ 交通対策	
応援・受援活動	⑧ 自衛隊の災害派遣要請	⑨ 消防組織に関する応援
	⑩ 行政等の支援	

避難者等の応急支援	⑪ 避難所運営支援	⑫ 給水・入浴支援
	⑬ 物資等の調達・搬送	⑭ 防疫及び保健衛生
	⑮ 要配慮者対策	⑯ 被災地における防犯対策
被災者の生活再建 支援	⑰ 災害廃棄物処理	⑱ 災害ボランティア支援
	⑲ 文教対策	⑳ 住宅支援
	㉑ 被災者相談	㉒ 災害救助法
	㉓ 住家被害認定・罹災証明書交付	
	㉔ ライフラインの災害応急対策	
	㉕ 公共土木施設等の災害対策	

## (2) 課題への対応時期

改善の方向性については、次の3区分で課題への対応時期を表示した。

- 短期：1年以内に改善を目指すもの
- 中期：2年から3年以内に改善を目指すもの
- 長期：3～5年を目途に改善を目指すもの

## 4 検証の実施期間

平成30年12月～31年3月



### 第3 検証の結果

#### 1 初動対応

##### (1) 活動体制の確立、災害対策本部の運営等

###### ア 概要

本災害では、警戒体制への移行についても非常体制への移行（災害対策本部の設置）についても、事前の災害対策運営要領で定めていたとおり「警報の発表」や最初の「土砂災害警戒情報の発表」を受けて速やかに行った。しかしながら、随時気象台から今後の気象情報についての聞き取りを行っていたものの、各地で災害が発生する7月6日夕刻まで実際に発生する災害を十分予見することができなかった。今後、平成26年8月豪雨災害のような突如の豪雨等多様な雨の降り方も考慮しながら、災害発生の可能性をさらに見極めるための知見の蓄積が必要である。

本庁においては、災害対策本部の設置後、毎日、本部員会議や連絡調整会議を開催し、被災地での課題に対する対応方針を迅速に決定した。県内広域にわたる大災害であり、複数の局にまたがる業務や事務分掌にない業務に数多く直面したが、臨時に「特命担当」として担当部局・担当者を決めて柔軟に対応した。一方、連絡調整会議の設置・運営方法については事前の規定がなく、会議での協議内容を本部事務局や各局でどのように共有するかといった課題も顕在化した。今後、庁内一丸となった対策を推進できるよう、連絡調整会議の設置や情報共有の方法などをマニュアルなどで明確化する必要がある。

また、多種多様な課題に直面する中で、国をはじめ、多くの防災関係機関から支援を受けたが、県庁舎内のスペースが不足し、防災関係機関から派遣された多くのリエゾンには、本部事務局とは別の部屋での執務を余儀なくされ、情報共有の面で大きな課題が残った。今後、防災関係機関の執務スペースをあらかじめ計画し、また、関係者が一堂に会して、情報を共有し、協働での課題解決を促進していくための仕組みを構築していく必要がある。

市町との連携については、「被災者や被災市町が求めていることに応じ、市町をしっかりと支援していく」（知事コメント）という方針を具体化するため、被災市町に本庁から市町支援員を派遣するなどの対応を図ったが、支部から派遣する市町情報収集連絡員（後述）との相違が不明確であったり、被災市町から県に対する応援要請等の情報収集が、庁内において一元的に行われなかったりしたことから、対応が混乱した局面もあった。今後、市町への支援体制をさらに強化していくため、市町支援員と支部から派遣する市町情報収集連絡員との関係を明確化するとともに、本部事務局内に受援班を設け、被災市町からの応援ニーズの把握を一元的に行えるようにするなどの対策が必要である。また、災害の態様によっては、迅速に現地災害対策本部を設置するなどの仕組みも整えていく必要がある。

市町に最も近い位置にある各支部は、本庁での体制移行に呼応し、体制を速やかに整えるとともに、市町情報収集連絡員を派遣するなどして管内市町の状況把握に努めた。しか

しながら、道路の寸断や要員の不足などから、市町情報収集連絡員を派遣できないなど思うような活動を展開できない場合も多かった。今後、市町情報収集連絡員の配備について、管内の広さ、職員数、休日・夜間、長期的な対応なども考慮し、支部構成機関全体で効果的な体制の整備を図るとともに、市町、支部（市町情報収集連絡員）、本庁（危機管理課）の連携を促進するための研修や図上訓練を企画し、毎年度出水期前に支部毎に訓練を行うなどの対策を推進していくことを通じて、前段での本庁での対策と合わせ市町をしっかりと支援していく体制を確立していく必要がある。

## イ 当時の対応状況

### 【本庁】

日付	主な対応
7月5日 (木)	< 1時34分 > 広島市、大竹市、廿日市市に大雨注意報が発表されたことを受け、注意体制に移行
	< 8時08分 > 廿日市市に大雨警報（土砂災害）が発表されたことを受け、警戒体制に移行
	< 8時10分 > 市町及び消防本部に注意喚起及び情報収集（以降継続）
	< 14時00分 > （気象庁による臨時記者会見）
	< 15時30分 > 7月5日から8日までの大雨に関する危機管理推進員会議開催
	< 17時15分 > 庄原市に最初の土砂災害警戒情報が発表されたことを受け、非常体制に移行し、災害対策本部を設置
7月6日 (金)	< 15時00分 > 陸上自衛隊第13旅団に連絡し、17時から第1回本部員会議を開催する旨を連絡
	< 17時00分 > 第1回本部員会議開催 知事コメント ・人命第一に、緊張感を持ち、市町や防災関係機関と連携して迅速な対応ができるよう準備すること ・県民の皆様への警戒喚起 連絡調整会議開催（本部長、副本部長、各局長等が出席。原則、毎日開催し、被災地での課題に対する対応方針を決定。）
	< 19時56分 > 災害対策本部事務局の拡充（広島県防災航空センター全員招集及び防災航空グループ設置）

	<p>&lt;20時30分&gt;  第2回本部員会議開催  知事コメント  ・土砂災害警戒情報の発表（県内全域）、大雨特別警報の発表を受け、確実な避難対策と人的被害が発生した場合の人命救助及び救急医療に万全を期すこと  ・県民の皆様への一層の警戒喚起  災害対策本部事務局の拡充（災害対策本部事務局消防救急班、緊援隊・航空調整グループ設置）</p>
7月7日 (土)	<p>&lt;7時30分&gt;  第3回本部員会議開催  知事コメント  ・本部員への指示（被害の全体像の把握、市町への支援、県民の皆様への迅速・的確な情報提供）  ・県民の皆様への警戒喚起  災害対策本部事務局の拡充（災害対策本部事務局総括調整班、救援物資調達グループ及緊急輸送グループの設置）</p>
7月8日 (日)	<p>&lt;10時00分&gt;  第4回本部員会議開催  知事コメント（前回と同趣旨）</p>
	<p>&lt;11時15分&gt;  職員の安否確認を指示</p>
	<p>&lt;21時00分&gt;  第5回本部員会議  知事コメント（前回と同趣旨）</p>
7月9日 (月)	<p>第6回本部員会議開催  知事コメント  ・本部員への指示（被災者及び市町のニーズへの迅速な対応、適切な避難所運営に留意等）</p>
	<p>市町支援員の派遣（三原市、東広島市災害対策本部と密接に連携を図るため、県職員の市町支援員を派遣）</p>
7月10日 (火)	<p>第7回本部員会議開催  知事コメント  ・本部員への指示（前回と同趣旨）  ・府中町榎川氾濫も踏まえた県民の皆様への警戒喚起</p>
7月11日 (水)	<p>職員の心身のケア対策（「災害対応業務に従事する職員への健康管理上の留意事項」を全庁掲示板に掲載）</p>
7月12日 (木)	<p>第9回本部員会議開催  知事コメント  ・本部員への指示（前回と同趣旨）  ・福山市への大雨警報発表も踏まえた県民の皆様への警戒喚起</p>
7月13日 (金)	<p>第10回本部員会議開催  知事コメント  ・県民の皆様への熱中症、感染症などへの注意喚起等</p>

7月14日 (土)	第11回本部員会議開催 知事コメント ・ボランティアへのお礼 ・本部員への指示（被災者及び被災市町のニーズの積極的な把握等）
7月15日 (日)	第12回本部員会議開催 知事コメント ・応援機関やボランティアへのお礼 ・本部員への指示（被災者及び被災市町の変化するニーズへの適切な対応等）
7月29日 (日)	第26回本部員会議開催 知事緊急コメント ・台風第12号接近に伴う警戒喚起等
8月14日 (火)	第28回本部員会議開催 知事コメント ・「災害対策本部」を廃止し「災害復旧・復興本部」に移行

#### 【支部】

日付	主な対応
7月5日 (木)	<17時15分> 災害対策支部の設置（各支部） 支部会議の開催（各支部）
7月6日 (金)	<15時50分> 三次市からの要請を受け、三次地域情報収集連絡員を派遣（北部支部）
	<19時40分～> 本庁からの要請を受け、被災市町の災害対策本部へ市町情報収集連絡員を派遣（各支部） 災害対策本部員会議に出席し、情報収集を実施（各支部）
7月8日 (日)	庁舎の断水への対応（東部支部尾三支局）
7月13日 (金)	各市町長から支援に関するニーズの聴き取りを実施（各支部）

#### ウ 評価できる点

##### ①災害対策本部の設置・運営

##### <本部員会議の開催>

- ・本部員会議において、災害対応に関する「県のこれまでの取組及び及び今後の取組予定」をまとめた資料を配付したことは、報道機関の効率的な取材及び情報発信に役立った。
- ・本部員会議後に、報道機関による知事への取材の場を設け、知事コメントを発表することにより、県民へのメッセージを発信した。

##### <連絡調整会議の開催>

- ・知事，副知事，各局長などが出席する「連絡調整会議」を原則，毎日開催し，被災地での課題に対する対応方針を迅速に決定した。
- ・連絡調整会議では，複数の局にまたがる業務や事務分掌にない業務などについては，臨時に「プロジェクトチーム（特命担当）」として担当部局・担当者を決め，迅速に対応した。

#### <市町との連携・支援体制の構築>

- ・7月9日にリエゾン派遣が決定された後，速やかに人選，説明会を開催し，宿泊先を確保の上で，職員を派遣し，避難所運営支援における配置先，必要人数，勤務シフトなど，刻々と変化するニーズに的確に対応した。

## エ 課題及び改善の方向性

※改善の方向性については，次の3区分で対応時期を表示

- 短期：1年以内に改善を目指すもの
- 中期：2年から3年以内に改善を目指すもの
- 長期：3～5年を目途に改善を目指すもの

### ①災害対策本部の設置・運営

#### <連絡調整会議の開催>

課 題	改善の方向性
<p>・連絡調整会議の設置・運営方法については規定がなく，また災害対策本部事務局と別フロアで開催されたため，会議での協議内容を災害対策本部で十分に共有することができなかった。</p> <p style="text-align: right;">(危機管理課)</p> <p>・発災当初，各部局が何を対応しているのか，今後，何を対応すべきなのか等，災害対応状況の全貌が把握できなかった。</p> <p style="text-align: right;">(危機管理課)</p> <p>・連絡調整会議は，重要な判断を行う場，大きな課題の対処方法を検討する場でなければならないが，発災時，あらゆる案件に関する対応方法について細かく指示することに会議時間が割かれてしまった。</p> <p style="text-align: right;">(危機管理課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 連絡調整会議の設置や情報共有の方法などをマニュアルなどに定める。</li> <li>● 災害の状況に応じて新たに発生する課題に対して迅速かつ柔軟に対応するため，「プロジェクトチーム」の臨時設置について要領に明記する。</li> <li>● 将来的には，十分な災害対応スペースを確保し，連絡調整会議と災害対策本部事務局との円滑な情報共有を図るため，会議の開催場所を災害対策本部事務局と同フロアとする。</li> <li>● あらかじめ，各部局がやるべきことをマニュアルに明確に整理し，災害が発生した場合は，そのマニュアルに基づき各部が行動・状況報告し，連絡調整会議では，それでもなお出てきた課題の対処方法を議論する場にする。</li> </ul>

#### <本部事務局要員の配備>

課 題	改善の方向性
<p>・各班単位で適宜交代を行っていたが，十分な交代要員が確保されていない，交代時の引継ぎが円滑にできないなどの課題があった。</p> <p style="text-align: right;">(危機管理課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 危機管理課の経験者等も含めた複数のチームを編成するなど，長期間対応時のローテーション体制等について検討する。</li> <li>● 配備要員間の引継ぎが円滑にできるよう，具体的な引継ぎ方法を定める。</li> </ul>

#### <受援業務の実施>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・受援業務については、事務分掌が明確になっていない。 (危機管理課, 人事課, 市町行財政課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本部事務局内に受援班を設け、外部からの応援を円滑に受け入れ、効果的に運用する体制の整備を図る。</li> </ul>

#### <市町との連携・支援体制の構築>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町へ派遣する市町支援員については、市町情報収集連絡員との相違や役割等を明確化し、庁内及び市町で共通認識を持つ必要がある。 (危機管理課, 総務課, 各総務事務所)</li> <li>・被災市町から県に対する応援要請等の情報収集が、庁内において一元的に行われなかったことから、情報が錯綜し、事務が混乱した。 (危機管理課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市町支援員と、支部から派遣する市町情報収集連絡員との関係を明確にし、情報の共有方法等も含めて整理し、制度化する。</li> <li>●本部事務局内に受援班を設け、被災市町からの応援ニーズの把握を一元的に行えるようにするとともに、現地災害対策本部の設置や、リエゾンの派遣等について、災害の態様をいくつか想定して事前に決めておく。</li> </ul>

#### <防災関係機関との調整>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの防災関係機関が北館に集合し、限られたスペースであったことから、部屋の移動などが発生した。 (危機管理課)</li> <li>・国をはじめ、防災関係機関から派遣された多くのリエゾンには、災害対策本部事務局とは、別の部屋で作業しており、情報共有が十分に行われていなかった。 (危機管理課)</li> <li>・防災関係機関が個別に対応している事案を、災害対策本部で一元的に把握し、活動調整することができなかった。 (危機管理課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災関係機関の執務スペースを確保し、どの部屋にどの機関に入ってもらうか、あらかじめ計画しておく。特に、災害急性期の医療を担うDMA Tやドクターヘリとの連携を考慮する。</li> <li>●関係者が一堂に会して、情報を共有し、課題の解決を促進する仕組みをつくる。</li> <li>●将来的には、十分な災害対応スペースを確保する。</li> <li>●防災関係機関との対策会議を開催し、災害情報や対応状況の共有、活動調整を行う。</li> </ul>

#### ②支部の活動

#### <体制の確立と職員の配備>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災初動期は電話やネットが通信障害により繋がらず、職員や関係機関と連絡が取りにくかった。 (危機管理課)</li> <li>・支部体制が長期化した場合、交代要員も含めた、要員の確保が課題である。 (各総務事務所)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通信障害時における連絡体制の確保方策を検討する。</li> <li>●災害対応の長期化を想定し、支部構成機関全体で職員の配備体制のあり方を検討する。</li> </ul>

#### <活動環境の整備>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・尾道市内は発災直後から断水となり、庁舎機能の一部（水供給、冷房、トイレ）が停止したが、断水に対して必要な対策を整理しておらず、一からの対応となった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●庁舎が停電、断水した場合や交通が遮断された場合の体制を検討する。</li> </ul>

課 題	改善の方向性
(各総務事務所)	

<市町情報収集連絡員の派遣>

課 題	改善の方向性
<p>・派遣の要否及び可否の判断が困難であった。 (危機管理課, 総務課, 各総務事務所)</p> <p>・被災市町が多数で名簿登載者では足りなかったため, 対策本部から派遣決定があった市町の全てには, 派遣できなかった。 (危機管理課, 総務課, 各総務事務所)</p> <p>・連絡員を派遣すべき事態であったが, 少人数職場であり, 断水対応等により, 総務事務所からの派遣は困難な状況であった。また, 県税事務所職員のみでの派遣も無理な状況であった。 (各総務事務所・県税事務所)</p> <p>・複数市町に長期間職員を派遣することになれば, 総務事務所・県税事務所の体制が保てない。 (各総務事務所・県税事務所)</p> <p>・事前に定めている市町情報収集連絡員が, 地元の職員ばかりでないため, 緊急時の確保に苦労した。 (各総務事務所)</p> <p>・安全が確保されない中で派遣を実施した支部では, 二次被害の可能性が生じた。 (各総務事務所)</p> <p>・道路状況等の災害状況をよく判断して, 市町への派遣に危険性がないかよく判断をするべきであった。 (各総務事務所)</p> <p>・市町情報収集連絡員の業務(役割)と, 市町が県からの派遣職員に対して期待する役割がミスマッチとなっている。 (危機管理課, 総務課, 各総務事務所)</p> <p>・夜間・休日に呉市に災害対策本部が設置されるような災害が発生した際でも, 呉市内に在住の(呉市の地理や事情を熟知した)県の連絡要員の方が, 呉市役所に自動的に参集される初動体制の確認が必要であると思われる。 (危機管理課, 総務課, 各総務事務所)</p> <p>・東広島市へは, 災害対策本部運営のため本庁から職員が派遣されていたが, これら職員の業務との仕分けがつかめなかった。 (危機管理課)</p> <p>・発災直後, 本庁と市町の双方から市町情報収集連絡員に対し, 想定を超える要求があったが, 対応には限界があった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時には, 二次災害を考慮した派遣を徹底する。</li> <li>● 市町情報収集連絡員の配備について, 管内の広さ, 職員数, 休日・夜間, 長期的な対応なども考慮し, 支部構成機関全体で効果的な体制の整備を図る。</li> <li>● 市町情報収集連絡員の役割や本庁から派遣する市町支援員との関係を整理し, 共有する。また図上訓練の参画等を通じて, 連絡員業務の訓練の充実を図る。</li> </ul>

課 題	改善の方向性
<p>(危機管理課, 総務課, 各総務事務所)</p> <p>・給水車の道案内・調整やドローン撮影同行は本来連絡員の業務ではない。人員不足のなか長時間の対応が必要であり, 本来の班業務が行えなかった。また, 給水車については前日 22:30 頃直接連絡員に電話があり, 翌朝 7:00 に現地へ行ってほしいという依頼の仕方と相談する時間もなかった。</p> <p>(危機管理課, 総務課, 各総務事務所)</p>	

<市町からの情報収集>

課 題	改善の方向性
<p>・情報収集に当たっては市町情報収集連絡員をもっと有効に活用して欲しい。一日に数回, 県に, 被災状況や人的・物資支援など電話報告を求められたが, 災害対応に忙殺される中, 対応が困難である。</p> <p>(危機管理課, 総務課, 各総務事務所)</p> <p>・市町情報収集連絡員を派遣しているのであれば, 市町情報収集連絡員を有効に活用して欲しい。災害の状況はシステムに入力しているので, 避難所ごとの避難者や現在の体制等をいちいち電話で聴取せず, システムの内容で間違いないかどうかの確認を市町情報収集連絡員に行って欲しい。一般からの電話応対に加え, 県からの状況確認等に対応することは困難である。</p> <p>(危機管理課, 総務課, 各総務事務所)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被害の詳細がつかめない状況や市町が災害対応で忙殺されている状況での市町からの情報収集のあり方を, 市町の負担軽減という観点も含めて検討し, 市町情報収集連絡員と共有する。</li> <li>●市町, 支部(市町情報収集連絡員), 本庁(危機管理課)の連携を促進するための研修や図上訓練を企画し, 毎年度出水期前に支部毎に訓練を行うようにする。</li> </ul>



## (2) 災害情報の収集・伝達

### ア 概要

本項では、主に災害対策本部事務局における情報の収集及び伝達に係る情報に焦点をあて、記載している。

災害対策本部事務局として最も重要な情報は、事前に「今後の天気の見通し」を広島気象台から聴取し、適切なタイミングで、必要な情報を市町及び消防本部に伝達し、市町の避難情報の発令に寄与することである。今回の災害においては、災害対策本部設置前から、広島地方気象台から随時情報を聴取し、市町及び消防本部に対して適宜、一斉送信により情報を提供し、市町の避難情報の発令の促進に繋げることに努めた。併せて、県民の生命に係わる河川の水位情報や、土砂災害警戒情報の発表に影響する情報等についても、常時監視したうえで、市町及び消防本部に伝達し、情報共有を行った。

事態が急変し、管内の被害情報等が入ってきた以降は、県から直接県民に対して注意喚起の情報を発信するとともに、被害情報や、避難所・避難者の情報を収集し、整理してとりまとめる作業を行い、本部へ報告するなどの対応を行った。

また、災害対応に追われる市町に、市町情報収集連絡員を派遣し、県として必要な情報は自ら収集し、市町の状況を把握したうえで、県として市町に対して必要な支援や対応に繋げた。

併せて、県内の交通情報やライフライン情報などの県民の生活情報についても収集し、整理して情報発信を行った。

今回の災害においては、上記のような適切な対応を行った一方で、多くの課題や改善点があげられていることから、次に来る災害に備えて改善し、より適切で効果的な情報収集・伝達の体制を構築することが望まれる。

### イ 当時の対応状況

日付	主な対応
7月5日 (木)	< 9時00分 > <ul style="list-style-type: none"><li>・広島地方気象台より「今後の天気の見通し」を随時聴取</li><li>・広島地方気象台からの気象予警報等のFAXの内容を市町・消防本部等へ一斉指令卓から送信</li><li>・広島県防災情報システム、気象庁ホームページ等で各種気象情報（雨量、水位等）を常時監視</li></ul>
	< 17時15分 > <ul style="list-style-type: none"><li>・被害情報等の収集、分析及び図示に関する事務を実施</li><li>・被害情報（主に人的被害）に関する市町毎のエクセルの集計表を作成し、事務局内で情報を共有</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・避難情報や避難所情報のシステム入力に関する市町の入力補助や質問対応を実施</li></ul>

7月6日 (金)	<14時05分> ・広島地方気象台と共同で、土砂災害警戒情報第1号を発表
	<17時00分> ・防災情報システムが未入力各市町に対し入力を依頼するとともに、入力された内容について詳細を確認
	・気象予警報や避難情報、土砂災害危険度情報、水位情報等を広島県防災Webにより情報提供 ・県防災情報メール通知サービス、視覚障がい者向け防災メールシステム及びヤフー防災アプリにより、情報伝達 ・広島県防災情報システムにより重要情報をLアラートへ随時配信 ・気象台からの聞き取り情報を市町・消防等に情報提供 ・県民への注意喚起メッセージを配信し、市町に対しても住民への注意喚起等の対応を依頼
	・広島県防災情報システムにより市町の避難者情報を確認するとともに、市町に電話等で直接情報を収集して整理
7月7日 (土)	・災害対策本部へ派遣された気象庁防災対応支援チーム(JETT)から「今後の天気の見通し」を随時聴取
7月10日 (火)	・広島県防災Webや県防災情報メール通知サービス、視覚障がい者向け防災メールシステム及びヤフー防災アプリにより、被災者向けの生活支援情報を定期的に配信 ・市町毎の生活支援情報(給水情報等)等を、市町が広島県防災情報システム経由でLアラート上に直接配信

## ウ 評価できる点

### <広島県総合行政通信網における情報の収集・伝達>

- ・停電発生時においても、非常用電源を用いて、システムトラブルなく、総合行政通信網を途絶えることなく運用することができた。

### <気象情報の収集・伝達>

- ・危機管理課職員を中心に気象予警報等や各種気象情報を監視し、適宜市町へ避難勧告等の助言を行った。
- ・災害対策本部の設置前から、広島地方気象台より「今後の天気の見通し」を随時聴取するとともに、大雨に関する説明会を開催し、県内市町及び消防、庁内各局と情報共有を図った。

### <被害情報の収集・伝達>

- ・市町、消防からの聞取により(主に人的被害)、エクセル管理し、危機管理センター内のモニターに常時表示していたため、本部内の各グループや国の防災関係機関(リエゾン)との情報共有を図るとともに、情報の重複等による混乱が低減できた。

### <土砂災害警戒情報の発表>

- ・降雨量や土壌雨量指数等のデータを監視し、広島地方気象台とも調整を行ったことで、

土砂災害が発生する1時間以上前のタイミングで警戒情報の発表を終えており、避難する時間をある程度確保することができた。

#### <道路被害情報の収集及び緊急輸送ルートの選定>

- ・災害情報集約支援チーム（ISUT）の情報を大型モニターに表示することで、リアルタイムの道路情報を容易に把握することができ、関係者で共有することができた。
- ・トラック協会のリエゾンを通じて、配送票や配送ルートの受け渡しを実施したため、災対本部からの情報を、円滑にドライバーに伝達できた。

#### <住民への情報提供・注意喚起>

- ・プッシュ型の県防災情報メール通知サービス、視覚障がい者向け防災メールシステム及びヤフー防災アプリを通じて、避難情報等の重要情報や生活支援情報を県民に直接配信することができた。
- ・避難情報等の重要情報の他、市町毎の生活支援情報等をLアラートへ配信することで、各メディアに迅速かつ一元的に情報を配信することができた。
- ・広島県防災Webにアクセスが集中した時でも、アクセス障害を発生することなく県内の防災情報を多くの県民に伝達することができた。
- ・台風接近時には、知事が直接住民に避難を呼びかけたため、住民の事前避難を促し、人的被害の防止に繋がった。

#### <市町情報収集連絡員の派遣による情報収集>

- ・連絡員の派遣予定者名簿や情報収集機器を完備し、訓練を実施してきたことから、速やかな動員ができた。
- ・年度当初の市町訪問時に、連絡員制度の周知と協力依頼により、スムーズに市町の災対本部に入ることができた。
- ・市町情報収集連絡員派遣可能者の調整を早急に行い、比較的早い段階で派遣することができた。
- ・本部と支部・市町情報収集連絡員・建設連絡員が十分に連携を図り、対応することができた。
- ・公用携帯電話（スマートフォン）を活用し、ホワイトボードの記録や掲示された情報を写真撮影し、メールで送信することによって、総括班員が情報整理することで、より迅速な活動を行うことができた。
- ・市町の被災情報等を、本部からの要望に応じて適宜、提供することができた。

## エ 課題及び改善の方向性

※改善の方向性については、次の3区分で対応時期を表示

- 短期：1年以内に改善を目指すもの
- 中期：2年から3年以内に改善を目指すもの
- 長期：3～5年を目途に改善を目指すもの

### <広島県総合行政通信網における情報の収集・伝達>

課 題	改善の方向性
<p>・中継局は山間部にあり、1本しかない道路が土砂崩れにより車両が通れなかったため、非常用電源の燃料運搬を人力で行うしかなかった。</p> <p style="text-align: right;">(危機管理課)</p>	<p>●長期停電時の非常用発電機への燃料補給を人力で運ぶことを想定し、背負子などの道具類を備えておく。</p>

### <気象情報の収集・伝達>

課 題	改善の方向性
<p>・気象情報を常時監視し、市町への確に避難勧告等の助言を行うことは、現状の生活情報収集グループ構成では困難であった。</p> <p style="text-align: right;">(危機管理課)</p> <p>・7月6日午後7時以降は、広範囲で同時多発的に、雨量や水位の基準を超過するとともに、災害対策本部に多くの問合せが殺到したこと等により、気象情報を常時監視し、的確に市町へ助言を行う体制が十分に確保できなかった。</p> <p style="text-align: right;">(危機管理課)</p>	<p>●気象情報の収集及び伝達については、住民の命に直結する重要な業務であるため、市町への確に助言をできる職員を専属で配置する。</p>

### <被害情報の収集・伝達>

課 題	改善の方向性
<p>・危機管理課のダイヤルインに、市町や消防からの県への要請等の連絡と、住民からの問合せが混在して集中したため、市町や消防との調整の最中に住民対応を行うこととなり、災害対応に支障をきたした。</p> <p style="text-align: right;">(危機管理課)</p> <p>・被害が甚大で広域でもあったことから、ホワイトボードや地図への書込みといった被害情報の整理が十分にできていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(危機管理課)</p> <p>・入手した被害情報を紙の地図上に落とす作業を実施したが、被害の大きな市町の情報が入手できないことや、紙の地図のスペースの都合上、実際の対応に活用できるものではなかった。</p> <p style="text-align: right;">(危機管理課)</p> <p>・市町が防災情報システムに被害情報を入力することとなっていたが、実際には入力の手力がさけず、情報が登録されなかったケースがあったため、システムのGIS地図</p>	<p>●市町や消防、防災関係機関との連絡用のダイヤルインを設定し、住民からの問合せと分割することで、市町等との調整に注力できる環境整備を図る。</p> <p>●情報収集及び集約方法の工夫や事前の準備、平時からの訓練の充実を図る。</p> <p>●危機管理センターの中央に大判の紙地図を常時配置し、重要情報入手後速やかに地図上へプロットできる体制を整備する。</p> <p>●速やかな情報共有を図るため、防災情報システムへの被害情報の入力、市町が入力できない場合に県で入力することとし、マニュアルに定める。</p> <p>●早期に市町災害対策本部へリエゾンを派遣し、県が直接情報を入力する体制を構築する。また必要に応じて現地対策本部を設置する。</p> <p>●避難勧告等の助言をリアルタイムに行うための専門グループを作成する。</p>

課 題	改善の方向性
<p>を十分に活用することができなかった。 (危機管理課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被害が大きい市町や消防と連絡が取れなかったため、人的被害や避難者に関する情報を、災害対策本部内では十分に収集できなかった。</li> </ul> <p>(危機管理課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>気象状況に応じて情報収集グループに対し、市町へ避難勧告等の発令の助言を行うよう指示を出していたが、情報収集グループでは、的確な助言が実施できない。</li> </ul> <p>(危機管理課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>6日夕方以降は災害対策本部への外線電話が集中し、危機管理課の中心的な職員が電話対応をせざるを得ない状況となり危機管理センターにすることができず、執務室で災害対応にあたっていたため、危機管理センター内の災害対応機能が実質的に失われた。</li> </ul> <p>(危機管理課)</p>	

#### <土砂災害警戒情報の発表>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>前の発表から新たな発表が15分後という短期間での発表があり、発表する事務が煩雑になった。</li> </ul> <p>(砂防課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回のように明らかに降雨が予想される場合の発表の仕方については、事前から气象台とも調整をした上で、ある程度まとまった範囲で発表する等の改善を行う。</li> </ul>

#### <河川水位情報の収集>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>災害により絵下山中継局配下の雨量・水位観測所のデータの送受信ができなくなり、情報収集に支障が生じた。</li> </ul> <p>(河川課・道路河川管理課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>雨量・水位観測所の観測データの送受信方法について、観測施設等が被災した場合の対応を検討する。</li> </ul>

#### <道路被害情報の収集及び緊急輸送ルートを選定>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>発災直後は、道路ナビへのアクセス集中による障害等により、災害対策本部事務局で緊急輸送ルートを選定にあたって紙の地図に道路被害情報を落とし込む作業を実施したが、通行可能な道路の情報収集や把握が非常に難しかった。</li> </ul> <p>(危機管理課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>刻一刻と道路の交通状況が変わるため、リアルタイムでの道路情報の収集が困難であった。</li> </ul> <p>(危機管理課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リアルタイムでの道路被害の把握やドライバーとの情報共有を図るため、緊急輸送ルートを選定の際の道路被害情報の入手や共有方法を改善する。</li> <li>道路ナビのシステム改善を速やかに行ったほか、今後、各道路管理者との連携やISUTの活用など情報提供の方法について、対応方針を検討する。</li> </ul>

#### <避難者情報の収集>

課 題	改善の方向性

課題	改善の方向性
<p>・避難情報・開設避難所情報の収集は行ったが、各避難所への支援業務の実施部班が不明確であり、支援の要否の確認はしなかった。</p> <p>(危機管理課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模災害時は、避難情報・避難所情報が膨大となるため、専属に避難情報・避難所情報を収集する班を位置付ける。</li> </ul>

<住民への情報提供・注意喚起>

課題	改善の方向性
<p>・県防災情報メール通知サービスにおいて、非常に多くのメールが配信されたため、利用者にとって重要な情報が気付かれにくかった可能性がある。</p> <p>(危機管理課)</p> <p>・複数の情報伝達手段から気象情報や避難情報等を配信したため、利用者によるその情報の緊急性や重要性が十分に伝わらなかった可能性がある。</p> <p>(危機管理課)</p> <p>・県から県民に台風が接近する前の明るうちの避難を呼びかけたが、市町側で避難情報の発令や避難所の開設が明るうちに間に合わないケースがあった。</p> <p>(危機管理課)</p> <p>・発災直後、メディアでは同一の被災箇所が繰り返し報道されていたこともあり、県が住民に伝えたい重要な情報や避難の呼びかけ等のメッセージが十分に報道されないケースがあった。</p> <p>(危機管理課、広報課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県から具体的な内容を示して避難を呼びかける場合には、市町での意思決定や体制整備を想定して、早めに情報共有を図る必要がある。</li> <li>●利用者が重要な情報に気付くことが容易となるように、メールの配信数を絞って減らすなど、配信の仕方を工夫する。</li> <li>●利用者が受信した情報の緊急性や重要性を理解し、避難行動に繋げてもらえるような配信内容とする。</li> <li>●緊急記者会見の設定等、住民の避難に繋がる重要な情報や避難の呼びかけ等のメッセージが、より適切なタイミングで効果的に住民に伝わるよう、県の情報発信の方法を検討するとともに、各メディアに対し協力を依頼する。</li> </ul>

<市町情報収集連絡員の派遣による情報収集>

課題	改善の方向性
<p>・市町情報収集連絡員の業務（役割）と、市町が県からの派遣職員に対して期待する役割がミスマッチとなっている。</p> <p>(危機管理課、総務課、各総務事務所)</p> <p>・発災直後は交通遮断や被災・避難等により登庁可能な職員は連絡員要員でない職員で、長期派遣したことにより、職員不足のなかで連絡員の確保が困難であった。</p> <p>(危機管理課、総務課、各総務事務所)</p> <p>・発災直後数日間は、派遣市町も混乱していたため、正確な情報の収集ができず、本部に正確な被害情報を提供できる状況ではなかった。</p> <p>(危機管理課、総務課、各総務事務所)</p> <p>・本部や派遣先の市町から高度な判断・対応を求められる場合があり、連絡員の判断だけでは難しく、対応に苦慮した。</p> <p>(危機管理課、総務課、各総務事務所)</p> <p>・市町情報収集連絡員の派遣要請があり、市町に向かったが、土砂崩れで道路が通行</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●派遣を希望する市町のニーズを的確に把握し的確な派遣を行うとともに、同要員を対象とした説明会等を実施し、人材育成を行う。</li> <li>●市町情報収集連絡員の業務内容や役割を明確にし、整理するとともに、関係者で情報を共有し、的確に市町情報収集連絡員を派遣する。</li> <li>●2次災害の恐れがあるため、職員の生命の安全を最優先し、発災直後の市町への派遣については、現場である支部の判断も考慮する。</li> <li>●支部内及び市町において、今回の災害対応を踏まえた連絡員派遣に係る訓練を実施するとともに、連絡員の役割について、周知・徹底する。</li> </ul>

課 題	改善の方向性
止めであったため、派遣することができなかった。 (危機管理課, 総務課, 各総務事務所)	

### (3) 広報

#### ア 概要

本項では、広報活動について報道機関への対応と県民への情報提供・問い合わせ対応の観点から検証を行った。

本災害では、災害対策本部の設置以降、本部員会議後の「知事ぶら下がり取材」や被害報の提供などの報道対応を休日も含めて 24 時間体制で行った。特に、本部員会議を公開で実施したことや「知事ぶら下がり取材」は、報道機関にとって効率的な取材環境を整えることとなり、県民への呼びかけを促進することができた。こうした中、報道機関に対応する職員の負担増、取材状況の的確な記録等の課題も浮き彫りとなり、今後改善していく必要がある。

また、報道機関への対応の中で、犠牲者氏名の公表方法を巡る課題も顕在化した。死者等の情報の公表主体について、事前に、県・市町・県警で調整していなかったため、主体が曖昧なままであった。発災直後に調整を図ったが、混乱状態では時間が十分とれず、暫定的に死者数は県、氏名は県警が公表することとなった。この課題については、県と市町、県警及び第六管区海上保安本部等が連携して正確な情報を公表できるよう、その方法を検討していく必要がある。

県民への情報提供については、発災初期の段階から県公式ホームページ内に災害に関する専用ページを設けて被害情報や支援情報を発信した他、県公式 SNS（facebook, twitter, LINE@）やテレビ広報番組などを通じた広報を行った。また、警察本部においても、行方不明者相談ダイヤルの開設、通行止めや渋滞情報の報道発表、避難所での特別生活安全部隊（メイプル隊）による被災者からの意見要望聴取などきめ細かな活動を展開した。被災者や県民の“見通し”に繋がる情報発信が不足しているとの指摘を踏まえ、被災者の希望に繋がる情報や現場の頑張りを、県公式 SNS や HP を通じて発信した点は良い教訓として捉えられたが、一方で、在住外国人や外国人旅行者を対象とした情報発信、様々な機関が支援情報を発信する中で被災者へのわかりやすく一元的にその情報を伝達する方法の検討といった課題もあり、今後改善を検討していく必要がある。

#### イ 当時の対応状況

日付	主な対応
7月5日 (木)	<19時00分> Twitter, Facebook 投稿（土砂災害等の危険度が高まっています。ご注意ください。）
	<22時00分> Twitter, Facebook 投稿（大雨による土砂災害等に注意してください。）
7月6日 (金)	<17時00分> Twitter, Facebook 投稿（ご注意ください！土砂災害の危険が非常に高まっています。）



	報道機関への被害報の提供・問い合わせへの対応（以降継続）
	<21時17分> Twitter, Facebook 投稿（大雨特別警報発令～知事からのメッセージ）
7月8日 (日)	<14時17分> Twitter, Facebook 投稿（増水した川や水路に近づかないでください～知事メッセージ）
	<18時00分> 災害に関するホームページの公開（ページタイトル『平成30年7月5日からの大雨災害に関する情報』） キャッシュサイトの作成
7月10日 (火)	県民への生活支援情報の配信（広島県防災Webや県防災情報メール通知サービス、視覚障がい者向け防災メールシステム及びヤフー防災アプリによる）（以降継続）
7月11日 (水)	Twitter, Facebook 投稿（大雨災害に関するHP掲載～被害状況、道路・ライフライン等情報、支援情報等をまとめて掲載）
7月12日 (木)	ひろしま県民テレビ（変動枠）「豪雨災害関連情報①」放送
7月20日 (金)	みみよりライブ5UP！（30秒告知）「県HP紹介（災害情報）と義援金」放送
	ひろしま県民テレビ（固定枠）「豪雨災害関連情報②」放送
7月28日 (土)	台風接近に伴う知事緊急記者会見
7月29日 (日)	Twitter, Facebook 投稿（県民の皆様へ、直ちに避難をしてください。湯崎知事） 台風接近時等の注意喚起等のメッセージの県民へ配信（広島県防災Web、県防災情報メール通知サービス、視覚障がい者向け防災メールシステム及びヤフー防災アプリによる）
7月31日 (火)	ひろしま県民テレビ（固定枠）「豪雨災害関連情報③」放送

## ウ 評価できる点

### ①報道機関への対応

- ・報道機関に資料を配布し、県HPで確認してもらうことで、送信の手間をなくした。
- ・報道対応の担当者を決めて対応したため、災害対策本部事務局としての回答内容があまりブレなかった。
- ・広島市の土砂災害を教訓に、早い時点で報道・戦略広報担当が災害体制に移行したことで、円滑な対応を行った。
- ・本部員会議で、知事の「ぶら下がり取材」を設定することで、県民への呼びかけを適宜行うことができた。
- ・メディアが興味を持つテーマについて、県が積極的に情報発信を行った。

- ・メディアへの情報発信手段がない市町情報の発信を，県が積極的に行った。

②県民への情報提供・問い合わせ対応

- ・発災直後から，スピード感を持って対応し，7月8日（日）夕方には県ホームページ上に「大雨災害に関する情報」のページを作成した。
- ・被災者の希望に繋がる情報や現場の頑張りを，県公式SNSやHPを通じて発信した。
- ・施設の浸水等のため，学校によってはHPによる臨時休業の周知が難しかったため，マスコミ各社を通じて児童・生徒に周知した。

エ 課題及び改善の方向性

<p>※改善の方向性については，次の3区分で対応時期を表示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 短期：1年以内に改善を目指すもの</li> <li>● 中期：2年から3年以内に改善を目指すもの</li> <li>● 長期：3～5年を目途に改善を目指すもの</li> </ul>
---

①報道機関への対応

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・報道対応の担当者が実質1人だったので，担当者が席を外している場合は，報道からの問い合わせに対する回答が遅れるということがあった。 (危機管理課)</li> <li>・各課の課長が，災害対応に忙殺され，メディア取材の対応が後回しになり，メディアから改善要望の声が多く上がった。 (各課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報経験者の活用も含め，報道機関からの問合せに対応する担当者を増やし，災害の状況に応じて複数名で対応する方法を検討する。</li> <li>● 各課内に課長の他に，事前に研修を受講するなどを条件に，メディア対応を行うことのできる責任者を置く。</li> </ul>

②県民への情報提供・問い合わせ対応

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・未確定情報を「見通し」として発信することについて，広報課と事業課との調整が難航したものもあった。 (広報課)</li> <li>・在住外国人や外国人旅行者を災害時の情報不足による災害弱者にしないために，外国人への多言語による情報提供ルートの整備が必要である。 (国際課)</li> <li>・支援策に関する情報発信は，国や県，市町，関係団体がバラバラにHPで情報提供した結果，それぞれのHPを見ないと全部の情報が分からない状態であったことから，各団体が入力でき，閲覧者がそこを見れば全ての支援策が一括で把握できるサイトが必要である。 (国際課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今回の取組の好事例（未確定な情報を見通しとして発信したことの好反響）を共有し，今後に備えることとし，具体的に，今回の災害対応を踏まえた自主広報・県民対話グループとしてのBCPを作成する。</li> <li>● 「広島県防災Web」ページ上に多言語で表記したリンクボタンを設定する（最低限，英語は表記。）。また，全ての情報を多言語化することは困難なため，外国の大使館や領事館等にも情報提供を行うなどして，情報提供ルートの多重化を図るとともに，外国人や高齢者にも分かりやすい「やさしい日本語」を使った情報提供を行う。</li> <li>● HPや紙媒体を通じて被災者支援に関する情報を一元的に発信する方法について，検討する。</li> </ul>

## (4) 消防防災ヘリの運用

### ア 概要

今回の災害では、消防庁から緊急消防援助隊航空小隊の割り当てを受けて、県庁の航空調整グループにおいて、広島県内全てのヘリ要請入電を一元化、被災地域及び活動内容等を考慮し、各ヘリベースの任務付与（どのヘリを飛ばすかの調整は、ヘリベース指揮者に委任）を行い、関係機関（自衛隊、海上保安庁、県警及び国土交通省）に対しては活動の割振り及び安全運航に係る各種調整を行った。

従来、航空調整グループには航空副隊長のみが要員となっているが、今回は航空隊長も参加したことで調整がスムーズに行われた。しかし、業務量の多さから航空隊長と副隊長の2人の要員では不足していたため、今後は危機管理監員等の人員も含め3人以上の要員が必要である。

一方、ヘリベースについては、広島県緊急消防援助隊航空部隊受援計画をもとに、広島空港と広島ヘリポートの2つにヘリベースを分散配置し、それぞれの活動拠点から災害現場に対応することとした。

同計画では、広島空港のヘリベース指揮者を広島県防災航空隊長と定めていたが、航空隊長は県庁航空調整グループに詰めていたことから、航空副隊長（広島空港対応）及び広島市消防航空隊長（広島ヘリポート対応）が、各ヘリベースの指揮者の任務についた。

特に、広島空港では、県防災ヘリが耐空検査を受けていたためヘリによる活動が無かったことから、ヘリベースでの運航調整に人員を割くことができた（2人で対応）。もし、耐空検査でなく県防災ヘリが運航できる時期であったら、ヘリベースの運航調整と県防災ヘリの運航に支障をきたすことが予想される。そのため、ヘリベースにおいても増員が求められる。

その他、県庁の災害対策本部では、航空機関相互での調整は行われていたが、陸上部隊との調整を行う機会が無かったため、今後は情報共有及び調整の場を設ける必要がある。またDMA T調整本部が別の場所に設置されたことから、ドクターヘリとの調整に課題を残したため、今後、災害対策本部付近にスペースを確保するなどを検討する必要がある。

### イ 当時の対応状況

日付	主な対応
7月6日 (金)	<20時30分> 広島県知事から消防庁長官に対して、緊急消防援助隊の派遣要請
	<22時05分> 広島空港正規スポットの確保、誘導路活用の調整
	<23時30分> 防災航空隊長が県庁到着し各種準備開始

	<23時55分> ヘリベースの分散配置及びヘリ拠点指定について、消防保安課を通じて消防庁へ打診
7月7日 (土)	<1時05分> 各関係機関に対して、ヘリ出動可能状況・機体特性・装備等を確認
	<1時23分> 広島県庁に航空調整グループ設置 ※以後、広島県内すべてのヘリ要請入電を一元化
	<2時10分> 航空調整グループ設置後、最初のヘリ要請（尾道消防） ※以降、ヘリ要請順次入電
	<5時35分> 広島ヘリポート正規スポットの確保、Kエリア使用の依頼
	<8時38分> 航空局からノータム情報（県内6か所の地域を指定し、報道機関に対する高度規制等）発出
7月8日 (日)	<8時20分> 毎朝8時20分を関係航空機関とのミーティング開始時間に設定
7月27日 (金)	緊急消防援助隊（航空小隊）の全隊引揚
7月28日 (土)	広島県防災ヘリコプター「メイプル」運航再開 ※発災当初は耐空検査中（年1回の検査）により運航できなかった。
8月2日 (木)	航空調整グループ解散

## ウ 評価できる点

### <県庁での調整>

- ・県庁災害対策本部内でヘリ要請・管理の一元化を図り、関係機関との航空運用調整の場を設定したことが非常に有効であった。
- ・広島市豪雨災害の教訓を活かし、広島空港・広島ヘリポート正規スポットの早期確保や航空情報の発出要請を迅速に行った。
- ・河川・海域での一斉捜索では、航空調整グループにより活動エリア・時間等の調整を図り、1日当たり最大11機での防災機関総力を挙げての捜索活動を実施した。

### <ヘリベースでの調整>

- ・県防災ヘリコプターが耐空検査中だったため、航空調整業務、ヘリベースでの運航調整に人員を割くことができ、スムーズな調整に繋がった。
- ・出動要請に対するヘリ割振については、基本的には消防防災ヘリを選定し、要請場所に直近となるヘリベースに対して任務を付与し、具体的な選定はヘリベース指揮者に委ね、どのヘリが対応するののかのみを航空調整グループで管理したことで、円滑な活動につな

がった。

## エ 課題及び改善の方向性

※改善の方向性については、次の3区分で対応時期を表示

- 短期：1年以内に改善を目指すもの
- 中期：2年から3年以内に改善を目指すもの
- 長期：3～5年を目途に改善を目指すもの

### <県庁での調整>

課 題	改善の方向性
<p>・発災直後、航空隊長と副隊長の2人で要請された任務を各ヘリベースに振り分ける等の航空調整を行ったが、今回の災害においては、その業務量から人員2人でも不足していた。</p> <p style="text-align: right;">(危機管理課)</p> <p>・災害初動の段階において、防災関係機関の航空リエゾンが集結する仕組みがなかったことや、航空調整グループの行動マニュアルが策定されていなかったことから、関係機関との迅速・的確な連携、運用調整等に不具合を生じた。</p> <p style="text-align: right;">(危機管理課)</p> <p>・各関係機関の航空機関相互でのミーティングは行われていたが、航空調整グループと陸上部隊との調整を行える場が設けられていなかったため情報の共有及び各種活動調整等に不具合を生じた。</p> <p style="text-align: right;">(危機管理課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● マニュアル上では航空調整は副隊長1人で対応することとされているが、今回の教訓も踏まえ、適正に業務を行うために上記の隊員(2人)を含め、3人以上の人員が必要である。</li> <li>● 緊急消防援助隊・航空調整グループの行動マニュアルを作成するとともに、関係機関に周知する。</li> <li>● 各関係機関の航空機関同士によるミーティングではなく、各機関の活動について情報共有を行う場を設ける。</li> <li>● 安全運航を図るために、全ての航空機のコントロールについては、航空調整グループが調整・統制を図ることについて、関係機関等へ周知徹底を図る。</li> </ul>

### <ヘリベースでの調整>

課 題	改善の方向性
<p>・県防災ヘリを飛ばすことができる時期であったら、現状の人数ではヘリベースの運用(応援機受入)、県防災ヘリ運航に支障をきたすと予想される。</p> <p style="text-align: right;">(危機管理課)</p> <p>・広島空港、広島ヘリポートと大規模災害時の申し合わせ事項により駐機の要領を取り決めていたが、災害時は申し合わせと異なる対応が取られることがあった。</p> <p style="text-align: right;">(危機管理課, 消防保安課)</p> <p>・防災航空センターと県備蓄倉庫が同じ場所のため、防災航空センターに配送業者からの電話がたくさん入り、防災航空隊の業務に支障がでた。</p> <p style="text-align: right;">(危機管理課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 航空機の活動調整,ヘリベースの運用(応援機受入),県防災ヘリ運航ができる適正な人員を配置する。</li> <li>● 取り決めた申し合わせについて空港側と再度協議・確認するとともに、大規模災害発生時を想定した申し合わせ等を交わしておく必要がある。</li> <li>● 発災当初の災害対応中は、ヘリ運航業務を優先して対応する必要があるため、備蓄倉庫業務専用回線の設置・周知が必要である。</li> </ul>

### <県庁とヘリベースにおける連絡ツール>

課 題	改善の方向性
-----	--------

課 題	改善の方向性
<p>・ 県庁とヘリベースとの連絡は電話・FAXでのやり取りであったが、航空調整グループ専用の電話・FAX・PC等がなく、各伝達がスムーズにできなかった。 (危機管理課)</p>	<p>● 航空調整グループの連絡内容は、人命に関わることが多いので、専用の電話・FAX・PCを設けるとともに、常時、連絡が取れるような体制に整備する。</p>

<ヘリとの連絡ツール>

課 題	改善の方向性
<p>・ ヘリベースに航空波のアンテナが無いため、活動中のヘリと航空波での情報共有が図れなかった。 (危機管理課)</p> <p>・ 緊急に退避させたい場合や、他の現場へ転進してもらいたくても、航空調整グループには飛行中のヘリと直接連絡する手段がなかった。 (危機管理課)</p>	<p>● ヘリベースにおいて、航空波のアンテナ設置を検討する。</p> <p>● 航空調整グループの執務場所において、飛行中のヘリと直接連絡する手段について検討する必要がある。</p>

## (5) 医療・救護

### ア 概要

本項では、医療・救護活動として、①情報収集・被害調査や、被災地で対応にあたった②災害医療派遣チーム（DMAT）、③医療救護班、④災害派遣精神医療チーム（DPAT）、⑤歯科医師・歯科衛生士、看護師や薬剤師による災害時公衆衛生チーム（以下「公衆衛生チーム」）の派遣・活動、さらに、⑥小児周産期に関する対応、⑦医薬品の搬送の全7項目について記している。

本災害では、これら多岐にわたる保健医療活動チームが発災直後から医療・救護活動に従事した。また、県内のみならず、県外からも多くの支援チームが参集し、県は、受援側として保健医療活動チーム相互の調整や全体の司令塔としての役割を担うこととなった。

活動実施にあたっては、災害対策本部設置と同時期に、県健康福祉局に保健医療調整本部（健康福祉局内班長会議）を設置して、当該本部会議（健康福祉局内班長会議）を毎日開催した。この会議には、厚生労働省からの情報連絡員（リエゾン）やDMAT、DPAT、DHEATなども参加し、関係機関・団体との間での情報共有を図った。一部の被災地域には県職員をリエゾンとして派遣し、被災地の情報収集や市町への助言を行った。被災者の生命に直結する医療・救護活動では、被災地の情報を早期に収集・集約し、適切に保健医療活動チームの派遣等を行う必要がある。このため、今後、今回の災害の検証を踏まえ、被災地域のニーズとリソースの情報収集・集約をより円滑に行えるよう、県や市町、医療機関等の関係機関において、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の積極的な活用に取り組むとともに、平時から会議や研修・訓練等を通じて互いに役割を分担し連携できる体制を整えておく必要がある

また、医療・救護活動は、災害のフェーズ（発災直後の超急性期・急性期から亜急性期、慢性期まで）によって様々な医療・救護が必要であり、今回の災害でも、各保健医療活動チームが、各々の役割に応じて各フェーズでの活動にあたった。被災者に提供する医療・救護に空白が生じないように、各保健医療活動チームや、地域の医療機関が適切に業務を引き継いでいくことが重要となった。さらに、活動をより円滑に行うためには、あらかじめ各保健医療チーム等の活動内容や派遣体制について、平時から県及び市町、関係機関の間で十分に協議し、関係機関が一丸となって地域の医療提供体制を守っていく必要がある。

なお、陸路が寸断され、医療チームの投入が遅れた地域もあったなか、医薬品については、自衛隊ヘリを活用して早期に搬送することができた。今後、各保健医療活動チームの派遣においても、発災直後から航空機や船舶を活用できる体制を検討しておくことが必要である。

### イ 当時の対応状況

日付	主な対応
----	------

7月5日 (木)	<p>&lt;14時00分&gt; 局長，各部長，各班長等により班長会議を開いた。6日以降も毎日10時から開催した。(保健医療調整本部に位置付け)</p>
7月6日 (金)	<p>&lt;15時26分&gt; EMISを警戒モードに切り替えた。</p>
	<p>&lt;17時01分&gt; 県立広島病院DMATを広島市南区の救助現場に出動させた。</p>
	<p>&lt;19時18分&gt; DMAT調整本部の設置を決定し，本部要員の参集を指示した。</p>
	<p>&lt;19時50分&gt; EMISを災害モードに切り替えた。</p>
	<p>&lt;22時10分&gt; DMAT調整本部を設置した。</p>
	<p>&lt;22時36分&gt; DMATに安芸消防署への参集を指示した。</p>
	<p>&lt;23時28分&gt; 安芸消防署にDMAT活動拠点本部を設置した。</p>
7月7日 (土)	<p>&lt;10時03分&gt; 厚生労働省DMAT事務局へDMATロジスティックチーム派遣を要請した。 (DMAT調整本部等で活動)</p>
	<p>&lt;14時45分&gt; 島根県にDMAT派遣を要請した。 (安芸消防署DMAT活動拠点本部で活動)</p>
	<p>日本赤十字社広島県支部に対して，医療救護班の派遣を要請した。</p>
	<p>&lt;10時10分&gt; 広島DPAT調整本部，活動拠点本部を設置した。</p>
	<p>&lt;14時10分&gt; 被災病院へDPATを派遣した。</p>
	<p>&lt;19時20分～19時48分&gt; 広島，呉，広島中央，福山・府中圏域にDMAT活動拠点本部を設置し，情報収集や受援準備を行った。</p>
7月8日 (日)	<p>&lt;11時20分&gt; 福岡県・島根県・山口県にDMAT派遣を要請した。 (広島，広島中央，福山・府中圏域のDMAT活動拠点本部で活動)</p>
	<p>薬剤師チーム派遣について，市町ニーズの把握を開始した。</p>
7月9日 (月)	<p>東部厚生環境事務所より災害支援ナースの派遣依頼があった。</p>
	<p>医薬品の供給を開始した。</p>
	<p>口腔ケアチームの派遣を開始した。</p>
7月10日 (火)	<p>医療救護班派遣調整本部を設置するとともに，広島県医師会に対して医療救護班(JMAT)の派遣を要請した。</p>



7月11日 (水)	D P A Tの派遣を開始した。
	薬剤師チーム（モバイルファーマシー）の派遣を開始した。
7月12日 (木)	災害支援ナースの派遣を開始した。
7月13日 (金)	医療・保健衛生活動に関わるチームが一堂に会した保健医療活動連携会議（クラスターミーティング）を開催した。（以後、8月14日まで毎日開催）

## ウ 評価できる点

### ①情報収集・被害調査

#### <保健医療調整本部会議での情報共有>

- ・毎日、保健医療調整本部会議を開いて、情報共有や各班の連携を図り、迅速かつ的確な災害応急対応等に努めた。

#### <被災地の情報収集体制>

- ・県職員が被災市町の状況や保健所の対応について、早い時期に現地に出向き確認することで、より適切な支援や助言ができた。

#### <医療機関等の被災状況等把握>

- ・県保健所では、管内病院及び有床診療所の被災状況等を迅速に確認し、各地域の被害の全体概要を把握した。
- ・医師会、歯科医師会の協力により、一般診療所、歯科診療所の被災状況を把握した。

### ②DMATの派遣

#### <DMAT調整本部、DMAT活動拠点本部の設置・運営>

- ・平時の訓練や研修、会議等でDMATや消防機関と顔の見える関係ができていたので、EMISのモード切り替えや、DMAT調整本部の設置、DMAT派遣要請など一連の初動対応を連携して迅速に行うことができた。
- ・平成26年の広島土砂災害の経験を活かし、消防機関からの派遣要請に応じて、迅速にDMATの派遣を判断し、被災現場至近にDMAT活動拠点本部を設置することができた。
- ・他県の災害医療担当者やDMAT事務局と発災直後から連絡調整を行い、DMAT派遣要請の可能性について継続して情報交換を行ったことで、スムーズに派遣要請に応じてもらうことができた。

### ③医療救護班の派遣・活動

#### <医療救護班の派遣要請>

- ・被災状況、避難所の医療ニーズ等に応じて速やかに医療救護班の派遣要請を行うことができた。

#### <医療救護班調整本部の設置・運営>

- ・DMAT活動に携わったコーディネータを医療救護班調整本部に配置し、DMATから医療救護班への円滑な業務移行に取り組んだ。
- ・医療救護班の各チーム関係者が調整本部に一堂に会することで、顔の見える関係を構築し、迅速な情報共有、緊密な連絡調整を行った。
- ・医師会と日赤広島県支部のコーディネータが調整本部に常駐し、組織間の情報共有を円滑に行った。

#### <医療救護班の派遣・活動>

- ・日赤医療救護班、医師会JMATで担当市町を調整し、避難所のニーズに応じた医療救護活動が円滑に実施された。

#### ④災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣・活動

##### <広島DPAT調整本部、活動拠点本部の立上げ・運営>

- ・迅速にDPAT調整本部を立上げ、派遣要請があった被災医療機関へ速やかにDPATチームを派遣した。
- ・調整本部と活動拠点本部を県庁内に設置する一方で、派遣区域を東西に分けて、それぞれで対応するなど、災害の特徴に応じた組織体制を構築し、円滑な本部運営を行った。

##### <DPAT派遣・活動>

- ・県内派遣チームの調整に当たり、他県先遣隊等の協力を得て説明会を開催し、その後の派遣調整を円滑に行った。
- ・避難所への派遣の際には、各市町のミーティングに参加し、情報共有を図った。

#### ⑤各公衆衛生チームの活動

##### <口腔ケアチームの派遣・活動>

- ・市町等からの要望により、広島県歯科医師会へ協力依頼し、歯科医師、歯科衛生士を派遣し、避難者への口腔ケア等を行った。

##### <看護師チーム（災害支援ナース）の派遣・活動>

- ・避難所において、被災者の血圧測定、服薬管理、健康相談、創傷処置、傾聴等の健康管理や環境整備などを行った。
- ・広島県看護協会との迅速な連携により、市町からの派遣要請後、速やかに災害支援ナースを派遣できた。
- ・県看護協会からの派遣調整が困難となった時点で、日本看護協会へも派遣依頼を行い、必要な支援を継続することができた。
- ・災害支援ナース派遣期間中、継続して避難所からの報告を公衆衛生チームの多職種チームに提供することができた。

##### <薬剤師チームの派遣・活動>

- ・避難所において、かかりつけ医の被災や交通手段の遮断等により常用薬が入手できない

被災者に対し、薬剤の交付や服薬指導等の対応を行った。民間フェリーの応援を得てモバイルフーマシー(災害対策医薬品供給車両)を現地に投入し調剤等も行った。

- ・被害の大きかった地区については、医療機関及び薬局の開業状況を現地に行って調査し、保健医療活動連携会議で情報を共有した。
- ・避難所で毎日開催された連絡会議に出席し、他職種(チーム)と情報共有した。

#### ⑥小児周産期に関する対応

##### <災害時小児周産期リエゾンの配置・活動>

- ・災害時小児周産期リエゾンが設置されて初めての災害対応となったが、4人のリエゾン間での連絡が密に行われた。
- ・医療機関が行う大規模災害対応情報システム入力についても初めての運用であったが、情報収集に有効であった。
- ・医療機関や大学関係者などの協力が円滑に行われ、多方面からの情報のやり取りや、新しいバックアップ体制の立ち上げができた。
- ・消防や他の支援チーム(こどもの心のケアチーム)との連携を図りながら、事例への対応を行うことができた。

#### ⑦医薬品の搬送

- ・災害に備えた事前対策(災害協定の締結、マニュアルの整備、卸売業者からの在庫数の定期報告、卸売業者との定期会合、災害訓練の実施、緊急時連絡網の整備)が功を奏し、緊急医薬品配送を安定的に実施できた。
- ・陸路寸断の市町へ、県の災害時医薬品供給対応では初めて自衛隊ヘリによる空輸を実施し、医療機関からの要請に迅速に対応できた。
- ・破傷風トキソイド等の緊急使用される医薬品について、災害対応下でも随時、卸売業者への在庫調査を実施し、緊急対応に備えた。

## エ 課題及び改善の方向性

※改善の方向性については、次の3区分で対応時期を表示

- 短期：1年以内に改善を目指すもの
- 中期：2年から3年以内に改善を目指すもの
- 長期：3～5年を目途に改善を目指すもの

#### ①情報収集・被害調査

##### <被災地の情報収集体制>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災市町の状況や保健所の対応について、より早い時期に現地に出向き確認することで、より適切な支援や助言ができた可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県によるリエゾンの役割が十分果たせるためにも、派遣する仕組みやリエゾンの役割を明確にし、市町等にもあらかじめ周知する。</li> </ul>

課 題	改善の方向性
(健康福祉総務課, 各厚生環境事務所・保健所)	●リエゾンの派遣・活動マニュアルの整備を検討する。

<医療機関等の被災状況等把握>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 圏域ごとの災害医療コーディネート体制の立ち上げが遅れたため、災害急性期のDMATの活動から亜急性期の保健医療チームへの活動への引き継ぎや情報共有が円滑に行われなかった。</li> <li>● 災害拠点病院以外の医療機関では、EMISが医療機関の被災情報の情報共有ツールとして活用されていなかったため、DMATや県職員による聞き取り等を行い、情報収集に時間がかかった。</li> <li>● 関係機関（県・市町・DMAT・医師会等）がそれぞれ情報収集を行ったため、被災医療機関に重複して聞き取りを行うなどの負担がかかった。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(医療介護計画課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平時から、圏域ごとに関係機関での災害対策会議等を開催し、災害対応体制を整理するとともに、顔の見える関係を構築する。</li> <li>● 各圏域での災害時の保健医療をコーディネートできる人材育成を行う。</li> <li>● 医療機関にEMISの入力を徹底し、医療機関はもとより、県や市町職員を対象としたEMISの操作研修・訓練を実施する。</li> <li>● EMISを医療機関の被災情報の情報共有ツールと位置付け、関係機関（県・市町・DMAT・医師会等）が役割分担して情報収集・分析を行う体制を検討する。</li> </ul>

②DMATの派遣

<DMAT調整本部・DMAT活動拠点本部の設置・運営>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>● DMAT調整本部を、災害対策本部事務局（県庁北館）のから離れた場所（県庁本館）に設置するため、相互の情報伝達を円滑に行うことができなかった。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(医療介護計画)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害対策本部事務局（県庁北館）付近にDMAT調整本部（ドクターヘリ調整部を含む）の設置スペースを確保するなど、災害対策本部事務局とDMATの連携がとりやすい体制を検討する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 他の保健医療活動チームが各執務室に分かれていたため、派遣調整や活動内容の相互理解に時間がかかった。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(医療介護計画)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「保健医療調整本部」設置に必要なスペース、設備（通信機器や事務用品、冷暖房等）を確保し、DMAT調整本部や保健医療チームなどの関係機関が一堂に会して連携をとりながら活動できる体制を検討する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 交通遮断や交通情報の不足、災害拠点病院内でのマンパワー不足により、参集できないDMATが多く、本部要員や現場活動を行うDMATが不足した。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(医療介護計画)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害対策本部事務局で取りまとめた道路・交通情報をマッピングし、速やかにDMAT隊員に提供できる仕組みを検討する。</li> <li>● 災害拠点病院において、DMAT隊員以外にも、災害対応能力の高いスタッフを育成する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 陸路以外の参集手段について、事前の検討ができていなかったため、DMATの投入が遅れた地域があった。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(医療介護計画)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 陸路による参集が困難な場合の代替手段（船舶・航空機）について地域の特性を踏まえた検討を行う。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● DMAT調整本部や各活動拠点本部をマネジメントできる人材が不足したため、情報の分析、視覚化が十分できなかった。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(医療介護計画)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 厚生労働省DMAT事務局に対して、本部マネジメント能力の高いDMATロジスティックチームを速やかに各本部に派遣するよう要請する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経験や知識の不足によって、「局地災害対</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本県においても、本部マネジメントを行</li> </ul>

課 題	改善の方向性
<p>応」から「災害のフェーズがまだらに進む 広域災害対応」へ活動内容の切り替えが遅れた。</p> <p style="text-align: right;">(医療介護計画)</p>	<p>うことのできるDMATインストラクターを養成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 広域災害におけるDMATの災害対応力を向上させるために、本災害の検証を踏まえ、知識・理論・診療手順の標準化を行い、組織的に活動するための研修や訓練を行う。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ DMAT活動拠点本部の活動内容や安全管理について、隊員間で考えの違いがあったため、DMAT活動の初期において、組織的な活動ができない場面があった。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(医療介護計画)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広域災害におけるDMATの災害対応力を向上させるために、本災害の検証を踏まえ、知識・理論・診療手順の標準化を行い、組織的に活動するための研修や訓練を行う。(再掲)</li> </ul>

### ③医療救護班の派遣・活動

#### <医療救護班調整本部の設置・運営>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療救護班調整本部が設置されるまでの間、DMATの活動状況、災害拠点病院の出動状況等について、十分に情報共有されていなかった。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(医務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調整本部の運営方法、指揮命令系統等について明確にできていない部分があった。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(医務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調整本部の運営支援等を行う業務調整員の手配、配置等に時間を要した。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(医務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部からの参画団体は県庁システムにアクセスできないことから、電子データの共有方法の対応に苦慮した。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(医務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地の保健医療調整本部や避難所等と県庁の調整本部との間の情報共有が十分でない部分があった。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(医務課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発災から急性期の活動について、DMAT班と緊密に連携して情報共有し、医療救護班の活動につなげる。</li> <li>● 災害医療を継続的かつ全体的にコーディネートできる人材の育成・確保の方策について、関係機関と検討していく。</li> <li>● 調整本部の設置に際して、運営要員の配置、設置場所の確保、本部内の情報共有・通信連絡手段の確保等について、早期に対応できるよう関係課及び関係機関と協議・調整する。</li> <li>● ニーズに応じた医療救護活動ができるよう、相互の連絡窓口や情報収集・伝達方法等を周知し、連携体制を整える。</li> </ul>

#### <医療救護班の派遣・活動>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療救護班の派遣を終了し、地域の医療機関へ引き継ぐタイミングの調整が難しかった。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(医務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町や医療救護班調整本部の要請に基づかない団体・機関からの活動の申出、対応に苦慮した。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(医務課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所等における医療救護活動を通じて、具体的な医療ニーズを的確に把握するとともに、市町災害対策本部や地区医師会、地域の関係機関等と緊密に連携・調整しながら活動を行う。</li> </ul>

### ④災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣・活動

#### <広島DPAT調整本部、活動拠点本部の立上げ・運営>

課 題	改善の方向性
-----	--------

課 題	改善の方向性
<p>・ D P A T 調整本部及び活動拠点本部の設置場所が決まっておらず、当初は場所が定まらず、D M A T との間での情報共有も十分ではなかった。</p> <p style="text-align: right;">(健康対策課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● D P A T 調整本部及び活動拠点本部の設置場所をあらかじめ設定する。設置場所については、保健医療調整本部との関係にも留意する。</li> <li>● 救急医療からの継続した活動が見込まれるため、発災から急性期の活動について、D M A T 班と緊密に連携し情報共有する。</li> </ul>

#### < D P A T 派遣・活動 >

課 題	改善の方向性
<p>・ 県内の D P A T 先遣隊が被災したため、移送手段を持たない先遣隊以外の D P A T チームが初動で被災した病院から患者を移送した (自衛隊同行)。</p> <p style="text-align: right;">(健康対策課)</p> <p>・ 広島 D P A T 養成研修未受講の医療機関がほとんどであり、2 時間程度の説明会だけでは不十分であった。</p> <p style="text-align: right;">(健康対策課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● D P A T 先遣隊が被災しても、他のチームが活動できるよう先遣隊チーム登録を増やすとともに後続する D P A T の迅速な派遣のため、広島 D P A T 養成研修を開催し、チームの登録、派遣協定を締結する。</li> <li>● 今後も平時から医療機関を対象に、D P A T に係る知識や技術を向上させることを目的とした研修等を開催する。</li> </ul>

#### ⑤各公衆衛生チーム・保健医療活動チーム等の活動

#### < 口腔ケアチームの派遣・活動 >

課 題	改善の方向性
<p>・ 市町職員に歯科医師等の派遣情報を伝達しても避難所職員に伝わらない、避難所からの派遣要請が市町職員に伝わらない等、市町・避難所との情報共有が難しかった。</p> <p style="text-align: right;">(健康対策課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市町に対し、口腔ケアチームの活動や役割、派遣方法等を十分に周知し、県、市町、保健所、協力関係団体等の連携体制を強化する。</li> </ul>

#### < 看護師チーム (災害支援ナース) の派遣・活動 >

課 題	改善の方向性
<p>・ 災害支援ナースによる支援が市町に十分理解されてなく、どこにどのような依頼をすればよいのか分からなかった。</p> <p style="text-align: right;">(医療介護人材課)</p> <p>・ 災害支援ナース派遣についての相談が、市町から直接あった場合「災害時公衆衛生チーム派遣要請」を管轄の保健所経由で提出してもらおうよう依頼したが、保健所も混乱していたため十分な情報共有ができなかった。</p> <p style="text-align: right;">(医療介護人材課)</p> <p>・ 市町への派遣が決定した後、避難所の責任者・担当者が不明であり、連絡調整に時間を要した。</p> <p style="text-align: right;">(医療介護人材課)</p> <p>・ 災害支援ナースの派遣時期は、発災後 3 日以降から 1 か月を目安としているが、8 月初旬においても避難所閉鎖の目途がたっておらず対応に苦慮した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市町に対し、看護師チーム (災害支援ナース) の構成と役割、派遣方法等を十分周知し、県、市町、保健所等の連携体制を強化する。</li> <li>● 災害支援の終期について、災害時の局面の状況を想定し、県看護協会と協議のうえ、基準を定めておく。</li> </ul>

課 題	改善の方向性
(医療介護人材課)	

<薬剤師チームの派遣・活動>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>被害の大きかった市町に、電話による聞き取りでニーズの調査を行ったが、被害の全貌把握が困難であり、概況のみで派遣先を決めざるを得なかった。 (薬務課)</li> <li>派遣に当たり、薬剤師チームの具体的な活動内容を市町との調整に時間を要した。 (薬務課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災市町等への電話の聞き取り、現地調査以外にも、保健医療活動連携会議での状況共有、医療救護調整本部等での情報収集の方法が考えられ、被災地のニーズ把握方法・体制について検討し、薬剤師チームの活動マニュアルを整備する。</li> <li>市町に対し、薬剤師チームの活動や役割、派遣方法等を十分周知し、県、市町、医療機関等の連携体制を強化する。</li> </ul>

⑥小児周産期に関する対応

<災害時小児周産期リエゾンの配置・活動>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時小児周産期リエゾンの参集基準等が決まっていなかった。 (医療介護人材課)</li> <li>災害時小児周産期リエゾン」は平成28年度から養成が開始された新しい職種であることから、関係者における認知が乏しく、また発災時には、災害時小児周産期リエゾンの養成人数がまだ少なく、配置に苦慮した。 (医療介護人材課)</li> <li>在宅医療を受けている児（医療的ケア児）に関する情報入手が困難だった。 (医療介護人材課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国が示す活動要領等の指針を踏まえ、県として参集の判断や基準など運用方法について検討し、各種要領やマニュアルへ記載するとともに、災害時小児周産期リエゾンの養成を継続する。</li> <li>在宅医療を要する児への対応について、要配慮者支援部門からの情報収集や在宅医療実施機関との連携協力体制等を検討する。</li> </ul>

⑦医薬品の搬送

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害では、医薬品等の供給要請が頻発・集中し、必要に応じて要請の優先順位付け及び代替薬の提案等を行う必要が生じるおそれがあり、現行の体制では対処困難となることが想定されることから、そうした対応を行える専門家の協力が不可欠である。 (薬務課)</li> <li>市町による医薬品等集積所の設置状況及び各避難所のニーズの把握ができなかった。 (薬務課)</li> <li>県が新たに調整・確保したヘリ及びフェリーについて、卸売業者等が利用する場合の手順が定められていなかった。 (薬務課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害発生時には、必要に応じて県薬剤師会から県災害対策本部や被災地域に対し、医薬品等の供給調整の司令塔となる災害薬事コーディネータの派遣を受け入れる体制を確保し、災害時の医療救護体制の更なる充実を図る。</li> <li>本災害の経験を踏まえ、県が新たに確保した搬送体制について関係者による利用手順を作成し、マニュアル等に追加する。</li> </ul>

## (6) 交通対策

### ア 概要

本項では、交通対策として、①災害による通行規制と道路啓開、②公共交通機関（バス、船舶等）への対応、の2項目について記している。

災害による通行規制として、異常気象時における道路通行規制、災害の発生に伴う道路通行規制（災害規制）を実施し、災害規制区間については道路啓開を行った。今回の災害では、災害対策基本法に基づき、道路管理者による車両移動等を可能とする道路の区間指定を、県として初めて実施した。また、「ひろしま道路ナビ」による情報発信については、当初、アクセスの集中によって表示や操作に支障が出たものの、早急に改善を図った。さらに、ニーズが多かった広島市管理道路の規制情報を「ひろしま道路ナビ」に掲載したほか、中国地方整備局や中国地方整備局広島国道事務所とも情報を共有した。

今回の対応を踏まえ、市町が管理する道路も含めた道路通行規制情報提供については、対応手順を明確化し、関係機関による共有を図ることが課題である。

今回の災害では、改めて、広域的な災害における公共交通の確保、通勤・通学の確保対策の重要性が認識された。この災害時における公共交通の確保については、災害前には、県の災害対応としての取組事項や対応組織がはっきりしていない面があった。そうしたなか、今回の災害では、山陽自動車道通行止及びJR不通により空港アクセスが困難となった状況での乗客への対応が必要となった。また、呉～広島間では、通勤・通学者に多大な困難が発生し、対応が求められた。

これに対して、広島空港とJR東広島駅の間などの臨時のバスの運行への取組や、「災害時BRT」と名付けられた災害により一般車両が通行止めとなった高速道路・自動車専用道路を路線バス等指定されたバスを通行可能とし、輸送量及び定時性を確保した通勤・通学等の輸送手段を実現した。

### イ 当時の対応状況

日付	主な対応
7月5日 (木)	事前通行規制及び降雨に伴う道路通行規制（災害規制）を実施し、災害規制区間について道路啓開を開始した。
7月7日 (土)	空港アクセスが困難となったため、県バス協会にバス運行を要請した。
7月8日 (日)	7/10 から 14 日までは、バス事業者は広島空港と JR 東広島駅の間を臨時の路線バスにより運行した。
7月10日 (火)	「ひろしま道路ナビ」において、災害規制区間及び事前通行規制区間、災害規制区間の解除予定時期を情報提供した。



	広島空港とJR東広島駅の間について、県がチャーターし、無料連絡バス運行を実施した。
7月17日 (火)	災害時BRTの運行を開始した。 ※災害時BRTとは、災害により一般車両が通行止めとなった高速道路・自動車専用道路を路線バス等指定されたバスを通行可能とし、混雑した他の道路の通行を回避することにより速達性や定時制を確保する方法。
7月25日 (水)	通学手段の確保について、関係機関と会議を実施し共有を図った。
8月1日 (水)	呉線沿線に事業所を持つ企業に、自家用車通勤をバス送迎に転換する取組について依頼した。

## ウ 評価できる点

### ①道路啓開

#### <災害による道路通行規制と道路啓開>

- ・7月10日には、孤立集落解消・物資輸送等に必要な道路の啓開が完了するとともに、7月14日には山陽自動車道の通行止めが解除するなど、順次、道路啓開を実施した。
- ・災害対策基本法に基づく道路管理者による車両の移動については、市町及び県警等の関係機関と連携を密にすることにより区間指定に係る事務処理を迅速に行うことができた。

#### <関係機関との情報共有、県民等への情報発信>

- ・「広島県道路規制情報管理システム」や「ひろしま道路ナビ」の表示や操作に支障が出た際、システム保守業者等と密に連携を図り、システムに負荷を与えている要因を早期に把握し、応急対策を実施した。
- ・各道路管理者が連携して記者発表するとともに、SNS等多くの媒体を活用することで、効果的な周知を行った。

### ②公共交通機関（バス、船舶等）への対応

#### <空港アクセスの確保>

- ・移動活発化検討会等会議や従前からの協力体制（顔の見える関係）により、災害時に広島県バス協会との緊急連絡・調整が可能であった。

#### <呉線沿線における渋滞対策>

- ・交通関係者を招集した「円滑な通勤・通学確保に係る協議」において、広島～呉間の通勤通学対策を優先的に取組むこととしたことにより、3日間での緊急輸送バス及び緊急輸送船の運行が可能となった。

#### <通学手段の確保>

- ・情報を共有し、綿密な調整を行ったことで、混乱なく通学の確保が実施できた。

- ・学校側の要望を、教育委員会から地域力創造課が一度受けてJRに展開したことで、両者の調整が円滑に進んだ。

## エ 課題及び改善の方向性

※改善の方向性については、次の3区分で対応時期を表示

- 短期：1年以内に改善を目指すもの
- 中期：2年から3年以内に改善を目指すもの
- 長期：3～5年を目途に改善を目指すもの

### ① 道路啓開

#### <災害による道路通行規制と道路啓開>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・この度の災害では、異常気象時における道路通行規制区間以外においても、土砂崩れや土石流が発生し、車両が巻き込まれる被害が発生した。 (道路整備課, 広島県警察本部)</li> <li>・道路管理者による車両の移動に関する区間指定は、今回が初めてであったため、道路班の出動人員が不足となった。 (道路河川管理課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 異常気象時における道路通行規制区間等の見直し検討を行う。</li> <li>● 災害対策基本法に基づく、道路管理者による車両の移動について、年度当初に指定手続の確認を行うことや、建設事務所と車両移動に係るマニュアルを共有し、円滑な車両移動が行えるよう、より一層の連携強化を図る。</li> </ul>

#### <関係機関との情報共有、県民等への情報発信>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害規制による道路通行規制が急激に増加し、「広島県道路規制情報管理システム」や「ひろしま道路ナビ」にアクセスが集中して高負荷がかかり、一時、表示や操作に支障が出た。 (道路整備課)</li> <li>・「ひろしま道路ナビ」については、国・県が管理している国道・県道の情報以外に、特に広島市の管理する道路に関する問い合わせが多く、広島市の情報の提供が必要だった。 (道路整備課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各道路管理者との連携や情報提供の方法について、対応方針を検討する。</li> <li>● 特に、国等と連携し、市町が管理する道路も含めた統合情報等を一元的に把握できる仕組みについて検討する。</li> </ul>

### ②公共交通機関（バス、船舶等）への対応

#### <空港アクセスの確保>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内等への交通手段がない中で、航空運行を継続したことで、空港へ大量の滞留者を発生させることとなった。 (空港振興課)</li> <li>・要請内容の変更が頻繁にあり、情報伝達の迅速化を図るため、協会を経由せずに事業者と調整するなどしたために、混乱を招いた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時の空港アクセスについて、関係者と調整しながら、災害時のBCPを策定する。</li> <li>● 広島リムジンが運休となった場合、空港～東広島駅便の速やかな運行を可能とするため、新たに関係するバス事業者と運用ルールと定め、さらに、中国運輸局からバス路線の認定を受けた。</li> </ul>

課 題	改善の方向性
(空港振興課)	

< 呉線沿線における渋滞対策 >

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急輸送バス及び緊急輸送船の運行開始について新聞報道へ掲載されたことにより、一般の方からの問い合わせが相次ぎ、対応に追われた。 (地域力創造課)</li> <li>・ 警備員等の費用負担について、事前に関係者による調整を実施しなかったことにより、契約者及び負担割合等の調整が長期化した。 (地域力創造課)</li> <li>・ 短期間での調整のため、渋滞対策解消への協力依頼という趣旨がうまく伝わっていない企業があった。 (地域力創造課, イノベーション推進チーム, 県内投資促進課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発災後、関係機関が即座に参集し、迅速で効果的な取組が実施できる体制の構築が必要であり、各種調達、関係機関の参集ルール、役割分担等を定めた災害時の計画（災害時公共交通維持確保マニュアル）を策定する。</li> <li>● 各交通機関の路線及び移動量情報等データを取り込み、複層的に可視化できるGIS（地理情報システム）ツールの作成を検討する。</li> </ul>

< 通学手段の確保 >

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通勤通学対策の検討に当たり、対策の必要量を想定するための各地域の移動総量の把握が難しかった。 (地域力創造課)</li> </ul>	同 上

## (7) 水防活動

### ア 概要

県保有の水防資機材及び器具を市町からの応援要請に応じて提供するための調整を行った。特に、土のう袋、シート等の資材やスコップ等の器具に関する市町からの要請を受けて、備蓄している地方機関に連絡し、提供することができた。また、国土交通省に対し、排水ポンプ車の派遣を要請し、必要な箇所への配備対応することができた。

基準水位の警戒レベルの引き上げについては、破堤等の重大な被害が生じた8河川、著しく土砂が堆積した5河川を対象に、7月12日から段階的に引き上げた。被害の全容が判明するのに時間を要したが、関係建設事務所・支所と連携し、速やかな被災状況の把握に取組、その情報を関係市町と共有することにより、早急に警戒レベル引き上げに対応できるよう取り組む必要がある。

### イ 当時の対応状況

日付	主な対応
7月5日 (木)	近年、浸水被害のあった福川（福山市）へ、国交省のポンプ車の出動要請を行った。6日はポンプで排水した。
7月6日 (金)	<19時20分> 絵下山中継局配下の水位観測所、雨量観測所の観測値が一斉に欠測
	<20時00分> 水位情報を周知している関係市町に対し、上記について連絡を行った。
7月7日 (土)	三原市下北方において、排水ポンプ車による排水を実施した。
7月9日 (月)	三原市本郷北においても排水ポンプ車による排水を実施した。
7月10日 (火)	府中町の榎川において、流木や土砂が橋梁部分でせき止められ、氾濫が発生。国交省へ排水ポンプ車2台を出動要請。
7月18日 (水)	避難勧告等の発令判断の目安となる基準水位の警戒レベルを引き上げた運用を開始
7月19日 (木)	著しく土砂が堆積した河川のうち、既存の水位観測所の無い河川に監視カメラの設置を開始
8月10日 (金)	著しく土砂が堆積した河川のうち、既存の水位観測所の無い河川に簡易水位計の設置を開始

### ウ 評価できる点

#### <水防資機材等の提供・貸与>

- ・土のう袋、シート等の資材やスコップ等の器具に関する市町からの要請を受けて、備蓄

している地方機関に連絡し、提供することができた。

#### <排水ポンプ車による排水>

- ・国土交通省に対し、排水ポンプ車の派遣を要請し、必要な箇所への配備対応することができた。

#### エ 課題及び改善の方向性

※改善の方向性については、次の3区分で対応時期を表示

- 短期：1年以内に改善を目指すもの
- 中期：2年から3年以内に改善を目指すもの
- 長期：3～5年を目途に改善を目指すもの

#### <水防資機材等の提供・貸与>

課 題	改善の方向性
・事務所間での融通を含め、資材は概ね確保できたものの、広域的範囲であったため、一部で不足が生じた。 (河川課，道路河川管理課)	● 水防倉庫の備蓄器資材の在庫数量の把握を適切に行い、事務所間での円滑な融通に対応できるよう、配備する。

#### <内水氾濫への対応>

課 題	改善の方向性
・複数の河川において排水能力が追い付かず、内水溢水が発生したが、県所有の排水ポンプ車は1台のみで、今回のように広範囲で大雨となった場合に対応できない。 (河川課，道路河川管理課)	● 必要に応じて排水機場の整備などの治水対策を実施する。 ● 国との連携を強化し、排水ポンプ車の台数を増やす。

## 2 応援・受援活動

### (1) 自衛隊の災害派遣要請

#### ア 概要

今回の災害では、広島県のカウンターパートである陸上自衛隊第13旅団の多くの隊員は6月下旬より北海道での転地演習に参加していたため、7月6日は200人程度しか残っていなかったことから、派遣の調整に困難を極めた。自衛隊の部隊配置等の事情により、災害派遣を要請しても早期に対応できない可能性があることを認識するとともに、広域的な大規模災害が発生した時においては、災害規模に対する自衛隊のリソースが不足する可能性があることを認識し、自衛隊への要請以外の対応を並行して実施すべきである。（自衛隊に要請することをもって思考停止しない。）また、陸上自衛隊は転地演習等によって県外に展開している可能性があり、災害派遣要請に即座に応えることが難しいこともあり得ることを市町に周知しておくことが好ましい。

災害対策本部において自衛隊と市町との調整を行っていた調整担当者が、他の調整業務に忙殺され、自衛隊リエゾンと調整した結果を調整グループメンバーに共有できず、7月6日23時頃には災害対策本部事務局全体で状況を把握できなくなってしまった。そのため、調整グループメンバーと十分情報共有できるよう、関係機関と調整できる人材を増員配置し、自衛隊との調整内容を記録するとともに、調整グループ内での共有が行われるようにする必要がある。

また、発災当初、陸上自衛隊第13旅団は事務局隣の防災会議室内に調整スペースを確保していたが、途中から陸上自衛隊の指揮を執り始めた中部方面総監部は、防災会議室内に調整スペースを確保できず、事務局から離れた部屋へ配置しなければならなかった。そのため事前から広いスペースを確保し、応援機関のスペース・レイアウトを決めておくことが好ましい。とりわけ人命救助を担う機関（自衛隊、消防、警察等）については、同じ部屋に配置する必要がある。

#### イ 当時の対応状況

日付	主な対応
7月6日 (金)	<17時00分> 県庁での本部員会議に陸上自衛隊第13旅団司令部のリエゾンが出席
	<20時00分> 広島市より、自衛隊の災害派遣の要請の要求あり
	<21時00分> 陸上自衛隊第13旅団長に対し、自衛隊の災害派遣を正式に要請
	<21時00分> 人命救助、行方不明者捜索（～8/13）

7月7日 (土)	給水支援（～8/3）
7月8日 (日)	入浴支援（～8/10）
7月13日 (金)	道路啓開等（幹線道路等の土砂及び流木等を除去，堤防決壊による応急処置）（～8/5）
7月17日 (火)	防疫支援（～7/26）
8月14日 (火)	陸上自衛隊第13旅団長に対し，災害派遣部隊の撤収を要請

## ウ 評価できる点

### <自衛隊の災害派遣要請>

- ・広島市から，災害派遣要請の要求を受けた段階で，県内の広い範囲が被災していることが想定されていたため，広島市への派遣要請を以て，県内他市町からの要求についても派遣要請を行ったものと整理し，要請事務手続きの簡略化を図った。

## エ 課題及び改善の方向性

※改善の方向性については，次の3区分で対応時期を表示

- 短期：1年以内に改善を目指すもの
- 中期：2年から3年以内に改善を目指すもの
- 長期：3～5年を目途に改善を目指すもの

### <自衛隊の災害派遣要請>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県内に駐屯している陸上自衛隊第13旅団の多くの隊員が，発災当時，演習で県外に展開していたため，各市町からの災害派遣要請に対して，即時に対応できる隊員数が不足していたことから，派遣の調整に困難を極めた。</li> </ul> <p style="text-align: right;">（危機管理課）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自衛隊へ災害派遣を要請しても早期に対応できない可能性があることを認識し，自衛隊への要請以外の対応を並行して実施する必要がある。また，その旨を市町に周知する。</li> </ul>

### <自衛隊災害派遣要請に関する調整>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自衛隊との調整担当者が，他の調整業務に忙殺され，自衛隊リエゾンと調整した結果が共有されず，災害対策本部事務局全体で自衛隊の活動状況を把握できなくなった。</li> </ul> <p style="text-align: right;">（危機管理課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発災当初，自衛隊の窓口は陸上自衛隊第13旅団のリエゾンだったが，中部方面総監</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 危機管理課の経験者など，関係機関と調整できる人材を増員配置し，調整内容を災害対策本部で必ず共有できるようにする。</li> <li>● いざというときにスムーズな調整が図れるように，図上訓練等で，お互いの役割を確認し，顔の見える関係を築く。</li> <li>● 応援機関との情報共有・活動調整が十分</li> </ul>

課 題	改善の方向性
<p>部が応援に駆け付け、指揮を執り始めてから、両部隊の事務の分掌が分からず、調整に戸惑った。</p> <p>(危機管理課)</p> <p>・各実施部が自衛隊に直接協力要請を出していたため、自衛隊の勢力では対応できない量の要請が自衛隊に入るようになった。</p> <p>(危機管理課)</p>	<p>に行われるように、対策会議の進行要領・段取り等を定める。</p>

<関係機関の活動スペース>

課 題	改善の方向性
<p>・発災当初、応援要請の窓口が陸上自衛隊第13旅団だったため、事務局の隣にある防災会議室内に陸上自衛隊第13旅団の関係者スペースを設けていたが、指揮権が、事務局から離れた部屋にいる中部方面総監部に移った後も、そのままのレイアウトで対応したため、自衛隊の情報を把握することが、より難しくなった。</p> <p>(危機管理課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事前に、応援機関用の広いスペースを確保し、レイアウトも決めておく。</li> <li>● 人命救助を担う機関は、事務局に近く、災害対策関係の機器類（ヘリテレ映像、各システム等）が揃う部屋にまとめて配置する。</li> <li>● 応援機関及び県庁内各班を1フロアに配置できる危機管理センターを整備する。</li> </ul>



## (2) 消防組織に関する応援

### ア 概要

#### ①緊急消防援助隊の応援

今回の災害では、県内消防本部に災害状況を聞き取り、消防力を越える災害が発生していることが推測された時点で、消防庁に対して、緊急消防援助隊の要請を行う可能性がある旨を伝達していたことや、各市町の情報が入るたびに随時、消防庁に続報を提供していたことで、大規模な応援にも係わらず、迅速な出動に繋がった。

消防応援活動調整本部については複数自治体からの要請を受けて、迅速に設置することができた。道路事情により召集困難であった受援消防本部（呉市、東広島市）の調整員については、電話連絡を密に行うことで対応した。

一方、調整本部の場所について事前に決まっておらず、スペースの確保に時間を要した。

また、発災当初は、東部方面の高速道路等の交通事情や県内の被災地近辺の道路被災情報を得ることが困難であったため、県外からの緊急消防援助隊に対して迅速にルート情報を提供できなかった。

主要な宿営場所は広島県消防学校としたが、被災地から離れており、交通渋滞により移動に時間を要したことから、緊急消防援助隊側から被災地の近隣に設けてほしいとの要望を受け、急きょ被災地の近くに宿営場所を確保した。

#### ②広島県内広域消防相互応援協定に基づく応援

今回の災害では、県全域にわたって被害を受けたこと、県代表の広島市消防局においても甚大な被害があったため、広島市消防局において迅速な調整を行うことが難しかったことから、協定の実施基準に基づき、7月6日20時50分には、県から県代表代行である福山地区消防組合消防局へ代理調整の依頼を行い、一時調整されたが、同消防局も災害対応により調整が困難となり、各消防本部が被災地の消防本部と直接調整した。

消防団の応援については、当初、被災地までの交通アクセスの確認が難しかったこと、市町によって消防団の応援活動の内容についての理解がまちまちであったこと、被災市町では応急対策に集中し、消防団の受援の企画ができず応援要請に至らないなど、調整が進まない状況があったことから、協定に基づき、県による調整を積極的に行うこととし、県職員が海田町・坂町・熊野町を訪問して直接調整した結果、7月21日～9月29日にかけて海田町及び坂町に対し、県の調整による県内消防団の応援を行った。

## イ 当時の対応状況

### ①緊急消防援助隊の応援

日付	主な対応
7月6日 (金)	<19時34分> 消防庁に対して緊急消防援助隊の応援を要請する可能性がある旨を伝達
	<20時00分> 広島市長から広島県知事に対し、緊急消防援助隊の応援要請の連絡
	<20時30分> 広島県知事から消防庁長官へ、緊急消防援助隊の応援等を要請（以降、受入に向け調整）
	<22時19分> 進出拠点及び宿営地を決定（広島県消防学校）
	<23時15分> 呉市長から広島県知事に対し、緊急消防援助隊の応援要請の連絡、広島県から消防庁へ伝達（以降、受入に向け調整）
7月7日 (土)	<0時40分> 広島県消防応援活動調整本部を北館4階防災会議室に設置した。
	<3時00分> 山口県大隊が進出拠点（広島県消防学校）に到着した。
	<4時53分> 竹原市長及び東広島市長から広島県知事に対し、緊急消防援助隊の応援要請の連絡、広島県から消防庁へ伝達（以降、受入に向け調整）
	<7時30分> 山口県大隊が広島市安佐北区の土砂災害現場で活動を開始
7月31日 (火)	緊急消防援助隊の全隊引揚

### ②広島県内消防相互応援協定に基づく応援

日付	主な対応
7月6日 (金)	<20時50分> 福山地区消防組合消防局へ、県内消防応援の代理調整を依頼し、一時調整されたが、同消防局管内の災害対応により調整不能
7月7日 (土)	<9時00分> 広島市消防局から、大竹市消防本部、廿日市市消防本部及び北広島町消防本部の応援を受ける旨連絡受け
	<12時20分> 広島市消防局から「大竹市消防本部、廿日市市消防本部の応援隊が出動し安芸署へ到着した」との連絡受け
7月10日 (火)	尾道市消防局管内へ福山地区消防組合消防局から応援隊が出動（～7月12日）

	備北地区消防組合消防本部から高速道路通行証の問い合わせに対し、各応援出動本部へ公務従事車両証明書様式を送り、各本部で作成、使用するよう調整
7月21日 (土)	県内広域消防相互応援協定に基づき、海田町及び坂町に対する消防団応援を開始（～9月29日）
7月25日 (水)	福山地区消防組合消防局から「福山地区消防組合消防局が、今後の応援隊の調整をする」旨の連絡受け
7月31日 (火)	緊急消防援助隊の全隊引揚げに合わせ、広島県内広域消防相互応援を終了

## ウ 評価できる点

### ①緊急消防援助隊の応援

#### <消防応援活動調整本部>

- ・県内消防本部に災害状況を聞き取り、消防力を越える災害が発生していることが推測された時点で、消防庁に対して、緊急消防援助隊の要請を行う可能性がある旨を伝達していたことや、各市町の情報が入るたびに随時、消防庁に続報を提供していたことで、大規模な応援にも係わらず、迅速な対応に繋がった。
- ・道路事情により召集困難であった受援消防本部（呉市、東広島市）の調整員については、電話連絡を密に行うことで対応の遅れは生じなかった。

#### <緊急消防援助隊の引揚>

- ・当初は、現場隊員の手作業による搜索活動が中心であったが、次第に二次災害防止を兼ねた重機等による搜索活動に移行となった状況を踏まえ、引揚に向けた検討を始めるとともに、引揚決定に当たっては、被災市町や他の応援機関と慎重に調整した。

### ②広島県内消防相互応援協定に基づく応援

#### <県内広域消防相互応援協定に基づく消防団応援>

- ・消防団については、当初、調整が進まない状況だったが、協定に基づき、県による調整を積極的に行った結果、被災市町に対する県内消防団による応援が実施された。
- ・被災地では、崩壊斜面も対応できない箇所が多く、二次災害が心配されたことから、応援消防団員による土砂撤去や斜面のシート張り等二次災害防止のための活動を行った。
- ・オペレーターが不足する中、団員による重機の活用は極めて効果的であり、また、要員が不足する避難所の清掃等を女性団員が支援することで、被災市町職員の負担を大きく軽減することができた。

## エ 課題及び改善の方向性

※改善の方向性については、次の3区分で対応時期を表示

- 短期：1年以内に改善を目指すもの
- 中期：2年から3年以内に改善を目指すもの
- 長期：3～5年を目途に改善を目指すもの

### ①緊急消防援助隊の応援

#### <消防応援活動調整本部>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・調整本部の場所が決まっておらず、スペースの確保に時間を要した。 (危機管理課, 消防保安課)</li> <li>・東方面からの交通事情と県内被災地近辺の道路被災状況について情報を得ることが難しく、県外からの緊急消防援助隊に対して迅速にルート情報を提供することができなかった。 (消防保安課)</li> <li>・宿営場所である広島県消防学校から安芸区矢野地区や坂町などの被災地までは遠方であることから、活動初日の夕方には、被災地近隣の宿営場所への変更の要望が出された。直ちに被災地近隣の候補施設と調整を始めたが、調整に時間を要した。 (消防保安課)</li> <li>・被災自治体の消防局の調整員が、道路状況の影響により調整本部に参集できないこととなり、電話での調整になったが、迅速かつ的確な情報伝達を行うためには、調整員は調整本部に駐在し、地元の本部と調整を行う方が効率的であった。 (消防保安課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調整本部の場所を、事前に決めておくとともに、防災会議室のレイアウトについては、関係機関の調整者を、調整本部の近くに配置する。</li> <li>● 大規模災害時には、緊急輸送グループにおいて最大限の情報収集・整理を行い、各班が随時に最新情報を把握できる体制・配置にする。</li> <li>● 宿営場所については、調整が容易であること等から、今後の災害においても広島県消防学校が第1選択となる可能性が高いが、被災地が遠方にある場合は、宿営場所を被災地近隣に設けることを想定し、候補地の検討作業を進める。</li> </ul>

#### <道路情報の把握>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路状況が早期に把握できず、到着までに時間を要し、捜索・救助活動の開始が遅れた。 (消防保安課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 応援部隊のスムーズな進出のため、道路交通情報等の収集、提供方法等を取り決めておく。</li> </ul>

### ②広島県内消防相互応援協定に基づく応援

#### <県内広域消防相互応援協定に基づく消防団応援>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災当初、被災地までの交通アクセスの確認が難しかったこと、市町によって消防団の応援活動に対する理解が不足していたこと、被災市町では応急対策に集中し、消防団の受援の企画ができず応援要請に至ら</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 消防団による応援活動については、今後、各市町の意見を聞きながら、より迅速・的確で県内のどこでも消防団の応援活動が実施できるよう、体制の構築を図る。</li> </ul>

課 題	改善の方向性
<p>ないことなどにより、調整が進まない状況が発生した。</p> <p>(消防保安課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益財団法人広島県消防協会と大規模災害時における消防団応援活動の調整支援について覚書を締結していたが、協会関係者も現場での災害対応に追われたことなどから、調整支援が十分に行われなかった。</li> </ul> <p>(消防保安課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、県庁から離れた地域で災害が発生した場合、県職員が直接現地に出向いて消防団の応援調整を行うことは難しい。</li> </ul> <p>(消防保安課)</p>	

<公務従事車両証明書の発行>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高速道路通行証について、県で統一したものが欲しいとの要望があった。緊急消防援助隊では統一した様式があったが、県内応援では統一様式がなかった。</li> </ul> <p>(消防保安課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緊急消防援助隊と同様に、県内で統一した様式についてNEXCO西日本と申し合わせる。</li> </ul>

### (3) 行政等の支援

#### ア 概要

本項では、行政における支援のうち、人的な応援支援に特化して記載している。

東日本大震災において庁舎が被災したり、職員が被災して、市町村における災害対応が機能しなかったことをきっかけとして、国のプッシュ型の支援の仕組みが構築され、平成28年の熊本地震で初めて実行された。今回の災害においても、被災市区町村応援職員確保システムによる支援として、総務省のリエゾンが県庁の災害対策本部に入り、調整を行ったことで、多くに支援を受けることとなった。被災自治体にとって、忙殺される程の大量な災害対応業務に追われる状況においては、県外からの多くの支援は大変にありがたく、災害対応を行う上で大きな助けとなった。

一方で、応援を受ける側の立場として、受け入れの体制が十分でなかったり、制度の知識が乏しく、仕組みに不慣れな状況においては、戸惑いや、混乱をするような場面も多々見受けられるような状況もあった。

今回の災害のように広域的に甚大な被害を受けた場合には、行政のマンパワーが不足し、災害対応が機能しないことは明らかである。プッシュ型で応援支援をする仕組みがある現状においては、いかに効果的に応援体制を整えて応援支援を有効活用し、災害対応を行う仕組みを早急に構築していくことが望まれる。

#### イ 当時の対応状況

日付	主な対応
7月6日 (金)	・広域応援要請の可能性について、全国知事会、鳥取県、広島県危機管理監と随時連携し、連絡調整を実施
7月8日 (日)	<11時00分> ・国への緊急要望を提出するため、経営企画チーム地方分権担当から各局に照会し、翌9日に財政課に事務を引き継ぎ
	・総務省へ災害マネジメント総括支援員の派遣を要請
7月9日 (月)	<9時50分> ・総務省へ被災市区町村応援職員確保システムによる応援要請
	・三原市と東広島市の災害対策本部に県職員の支援員を派遣することを決定し、人選、説明会后、現地へ派遣
7月10日 (火)	・被災市町への県内市町職員の中長期の人的派遣可否に係る照会をし、11日には応援希望を取りまとめた。
	・呉市天応地区・安浦地区、坂町小屋浦地区（重点3地区）の避難所の状況を把握し、フォローをするために、各地区の担当責任者を選定し、各地区の被災状況把握のため11時00分に現地を訪問
7月11日 (水)	・被災市町における他団体からの応援希望を照会

7月12日 (木)	・危機管理課から総務事務所長、支所長に対して各市町を訪問し、トップニーズの把握を依頼
	・中国地方知事会に対して広域支援を要請
	・中国地方知事会を通じて関西広域連合へ広域支援を要請
7月13日 (金)	・重点3地区の復旧・復興のプランを策定として、災害応急復旧～生活再建工程表の標準モデル（暫定版）を作成し、翌日の14日に、呉市と坂町に提示
7月15日 (日)	・重点3地区について、避難所運営の他、避難所周辺の危険箇所、復旧・復興の取組状況、市町の生活再建への取組状況等も確認
7月17日 (火)	・重点3地区に加え、川角地区（熊野町）、木原地区（三原市・尾道市）を準重点地区とすることを決定（24日（日）に坂町坂地区を追加）
7月18日 (水)	・各局幹事課に対し、地方自治法に基づく他県からの派遣必要数（職種別）を照会
7月20日 (金)	・派遣必要数及び必要職種を、中国知事会の窓口（リエゾンとして駐在する鳥取県職員）へ説明
7月21日 (土)	・総務省からの依頼により、県に対する「中長期派遣要請」に係るリストを作成
	・各市町に対して「中長期的な派遣職員の要望調査（調査項目：必要とする職種、人数及び期間等）」をメールにて照会
7月29日 (日)	・中国地方知事会に職員の中長期派遣要望状況を提出
8月3日 (金)	・税務課と調整し、県税事務所職員を坂町へ派遣
8月10日 (金)	・総務省に被災市町における中長期派遣要望状況を回答

## ウ 評価できる点

### <国からの支援>

- ・各省庁から審議官級のリエゾンが県庁に入っており、各省庁との調整が円滑に行われ、国による迅速な支援に繋がった。

### <被災市区町村応援職員確保システムによる支援>

- ・市町からの人的支援の要望を速やかに聞き取り、整理した後、県庁内に設置された確保調整本部の担当者に対して、迅速に人的支援の要請を行うことができた。

### <その他の職員の派遣調整>

- ・中長期の職員派遣の調整については、市町担当者を設定し、直接電話で要望等の確認をしたことで、作業の手戻りがなく、円滑な調整のもと支援を実施することができた。
- ・全国知事会・中国地方知事会を通じた応援調整について、協定による担当部局名簿は危機管理課となっているが、経営企画チーム地方分権担当においても、主体的に全国知事会及び鳥取県と連絡調整を行った結果、広域応援調整を円滑に行うことができた。
- ・地方自治法に基づく他県からの派遣調整については、速やかに庁内各局から必要人数を

確認し、とりまとめを行って要請したことで、比較的早い段階で、派遣職員の受入を行うことができた。

#### <県職員による被災市町への応援支援>

- ・三原市と東広島市に派遣された職員（市町支援員）は、危機管理課の経験者であったため、災害対応の経験があり、豊富な知識とスキルを持ち合わせていたことから、派遣先の両市における災害対応を行う上で、大変に効果的であった。

#### <重点地区総括プロジェクトチームの取組>

- ・被害が甚大な地域において、避難所の運営状況、物資の補給状況、交通事情、インフラの復旧状況、2次災害の危険性など、総合的な観点から状況を把握し、災害対策本部や関係部署に情報を報告、共有できたため、迅速な復旧・復興に繋げることができた。

### エ 課題及び改善の方向性

※改善の方向性については、次の3区分で対応時期を表示

- 短期：1年以内に改善を目指すもの
- 中期：2年から3年以内に改善を目指すもの
- 長期：3～5年を目途に改善を目指すもの

#### <国からの支援>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災当初、各省庁派遣のリエゾンと県庁の担当部局がそれぞれ個別に調整を行っていたため、部局、省庁をまたがるような案件については、どこが担当するのか判然としない事例があった。 (危機管理課)</li> <li>・県災害対策本部と消防庁応援活動調整本部、関係機関調整本部が離れた場所にあったため、情報共有が困難であった。 (危機管理課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県と各省庁のリエゾン全体で、活動内容を把握、調整するための仕組みを構築する。</li> <li>● 県の災害対策本部と関係機関が、より情報を共有しやすいレイアウトにする。</li> </ul>

#### <被災市区町村応援職員確保システムによる支援>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期応援についての担当班が明確になっていなかったため、確保システムについては災害対策本部総務班総務グループで対応した。 (人事課、市町行財政課、危機管理課)</li> <li>・受援体制が整っていない被災市町があり、1度に大勢の応援職員を派遣しても、すぐに支援を行えないことがあった。 (危機管理課)</li> <li>・総務省は、確保システムの短期派遣期間を概ね1ヶ月程度と考えており、応援側の支援業務が長引くような業務の場合、受援市町の要望期間と齟齬が生じる事例があっ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 受援市町のニーズを把握した上で、市町の要望に合った支援をする仕組みを構築する。</li> <li>● 短期派遣の支援では不十分だと判断した場合に、中長期派遣の調整を行うなど、市町の要望を踏まえた継続的な支援を行う。</li> <li>● 確保システム上の県の役割を明確にするとともに、対口支援団体と被災市町のマッチングを円滑に実施する方法を整理・検討し、関係課で共有する。</li> <li>● 今回の災害での経費の負担の考え方を整理する。</li> </ul>



課 題	改善の方向性
<p>た。</p> <p>(危機管理課)</p> <p>・ 応援側受援側を含めて、制度の理解不足という課題はあるが、細かな経費負担の分担が明確になっていないため、経費負担の調整に苦慮した。</p> <p>(危機管理課)</p>	

<その他の職員の派遣調整>

課 題	改善の方向性
<p>・ 全国知事会・中国地方知事会を通じた応援調整について、協定では広域応援に係る調整は危機管理課が行うこととなるが、広島県の災害対策本部の事務分掌においては、経営企画チーム地方分権担当が全国知事会との連絡調整を行う役割となっているため、再整理が必要である。</p> <p>(危機管理課・経営企画チーム)</p> <p>・ 応援派遣においては、被災地等に派遣されるリエゾンや防災担当者には、危機管理に関する豊富な知識を有し、迅速な判断ができる人材が必要である。</p> <p>(危機管理課)</p> <p>・ 全国知事会のリエゾンを活用することにより、全国から職員や物資の支援を受けることができることについて、周知ができていなかった。</p> <p>(経営企画チーム)</p> <p>・ 全国知事会議での追加・継続派遣要請などを念頭に入れて、他県からの人的支援の状況を随時把握する必要がある。</p> <p>(危機管理課・経営企画チーム)</p> <p>・ 地方自治法に基づく他県からの派遣調整については、各局からの要請内容（職員数、職種、配置先、業務内容等）について、十分な精査がされておらず、一部の職種においては過大な要請となった事例があったり、受入期間中に配置先や業務内容を変更せざるを得ない事案が生じたりした。</p> <p>(人事課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県庁内の派遣調整窓口が多岐にわたると、庁内の情報共有や連携対応に支障が生じるため、関係課員で構成された受援業務を専属で行う受援班（仮称）を設置し、窓口を1つにして対応する。</li> <li>● 中国地方知事会等でリエゾンや防災担当者等に求められる能力や知識、人材育成方法等について、各県と意見交換しながら検討を進める。</li> <li>● 県内で必要とされる派遣職員の職種や支援物資等を把握するとともに、全国知事会のリエゾンを活用し、全国に支援を要請する。</li> <li>● 他自治体からの人的・物資支援の状況について、できるだけ早い時期から、被害状況と合わせて、県災害対策本部事務局において情報を取りまとめる。</li> <li>● 受援に必要な業務を整理するとともに、役割と担当部署を明確にした広島県の受援計画を作成する。</li> </ul>

<県職員による被災市町への応援支援>

課 題	改善の方向性
<p>・ 災害対応の経験があり、豊富な知識とスキルを持ち合わせている職員は、人数が限られることから、今回のように広域な被害となった場合には、派遣できる市町が限定されてしまう。</p> <p>(危機管理課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今回のように広域的に被災した場合においても、経験豊富な職員を被災市町に派遣し、応援支援が行えるように、日頃からの人材育成に係る研修や訓練などを通じて、職員のスキルアップを図る。</li> <li>● 危機管理監の経験者を予めリストアップして整理するなどし、速やかに被災市町に経験豊富な職員を派遣する仕組みを構築する。</li> </ul>

<重点地区総括プロジェクトチームの取組>

課 題	改善の方向性
<p>・どのような被災状況の場合に重点地区として設定するのか、客観的な基準を設定することが難しく、全県的な被災状況を把握する中で、特に被害が著しいところを早急に見極めて対応する必要がある。</p> <p>(地域政策総務課)</p>	<p>●他県を含め、大規模災害が発生した際には、積極的に職員を派遣し、被災地対応のノウハウを習得させるとともに、その情報を共有し、県としての経験値を高める。</p>

### 3 避難者等の応急支援

#### (1) 避難所運営支援

##### ア 概要

本項では、避難所運営支援として、①避難所の環境整備、②福祉避難所の運営等に係る支援、③動物の愛護管理、の3項目について記している。

まず①避難所の環境整備については、大前提として、市町が避難所運営を支援し（あるいは運営し）、県は市町を支援する体制にあるが、現在の県の地域防災計画には、避難所運営支援を担当する部署が明記されていない。そのため、今回の豪雨では『プロジェクトチーム』対応として急遽、市町を支援した。

県では、市町からの要請を待つことなく、県から市町のニーズを探り、トイレやクーラー等をはじめとする物資調達、避難者の生活に関わる情報提供等を『プッシュ型』で支援した。避難所運営支援の実績もノウハウも十分でないことを受け止め、それゆえに幅広い支援を展開したが、常に手探りの作業となり、多大な労力と時間を要することとなった。

また、②避難所での生活に支障が想定される者に供するために設置する福祉避難所の設置・運営は大変重要になる。今回、市町から、要配慮者の避難状況等について情報収集するとともに、福祉避難所の設置等を働きかけたことにより、福祉避難所の開設や介護サービスにつながりなど、要配慮者への対応がとられたが、福祉避難所の利用の対象となる者、福祉避難所の指定基準等に対する理解が不十分であったり、運営のノウハウが不足している市町があった。また、福祉避難所に避難させるべき者のスクリーニングや福祉避難所の設置・運営に対する助言等の支援など、公衆衛生チームとの連携が不十分であった。福祉避難所の設置及び避難者の状況の把握については、市町との間に福祉避難所の開設や閉鎖に係る報告の仕組みがなかったことから、迅速かつ正確な情報収集ができなかった。要配慮者の避難に関する重要な課題であり、次の出水期までに、市町と連携して、対策を講じる必要がある。

また、近年、ペットが家族の一員である世帯は多く、被災者の心のケア、被災動物の野生化による危害防止の面からも、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難場所まで安全に避難する「同行避難」が合理的と考えられてきている。そこで県では、平成29年に「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を作成し、市町に周知しているが、今回の対応では運用に至らなかった市町も多かった。今後は、市町による事前の動物愛護体制を支援していく必要がある。

今後の災害対応においても、避難所の運営支援は欠かせない。今回の支援を基礎として、特に、避難所及び福祉避難所の運営支援のあり方を検討し、支援体制の構築を推進する必要がある。

## イ 当時の対応状況

日付	主な対応
7月8日 (日)	市町に対し、要配慮者の避難状況や、福祉避難所の設置状況等について、情報収集を開始
7月9日 (月)	「避難所プロジェクトチーム」を設置。業務内容は、①開設中の避難所の運営に係るニーズ調査、当該調査の結果を踏まえた②避難所への物資支援
	開設中の避難所（を有する市町）に対するニーズ調査を開始。8月13日まで、ほぼ連日、避難所へ電話連絡し、ニーズを聞き取った。
	経済産業省のリエゾンが到着、国のプッシュ型支援が開始。ニーズ調査の結果をもとに、クーラーの設置が始まった。（7月12日まで、17箇所に設置）
7月10日 (火)	各保健所（支所）に対し、避難所での食中毒予防の啓発、食中毒発生時の通報について通知。以降、様々な方法で避難所での食中毒予防を啓発。
	特に被害の大きかった坂町小屋浦地区、呉市天応地区・安浦地区の避難所等を支援するため、「重点地域プロジェクトチーム」を設置、現場主義を徹底した支援を開始
	国のプッシュ型支援として、避難所への仮設トイレの設置が始まった。（7月12日まで）
7月11日 (水)	市町に対して、避難所における要配慮者の把握、介護サービス等の活用、必要な設備やスペースの確保及び福祉避難所の設置について文書にて依頼
7月11日 (水)	関西広域連合の協力のもと、避難所の現地調査を実施。調査結果に基づき、物資及びマンパワーの支援を受けた。
7月12日 (木)	保健師チーム等による避難所巡回時に、避難所内の清潔保持等の環境整備と合わせて、食中毒予防の呼びかけを開始
7月15日 (日)	避難所支援システムが稼動、システム搭載端末を市町（避難所）に配布。システムを通じた物資調達及び情報共有を開始。
	避難所で生活を送る避難者に対し、各種生活情報の提供を開始
7月17日 (火)	国のプッシュ型支援として、避難所への洗濯機の設置が始まった。（7月19日まで、23箇所に63台を設置）
7月23日 (月)	避難所生活の長期化に伴う新たなニーズを探るため、現地調査を実施。今後の生活への不安の声を聞き取り、後の相談会の開催に繋げた。

## ウ 評価できる点

### ①避難所の環境整備

#### <避難所の運営支援>

- ・当初、市町が大変混乱していたことから、市町(避難所)からの情報を待つのではなく、県から市町(避難所)にニーズを問い合わせ、その上で国と連携し、積極的にプッシュ型

支援を展開した。

- ・避難所生活を送る避難者に対し、幅広い生活情報を、細やかに提供した。ニーズ調査の結果、今後の生活を心配する声が多く寄せられたことを受けて、相談会を開催するなどした。
- ・「避難所支援システム」の運用により、庁内及び市町(避難所)との物資支援及びその情報共有の円滑化を図った。

#### <重点支援地区の支援>

- ・特に被害の大きかった坂町小屋浦地区、呉市天応地区・安浦地区に重点支援地域担当プロジェクトチームを設置し、現場主義の方針の下、避難所運営等を支援した。

#### <災害対策用物資の調達>

- ・市町(避難所)からの要請に対し、事前に締結している協定に基づいて物資を調達・提供した。

#### <避難所等における食中毒の防止>

- ・リーフレットや県ホームページ等を通じた啓発、また保健師チーム等が避難所を巡回した際の呼び掛け等により、避難所での食中毒の発生を防いだ。

#### ③動物の愛護管理

- ・県獣医師会と「動物救護本部」を設置し、動物愛護団体や(一財)ペット災害対策推進協会等と連携し、被災動物への支援を円滑に行うことができた。

## エ 課題及び改善の方向性

※改善の方向性については、次の3区分で対応時期を表示

- 短期：1年以内に改善を目指すもの
- 中期：2年から3年以内に改善を目指すもの
- 長期：3～5年を目途に改善を目指すもの

#### ①避難所の環境整備

#### <避難所の運営支援>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"><li>・避難所運営支援の実績もノウハウも十分でなかったため、常に手探りの作業となり、多大な労力と時間を費やした。 (健康福祉総務課・環境県民総務課)</li><li>・当初、国からの支援物資は貰えるのか返すのか、誰が費用負担すべきか等がわからず、市町につなぐ際、苦労した。 (健康福祉総務課・環境県民総務課)</li><li>・各避難所を支援する際、責任者の把握に苦労した。また、県が把握したニーズ情報等を、市町に共有していなかった。 (健康福祉総務課・環境県民総務課)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 今後の発災に備え、県による避難所運営支援体制・内容、支部や市町・避難所との関係について、市町と連携し検討を進める。</li><li>● 国の初動の動きや「プッシュ型支援」について理解を深める。今回の支援内容や要請手続等を記録に残し、関係各課で共有する。</li><li>● 今回のニーズ調査の結果や支援記録をもとに、避難所支援台帳を用意する。各種支援の優先度や、ニーズを把握すべきタイミング等も記載する。</li></ul>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「避難所支援システム」では、物資の到着予定時刻を把握できないため、物資の確保を急ぐ市町には活用されなかった。 (危機管理課)</li> <li>・市町では、運営に必要な人員や役割分担などを示した避難所ごとの運営マニュアルは作成されていなかった。 (健康福祉総務課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市町(避難所)等との避難所等に係る情報共有の仕組みを設ける。その一環として、リエゾン派遣を通じた情報収集や、「避難所支援システム」の改良等について検討する。</li> <li>●個々の避難所の環境改善につなげるため、市町に対し、避難所ごとの運営マニュアルの作成について助言を行う。</li> </ul>

#### <重点支援地区の支援>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災後5日目からの支援だったが、より早い段階からの支援が重要だった。 (地域政策総務課・地域力創造課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●初動期から支援を行えるよう、分掌事務を再検討・調整し、支援体制を強化するとともに、重点支援地区の(追加)選定方法等についても検討する。</li> </ul>

#### <災害対策用物資の調達>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・初動で、物資要請ルートの不統一による混乱が生じた。 (健康福祉総務課)</li> <li>・国と県の物資調達先事業者の重複による混乱が生じた。 (健康福祉総務課)</li> <li>・現状の協定締結事業者からは調達できない物資があった。 (健康福祉総務課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●物資要請・調達に係る分掌事務、関係各課の役割等を再確認する。</li> <li>●応援協定に基づく災害対策用物資の品目・調達方法を再整理し、現状では調達できない物資について、新協定の締結等の事前対応を検討する。</li> </ul>

#### <避難所等における食中毒の防止>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所での炊き出しの相談を受けてから啓発を開始したが、より早い段階からの啓発が必要だった。 (食品生活衛生課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●迅速に啓発活動を開始できるように、今回の災害時に作成した資料に必要な改良を加え、整理しておく。</li> </ul>

#### ②福祉避難所の運営等に係る支援

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉避難所の利用の対象となる者、福祉避難所の指定基準等の理解が不十分、運営のノウハウが不足している市町があった。 (地域福祉課)</li> <li>・市町との間に、福祉避難所に係る報告の仕組みがなかった。 (地域福祉課)</li> <li>・福祉避難所の運営において、災害時公衆衛生チーム等との連携が不十分であった。 (地域福祉課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉避難所の設置・運営に係る課題を検証し、福祉避難所の設置・運営体制の構築を支援する。</li> <li>●福祉避難所の開設や運営状況に係る報告の仕組みを直ちに設け、市町に周知する。</li> <li>●福祉避難所運営に係る、災害時公衆衛生チーム等との連携体制の構築を推進する。</li> </ul>

#### ③動物の愛護管理

課 題	改善の方向性

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」が運用されていなかった。 (食品生活衛生課)</li> <li>・市町との間において、被災動物に係る情報収集のやり取りが不十分だった。 (食品生活衛生課)</li> <li>・避難所外でペットを飼養する被災者の状況把握や、当該者への情報提供が不十分だった。 (食品生活衛生課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市町に、被災動物への対応の必要性を再度周知し、事前の動物愛護体制の構築を支援する。</li> <li>●動物の一時預かり可能頭数や、各避難所での同行避難の可否等について、発災直後から情報を収集する仕組みを構築する。</li> <li>●避難所外でペットを飼育する被災者への情報提供の拡充を検討する。</li> </ul>

## (2) 給水・入浴支援

### ア 概要

本項では、給水・入浴支援として、①給水活動、②入浴支援、の2項目について記している。

今回の災害では、広域断水への対応が大きな課題となった。給水活動は、給水車、給水船等による給水活動、ペットボトルによる飲料水の提供を中心に実施された。給水車による支援は、県内外の自治体支援、自衛隊、その他関係機関により実施された。県では、企業局が主体となって、自衛隊や水資源機構と連携し、応急給水拠点の拡充に取り組んだ。ペットボトルは、要請に基づく協定団体からの支援及び国によるプッシュ型支援により、大量に供給された。これらの活動にあたっては、給水車の不足、大量のペットボトルの避難所での受入等に課題が生じた。特に病院への給水が課題となり、ピストン輸送で急場をしのぐといった状況となった。

広域断水への対応については、今回の対応実態を踏まえ、県・市町・自衛隊など様々な機関の全体調整を行う機能を災害対策本部に位置付けること、災害対策本部における各班の役割を再検討すること、断水時に優先的に給水することが求められる医療機関については、給水方法等、事前に対応方法を共有化すること、等に取り組む必要が明らかとなった。

夏場の衛生対策として、入浴機会の提供も大きな課題となった。入浴支援としては、公衆浴場における無料入浴サービスの実施、自衛隊による入浴支援、その他関係機関による船舶を利用した支援が実施された。また、一部の社会福祉施設等の協力を得て、入浴設備の一般開放が実施された。

これらの支援に関しては、災害救助法による入浴サービスの実施方法の整理、入浴支援の関係機関による連携、被災者への入浴支援の周知などが課題となった。

### イ 当時の対応状況

日付	主な対応
7月7日 (土)	江田島市において、自衛隊の給水支援が始まった。
	島しょ部へ水の海上輸送を実施するため、民間給水船等の手配等の調整を開始
	協定締結先企業8社に連絡し、対応可能な企業4社を確保し、避難所等へのペットボトル飲料水の配送を調整 ※以降、ペットボトル飲料水を提供
	公衆浴場の協力を得て、災害救助法適用市町の被災者に対し、無料入浴サービスを実施した。



7月8日 (日)	医療機関等へライフラインの状況を確認。市災害対策本部等へ医療機関への給水を要請するとともに（公社）日本水道協会へ給水車の拡充を依頼した。 ※以降、医療機関への給水活動を継続
	災害協定に基づきNEXCO西日本に要請し、尾道市・三原市に対して、給水支援活動を実施した。（～17日）
	自衛隊により、呉市で入浴支援3か所が始まった。 ※以降、順次入浴支援を実施
7月11日 (水)	自衛隊や水資源機構と連携し、応急給水拠点を拡充した。
	自衛隊、日本水道協会、各市水道局による医療機関等への給水について、前夜に翌日分の担当を調整して実施
	民間給水船による江田島市への応援給水を開始
7月13日 (金)	民間給水船による三原市への応援給水を開始
7月15日 (日)	海水淡水化装置（1号機）が雑用水の供給を開始
7月16日 (月)	海水淡水化装置（1号機）が飲用水の供給を開始
8月10日 (金)	広島市において応急給水活動を終了し、県内すべての応急給水活動を終了した。

## ウ 評価できる点

### ①給水活動

#### <断水地域への給水活動>

- ・県が主体的に、応急給水拠点の候補地選定、土地等の使用許諾、地元市や自衛隊等との連絡調整等を行ったことで、迅速に応急給水拠点の拡充を図ることができた。
- ・地域住民の飲料水運搬の負担軽減のため、遊休井戸等の水質調査を無償で実施し、活用を促した。

#### <ペットボトル飲料水の提供>

- ・協定締結先企業より協力を得て、市町からの要請に応じ避難所等へペットボトル飲料水を配送した。
- ・協定締結先企業には避難所等への配送まで対応してもらい、国や民間企業等からの支援分は、県でトラックを借り上げる等、適宜輸送手段を確保して、ペットボトル飲料水の迅速な配送に努めた。

#### <医療機関への給水活動>

- ・医療機関等への給水については、翌日の必要給水量を聞き取って給水計画を作成し、国

のリエゾンである防衛省、自衛隊、厚労省と県で協議する、という計画的な応急給水体制を構築し、対応した。

<その他の各種給水支援>

- ・関係団体やリエゾンとの調整により、三原市への水資源機構の可搬式海水淡水化装置による給水支援、国土交通省中国地方整備局及び九州地方整備局の散水車による生活用水の給水支援、砂埃抑制対策（散水）を速やかに実施した。

②入浴支援

<公衆浴場における無料入浴サービスの実施>

- ・広島県公衆浴場業生活衛生同業組合の協力に加え、組合非加入の公衆浴場からも協力が得られたため、より多くの被災者に無料入浴サービスを実施することができた。

エ 課題及び改善の方向性

<p>※改善の方向性については、次の3区分で対応時期を表示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 短期：1年以内に改善を目指すもの</li> <li>● 中期：2年から3年以内に改善を目指すもの</li> <li>● 長期：3～5年を目途に改善を目指すもの</li> </ul>
---

①給水活動

<断水地域への給水活動>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県全体で臨機応変に対応することにより結果的に円滑に対応できたものの、災害対策本部の班編成どおりには機能しなかった。 (食品生活衛生課・水道広域連携推進担当)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害対策本部に応急給水の全体調整機能を位置づけ、市町・自衛隊等と連携して応急給水を行う体制を構築する。</li> <li>● 今回、臨時で対応した実態を踏まえ、なぜ班編成どおりには機能を発揮することができなかったのか検証した上で、災害対策本部の体制を再検討・調整する。</li> </ul>

<ペットボトル飲料水の提供>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災翌日が週末(土曜)であり、協定締結先企業との調整に時間を要した。 (食品生活衛生課)</li> <li>・協定締結先企業以外の国や民間企業等からの支援分については、トラック等の借り上げ等輸送手段の確保等を調整する必要があった。 (食品生活衛生課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 協定締結先企業と、祝休日の連絡方法や担当者の複数化等、緊急時の連絡方法を再整理する。</li> <li>● ペットボトル飲料水について、県備蓄倉庫を配送拠点とすることや、調達先の民間企業に輸送・荷下ろし等一括依頼することなど、配送手順を具体的に検討・整理する。</li> </ul>

<医療機関への給水活動>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災直後、県災害対策本部と市町災害対策本部との間で、医療機関の被災状況（給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発災直後、医療機関の給水ニーズを県と市町で共有する仕組みを検討するととも</li> </ul>

課 題	改善の方向性
<p>水ニーズ) が共有されていなかった。 (医務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>断水時の対応について検討されていない医療機関も多く、市町への給水要請を行うまでに時間を要した。 (食品生活衛生課)</li> </ul>	<p>に、医療機関等への給水を支援するため、自衛隊等も交えて応急給水の調整を行う体制を構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>優先的に給水する医療機関については事前に必要給水量等の情報を把握して市町に提供し、断水時の対応を医療機関等と検討・共有しておくよう助言する。</li> </ul>

<広島空港における対応>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>空港ビルディングやホテル等の周辺施設が断水となり、飲食店が休業するなどの影響が生じた。 (空港振興課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係者と調整しながら災害時のBCPを策定し、関係機関との連絡方法や、水の利用ルールづくり等に取り組む。</li> </ul>

<その他の各種給水支援>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>可搬式海水淡水化装置による給水では、設置から給水開始までに要する日数と断水解消見込みを考慮して装置を設置する必要がある。また、給水にあたっては、給水前検査と毎日の検査が必要。 (水道広域連携推進担当)</li> <li>県内にある圧送用ポンプ搭載の給水船は限られるため、発災直後は手配に苦労した。 (水道広域連携推進担当)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>可搬式海水淡水化装置による給水支援(に伴う準備の日数や連日の検査の実施)を想定した、受援体制を検討しておく。</li> <li>給水船所有者や港湾管理者、市町などの関係者間で協力体制を構築する。</li> <li>避難所等における生活用水の確保について、井戸水の活用を含めて、あらかじめ対策を検討しておく。</li> </ul>

②入浴支援

<公衆浴場における無料入浴サービスの実施>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>無料入浴サービスの経費は避難所経費であるため、災害救助法適用市町から支出する方針としたが、「手続きが煩雑」等の指摘があり、県から支出することとした。 (食品生活衛生課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公衆浴場における無料入浴サービスについて、県・市町の役割分担や実施手順等を整理する。</li> <li>関係機関と連携し、発災時に各地域の入浴支援ニーズを把握し、支援範囲・役割分担を調整する体制を構築する。</li> <li>被災者に対する入浴支援の伝達手段を事前に検討しておく。</li> </ul>

<自衛隊等による入浴支援>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>入浴支援の中には、広報期間が短く、利用者への周知が不足したものもあった。 (食品生活衛生課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と連携し、発災時に各地域の入浴支援ニーズを把握し、支援範囲・役割分担を調整する体制を構築する。</li> <li>被災者に対する入浴支援の伝達手段を事前に検討しておく。</li> </ul>

### (3) 物資等の調達・搬送等

#### ア 概要

本項では、物資等の調達・搬送等として、①県の災害時における物流体制について、②市町や避難所などのニーズ把握・マッチング、③国プッシュ型支援への対応、④県救援物資輸送拠点での対応、⑤輸送手段の確保など輸送に関する対応、⑥民間物流の回復支援、の6項目について記している。

物資等の調達・搬送等については、市町が県に要請し、県が調達等を行うというスキームが県の地域防災計画に記載されている。実対応においても、市町からの要請を県の各々が受け、独自に物資等の調達及び配送を実施することはできたが、物資等の調達・搬送等を統括すべき災害対策本部事務局（物資調達グループ・緊急輸送グループ）との情報共有が出来なかったため、救援物資輸送拠点（備蓄倉庫）とも十分に連携することができなかった。

一方で、主要な陸路が寸断される不測の事態に対して、船舶を持つ関係機関と連携して水路による物資輸送手段を確保したことや、民間企業や道路管理会社などと協議・調整を実施し、地域防災計画に記載されていない民間物流の回復支援を実施するなど、不測の事態に対して臨機応変に対応することができた。

今後、同じような大規模災害が発生した際に備え、物資等の調達・搬送等における体制や考え方を再整理した上で、地域防災計画やマニュアルに反映するとともに、庁内各部に体制や考え方を認識してもらうなど、物資等の調達・搬送等の体制構築を推進する必要がある。

#### イ 当時の対応状況

日付	主な対応
7月7日 (土)	災害対策本部事務局の拡充（災害対策本部事務局総括調整班、救援物資調達グループ及緊急輸送グループの設置）
	県救援物資輸送拠点を開設し、備蓄物資の搬出を行うため、県職員（厚生環境事務所・地域福祉課）を配置した。
	県トラック協会に輸送車両の確保や災害対策本部、県救援物資輸送拠点への物流専門家派遣を要請した。
	県生活協同組合連合会に物資の調達配送や災害対策本部への流通専門家の派遣を要請した。
7月8日 (日)	民間企業のフェリー船調達、自衛隊からのヘリコプター等の調達を実施し、救援物資の輸送を行った。
7月9日 (月)	県救援物資輸送拠点において、西部東厚生環境事務所から職員を派遣し、救援物資の受入れ、仕分け、搬出、運送事業者との調整を行った。
7月10日 (火)	国によるプッシュ型支援が行われ、市町からの要望が多くあったクーラーなどの電化製品や量が多い品目を中心に調達を行った。

	西日本高速道路株式会社と調整を行い、山陽道広島 I C～河内 I C間について、救援物資運搬車両のみ通行が可能となった。
7月15日 (日)	「避難所支援システム」を運用開始し、タブレット端末を介して直接必要物資等のニーズを把握した。
7月25日 (水)	国のプッシュ型支援の受付終了
8月9日 (木)	県救援物資輸送拠点を開鎖した。
8月10日 (金)	市町から県への物資要請の受付が終了した。

## ウ 評価できる点

### ①県の災害時における物流体制について

#### <災害対策本部における体制確立>

- ・発災直後から、被害の大きさや範囲を見越して、市町から要請が届く前に、災害対策本部内に救援物資に関する体制として、緊急輸送グループ及び救援物資調達グループを構築するとともに県救援物資輸送拠点を開設し、対応した。

#### <救援物資調達の事後処理>

- ・災害対策関係物品に係る支払手続きを簡略化し、関係者の負担を軽減した。

### ②市町や避難所などのニーズ把握・マッチング

#### <市町や避難所などのニーズ把握・マッチング>

- ・発災直後、電話で市町のニーズを調査していたが、県防災情報システムの一機能である「避難所支援システム」を運用開始してからは、このシステムを通じてニーズを把握することで、市町・国との情報共有を促進できた。

#### <生活の再建に関する支援>

- ・県営住宅や借上型仮設住宅等の「みなし仮設住宅」への入居申込の際、生活必需品の申込も合わせて受け付けた。

### ③国プッシュ型支援への対応

- ・国によるプッシュ型支援に伴い、経産省のリエゾンが救援物資調達グループ付近に配することで、支援に関して密に連携することができた。

### ④県救援物資輸送拠点での対応

- ・事前に定めたとおり、発災直後から職員を派遣し、県救援物資輸送拠点に最も近い西部東厚生環境事務所が中心となり、拠点の運営、本部との調整、支援物資の受入・仕分け等を行った。
- ・物流専門家の支援も受けることで、物資の搬入・搬出を円滑に行うことができた。
- ・厚生環境事務所が中心となり約1ヶ月間に渡り拠点の運営に取り組んだ。

### ⑤輸送手段の確保など輸送に関する対応

- ・陸路が寸断された地域に対し、協定に基づいた民間企業のフェリー船や、自衛隊のヘリコプターや船舶による救援物資や燃料の輸送を、担当課が迅速に調整することで、救援物資の早期輸送を実現した。
- ・陸路の寸断により救援物資の供給が困難となっていた病院に対し、漁業取締船運航計画の調整を行い、県所有の漁業取締船を用いることで、救援物資の輸送を行った。

#### ⑥民間物流の回復支援

- ・分掌事務になかったが、小売事業者等に対するヒアリングの結果を受け、迅速に対応した。

### エ 課題及び改善の方向性

※改善の方向性については、次の3区分で対応時期を表示

- 短期：1年以内に改善を目指すもの
- 中期：2年から3年以内に改善を目指すもの
- 長期：3～5年を目途に改善を目指すもの

#### ①県の災害時における物流体制について

##### <災害対策本部における体制確立>

課 題	改善の方向性
<p>・マニュアルでは、緊急輸送グループの総括を地域政策局が、救援物資調達グループの総括を健康福祉局が執ることとなっているが、マニュアル通りの体制をとることができなかった。また、本部の長期化により、マニュアルに定めていない課の職員を交代要員として配備したことで、業務が滞ったこともあった。</p> <p style="text-align: right;">(危機管理課)</p> <p>・物資の要請・調達手順が不統一で、各課が独自に調達等をした場面もあり、救援物資調達グループで全体像を把握できなかった。</p> <p style="text-align: right;">(危機管理課，健康福祉総務課，販売・連携推進課)</p> <p>・執務スペースを確保するために、本部事務局の部屋から離れた会議室に移動したが、設備が不足しており、他班との連携に支障が出た。</p> <p style="text-align: right;">(危機管理課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各課が要請・調達し、救援物資調達グループが集約するなど、救援物資の要請・調達に係る役割分担を見直す。</li> <li>● 救援物資を調達しやすいよう、調達基準や必要品目などを整理する。</li> <li>● 執務スペース・レイアウトを見直し、事前に訓練も行い、その実効性を確認・検証しておく。</li> </ul>

##### <救援物資調達の事後処理>

課 題	改善の方向性
<p>・災害対策関係物品及び本部従事者の食料に係る本来の業務分担は、災害対策本部等から依頼を受けて、各課が調達から支払までを行うこととしているが、この役割分担が認知されておらず、支払手続きの遅延が</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 救援物資調達グループの役割を整理する。</li> <li>● マニュアルには、災害時の対応であることを考慮し、今回採用した支払手続きの簡略化のように、可能な範囲で簡略化し</li> </ul>

課 題	改善の方向性
<p>発生した。</p> <p>(会計総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生に伴う経費のうち、不足が見込まれる経費は、各課で補正予算を要求したが、危機管理課の要求で使用された他課の資機材の補充経費については、危機管理課の補正予算での対応を打診され、予算調整に苦慮した。</li> </ul> <p>(危機管理課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県トラック協会との協定に基づき救援物資配送の車両を確保したが、支払の所管課が示されていなかったため、支払手続きの遅延が発生した。</li> </ul> <p>(危機管理課)</p>	<p>た手続きを掲載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●全庁的に使用する資機材を洗い出し、その経費の予算化に関する原則的なルールを定めておく。</li> <li>●緊急輸送グループの役割を整理する。マニュアルには、協定に基づく支払事務のルールを定めておく。</li> </ul>

②市町や避難所などのニーズ把握・マッチング

<市町や避難所などのニーズ把握・マッチング>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「避難所支援システム」運用前は、物資担当窓口が定まらず、ニーズを把握できない市町もあった。</li> </ul> <p>(危機管理課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「避難所支援システム」への理解度が低く、活用しなかった市町もあった。</li> </ul> <p>(危機管理課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物資の調達が困難な場合は知事に対して応援を要請できることを知らない市町や、納期が極めて短い要請をする市町がある等、県の物資調達・配送体制への理解度が異なり、円滑に対応できないこともあった。</li> </ul> <p>(危機管理課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平時から市町の物資担当窓口を把握するとともに、「避難所支援システム」を活用した訓練を行い、市町との情報共有体制の構築を進める。</li> <li>●「避難所支援システム」搭載のタブレット端末の事前配備や運用について検討する。</li> </ul>

<生活の再建に関する支援>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・みなし仮設住宅等への生活必需品の調達等を行う部署が、事前に定まっていなかった。</li> </ul> <p>(危機管理課，商工労働総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・膨大な種類の物資の仕分・梱包作業の委託先が見つからず、作業の一部を県職員が対応せざるを得なかった。</li> </ul> <p>(危機管理課，商工労働総務課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●仮設住宅への生活必需品支援に係る担当部署を定め、支援内容・ルール等を定めたマニュアルを用意する。</li> </ul>

③国プッシュ型支援への対応

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の支援は、調達に数日を要する品目もあり、県が調達した方が早い案件があった。</li> </ul> <p>(危機管理課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物流回復後も市町からの物資要請に応じたが、市町が独自で調達した方が早い案件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国との情報共有のあり方等、被災地から見たプッシュ型支援の課題等をまとめ、国と共有する。</li> <li>●国のプッシュ型支援の全体像を周知するとともに、図上訓練等を行い、今後の対応に備える。</li> </ul>

課 題	改善の方向性
<p>があった。            (危機管理課)            ・国の支援は、トラックの積載内容、到着情報が県に共有されていなかった。            (危機管理課)</p>	

④県救援物資輸送拠点での対応

課 題	改善の方向性
<p>・災害対策本部、県救援物資輸送拠点ともに人員不足で、交代要員の確保等、人員の調整ができなかった。            (危機管理課、地域福祉課)            ・県救援物資輸送拠点にあった備蓄物資を、国等からの救援物資等と明確に区別していなかったため、適切な在庫・配送管理ができなかった。            (危機管理課、地域福祉課)            ・P Cの使用環境を整えていなかったため、連絡手段が電話・F A Xに限られた。            (危機管理課)            ・複数企業からの支援物資を県救援物資輸送拠点設に集め、仕分けて配送したため、どの物資をどの市町に提供したかの記録が残せず、運搬用パレットの回収が困難だった。            (危機管理課)            ・県救援物資輸送拠点の運営は、本部救援物資調達グループと厚生環境事務所・保健所が連携して行うことになっていたが、本部業務が多忙を極めたため、拠点の運営に支障が生じた。            (各厚生環境事務所・保健所)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県救援物資輸送拠点の運用方法は、関係機関等による総合的な検証や評価に基づいた運営体制や規定等の見直しが必要であり、本部との連携や人員調整等も含め、マニュアルに定める。</li> <li>● マニュアルをもとに、関係各課で訓練を行い、県救援物資輸送拠点の運用に関する習熟を図る。</li> <li>● 情報共有や在庫管理等をしやすくするため、県救援物資輸送拠点施設の通信環境を整える。</li> <li>● 救援物資の運搬・配送の際、各企業に回収不要のパレットの使用を依頼する。</li> </ul>

⑤輸送手段の確保など輸送に関する対応

課 題	改善の方向性
<p>・各課が独自に輸送機関と調整を行った結果、緊急輸送グループで把握していない動きがあった。            (危機管理課、健康福祉総務課、販売・連携推進課)            ・輸送機関からは「本部内での情報共有が不足し、(連絡の度に)説明が必要だった」との指摘もある。            (危機管理課、健康福祉総務課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緊急輸送グループが輸送機関と一括調整を行う体制の構築を目指す。緊急輸送における輸送手段の確保について、関係各課と確認するとともに、研修会や訓練等を通じて対応方法の周知・習熟を図る。</li> </ul>

⑥民間物流の回復支援

課 題	改善の方向性
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● これまで民間企業の努力で行われていた物流の回復も、災害対応業務の一環として、物流回復に向けた道路の啓開方法等について、輸送機関等と検討する。</li> </ul>



## (4) 防疫, 保健衛生

### ア 概要

本項では、防疫, 保健衛生に関する対応として、①感染症の予防・消毒等防疫措置, ②被災者に対する保健衛生活動の2項目について記している。

水害による被災地や避難所では、感染症等の発生や拡大が懸念されるなか、県は、発災直後から感染症予防対策のポスターやチラシの配布, 県HP等を通じての注意呼びかけなどを行った。また、県医師会の協力による感染対策チームや災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)などが、避難所での衛生指導にあたるなどし、感染症の発生もほとんどなく、避難所における食中毒なども防止することができた。公衆衛生チーム(保健師び看護師チーム)からの情報提供により、日々避難所サーベイランスが実施できたことも感染症等の予防につながったとされるが、保健師チーム等が担当しない避難所もあった。今後、市町とも協議し、災害時の全ての避難所について、迅速に状況把握ができる仕組みや公衆衛生チーム等による早期の巡回体制などを構築しておく必要がある。

被災者に対する保健衛生活動では、数多くの公衆衛生チーム(保健師チーム)が避難所を中心に活動した。県外からのチームが多く、県は、全国から派遣されたチームとの連絡や県内チームとの調整にあたった。派遣元自治体との連絡・調整を担当した県庁統括保健師の業務量は大きく、今後、大規模災害を想定して、連絡・調整部署の体制の充実が望まれる。

一方、被災地で活動する各種のチーム間で、情報共有し、活動調整を図る場が早期に設置できないところもあり、派遣先の市町や避難所で混乱が生じたというケースもあった。県庁では、「保健医療活動連携会議」が開催され、情報共有や対応を協議する場として有効に機能したが、市町等においても適時に活動調整等を図る場を設け、現場での活動をより効率的に行える体制づくりが必要である。また、公衆衛生チームとして、保健師・看護師以外にも栄養士, リハビリ等の各チームが活動した。また、これらの各チームの調整等を行うチームとして創設されて新しい「災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)」が活動した。公衆衛生チームが活動するにあたっては、特に避難所との連携が重要となる。今後、市町や避難所を運営する組織にも、あらかじめ、各チームの活動内容や派遣の手順などの周知を図り、受入れも含めてより円滑な運用をめざしていく。

発災当初(7月8日以降)、県は広島市に保健師(県外保健師を含む。)やDHEAT等の派遣を打診したが、局地的な被害にとどまっていることもあり、広島市からは、災害を受けていない市域からの応援で対応できると回答があった。

## イ 当時の対応状況

日付	主な対応
7月7日 (土)	感染症予防対策についてポスターやチラシの配布などにより、注意喚起を行った。 警察本部刑事部捜査員による方面別検視班の部隊編成と集中運用を行い、迅速な検視活動(108体)を実施
7月9日 (月)	感染症まん延防止措置に関する指示を、保健所が被災市町に対して行い、当該市町は消毒等を実施した。 公衆衛生チームを派遣し、避難所(家庭訪問等を含む)で被災者の健康管理、保健指導等を実施した。
7月10日 (火)	日本医師会災害医療チーム(JMAT)の中に感染対策チームを組織し、避難所において感染症予防対策の指導を行った。
7月11日 (水)	避難所へ災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣を開始した。
7月12日 (木)	避難所活動記録の統一様式を各保健所(支所)及び関係市へ送付 避難所のトイレや水回りまた生活スペースの衛生状況の把握や感染症に関するチェックを行い、具体的な予防方法等について対応した。
7月13日 (金)	医療・保健衛生活動に関わるチームが一堂に会した保健医療活動連携会議(クラスターミーティング)を県庁で開催。前日の現地活動情報を共有し、対応を協議の上、派遣チームの活動を調整。 市町からの要請に応じて、リハビリチームを派遣した。 被災した子供等の心のケアのため精神科医、児童心理司等を派遣した。
7月14日 (土)	広島JRATを派遣し、避難者へのリハビリ対応、環境調整指導等を行った。
7月16日 (月)	栄養士チームを派遣し、栄養相談対応、献立作成等の栄養管理活動を行った。
7月17日 (火)	災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)4チームに被災状況を説明し、4保健所(支所)に派遣した。
7月18日 (水)	日赤こころのケアチームを派遣し、避難者へのこころのケア活動を行った。

## ウ 評価できる点

### ①感染症の予防・消毒等防疫措置

#### <感染症発症情報の把握及び対応>

- ・避難所における日々のサーベイランスの実施や、感染対策チームによる指導などにより、避難所において感染症の発生はなかった。

#### <避難所の防疫・衛生>

- ・避難所を巡回した保健師、市町担当者との連携、また災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の支援により、感染症の発生を予防するとともに、インフルエンザ感染拡大

や食中毒の発生を防止することができた。

#### <遺体対策>

- ・被災地が広域かつ多数に及んだが、警察本部刑事部捜査員による方面別検視班の部隊編成と集中運用により、迅速な検視活動を実施した。特に、検視官ごとに担当警察署を固定したことで、情報の集約が容易となった。

#### ②被災者に対する保健衛生活動

##### (ア) 公衆衛生チーム等の活動調整等

#### <公衆衛生チーム等の活動調整>

- ・県庁健康福祉総務課の統括保健師を中心に編成した保健師チーム統括班が避難所情報を一元的に収集し、保健所(支所)を通じて市町まで、保健衛生等に関する情報を還元する体制を整えた。
- ・各保健所(支所)へDMATの活動方針(避難所アセスメントを実施する)を伝え、一部では市の保健師にDMATが同行することで、効率的な避難所巡回を行うことができた。
- ・早期に県保健師をリエゾン保健師として被災市町に派遣した。保健活動統括部門の立ち上げを行った保健所(支所)等では、市町、各派遣チームとの調整等を円滑に行うことができた。

#### <保健医療活動連携会議(クラスターミーティング)の開催>

- ・医療救護班や保健師など医療・保健衛生活動に関わるチームの「調整本部」等が一堂に会する保健医療活動連携会議(クラスターミーティング)を7月13日から8月14日まで毎日実施した。会議では、避難所で生活する被災者の医療の確保及び心身の健康管理を目的に、前日の現地活動情報(支援内容及び今後必要と考える支援)を共有し、対応を協議の上、派遣チームの活動を調整した。

##### (イ) 公衆衛生チームの派遣・活動

#### <保健師チームの派遣・活動>

- ・「広島県災害時公衆衛生活動マニュアル」等を参考に、各保健所で被災状況に応じた初動体制を構築できた。
- ・避難所での活動内容を確認するチェックリストの作成を通じ、対応漏れの防止を図った。

#### <各種チームの派遣・活動>

- ・栄養士チームは、広島県栄養士会と連携して、豪雨災害発生時から派遣準備を進めたことで、市町からの派遣要請にスムーズに対応できた。
- ・リハビリチームは、当初は市町の要請に応じて派遣調整をしていたが、避難所の現状把握も含めてリハビリ専門職を派遣する必要があると判断し、要請を待たずに避難所等へ派遣し、生活不活発病のリスク把握や予防を行った。

##### (ウ) 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の受援

- ・要請のあった4保健所(支所)に災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)を派遣した。  
7都府県4市からの応援に対し、都度、派遣元自治体と主管課で調整し、円滑な派遣を実現した。

(エ) 災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣・活動

- ・市町等からの要請により、各避難所等へDPATを派遣し、被災者支援を行った。

(オ) こども支援チームの派遣・活動

- ・広域的な災害ゆえに、被災した児童の状況把握が困難だったため、子供に関わる教員、保育士、保健師等へ、被災した子供の心のケアに係る研修を実施することで、対応を図った。

(カ) 医療救護班の派遣・活動

- ・JRATによるリハビリ対応、日赤ここのケアチームによる相談支援など、避難所等の状況やニーズに応じて心身のケアに取り組んだ。

## エ 課題及び改善の方向性

※改善の方向性については、次の3区分で対応時期を表示

- 短期：1年以内に改善を目指すもの
- 中期：2年から3年以内に改善を目指すもの
- 長期：3～5年を目途に改善を目指すもの

### ①感染症の予防・消毒等防疫措置

#### <感染症発症情報の把握及び対応>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害の大きい地域の避難所は道路の寸断等で、公衆衛生チームや市町が早期の調査を実施できなかったため、状況把握が遅れた。 (健康対策課(CDC))</li> <li>・感染症症状として報告されたものの中には、明らかに感染症に因るものではないものも多く、確認等に時間を要した。 (健康対策課(CDC))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 感染症発生情報の速やかな把握のため、避難者の健康状態に関する統一報告様式及び情報伝達の仕組みを構築する。</li> <li>● 有症状者の報告にあたって、症状の迅速な判断に繋がるように感染症の定義等を周知する。</li> </ul>

#### <避難所の防疫・衛生>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所等における生活衛生対策に関する知識の普及や指導等、市町を技術支援する必要性があった。 (各厚生環境事務所・保健所)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 衛生状態の確保等の知識・技術習得のための研修や、市町が作成する避難所運営マニュアル等への記載を助言する。</li> </ul>

#### <遺体対策>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部の警察署では、一人の検案医に業務が集中した。検案医の被災地への派遣を検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県内医師会に対して災害時における死体検案業務について協力を求めるなど、災</li> </ul>

課題	改善の方向性
<p>討したが、道路状況や、遺体発見から収容まで時間を要する等の理由で、派遣することが困難だった。</p> <p>(広島県警察本部)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>遺体の腐敗防止のため、脱臭剤、ドライアイスや冷風扇等で温度調整等を行ったが、ドライアイスの確保・長期保存の難しさ、遺体保冷庫の設置不足が課題となった。</li> </ul> <p>(広島県警察本部)</p>	<p>害時における検案医の確保に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●本災害では、多くの遺体を警察施設内(武道場等)に安置したが、今後、さらに大規模な災害が発生した場合、警察敷地内のみで安置することは難しいため、各市町において、遺体安置場所の候補地を選定する必要がある。</li> </ul>

## ②被災者に対する保健衛生活動

(ア) 公衆衛生チーム等の活動調整等

### <全国から派遣されたチームとの連携体制>

課題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>当初は県庁統括保健師の補佐がおらず、全国からの応援の受入に支障を来した。</li> <li>被災保健所では、活動を統括した保健師(保健課長)に負担が偏り、活動調整に支障があった。</li> </ul> <p>(各厚生環境事務所・保健所)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県庁統括保健師には、補佐を複数配置する等、十分なサポート体制を構築する。</li> <li>●被災保健所にも、活動を統括する保健師(保健課長)の補佐として受援経験のある保健師を派遣する等して、保健所機能を強化する。</li> </ul>

### <公衆衛生チーム等の活動調整>

課題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>保健医療活動チーム全体で情報共有や活動調整等をする場がなく、派遣先市町や活動先の避難所で混乱が発生した。</li> </ul> <p>(健康福祉総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健所(支所)での災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の活動調整が当初混乱した。</li> </ul> <p>(健康福祉総務課・各厚生環境事務所・保健所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公衆衛生チーム等が訪問する被災者家庭訪問の対象の選定に時間を要した。</li> </ul> <p>(健康福祉総務課・各厚生環境事務所・保健所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町によって、被災状況や各チームの受入体制は様々であり、保健活動拠点の立ち上がりや調整等に時間を要したところもあった。</li> </ul> <p>(各厚生環境事務所・保健所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健所(支所)から被災市町に入るリエゾン保健師には一定の職務経験があることが望ましく、派遣できる人員に限りがあった。</li> </ul> <p>(各厚生環境事務所・保健所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災地の保健所(支所)では、調整業務のほか保健師の被災地での現地活動もあり、公衆衛生チームや市町等との各種調整が総括保健師(保健課長等)に集中した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保健医療活動チームの活動調整等を担う統括組織を設け、情報共有や活動調整を効率的に行う体制を構築する。</li> <li>●全国から多数の支援チームが応援に入ることを前提とした受援体制を構築しておく。</li> <li>●県・市町合同の訓練や、各保健医療活動チームを対象とした訓練を行うことで、知識の習得や対応力の向上、相互理解を図る。</li> <li>●災害の種類や規模に応じた家庭訪問の対象をあらかじめ想定しておく。</li> <li>●リエゾン保健師の役割が担える中堅保健師の育成に努める。</li> <li>●本災害の対応を踏まえ、被災市町のニーズ把握方法、公衆衛生チームの振分け方法、派遣の手順等を整理するとともに、避難所活動報告書等の様式を見直し、災害時公衆衛生活動マニュアルを改訂する。</li> </ul>

課 題	改善の方向性
(各厚生環境事務所・保健所)	

<保健医療活動連携会議（クラスターミーティング）の開催>

課 題	改善の方向性
<p>・医療・保健衛生活動に関わるチームが派遣されていない避難所の状況入手しにくかった。</p> <p style="text-align: center;">（健康福祉総務課・各厚生環境事務所・保健所）</p> <p>・県庁で把握した各チームの活動状況等をタイムリーに保健所（支所）と共有できなかった。</p> <p style="text-align: center;">（健康福祉総務課・各厚生環境事務所・保健所）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保健所（支所）が市町の保健医療ニーズを集約しタイムリーに支援できるように、市町に「現地保健医療活動連絡会議（仮称）」の設置を促し、現場の情報を共有する。</li> </ul>

(イ) 公衆衛生チームの派遣・活動

<保健師チームの派遣・活動>

課 題	改善の方向性
<p>・保健師チームの派遣要請等に関する連絡ルートを明確に決めておらず、県から中核市へ連絡する際、本庁から直接連絡するルートと、県保健所（支所）を介するルートがあり整理が必要だった。</p> <p>・保健師の被災地での活動内容や県外チームの応援の要請の想定を、平時にできていなかった。</p> <p style="text-align: center;">（健康福祉総務課・各厚生環境事務所・保健所）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県・保健所・市町との活動調整等の連絡窓口を一本化し、災害局面や保健師チームの派遣元機関に応じた情報連絡システムを明確にしておく。</li> <li>●県保健師が被災地で活動する際、保健所（支所）の所属長が派遣の判断や指揮命令に迷わないよう、保健所の役割や体制確保に関することを定めておく。</li> <li>●各保健所（支所）の所管エリアでの発災を想定した保健師の派遣体制を検討する。</li> </ul>

<各種チームの派遣・活動>

課 題	改善の方向性
<p>・各チームへの派遣要請に関して市町・避難所との情報共有を十分にできないことがあった。</p> <p style="text-align: center;">（健康福祉総務課）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公衆衛生チームの役割や活動、活動に必要な情報等を、市町をはじめ広く周知する。</li> </ul>

(ウ) 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の受援

課 題	改善の方向性
<p>・DHEATへの派遣要請の判断基準等が未整備で、要請の決定までに時間を要した。</p> <p style="text-align: center;">（健康福祉総務課）</p> <p>・市町にDHEATが常駐することを想定していなかったため、市町に対して、その旨を説明し、了解を得るのに時間を要した。</p> <p style="text-align: center;">（健康福祉総務課）</p> <p>・DHEATの受入体制を十分整えることができていなかった。</p> <p style="text-align: center;">（各厚生環境事務所・保健所）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●DHEATと受援側（保健所，市町等）の協働に備え，DHEATの役割や活動への理解を深めるため，関係団体等が開催する研修への県職員の派遣体制を構築する。</li> <li>●災害局面に応じたDHEAT構成メンバーのあり方の検討とともに，DHEATの派遣要請や他県からの応援要請の手順について検討する。</li> </ul>

(エ) こども支援チームの派遣・活動

課 題	改善の方向性
<p>・各避難所の子供の人数，年齢，性別が不明で，被災した子供の全体状況が把握できなかった。</p> <p>(こども家庭課)</p>	<p>● 避難者名簿様式に（要支援）情報の記入欄を設け，その情報をもとに乳児・幼児・小学生等の年齢や性別ごとの避難者数が把握できるような仕組みを作る。</p>

## (5) 要配慮者対策

### ア 概要

本災害時、要配慮者対策として、県では主に、施設等に関する情報収集・被災対応、在宅の要配慮者への対応を行う市町への支援を行った。

施設等の被災に係る情報収集については、通常業務における市町や施設等との連携体制を活かして、所定の報告様式を用いて行うことができたが、施設によっては情報収集に時間を要した等、課題が残る。被災に係る報告様式の項目に入っていない詳細の状況については、施設等への個別の聞き取りを実施した。

また、安否確認やニーズ把握など要配慮者への対応については、市町や県の保健師等により対応したほか、要請のあった一部の市町においては、県との協定に基づく公衆衛生チームの支援を得て対応した。

併せて、一部の施設等の協力を得て、入浴設備を一般に開放し、在宅の要配慮者への支援を行った。

一方、今回、医療機関の断水や交通遮断により、一部の在宅透析患者が、かかりつけの医療機関で透析を受けられない、又は通院が困難となる事態が生じた。このため、船舶を使って患者を搬送できるよう消防や海上保安庁と緊急の調整を行った。

今後の要配慮者対策として、あらためて市町等関係機関と要配慮者支援に係る役割分担を確認し、市町や施設等と連携して、被災時、より円滑に情報収集・把握ができる仕組みを更に整えていく必要がある。あわせて、公衆衛生チーム等との連携も含め、市町における要配慮者支援体制の構築支援を一層進める。

### イ 当時の対応状況

日付	主な対応
7月5日 (木)	隣保事業実施市町へ、当該施設での防災対策の徹底と、被害発生時の報告を依頼
7月6日 (金)	市町及び施設等に対し、施設等の安全確保に係る依頼の通知
7月7日 (土)	市町等と連携し、施設等の被災状況を把握するとともに、必要に応じて対策を講じた。
7月8日 (日)	医療機関の断水や交通遮断により、透析を受けることができない在宅の透析患者について、消防機関や海上保安庁と連携し、緊急搬送を行った。
7月8日 (日)	市町及び施設等に対し、電話で被災状況及び支援ニーズの聞き取りを開始
7月9日 (月)	市町に対し、障害福祉サービス事業所等の被害報告、要援護障害者の安否確認、視聴覚障害者等への情報・コミュニケーション支援を通知



7月10日 (火)	市町に対し、避難行動要支援者の安否確認、避難所における要配慮者への支援、福祉避難所の設置を通知
7月13日 (金)	要請のあった市町へ災害時公衆衛生チームを派遣、要配慮者の安否確認や状況・支援ニーズを把握し、市町や地域包括支援センター等に繋ぎ始めた。

## ウ 評価できる点

### <施設等に関する情報収集・被災対応>

- ・施設等について、通常業務における市町との連携体制を活かし、施設等の被害状況等の情報収集・把握を行った。
- ・隣保事業を実施している市町には、災害発生前から防災対策の徹底や、災害発生時の報告を依頼したことで、発災後の対応を円滑に進めることができた。
- ・災害対応による市町のマンパワー不足を見込み、施設等によっては、県から施設へ、被災状況の聞き取りを行った。

### <在宅の要配慮者の状況把握>

- ・協定に基づき、災害時公衆衛生チームの協力を得て、在宅の要配慮者の安否確認やニーズ把握を行うことができた。
- ・消防機関や海上保安庁と連携して、医療機関の断水や交通遮断により透析を受けられない在宅の透析患者の搬送を調整した。

## エ 課題及び改善の方向性

※改善の方向性については、次の3区分で対応時期を表示

- 短期：1年以内に改善を目指すもの
- 中期：2年から3年以内に改善を目指すもの
- 長期：3～5年を目途に改善を目指すもの

### <施設等に関する情報収集・被災対応>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設等からの被災状況の報告様式には断水の有無の記載欄はあるが、断水の期間の記入欄がないため、詳細の被害状況を把握する際に、施設等に対する追加聞き取りが必要となった。</li> </ul> <p>(地域福祉課，安心保育推進課，障害者支援課，人権男女共同参画課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被災時の施設等からの報告様式の中に断水期間等の詳細項目を追加したうえで、市町及び施設等に対し、被災時における報告について改めて周知徹底する。</li> </ul>

### <市町への要配慮者対応への要請>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者支援や公衆衛生チーム派遣について、市町との間で、平時から認識を合わ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市町に対し、要配慮者支援の趣旨、災害時公衆衛生チームの活動や派遣手続き等</li> </ul>

課 題	改善の方向性
せておく必要がある。 (地域福祉課)	について、事前に説明し、理解を得ておく。

<在宅の要配慮者の状況把握>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公衆衛生チームを構成する団体から県へ提出してもらう活動報告書の記入方法について、事前に説明していなかったため、活動報告書の記載から、在宅の要配慮者の状況が見えにくいことがあった。                (地域福祉課)</li> <li>・ 避難行動要支援者名簿の更新や医療的ケア児などの把握が不十分な市町もあり、在宅の要配慮者の状況把握に時間を要した。                (障害者支援課)</li> <li>・ 既存の「広島県災害時公衆衛生活動マニュアル」は、主に避難所での活動を想定しており、戸別訪問に係る想定が不十分であった。                (障害者支援課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時公衆衛生チームを構成する団体に対し、活動報告書の記入方法など県への連絡について、事前に説明し、理解を得ておく。</li> <li>● 市町における避難行動要支援者名簿の定期的な更新及び障害の特性や地域の実情等を踏まえた避難行動要支援者に係る個別計画の作成・見直しの取組を促す。</li> <li>● 戸別訪問時の対応を含めた「広島県災害時公衆衛生活動マニュアル」を作成し、関係団体との協議を進め、発災時に備える。</li> </ul>

## (6) 被災地における防犯対策

### ア 概要

本項では、被災地における防犯対策として、主に広島県警察及び応援部隊として来県した警察災害派遣隊の活動として、主に被災地における防犯対策と、警戒警ら対策の2点について記している。

防犯対策としては、住家の被災による避難所への避難や、転居等により治安の悪化が懸念される無人地域に対して、防犯カメラを設置したり、犯罪抑止を促すための情報発信などの活動を行った。

警戒警ら対策としては、パトロールカーによる被災地における24時間体制での警戒警ら活動や、私服警察官による被災地での警戒、被災者への被害防止の注意喚起等を行い、犯罪抑止活動を実施した。

災害に便乗した犯罪は、過去の災害においても多くの被害事例が挙げられ、被災地にとっては見過ごすことのできない重要な問題でもあり、今後の災害においても、被害をなくすための適切な防犯対策が望まれる。

### イ 当時の対応状況

日付	主な対応
7月9日 (月)	・15都府県から特別自動車警ら部隊の特別派遣を受け、被災地において、パトロールカーによる24時間体制での警戒警ら活動を実施 ・災害に便乗した犯罪抑止に向け、減らそう犯罪情報官を中心とした情報発信活動を実施
7月10日 (火)	・3府県から特別機動捜査部隊の特別派遣を受け、警察本部刑事部捜査員との合同による捜査部隊を編成し、私服警察官による被災地での警戒や、被災者への被害防止の注意喚起を行い、災害に便乗した犯罪抑止活動を実施
7月11日 (水)	・被災したコンビニ等の管理者に、ATM内の現金の搬出指導を実施した他、警察署等による警戒強化を実施
7月13日 (金)	・警察本部地域部・生活安全部員で夜間パトロール隊を編成し、夜間において、パトロールカーによる被災地での警戒警ら活動を実施
7月16日 (月)	・災害の発生に伴い、被災者の避難や転居により、無人となる地域が増え、被災場所における治安の悪化が懸念されることから、被災場所を中心に防犯カメラを設置

### ウ 評価できる点

#### <防犯対策>

- ・災害の影響で、無人となる地域において、治安の悪化が懸念されたことから、被災場所を中心に防犯カメラを設置した。カメラの設置により、効率的な治安維持活動が展開され、被災住民の不安解消にも繋がった。

- ・災害に便乗した犯罪の抑止のため、様々な媒体で広報活動を展開した結果、防犯上必要な注意喚起等と、流言飛語対策が実施できた。
- ・早期より、コンビニATM内の現金の搬出指導の他、警察署等による警戒強化を行った結果、被災地域のATMに被害はなかった。

#### <警戒警ら対策>

- ・他府県警察の特別派遣を受け、「見せる警ら活動」を強化し、犯罪発生を抑え、被災者の安心感の醸成を図った。
- ・夜間パトロールを実施した熊野地区・天応地区・小屋浦地区では、空き巣等の発生はなかった。

### エ 課題及び改善の方向性

※改善の方向性については、次の3区分で対応時期を表示

- 短期：1年以内に改善を目指すもの
- 中期：2年から3年以内に改善を目指すもの
- 長期：3～5年を目途に改善を目指すもの

#### <防犯対策>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保有台数以上の防犯カメラが必要となるような広域的な被害が発生した場合、ボランティア団体にカメラ設置の協力を要請する必要がある、設置に時間を要する。 (広島県警察本部)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広域的な被害の発生、それに伴う被災者からの多数の設置要請に備えて、常時、防犯カメラの整備を進め、即座に設置可能な防犯カメラの台数を確保する。</li> </ul>

#### <警戒警ら対策>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・警備業者による防犯パトロールの実施に関する「災害時における交通及び地域安全の確保等に係る業務に関する協定」を締結しているが、現協定では予算確保できず、協定に基づく支援を要請できなかった。 (広島県警察本部)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「災害時における交通及び地域安全の確保等に係る業務に関する協定」の主体を、県警察本部長から知事へ変更することの是非について、県警察本部と県で協議する。</li> </ul>

## 4 被災者の生活再建支援

### (1) 災害廃棄物処理

#### ア 概要

本項では、災害廃棄物処理として、①土砂等の撤去、②災害廃棄物の処理、の2項目について記している。

土砂等の撤去については、特に宅地内土砂の撤去を専門に担当する職員（土砂プロジェクトチーム）を配置したこと、大規模に被災した地区について国の関係省庁と県の関係部署が集まる「土砂・廃棄物処理チーム」を結成して対応したことにより、円滑な調整・効率的な対応が可能となった。また、災害廃棄物の処理に関しては、処理・運搬や仮置場設置・運営にあたる市町への情報提供等を行うとともに、市町の対応状況に関する情報収集・整理を通じて支援の必要性を把握して対応した。さらに、「広島県災害廃棄物処理計画」を事前に定めていたことで、廃棄物発生量の推計や「災害廃棄物処理実行計画」の策定を円滑に進めることができた。

一方で、①土砂等の撤去、②災害廃棄物の処理、いずれの対応においても、関係機関・関係部署が複数にわたることから、事前に役割分担を整理・明確化しておくことなど、対応体制の事前整備の重要性が明らかになった。また、協定等に基づき廃棄物処理の支援を受けるに当たって、その具体的な方法をあらかじめ整理し明確化しておくことも必要である。

#### イ 当時の対応状況

日付	主な対応
7月8日 (日)	処理に支障が生じた町の生活ごみについて、他市への受け入れを調整した。
7月9日 (月)	業界団体への協力要望を県でとりまとめ始めた。
7月10日 (火)	D.Waste-net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）の専門家が現地訪問を実施、分別や搬出方法等に関する助言を実施した。
7月12日 (木)	毎日、各市町の仮置場設置・運営状況を取りまとめて情報共有を行った。
7月18日 (水)	国の関係各省庁と県の関係部署が集まる「土砂・廃棄物処理チーム」を結成。各種情報の共有を行った。
7月23日 (月)	「宅地内土砂の撤去等プロジェクトチーム」として担当職員を配置し、各種支援制度・手法の整理等を開始
7月25日 (水)	市町村別の災害廃棄物発生量推計値を公表した。
7月26日 (木)	市町を対象として宅地内土砂の撤去に係る個別相談会を開催した（4市町参加）。27日は8市参加。

	呉市天応地区について、生活再建に向けたロードマップの一環として、土砂撤去プランを作成し、公表した。8月7日に坂・小屋浦・川角・安浦地区、8月10日に木原地区でも公表。
7月31日 (火)	国（環境省）の協力を得て、市町を対象とする「廃棄物処理に関する説明会」（第1回）を開催した。
8月8日 (水)	「災害廃棄物処理に係る広島県基本方針」を公表した。 (8月31日には「広島県災害廃棄物処理実行計画」を公表した。)

## ウ 評価できる点

### ①土砂等の撤去

#### <宅地内土砂の撤去>

- ・関係各課の総合窓口として「宅地内土砂撤去プロジェクトチーム」を設置し、関係各課と連携して各種支援制度・手法を整理した。総合窓口としての上記プロジェクトチームの設置により、庁内・国等との調整が円滑に図られた。
- ・市町向けの相談会の開催や、国の協力の下作成したQ&Aの提供、各市町の検討状況のとりまとめ結果の情報共有等を通じて、市町における対応方針の検討を支援した。

#### <大規模被災地区の土砂撤去>

- ・国と県の関係部署で「土砂・廃棄物処理チーム」を結成した。毎日30分以内の会議を開催し、その中で効率良く役割分担の調整や情報共有を行った。
- ・特に被害の甚大な地区に絞り込んで土砂撤去プランを作成・公表したことで、住民の安心感に繋がるとともに、重点的な労力の投入が可能となった。
- ・目標時期を設定・公表し進捗を管理したことで、関係者が一丸となり取り組みが進められた。

### ②災害廃棄物の処理

#### <廃棄物の収集運搬・処理に関する市町への支援>

- ・発災直後から市町の状況確認を行い、道路寸断により処理に支障が生じた町の生活ごみについて他市への受け入れの調整を行った他、処理が特に切迫している市町について県外処理業者への一括処理委託の調整、処分先の紹介・調整等を行った。

#### <廃棄物仮置場の設置・運営に関する市町への支援>

- ・各市町の仮置場設置状況及び容量ひっ迫の可能性の把握を通じ、市町に対し支援の必要性等を確認した。

#### <廃棄物発生量の推計・廃棄物処理実行計画の策定>

- ・「広島県災害廃棄物処理計画」を策定した際に、必要データ等を蓄積していたため、「災害廃棄物処理に係る広島県基本指針」や「広島県災害廃棄物処理実行計画」を円滑に策定・公表できた。

- ・市町の支援に際しては、民間コンサルタント会社を活用することで、専門家の立場からの支援を行うことができた。

## エ 課題及び改善の方向性

※改善の方向性については、次の3区分で対応時期を表示

- 短期：1年以内に改善を目指すもの
- 中期：2年から3年以内に改善を目指すもの
- 長期：3～5年を目途に改善を目指すもの

### ①土砂等の撤去

#### <宅地内土砂の撤去>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「宅地内土砂撤去プロジェクトチーム」の設置まで、関係各課の連携・調整が十分ではなかった。 (危機管理課, 都市計画課, 循環型社会課)</li> <li>・所管も内容も複雑な国の各事業制度の情報を、整理することに時間を要した。 (危機管理課)</li> <li>・各種事業の説明を、市町が事前に質問事項を整理する「相談会形式」で開催したが、市町が災害時対応に不慣れなことを考えると、まず国・県が事業内容を説明する「説明会形式」とすべきであった。 (危機管理課, 都市計画課, 循環型社会課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 宅地内や大規模被災地区の土砂撤去等、複数部署が関わる対応について、事前に業務を洗い出し、各課の役割を明確にするとともに、相互調整・連携を推進する総合窓口部署を事前に設定する。</li> <li>● 国の事業制度が複数関わる土砂撤去等については、事前に各事業内容の一覧表を整理する等、発災後に適時適切なタイミングで市町への説明会を開催できるように事前に準備を行う。</li> </ul>

#### <大規模被災地区の土砂撤去>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「土砂・廃棄物処理チーム」に参加する担当窓口や、土砂撤去プラン作成・進捗管理の窓口が、事前に決まっていなかった (危機管理課, 都市計画課, 循環型社会課)</li> </ul>	同 上

### ②災害廃棄物の処理

#### <廃棄物の収集運搬・処理に関する市町への支援>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定に基づく業界団体への支援要請について、具体的な要請方法や支援内容、無償支援の範囲を明確に定めていなかった。 (循環型社会課)</li> <li>・車両や人員について、全国規模で様々な支援要請先があったが、支援メニューが整理されておらず、どの要請先にどのような内容の要請が可能か、検討に労力を要した。 (循環型社会課)</li> <li>・市町の廃棄物処理への対応状況等の情報収集に時間を要した。 (循環型社会課, 産業廃棄物対策課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 協定に基づく業界団体への支援要請について、要請様式の準備の他、要請方法や内容、無償支援の範囲等を具体的に整理し、市町や業界団体等と共有する。</li> <li>● 協定外の支援要請先についても、要請方法や内容等を整理した支援メニューを作成し、市町や関係団体と共有する。</li> <li>● 災害廃棄物処理に係る情報を効率的かつ効果的に活用するため、関係部署間の連携・情報共有のあり方について検討する。</li> <li>● 市町の廃棄物処理に関する速やかな情報収集が可能となるよう、地方機関（各厚</li> </ul>

課 題	改善の方向性
	生環境事務所・支所)との連携方法について検討する。

<廃棄物仮置場の設置・運営に関する市町への支援>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定に基づく業界団体への支援要請について、具体的な要請方法や支援内容、無償支援の範囲を明確に定めていなかった。(再掲) (循環型社会課)</li> <li>・市町の廃棄物処理への対応状況等の情報収集に時間を要した。(再掲) (循環型社会課, 産業廃棄物対策課)</li> </ul>	同 上

<廃棄物発生量の推計・廃棄物処理実行計画の策定>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物発生量の推計等に必要な情報のうち、他部署が所有する情報の共有がうまくいかず、作業に支障が生じた。 (循環型社会課)</li> </ul>	同 上



## (2) 災害ボランティア支援

### ア 概要

本項では、災害ボランティア支援として、①災害復旧ボランティア活動支援、②（通訳関係）専門ボランティアの活動支援の2つの項目について記している。

災害復旧ボランティアに関しては、県は、広島県被災者生活ボランティアセンターを通じて把握した市町の災害ボランティアセンターの設置運営状況や、広島ボランティアバスプロジェクト、ボランティア船プロジェクト、ふっこう周遊割などについて、県のSNSを活用して情報発信を行うことにより、県内外からの災害ボランティアの誘導支援を行った。県は、広島県被災者生活ボランティアセンターを支援する立場にあるが、県にも全国からボランティア参加希望が多数寄せられており、中には専門性を有した申し出もあった。土砂災害の被害が甚大であった本災害では、ボランティア活動も土砂撤去のみの対応しかできず、ボランティアの要望を踏まえたマッチングができなかったケースもあった。大規模災害では、災害復旧活動が長期化し、被災地のニーズも時間の経過とともに変化していく。こうしたニーズに応えるべく、より効果的なボランティアの派遣体制等について、県や市町、ボランティアに係る各種団体等と協議しておく必要がある。

また、（通訳関係）専門ボランティアでは、県とひろしま国際センター等が連携し、多言語での情報提供や外国人相談窓口の設置、通訳ボランティアの派遣体制の整備などが行われた。しかし、災害対策本部が収集する被災者情報では、外国人の情報を特定できず、外国人のニーズ把握は困難であった。県は、諸団体とも連携し被災市町へのリエゾンの派遣など、外国人に関する情報収集体制を構築しておくことが望まれる。

### イ 当時の対応状況

日付	主な対応
7月9日 (月)	市町の災害ボランティアセンターの設置運営状況を把握し、県のSNSを活用して、随時情報発信を行った。 各市町に、外国人被災者の状況、支援の必要性、災害時多言語支援センター設置予定等について照会した。
7月13日 (金)	多言語での情報提供、外国人相談窓口の設置、通訳ボランティアの派遣体制の整備等を実施
7月21日 (土)	主要駅（広島駅・三原駅）から県内の市町災害ボランティアセンターにボランティアを送迎した。（～23日、第2回7月28日～8月8日）（ボランティアバスプロジェクト）
7月23日 (月)	広島港から、くれ災害ボランティアセンター天応サテライトにボランティアを搬送した。（～24日）（ボランティア船プロジェクト）

### ウ 評価できる点

①災害復旧ボランティアの活動支援

＜市町の状況把握と情報発信＞

- ・各市町の前日のボランティア活動数等を把握し、県のSNSを通じて、市町の災害ボランティアセンターの設置・活動状況等について、県内外に速やかに情報発信した。

＜ボランティアの活動支援＞

- ・県内外のボランティアの誘導のため、庁内関係各課と速やかに連携して「ふっこう周遊割」等を実現し、情報発信を行った。

②（通訳関係）専門ボランティアの活動支援

＜ひろしま国際センターとの連携＞

- ・（一財）自治体国際化協会（クレア）の支援を受け、ひろしま国際センター（HIC）等と連携し、多言語での情報提供や外国人相談窓口の設置、通訳ボランティアの派遣体制の整備等、被災市町への支援を行った。

エ 課題及び改善の方向性

※改善の方向性については、次の3区分で対応時期を表示

- 短期：1年以内に改善を目指すもの
- 中期：2年から3年以内に改善を目指すもの
- 長期：3～5年を目途に改善を目指すもの

①災害復旧ボランティアの活動支援

＜市町の状況把握と情報発信＞

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町、庁内から避難所運営や救援物資の配送等へのボランティアの派遣要請があったが、専門ボランティアの派遣までに時間を要した。 (地域福祉課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所や市町災害ボランティアセンターを支援する医療関係者や重機ボランティア等、専門ボランティアの派遣システムを構築する。</li> <li>● 災害ボランティア活動を通じて得た被災者の生活支援ニーズを、地域ささえあいセンターへ繋げる仕組みを検討する。</li> <li>● 民地内の土砂撤去について、行政とボランティアの役割分担を定めておく。</li> </ul>

＜ボランティア活動調整＞

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町、庁内から避難所運営や救援物資の配送等へのボランティアの派遣要請があったが、市町災害ボランティアセンターは土砂撤去やボランティアセンターの運営ボランティアの募集を基本としており、ミスマッチが生じた。 (地域福祉課)</li> <li>・これまでの災害では、市町災害ボランティアセンターが土砂撤去から生活支援まで、対応した事例もあるが、本災害は広域かつ大規模であり、土砂撤去のみの対応と</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所や市町災害ボランティアセンターを支援する医療関係者や重機ボランティア等、専門ボランティアの派遣システムを構築する。</li> <li>● 災害ボランティア活動を通じて得た被災者の生活支援ニーズを、地域支え合いセンターへ繋げる仕組みを検討する。</li> <li>● 民地内の土砂撤去について、行政とボランティアの役割分担を定めておく。</li> <li>● 広域災害において、重機ボランティア、避難所運営等の専門性を有するボランテ</li> </ul>

課 題	改善の方向性
<p>なった。</p> <p>(地域福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県外からボランティア参加希望が多数寄せられたが、マッチングできなかった事例がある。</li> </ul> <p>(地域福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民地内の土砂撤去について、行政とボランティアの役割分担が不明確で、重機使用が望ましい場合でも、ボランティアが人力で対応したケースが散見された。</li> </ul> <p>(地域福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関西から近い岡山県に重機ボランティア等が集中し、本県で活動したボランティア団体が少数であった。</li> </ul>	<p>ボランティア団体の配置について、県境を越えた広域での調整を行う仕組みを検討する。</p>

### <ボランティアの活動支援>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発災後、最初の休日には多数のボランティアが来たが、市町でのボランティア向け物資が不足した。</li> </ul> <p>(地域福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティア確保のため、高速道路の無償化や、離島航路の運賃免除・割引等を促進する必要がある。</li> </ul> <p>(地域福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行のボランティア保険は、重機等の専門ボランティアは対象外であり依頼しにくい。</li> </ul> <p>(地域福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティア保険の入会手続きがネット非対応のため、市町社会福祉協議会の負担が大きい。</li> </ul> <p>(地域福祉課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティア用物資の準備等を含めた、ボランティアの受入態勢を整えておく。</li> <li>● ボランティア確保促進の一環として、交通費の免除・割引等、全国統一の有効な支援策の拡充について、国に要望する。</li> <li>● ボランティア保険の対象者の拡大について、当保険を所管する全国社会福祉協議会へ、早急な見直しを要請する。</li> <li>● ボランティア保険のネット入会手続きは、全国社会福祉協議会で既に対応された。</li> </ul>

### ② (通訳関係) 専門ボランティアの活動支援

### <市町のニーズ調査>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対策本部で収集する被災者情報には外国人に関する情報ないため、随時、市町に問い合わせる必要があった。</li> </ul> <p>(国際課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発災直後、市町においても外国人の被災状況やニーズが把握できなかった。</li> </ul> <p>(国際課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発災後初期の外国人支援対応のあり方、取組方法について、県・市町で検討する。</li> <li>● 被災外国人に関する情報収集のため、H I C等の団体とも連携し、被災市町へのリエゾンの派遣体制を構築する。</li> <li>● 迅速に外国人支援を着手できるよう、H I C等の諸団体と発災時の連携について取り決めを行う。</li> <li>● 市町を対象とする研修会を開催し、発災時の外国人への支援内容について周知する。</li> </ul>

### <ひろしま国際センターとの連携>

課 題	改善の方向性
-----	--------

課 題	改善の方向性
<p>・発災後に、県、H I C、クレアで被災外国人への対応を協議したため、支援着手に時間を要した。</p> <p style="text-align: right;">(国際課)</p> <p>・被害は大きいですが、支援要請のない市町があったことから、外国人への支援について、市町に十分に周知されていなかった可能性がある。</p> <p style="text-align: right;">(国際課)</p>	<p style="text-align: center;">同 上</p>

### (3) 文教対策

#### ア 概要

本項では、文教対策として、①学校施設への対応・学校支援、②文化財・社会教育施設への対応、の2項目について記している。

学校施設への対応・学校支援に関しては、学校等の被害状況を把握し、公立学校の休業等に関する情報を報道機関を通じて周知した。また、市町教育委員会と役割分担して、災害救助法に基づく学用品の給与を行った。さらに、生徒等の通学手段確保として、鉄道事業者への情報提供・要請や市町でのスクールバス運行支援も実施した。加えて、スクールカウンセラーの緊急派遣等を実施して、児童・生徒の心のケアに努めた。これらの対応を行うに当たり、教育委員会事務局内に災害対策チームを設置した。

学校等の被害状況把握に際して、複数の課が異なる様式で市町へ問い合わせるなどして市町の負担が大きくなったことから、今後は報告様式や対応窓口を整理することが必要である。また、スクールカウンセラー派遣要請など、県外への支援要請を行う際の要請先・要請手順などについてもマニュアル化しておく必要がある。

文化財については、被害状況を把握・整理するとともに、必要に応じて国とともに現地調査を実施した。今後、より迅速に対応するためには、文化財災害対応マニュアルを策定し、初動対応を強化する必要がある。社会教育施設についても、被害状況を把握し、市町へ災害復旧事業に関する情報提供を行った。今後、市町の所管部署が複数にわたることを踏まえ、県としての対応窓口を検討することが望まれる。

#### イ 当時の対応状況

日付	主な対応
7月6日 (金)	各学校について教職員の安否確認、施設の被害状況把握臨時休校・始業時間の繰下げ等の実施状況及び人的被害の把握を行った。
7月7日 (土)	社会教育施設の被害状況について市町より情報収集を行った。
7月9日 (月)	文化財の被害状況の確認及び文化財対応職員の不足確認・協力申し出を実施した。
7月10日 (火)	市町及び県立学校へのスクールカウンセラー緊急派遣を開始した。
7月11日 (水)	災害救助法適用市町に対し、「災害救助法の適用による教科書の給与について(通知)」発出した。
7月25日 (水)	鉄道の寸断により通学困難となった生徒の状況について情報収集・集約し、地区ごとに必要な代行バスの台数を算出するなどして、鉄道事業者へ情報提供・要望した。

## ウ 評価できる点

### ①学校施設への対応・応急教育

#### <学校等の被害状況・休校措置の把握と公表>

- ・施設の浸水等によりホームページを更新できない学校もあったが、マスコミを通じて休業等の状況を周知した。

#### <就学機会の確保>

- ・災害救助法に基づく市町教育委員会の教科書の支給にあたり、調達先の民間事業者と連携し、市町との調整・支援を行った。

### ②文化財・社会教育施設への対応

#### <文化財被害への対応>

- ・市町へ県職員を派遣し、文化財被害の現地調査や、文化庁・県文化財保護審議会委員と連携した市町への支援を行った。

## エ 課題及び改善の方向性

※改善の方向性については、次の3区分で対応時期を表示

- 短期：1年以内に改善を目指すもの
- 中期：2年から3年以内に改善を目指すもの
- 長期：3～5年を目途に改善を目指すもの

### ①学校施設への対応・応急教育

#### <学校等の被害状況・休校措置の把握と公表>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"><li>・学校施設への被害状況の報告依頼にあたり、県教育委員会の担当課毎にそれぞれ異なる様式により照会を行っていた。 (教委総務課, 施設課, 学校経営支援課)</li><li>・職員数が少ない市町では、避難所対応等に人員を割く必要があり、各校の被害状況の把握や報告における負担が大きかった。 (教委総務課)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 発災時の学校施設の被害状況等の情報収集・集約について、情報収集する項目や報告様式を事前に整理するとともに、報告手順(報告時期・頻度)や県の窓口体制等を検討する。</li></ul>

#### <就学機会の確保>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"><li>・学用品の給与に当たり、県の対応窓口が定まっておらず、対応に時間を要した。県関係課で調整の結果、公立小中学校については、教科書と教科書以外の窓口が異なる部署となり、市町において混乱が生じた。 (地域福祉課, 学事課, 教委総務課, 義務教育指導課, 高校教育指導課)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 学用品の給与に関する事務の流れや対応窓口等について事前に整理し、関係課で共有する。</li></ul>

#### <通学手段の確保>

課 題	改善の方向性
-----	--------

課 題	改善の方向性
<p>・発災当初、通学困難となった生徒等の状況を大学，県立高校，私立学校の各担当課で個別に集約し，鉄道事業者との調整・連絡を別部署で対応していたため，全体での情報集約や調整に時間を要した。 (地域力創造課，学事課，高校教育指導課)</p>	<p>● 県・市町によるスクールバスの運行や，通勤等の交通手段の確保も含めて，被災地域の交通確保を全体調整する体制の構築を検討する。</p>

<児童・生徒の心のケア，子どもの居場所づくり>

課 題	改善の方向性
<p>・県外へスクールカウンセラーの応援を要請する際の支援要請先や要請手続き等の情報が未整理であったため，要請に時間を要した。 (豊かな心育成課)</p>	<p>● 児童・生徒の心のケア，子どもの居場所づくり等について，広域応援要請を含めた体制構築の方法や手順等をあらかじめ整理し，マニュアル化する。</p>

②文化財・社会教育施設への対応

<文化財被害への対応>

課 題	改善の方向性
<p>・文化財被害への対応に関する災害対応マニュアルや被災状況に関する整理様式を事前に作成していなかったため，初動対応を計画的に実施することができなかった。 (文化財課)</p>	<p>● 市町・関係機関と連携し，文化財被害への対応に関する災害対応マニュアルを策定し，初動からの各機関の役割分担・対応方策を共有する。また，発災直後，市町は他の災害対応業務に追われることを考慮し，県や関係機関の支援により，市町の負担軽減を図るよう配慮する。</p>

<社会教育施設の被害への対応>

課 題	改善の方向性
<p>・社会教育施設の被害状況について，県では各担当課が個別に市町へ確認をしたが，市町では複数施設を1つの課で所管している場合があり，市町との円滑な連携が図れないことがあった。 (生涯学習課)</p>	<p>● 社会教育施設の被害情報の収集・集約について，市町の所管課を考慮した上で，県の窓口のあり方を検討するとともに，被害情報集約のための様式等を事前に整備する。</p>

## (4) 住宅支援

### ア 概要

本項では、住宅支援対策として、①避難用住宅の確保・提供、②住宅相談窓口の設置と応急修理への対応、③被災宅地危険度判定、の3項目について記している。

避難用住宅の確保・提供としては、県職員公舎・県営住宅の提供を行うとともに、借上型仮設住宅（みなし仮設住宅）の提供、建設型仮設住宅の建設・提供を行った。入居資格に独自基準を設けて対応したことで、罹災証明書の発行を待たずに申込受付・入居が可能となり、迅速な提供につながった。また、早期に入居申込を受け付けることで不足分が把握でき、建設型仮設住宅（第二期）の建設につながった。また借上型仮設住宅については、今回の経験を活かし、賃貸借契約や入居者管理などに必要な書類の様式等を事前準備しておくことが必要である。さらに、建設型仮設住宅については、建設候補地が他の災害対策に利用されて活用できなかった場合もあることから、事前に利用可能な空地の抽出・整理を行うとともに災害時の利用方法を協議しておくほか、災害時の空地利用を調整する仕組みを構築することも必要と考えられる。

住宅相談窓口については、県職員のほか関係団体の協力により建築技術者を派遣して、相談体制の充実を図った。また応急修理に関して関係業界団体と連携し、対応可能な業者の情報収集・提供等を行った。今後は、住宅に限らずさまざまな相談に対応するためのワンストップ相談窓口の設置や、弁護士その他の専門家とも連携した相談窓口体制の強化が望まれる。

なお、被災宅地危険度判定については、「広島県被災建築物・宅地危険度判定連絡協議会」の連絡体制を通じて連絡調整を行ったものの、判定実績はなく、県への支援要請もなかった。今後、この判定制度に関する市町の理解度を向上させ、速やかな初動対応ができるよう研修・訓練等を重ねる必要がある。

### イ 当時の対応状況

日付	主な対応
7月9日 (月)	判定実施に関して市町と調整を開始するとともに、市町から県への支援要請に備えて、県から協力要請を行う判定士の抽出、資機材の確認作業を行ったが、県に対する支援要請はなかった。
7月11日 (水)	協定を締結していた業界団体に応急仮設住宅建設候補地の事前調査を要請した。
7月12日 (木)	市町を通じた県営住宅の無償提供として、広島市（12戸）の募集を開始した。以降、順次実施。
7月17日 (火)	災害救助法が適用された11市において、住宅相談窓口を設置した。



	関係市町の担当者及び不動産関係団体向けに借上型仮設住宅の制度説明会を開催した。
7月18日 (水)	応急修理の受付について Facebook で住民に周知した。
7月19日 (木)	呉市，三原市，坂町に応急仮設住宅の建設を決定，公表した。
7月20日 (金)	協定を結んだ不動産団体の協力を得て，7市4町で27箇所の窓口を設置して，集中的に借上型仮設住宅の入居申込を受け付けた。
7月23日 (月)	府中町住民が公舎へ入居を開始した。以降，各公舎へ随時入居が進んだ。
7月27日 (金)	応急修理に関わるQ&Aをとりまとめ，住宅の応急修理制度HPにおいて情報提供を行った。
8月1日 (水)	坂町内の応急仮設住宅（第二期）の建設を決定・公表した。

## ウ 評価できる点

### ①避難用住宅の確保・提供

#### <職員公舎・県営住宅の提供>

- ・住宅課がイニシャチブを取り，職員公舎や教職員公舎の所管課と，発災後の比較的早い段階で協議・役割分担を行ったことで，対応が円滑に進んだ。

#### <借上型仮設住宅(みなし仮設住宅)の提供>

- ・不動産関係団体との事前協定により，発災翌日に同団体へ，被災者へ提供可能な民間賃貸住宅の空き家情報提供を要請した。
- ・国，関係市町等との協議の結果，7市4町で借上型仮設住宅の提供することとした。また，市町は，他の災害対応業務に追われることを考慮し，広島市を除いて県が実施主体となったことので，早期に入居受付を開始することができた。
- ・入居資格を「床上浸水以上」という独自基準を設け，柔軟に運用したことにより，罹災証明書の発行を待たずに迅速な申込受付・入居が可能となった。

#### <建設型仮設住宅の建設・提供>

- ・業界団体との事前協定により，市町からの正式要請の前に建設候補地の現地調査を行い，建設可能戸数等を検討し，対象市町へ情報提供した。
- ・住宅被害の全容の判明前に，避難者数に基づく推計から住宅必要戸数を算出することで，建設型仮設住宅の建設戸数を速やかに決定することができた。
- ・第一期応急仮設住宅申込を呉市，三原市，坂町において早期に実施したことにより不足分が把握でき，坂町において早急に第二期応急仮設住宅の建設に取り組むことができた。
- ・坂町の第二期応急仮設住宅では，福祉部局と連携し，入居希望者の属性に応じた福祉型住戸を提供した。

## ②住宅相談窓口の設置と応急修理への対応

### <住宅相談窓口の設置>

- ・災害救助法が適用された 11 市町において、住宅被害を受けた方への応急修理や仮設住宅等公的支援制度の案内や、自宅再建に関する相談に応じる住宅相談窓口を設置した際、建築系技術職員の少ない市町には県職員を派遣した。
- ・行政では対応しにくい相談に応じるため、民間の建築関係団体と連携し、相談窓口に建築士を派遣する等、相談体制の充実を図った。

### <応急修理への対応>

- ・事前に応急修理の実施要領(案)を準備していたことで、市町を対象とした応急修理に関する説明会の開催や住宅相談窓口に係る市町への支援を迅速に実施することができた。

## ③被災宅地危険度判定への対応

- ・被災宅地危険度判定に係る市町との調整は、「広島県被災建築物・宅地危険度判定連絡協議会」の連絡体制により、円滑に実施できた。

## エ 課題及び改善の方向性

※改善の方向性については、次の3区分で対応時期を表示

- 短期：1年以内に改善を目指すもの
- 中期：2年から3年以内に改善を目指すもの
- 長期：3～5年を目途に改善を目指すもの

### ①避難用住宅の確保・提供

#### <職員公舎・県営住宅の提供>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的な災害であったため、事前に確保していた即入居可能な住戸のある地域と被災地域が合致せず、被災地域内の小修繕を要する住戸を利用する必要が生じた。 (住宅課)</li> <li>・県営住宅以外の市町営住宅等を含めた公営住宅の無償提供に関する情報を一括で被災者に提供できない場合があった。 (住宅課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県内各地域での発災に備え、地域毎に一定数の即入居可能な被災者用住戸を確保できるよう、県営住宅の修繕・空室管理等を行う。</li> <li>● 市町営住宅を含む公営住宅の無償提供に関する情報を、被災者に一括で提供できるよう、事前に市町の市町営住宅担当課との連携し情報共有を図る。</li> </ul>

#### <借上型仮設住宅(みなし仮設住宅)の提供>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約関係書類を事前に準備していなかったため、平成 26 年 8 月豪雨災害時の広島市で利用したものをベースにし作成したところ、貸主・借主双方と契約する形式で、内容も複雑だったことから、事務負担量が大きかった。 (住宅課)</li> <li>・民間賃貸住宅の借上に伴い、県として火</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 借上型仮設住宅の募集・契約に必要な各種書類(契約書、仕様書、募集要領等)を盛り込んだ実施要領や入居者管理台帳等の標準書式を事前に整理する。</li> <li>● 契約関係書類を見直し、入居者管理のための台帳を事前準備する等、手続き・事務等の簡素化を図る。</li> <li>● 定期借家期間完了後の再契約の可否判断</li> </ul>

課 題	改善の方向性
<p>災保険への加入を要したが、個別契約では件数の上限を超えるおそれがあったため、急きょ（単価）包括契約に切り替えた。</p> <p style="text-align: right;">（住宅課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者管理台帳を整備していなかったため、契約・支出事務に支障が生じた。</li> <li>・申込の受付段階で、定期借家期間完了後の再契約の可否判断基準を整理していなかったため、市町との調整が難航した。</li> </ul> <p style="text-align: right;">（住宅課）</p>	<p>基準は、今回の実施状況を踏まえ検証を行い、市町と協議の上、基本方針として整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●建設型仮設住宅の他、借上型仮設住宅や職員公舎・公営住宅の提供を含めた各種避難用住宅の提供に関し、全体の業務量や手順を検討した上で各課の役割分担や福祉部局との連携、市町との役割分担・連携等を見直す。</li> </ul>

#### <建設型仮設住宅の建設・提供>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「広島県応急仮設住宅建設マニュアル」で事前に定めていた建設型仮設住宅の担当課が、他の災害対応業務で多忙であったため、今回は営繕課が対応することとなった。</li> </ul> <p style="text-align: right;">（住宅課，営繕課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に抽出していた建設候補地が土砂等の仮置場等に使用されており、仮設住宅を建設できないケースがあった。また、建設地としては本来避けることが望ましい学校グラウンドが、建設候補地に多数含まれていた。</li> </ul> <p style="text-align: right;">（住宅課，営繕課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一期応急仮設住宅では、入居希望者の属性に応じた福祉型住戸を提供することができなかった。</li> </ul> <p style="text-align: right;">（住宅課，営繕課）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建設型仮設住宅の他、借上型仮設住宅や職員公舎・公営住宅の提供を含めた各種避難用住宅の提供に関し、全体の業務量や手順を検討した上で各課の役割分担や福祉部局との連携、市町との役割分担・連携等を見直す。</li> <li>●上記を踏まえ「広島県応急仮設住宅建設マニュアル」を改定し、内容の見直し検討を行う。</li> </ul>

#### ②住宅相談窓口の設置と応急修理への対応

##### <住宅相談窓口の設置>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災市町が広範囲に渡ったため、住宅相談窓口への県職員、民間建築士等の派遣に伴う調整に時間を要した。</li> </ul> <p style="text-align: right;">（住宅課，建築課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町によっては、建築・住宅に関する相談窓口を一本化できず、相談内容によって窓口が異なる場合があった。</li> </ul> <p style="text-align: right;">（住宅課，建築課）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市町での住宅相談を円滑に実施するため、技術的・専門的な知識を持つ相談要員の派遣等、県・関係機関の支援体制を事前に整備する。</li> </ul>

##### <応急修理への対応>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急修理の申込には、罹災証明書が必要であるが、罹災証明書の交付が進まず、受付対応が混乱した。途中から、罹災証明書が無くとも「半壊以上とならなかった場合、修理費を自己負担とする」旨の誓約書を添付することにより対応した。</li> </ul> <p style="text-align: right;">（住宅課，建築課）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●今回の対応を踏まえ、罹災証明書が無い場合でも応急修理の申込みを受付できるよう、受付対応の方法を検討する。</li> </ul>

③被災宅地危険度判定への対応

課 題	改善の方向性
<p>・市町では、被災宅地危険度判定の制度活用 の経験や人員の不足等のため、判定実施 の要否判断に時間を要したケースがあっ た。</p> <p>(都市計画課)</p>	<p>●被災宅地危険度判定への理解を深めると ともに、発災時の初動体制の強化を図る ため、研修・訓練等の実施を検討する。</p>

## (5) 被災者相談

### ア 概要

被災者相談業務としては、県、関係機関、市町の相談窓口情報を収集・集約し、県ホームページを通じた情報提供を行った。

県・関係機関の情報は、これまでの対応ノウハウの蓄積から、比較的早期に情報が集約できたが、発災から1週間も経っていないタイミングで市町に情報照会を行ったところ、災害対応の真っ最中であり、協力を得ることは難しかった。また、国（内閣府）の被災者支援制度情報との整合性の確保が後手に回ってしまった。いずれの点も、今後の発災時には十分配慮する必要がある。

本災害ではまた、県民からの問合せや相談電話が災害対策本部事務局に集中してしまい、事務局での初動応急対応業務に支障が生じる事態となってしまった。

今後は、災害対策本部業務に影響を及ぼすことなく、被災者からの相談や支援制度に関する案内をより円滑に行うような、県民からの問い合わせや相談電話への全庁的な対応方法について検討していく必要がある。

### イ 当時の対応状況

日付	主な対応
7月12日 (木)	被災者支援制度窓口一覧を県ホームページに掲載するとともに、市町へ情報提供
7月13日 (金)	国民生活センター「7月豪雨消費者トラブル110番」、弁護士会「豪雨災害相談ダイヤル」開設情報を県ホームページに掲載するとともに、市町へ情報提供
7月25日 (水)	被災者支援制度概要や、市町の相談窓口一覧を含む「統合版」を県ホームページへ掲載するとともに、市町へ情報提供

### ウ 評価できる点

- ・相談窓口一覧の作成にあたり、過去の災害時対応のノウハウを活かし、各課との調整を円滑に進めることができた。

### エ 課題及び改善の方向性

※改善の方向性については、次の3区分で対応時期を表示

- 短期：1年以内に改善を目指すもの
- 中期：2年から3年以内に改善を目指すもの
- 長期：3～5年を目途に改善を目指すもの

課 題

改善の方向性

課 題	改善の方向性
<p>・相談窓口一覧の作成にあたり，国（内閣府）の被災者支援制度情報との整合性を確保するための作業に時間を要した。 （環境県民総務課・消費生活課）</p> <p>・県・市町統合版の相談窓口一覧の作成のため，市町に情報照会をしたが，災害対応の最中のため協力を得ることが難しかった。 （環境県民総務課・消費生活課）</p> <p>・県民からの問合せや相談電話が災害対策本部事務局に集中し，初動応急対応業務に支障が生じた。 （危機管理課）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 甚大な災害が発生した際は，国（内閣府）に被災者支援制度情報の提供を速やかに働きかけ，被災者相談に備える。</li> <li>● 支援体制が整った制度や，相談窓口を開設した市町から順次，案内ができるよう，県ホームページへの掲載情報を事前に用意する。</li> <li>● 災害対策本部事務局の業務とともに，被災者等からの問合せや相談対応をより円滑に行えるよう，全庁的な対応方法を検討する。</li> </ul>

## (6) 災害救助法

### ア 概要

本災害では、県内 15 市町に災害救助法が適用された。発災直後から国（内閣府）と情報共有を行ったことで、このうち 13 市町に対しては発災翌日までに適用を決定・公表することができた。

しかし、市町において災害救助事務の手続き等に関する理解が十分ではなかったこと、市町への事務委任の範囲を事前に明確化していなかったこと、救助の種類に応じた県各部署の役割分担が不明確であったことなど、事前の準備・検討は必ずしも十分ではなかったと言える。

今後は、災害救助事務の手続き等についての事務処理要領等を、県・市町で共有し、内容の理解を進めるとともに、市町への事務委任項目の整理・明確化、県における救助の種類別の役割分担明確化など、事前の整理・検討を通じて、同法の運用体制を強化することが必要である。

### イ 当時の対応状況

日付	主な対応
7月7日 (土)	<0時00分> 広島市及び坂町に災害救助法の適用を決定・公表した。
	県内 11 市町（呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、府中町、海田町、熊野町）に、災害救助法の適用を決定・公表した。
7月10日 (火)	市町を対象として、内閣府主催による「災害救助法説明会」を県内 2 箇所で開催した。
7月31日 (火)	市町を対象に「平成 30 年 7 月豪雨災害に係る災害救助法及び被災者生活再建支援制度等担当者説明会」を県内 2 箇所で開催した。
	三次市、庄原市に、それぞれ災害救助法の適用を決定・公表した。

### ウ 評価できる点

#### <災害救助法の適用>

- ・発災直後から内閣府と情報共有を進めていたため、広島市と坂町への迅速な適用に繋がった他、翌日には県から全市町へ状況把握とともに同法適用の意向確認をしたことで、11 市町への適用が決定した。

## エ 課題及び改善の方向性

※改善の方向性については、次の3区分で対応時期を表示

- 短期：1年以内に改善を目指すもの
- 中期：2年から3年以内に改善を目指すもの
- 長期：3～5年を目途に改善を目指すもの

### <災害救助法の適用>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助法の適用に関する事務手続き等を十分に理解していない市町があり、法の適用手続きに手間取ったケースがあった。 (地域福祉課)</li> <li>・市町への事務委任の範囲を事前に整理していなかったため、調整に時間を要した。 (地域福祉課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害救助事務の手続き等についての事務処理要領等を、県・市町で共有し、内容の理解を進める。</li> <li>● 災害救助の事務委任に関し、市町との協議のもと、災害の規模等に応じた県・市町の役割分担を検討し、事務委任項目を整理しておく。</li> </ul>

### <災害救助法の運用支援>

課 題	改善の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助法の窓口対応部署の担当職員が限られ、発災当初、市町や各課からの問い合わせに十分な対応ができなかった。 (地域福祉課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害救助法が適用された時点で、窓口担当部署へ応援職員を派遣する等、初動体制を強化する。</li> </ul>



## (7) 住家被害認定・罹災証明書交付

### ア 概要

住家被害認定調査・罹災証明書交付業務については、発災後すぐに国の協力を得て市町説明会を実施するとともに、問合せ対応・資機材貸し出しなどの市町支援を行うことで、市町における迅速な対応につながった。また、罹災証明書の申請・交付等に関する状況調査を通じて、人員不足など市町が抱える課題を把握し、応援要請などの調整を行うことができた。

ただし、本件に関する県の担当が事前に整理されておらず、また急きよ担当することとなった職員は経験や技術的知見が十分ではなかった。このため今後は、災害時における事務分掌を見直すとともに、関連知見のある部署とも連携した体制を構築する必要がある。

### イ 当時の対応状況

日付	主な対応
7月9日 (月)	市町担当者を対象とした「住家被害認定調査・罹災証明書交付業務説明会」を開催した。道路寸断の影響で参加できなかった呉市に対しては、国の支援により、現地で説明を行った。
7月11日 (水)	住家被害認定調査・罹災証明書交付に関する市町からの問合せに対応した。
7月14日 (土)	住家被害認定調査に関する内閣府からの通知を市町へ伝達した。 7月14～15日に熊本県より、7月24～31日には関西広域連合との協定に基づき和歌山県、滋賀県東近江市より、応援職員の支援を受けた。
7月17日 (火)	住宅地図や被災前後空中写真を活用できる環境を整備して市町へこれを伝達した。
8月1日 (水)	国（内閣府）の依頼に基づき、被災市町における被災者台帳の作成・活用状況について把握・整理した。

### ウ 評価できる点

#### <市町向け説明会の開催>

- ・内閣府の協力を得て早期に市町向け説明会を開催し、市町における住家被害認定業務の迅速な着手に繋がった。

#### <住家被害認定・罹災証明書交付に関する市町への支援>

- ・住家被害認定・罹災証明書交付に関する市町からの問合せについて、過去の災害経験や専門的知識を有する他自治体からの応援職員による支援を受け、対応を行った。
- ・市町への情報提供の際には、複数部署が住家被害認定を担当する場合等を踏まえ、必要に応じてメールを再送する等、伝達漏れが生じないように配慮した。

### <罹災証明書の申請・交付等に関する状況調査>

- ・市町における罹災証明書の申請・交付や住家被害調査の進捗状況を連日調査し、結果を一覧で整理して国・市町と共有した。また、必要な応援要員の種類や人数を把握し、市町への応援要員の調整に活用した。
- ・各市町の進捗を一覧表で整理し罹災証明の申請数と交付数、住家被害棟数と調査済棟数等を比較することで、人員不足など課題のある市町が特定でき、応援要員の調整を進めることができた。

### エ 課題及び改善の方向性

※改善の方向性については、次の3区分で対応時期を表示

- 短期：1年以内に改善を目指すもの
- 中期：2年から3年以内に改善を目指すもの
- 長期：3～5年を目途に改善を目指すもの

### <住家被害認定・罹災証明書交付に関する市町への支援>

課 題	改善の方向性
<p>・住家被害認定・罹災証明書交付の県の担当課が整理されておらず、応急措置を実施する災害対策本部事務局が対応することとなった。</p> <p style="text-align: right;">(危機管理課)</p> <p>・対応した職員が、被害認定の経験や技術的知見を十分に有していなかったため、市町からの問合せに十分に対応できなかった。</p> <p style="text-align: right;">(危機管理課)</p> <p>・住家被害認定・罹災証明書発行に関する役割分担が明確でない市町があった。県では平成28年度以降、説明会を開催しておらず、発災直後の混乱の中、体制整備や説明会を行うこととなった。</p> <p style="text-align: right;">(危機管理課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住家被害認定・罹災証明書交付に係る県の分掌事務を再検討する。その際、専門的知見を有する税務・建築関係部署や、罹災証明書と密接に関係する被災者生活再建支援に関わる部署との連携のあり方についても検討する。</li> <li>● 市町が住家被害認定・罹災証明書発行業務を迅速かつ円滑に実施できるよう、平時から実施体制の整備の推進や研修の機会の拡充を図る。</li> </ul>

### <罹災証明書の申請・交付等に関する状況調査>

課 題	改善の方向性
<p>・住家被害認定や罹災証明書交付の担当が複数部署にわたる市町があり、情報集約に負担が生じた。</p> <p style="text-align: right;">(危機管理課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 罹災証明書の交付・申請等状況調査の調査項目・頻度等を検討し、情報収集・整理にかかる負担軽減を図る。</li> </ul>

## (8) ライフラインの災害応急対策

### ア 概要

本項では、ライフラインの災害応急対策として、①県営水道・流域下水道の復旧、②電力、通信、高圧ガス・LPガス等、の2項目について記している。

県営水道については、極めて多くの土砂災害が発生する状況で、送水トンネルや送水管の被害把握が困難を極めた。緊急の送水ルート切替や休止中施設の活用による送水確保が図られた。被災施設では、土砂の搬出、冠水した水の排出などを早急に行い、各被災箇所は、概ね7月18日までに応急復旧が図られた。

その他のライフライン対応としては、電力、通信事業者の復旧支援及び高圧ガス・LPガス等の保安対策を実施した。電力、通信事業者への復旧支援では、道路の通行規制などを始めとする情報提供や関係機関同士の情報共有が課題となった。また、高圧ガス・LPガス等については、土砂崩れ、洪水等により家庭のLPガス容器が多数流出・埋没し、所在不明となったため、速やかに県民への流出LPガス容器に対する注意喚起を行ったが、県から各消防本部（局）への連絡が遅れるなどの課題が生じ、改善が必要となっている。

### イ 当時の対応状況

日付	主な対応
7月6日 (金)	<20時10分> 6号トンネルで、呉市、江田島市方面への送水の障害が発生し、送水トンネルの被災箇所の調査を開始した。
7月7日 (土)	<6時00分> 沼田川が氾濫し本郷取水場内に浸水したため、送水ポンプを停止した。緊急の送水ルート切替による送水回復、休止中であった西藤取水場の利用等を実施した。
	<13時35分> 沼田川用水・福山市水連絡管を活用し、福山市及び尾道市（浦崎地区）に給水を開始した。
7月8日 (日)	<9時55分> 県道33（瀬野川福富本郷線）の崩落の情報があり、流域下水道の下水管が流失していることが推察されたため、被災状況調査等の対応を依頼した。
7月9日 (月)	一部LPガス関係事業所において事務所浸水等の被害があったものの、LPガスの供給に影響を及ぼす被害はないことを確認した。
	中国電力（株）から停電の復旧のボトルネックになっている点について聞きとりを実施し、課題解決に必要な部署との連携を支援した。
7月10日 (火)	6号トンネルの土砂搬出作業を開始し、11日には倒壊したゲートの撤去を完了。12日10時から宮原浄水場（呉市）で受水開始、16日までにすべての供給先へ送水を再開。
	休止中であった西藤取水場の設備点検を行い、尾道市に送水を開始した。

7月11日 (水)	高圧ガス事業所への被害状況を収集し、被害のないことを確認した。 6号トンネルの土砂搬出作業を実施し、倒壊したゲートの撤去を完了
7月12日 (木)	10時から宮原浄水場（呉市）で受水開始、16日までにすべての供給先へ送水を再開 沼田川水道用水は、重機及び伐木作業の手配を行い、16日までに応急復旧工事を完了、18日までに送水を再開 県ホームページを通じて県民への流出LPガス容器に対する注意喚起を広報した。
7月17日 (火)	豪雨災害後の高圧ガス・LPガスの二次災害防止に係る注意喚起を行った。
8月10日 (金)	県内の断水はすべて解消

## ウ 評価できる点

### ① 県営水道・流域下水道の復旧

#### <被災県営水道施設への対応>

- ・7月6日20時頃から呉市・江田島市方面への送水障害が発生した6号トンネルについて、被災箇所の調査を開始し、復旧作業を実施したことにより、7月16日までに全ての送水を再開した。
- ・沼田川の氾濫による浸水で機能停止した本郷取水場について、国土交通省中国地方整備局及び三原市消防本部の協力を得て場内排水を実施するとともに、送水ポンプや受電設備の仮設による復旧を行い、7月18日までに全ての送水を再開した。

#### <流域下水道への対応>

- ・県道33崩落による下水管の流出について、協定に基づき関係団体へ迅速に応援を要請したことにより、被害の把握と応急復旧を早期に実施することができた。

### ② 電力、通信、LPガス

#### <電力、通信事業者への復旧支援>

- ・停電の復旧のボトルネックとなっていた交通遮断について、道路関係部局や広島県県旅客船協会と電力事業者との連携を図り、迅速な電力復旧を支援した。

## エ 課題及び改善の方向性

※改善の方向性については、次の3区分で対応時期を表示

- 短期：1年以内に改善を目指すもの
- 中期：2年から3年以内に改善を目指すもの
- 長期：3～5年を目途に改善を目指すもの

### ① 県営水道・流域下水道の復旧

<被災県営水道施設への対応，流域下水道への対応>

課 題	改善の方向性
<p>・交通遮断等が発生したため，発災直後における被害状況の現場確認ができなかったほか，浄水場等の薬品の調達に支障が生じた。</p> <p style="text-align: right;">(水道課)</p> <p>・地方機関や指定管理者のいる施設が被災したことから，一部の復旧工事等を本庁が主導したが，現場との情報共有が充分には図られなかった。</p> <p style="text-align: right;">(水道課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通信や交通が遮断された場合の水道事業の継続や早期復旧のため，情報収集や資材調達の方法など，事業継続に必要な方策を再検討しておく。その中では，土砂災害・浸水被害等で現場調査が困難な場合を想定し，ドローン，ヘリコプター等の活用を検討する。</li> <li>●あらかじめ災害時対応時における連携体制や役割分担について指定管理者と協議しておく。</li> </ul>

②電力，通信，高圧ガス・L Pガス等

<電力，通信事業者への復旧支援>

課 題	改善の方向性
<p>・ライフライン事業者から，「国道・県道毎の道路情報は公開されていたが，市町の道路も含めた統合情報や渋滞情報を把握することが困難」との意見があった。</p> <p style="text-align: right;">(危機管理課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●電力復旧にあたり道路関係部局や関係団体との連携を，他のライフライン事業者に対しても実施できるよう検討する。また，道路被害情報・渋滞情報は，一元的に提供できる仕組みを検討する。</li> </ul>

<高圧ガス・L Pガス等の保安対策>

課 題	改善の方向性
<p>・市町所管の高圧ガス・火薬類事業所の被害状況の把握や二次災害防止の周知について，県から各消防本部(局)へ早期に連絡すべきであった。</p> <p style="text-align: right;">(消防保安課)</p> <p>・流出L Pガス容器に対する県民への注意喚起を，より早期かつ様々な媒体を通じて実施すべきであった。</p> <p style="text-align: right;">(消防保安課)</p> <p>・L Pガス事業者は復旧対応等で人員が不足し，被災地への立入制限等もあり，被災後約1か月程度は容器の回収が遅れた。流出容器の早期回収のため，(一社)広島県L Pガス協会を通じ，事業所間の相互協力を依頼する必要があった。</p> <p style="text-align: right;">(消防保安課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各消防本部(局)へ，所管の高圧ガス・火薬類等事業所が被災した場合，県へ直ちに情報連絡するよう，周知を徹底する。関係事業者には，各種講習会等を通じ，被災時の消防本部(局)への報告及び二次災害防止に関する注意喚起を図る。</li> <li>●発災後から L Pガスの不明容器の早期回収が図られるよう，各種講習会等を通じて，関係事業者への周知を図る。</li> <li>●(一社)広島県L Pガス協会と調整し，発災時の不明容器，事業者間における相互回収のための体制を構築する。</li> </ul>

## (9) 公共土木施設等の災害対策

### ア 概要

本項では、公共土木施設等の災害対策として、①災害の情報収集及び被害調査、②円滑な応急工事に向けた取組、③土砂災害発生箇所等における災害対策、④農地、農業用施設の災害対策、⑤山地、治山施設の災害対策、⑥河川の災害対策の6項目について記している。

災害の情報収集及び被害調査に際して、被害の大きかった建設事務所や市町に県職員をリエゾンとして派遣するほか、ヘリコプターや無人航空機による被害状況の把握・確認や撮影データの共有など、効率的な情報収集・共有を行った。また、発災直後の調査において、県職員だけでなく建設コンサルタント業者等を活用することにより、迅速な調査の体制を構築した。

発災直後から緊急性の高い箇所について応急工事に着手したところであり、円滑な応急工事に向けた取組については、市町や国土交通省との連絡調整を行うとともに、建設業団体と連携することにより、建設機械や資機材の調達に関する調整を行った。今後は、より円滑に建設業団体との連絡調整を行うために、共有する情報や共有の手順等をマニュアル化しておくことが望まれる。

砂防指定地等における災害対策については、大規模・広域な災害でかつ道路の大規模な通行止め等も発生し、被害の確認に時間を要することが想定されたため、砂防ボランティアを活用することにより人員を確保するほか、県の防災ヘリコプターだけでなく自衛隊とも連携して上空からの確認を行った。さらに、二次災害防止のため、土砂が大量に堆積し、次期出水で下流に影響を及ぼすおそれが高いと判断した砂防ダムにおける緊急除石・流木除去や、土砂災害発生箇所における土石流センサーやワイヤーネット等の設置を進めた。

農業用ため池の災害対策として、防災重点ため池については早急な点検を行うことができたが、防災重点ため池以外のため池により被害が発生した。国が示した防災重点ため池の基準に基づき市町と連携しながら再選定を進めるとともに、選定したため池の位置などの情報を効率的に共有する体制の構築が必要である。

山地、治山施設の災害対策については、複数の課が関係することから、被害状況や対応状況を効率的に共有した。

河川の災害対策については、発災直後から破堤箇所の応急復旧や堆積土砂の撤去などを行うとともに、簡易水位計や仮設監視カメラの設置により、関係市町が河川状況を監視できる体制の構築や、野呂川ダムの洪水調節容量を補うため、暫定的に水位を低下させる運用を実施するなど、二次災害防止に取り組んだ。

### イ 当時の対応状況

日付	主な対応
----	------

7月7日 (土)	< 8時30分 > 砂防施設や被災状況について、ヘリコプターを利用して上空から把握し、各地域の施設を重点的に点検した。
	被害の大きかった県建設事務所及び市町に、県職員のリエゾン派遣を行い、被害状況の報告業務等を行った。
	県職員のほか、コンサルタント業者と連携し調査を行った。
	山地災害発生箇所の情報収集及び現地調査を開始した。
	発災直後から破堤した12河川16箇所の応急復旧を順次実施した。著しく土砂が堆積した15河川については、土砂の撤去を順次実施した。
7月9日 (月)	TEC-FORCEによる被災状況の調査等の受入を行った。
7月10日 (火)	榎川において流木や土砂が橋梁部分にせき止められて氾濫が発生。国土交通省へ排水ポンプ車出動要請するとともに、現地での土砂・流木撤去を行った。
	建設業団体等に対して緊急対応の余力の有無、及び建設機械の保有状況を照会、その内容を県建設事務所及び市町に情報を提供した。
	県防災重点ため池の現地調査を行い、ため池の被災状況を把握した。
7月11日 (水)	砂防ボランティア広島県協会（県土木職員OB）により災害調査を実施した。
7月18日 (水)	各市町に、散水車や土のう、小型建機などの必要性を照会し、その結果を国土交通省リエゾンに報告した。
7月19日 (木)	著しく土砂が堆積した河川のうち、既存の水位観測所の無い河川に仮設監視カメラの運用を順次開始した。
7月28日 (土)	野呂川ダムにおいて、ダム湖への土砂流入が見込まれることから、暫定的に水位を低下させる運用を実施した。
8月3日 (金)	宅地内土砂撤去や壊れた家屋の撤去に対する対応余力の有無の照会、その内容を県建設事務所及び市町に情報提供した。
8月10日 (金)	著しく土砂が堆積した河川のうち、既存の水位観測所の無い河川において簡易型水位計の運用を順次開始した。

## ウ 評価できる点

### ①災害の情報収集及び被害調査

#### <公共土木施設等の被災状況の調査>

- ・被害の大きかった県建設事務所及び市町に、県職員をリエゾン派遣したことで、市町の被害状況等を逐次情報収集することができた。
- ・TEC-FORCEによる被災状況調査及び土砂災害箇所の技術支援等により、被災市町の支援を速やかに実施できた。

#### <市町及び国土交通省との連絡調整>

- ・建設機械や資材が不足している市町に対して、国や県が保有する情報等を逐次提供することができた。

#### <航空写真データの活用>

- ・航空撮影データを共有フォルダに一元的に保存することで、被災状況の確認や、各種資料作成への活用などに繋がった。

#### ②円滑な応急工事に向けた取組

##### <建設業者等の緊急対応情報の収集・伝達>

- ・建設業団体との連携のもと、建設業者が不足している市町に対し、各地域の建設業者の緊急対応能力及び建設機械の保有状況等を、円滑に情報提供することができた。
- ・県外を含む建設コンサルタント業者の確保に向けた取組により、災害査定業務を1月末に完成することができた。

#### ③土砂災害発生箇所等における災害対策

- ・県職員やコンサルタントの人員不足で被災状況が把握できない中、砂防ボランティア広島県協会（県土木職員OB）の支援を得て、被災状況調査を実施した。

#### ④農業用ため池の災害対策

- ・防災重点ため池については、事前の情報整理により、早期に点検を終えた。
- ・自衛隊との連携により、ヘリコプターによる上空からのため池点検を行うことができ、迅速に応急措置が必要なため池の有無が把握できた。

#### ⑤山地、治山施設の災害対策

- ・山地災害発生箇所の情報収集、現地調査を行った。発災直後は、道路寸断により現地調査が困難であったため、航空写真等から災害発生箇所を特定し、進入可能な箇所から調査を実施した。

#### ⑥河川の災害対策

- ・破堤した12河川16箇所について、次の出水となった台風12号の接近までに応急復旧を完了できた。
- ・著しく土砂が堆積した15河川について、土砂撤去を実施するとともに、水位観測所の無い河川に簡易型水位計・仮設監視カメラを設置し、市町が河川状況を把握できる体制を構築した。
- ・野呂川ダムにおいて、下流域での二次災害の防止のため、暫定的に水位を低下させ洪水調節容量を補う運用を実施した。

## エ 課題及び改善の方向性

※改善の方向性については、次の3区分で対応時期を表示



- 短期：1年以内に改善を目指すもの
- 中期：2年から3年以内に改善を目指すもの
- 長期：3～5年を目途に改善を目指すもの

①災害の情報収集及び被害調査

<公共土木施設等の被災状況の調査>

課 題	改善の方向性
<p>・TEC-FORCE の派遣体制や必要とする専門分野等について、十分な被災状況での把握ができていない時期での派遣であったため、活動場所の決定に時間を要した。 (技術企画課)</p> <p>・危機管理センターのホワイトボードに貼り出してある一覧表を撮影し地方機関と共有したが、リアルタイムでの共有は困難だった。 (農林水産総務課)</p>	<p>● TEC-FORCE の派遣調整をより円滑に行うため、平常時から中国地方整備局と課題を共有した上で、今後の対応方針等を事前に整理する。</p> <p>● 全庁で災害情報を共有できる仕組みを構築する。</p>

<市町及び国土交通省との連絡調整>

課 題	改善の方向性
<p>・市町が現場対応に追われる中、建設機械等の市町ニーズの把握に時間を要した。 (技術企画課)</p>	<p>● 発災時における市町ニーズの調整手順等を事前に整理する。</p>

②円滑な応急工事に向けた取組

<建設業者等の緊急対応情報の収集・伝達>

課 題	改善の方向性
<p>・広範囲かつ大規模災害時の建設コンサルタント業者の確保に向けた手順等を、あらかじめ整理しておく必要があった。 (技術企画課)</p>	<p>● 大規模災害時の建設コンサルタント業者の確保に向けた手順等を事前に整理する。</p>

③土砂災害発生箇所等における災害対策

課 題	改善の方向性
<p>・県の防災ヘリコプターが使用できない期間は、他機関のヘリコプターを利用することになり、その間は飛行コースの設定や配席が自由にできなかった。 (砂防課)</p>	<p>● 地上、上空と多様な調査手段を確保するとともに、ヘリコプターを所有する機関との連携を強化し、災害時の運航調整等、相互協力体制を確立する。</p> <p>● 各地域の砂防ボランティア等OBと連携し、地域別に調査人員を確保する。</p>

④農業用ため池の災害対策

課 題	改善の方向性
<p>・防災重点ため池以外による下流への被害があったため、決壊した場合に人的被害のおそれがある箇所への対応を要する。ため池のデータベースからの対象となるため池を特定と、基礎的情報を事前に整理する必要がある。 (農業基盤課)</p>	<p>● 国が示した新たな選定基準をもとに、市町の意向を踏まえ、平成31年5月末までに防災重点ため池の選定作業を終える。</p> <p>● 防災重点ため池の位置、名称、浸水想定区域図を、地図情報システムを通じて公表する。同システムをベースに、管理者情報や点検情報を重ね、データベースと</p>

課 題	改善の方向性
	連動させる等、システム化することで、効率的な情報管理を行うこと等を検討する。

⑤山地，治山施設の災害対策

課 題	改善の方向性
<p>・山地災害発生箇所の現地調査については、崩壊延長も長く転石等が散乱し足場の悪い箇所も多くあり、酷暑とも重なったことから、現地状況の把握に時間を要したため、調査に遅れが生じた。 (農林整備管理課，林業課，森林保全課)</p>	<p>●現地調査の効率化を図るため、ドローン等を活用した調査方法や業者の確保等配備体制の検討が必要である。</p>

⑥河川の災害対策

課 題	改善の方向性
<p>・洪水時における，より広範囲な河川の状況把握を行う必要がある。 (河川課・道路河川管理課)</p>	<p>●既存の水位計に加え，簡易型水位計や，河川監視カメラの設置を進めることで，水位情報の提供の充実強化を図る。</p>

## 第4 検証結果を踏まえた初動・応急対応に関する事前行動計画

第3で整理した検証結果を踏まえ、今後同じような災害が起こることを想定し、本検証でとりまとめた25項目について事前行動計画を整理した。

### (1) 前提条件

平成30年7月豪雨と同等レベルで、広島県内の複数市町が被害を受けることを想定。  
発災時刻についても、平成30年7月豪雨と同時刻並を想定。

### (2) 活用場面

広島県内において、平成30年7月豪雨と同等程度の災害が発生する恐れがある場合、本検証結果25項目に係る部署が対応する際に活用する。また、平成30年7月豪雨災害と同等程度の災害の発生に備えて、事前から行うべきことを確認するために活用する。

### (3) 本計画の構成

本計画は、主に大雨注意報発令から災害対策本部閉鎖までの対応を念頭に、25項目毎に表形式で「日時」「出来事」「県の対応」「対応にあたっての注意点、防止策」で整理している。

表の見方については、次のとおり。

#### ア 日時

- 「出来事」欄の「災害の第1報が入る。」(灰色の帯部分)が基準となる。
- 「災害の第1報が入る。」以前の「日時」については、次の順番で整理  
「大雨注意報発表時」⇒「大雨警報発表時」  
⇒「土砂災害警戒情報発表時・氾濫危険情報発表時→災害対策本部設置」  
⇒「災害対策本部設置時」⇒「大雨特別警報発表時」
- 「災害の第1報が入る。」以降の「日時」については、経過した時間及び日数で整理

#### イ 出来事

- 気象情報・被害情報・主な対応などを整理
- 緑帯は25項目共通の情報。青字は気象情報・氾濫情報・被害情報等、赤字は県の主な対応を整理している。

#### ウ 県の対応

第3の検証結果を踏まえ、(1)の前提条件において行うべき対応を整理した。

#### エ 対応にあたっての注意点、防止策

該当する対応を行うにあたって、「対応上の留意点」については□、「事前からの備え」については▽で整理した。

第4 検証結果を踏まえた初動・応急対応に関する事前行動計画

1 初動対応

(1)活動体制の確立, 災害対策本部の運営等(本庁)

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
大雨注意報発表時 大雨注意報発表時	大雨注意報発表 注意体制に移行		
大雨注意報発表時		<ul style="list-style-type: none"> <li>注意体制を確立し, 必要な活動を行う。</li> <li>関係職員の配備</li> <li>気象情報等の収集・伝達</li> <li>被害情報の収集・伝達</li> </ul>	▽危機管理課長等及び関係局課長は, 注意体制及び警戒体制に実施すべき業務に関する行動マニュアルを定め, 関係職員に対して周知徹底を図る。 ▽災害対策本部の事務局及び実施部の班長となる者は, あらかじめ各班が実施すべき業務に関する行動マニュアルを定め, 危機管理課長に提出するとともに, 班員に対して周知徹底を図る。
大雨警報発表時 大雨警報発表時	大雨警報発表 警戒体制に移行		
大雨警報発表時		<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒体制を確立し, 必要な活動を行う。</li> <li>関係職員の配備</li> <li>気象情報等の収集・伝達</li> <li>被害情報の収集・伝達</li> </ul>	▽危機管理課長等及び関係局課長は, 注意体制及び警戒体制に実施すべき業務に関する行動マニュアルを定め, 関係職員に対して周知徹底を図る。 ▽災害対策本部の事務局及び実施部の班長となる者は, あらかじめ各班が実施すべき業務に関する行動マニュアルを定め, 危機管理課長に提出するとともに, 班員に対して周知徹底を図る。
大雨警報発表時		<ul style="list-style-type: none"> <li>広島地方気象台から情報収集を行う(以降継続)。</li> </ul>	□気象庁本庁での臨時の記者会見等特異な動きにも留意し, 災害発生の可能性を見極める。  ▽気象台, 学識経験者, 気象予報士等の協力を得て, 気象災害に関する勉強会を定期的(四半期毎)に実施し, 職員の知見の蓄積を図る。
大雨警報発表時		<ul style="list-style-type: none"> <li>県内市町及び消防本部に注意喚起及び情報収集を行う(以降, 警戒体制時継続)。</li> </ul>	
土砂災害警戒情報発表時 →災害対策本部設置 氾濫危険情報発表時 →災害対策本部設置	土砂災害警戒情報発表(以降, 順次発表)  〇〇川 氾濫危険情報		
災害対策本部設置時	非常体制に移行, 災害対策本部設置		
災害対策本部設置時		<ul style="list-style-type: none"> <li>非常体制に移行し, 災害対策本部を設置する。</li> </ul>	□気象庁による臨時の記者会見等の情報にも留意し, 必要な場合, 土砂災害警戒情報, 氾濫危険情報, 特別警報が発表されていない段階でも, 災害対策運営要領での判断基準の一つである「県内で甚大な被害が発生するおそれがあるとき」を積極的に運用し非常体制を執ることとする。
災害対策本部設置時		<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部事務局に必要な班を置き, 事務局体制を確立する。</li> </ul>	▽事務局長の不在や不測の事態の発生を想定し, 事務局長の代理者を第三順位程度まで定めておく。 ▽部長級, 各局連絡責任者級(参事, 主査級)の会議の定例開催等, より実務レベルでの部局間の調整や情報共有が図られるよう, 総括班会議等の見直しを行う。 ▽本部事務局で指揮を執る人が不在とならないような仕組みを検討する。なお, 大規模な災害の場合, 班長は政策的な判断に駆り出される機会が多く, グループリーダーが現場をリードできる工夫も検討する。 ▽少しでも早く本部事務局での事務作業を進めるため, 高速プリンターの調達, コピー機やFAXの機能, 台数の充実を検討する。 ▽将来的には, 全部局が一堂に会して災害対応を行うことができるよう, 十分な災害対応スペースを有する拠点の確保を目指す。

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
災害対策本部設置時		・災害対策本部事務局に必要な職員を配備する。	▽危機管理課の経験者等も含めた複数のチームを編成するなど, 災害対策本部が長期間設置されることを想定したローテーション体制等について検討する。 ▽新規採用職員等を対象として, 今後本部事務局を担う要員を全庁的に養成していくこととし, そのための人材養成プログラムを作成し, 毎年度研修を行うことで人的ストックを増大させていく。 ▽配備要員間の引継ぎが円滑にできるよう, 具体的な引継ぎ方法を定める。
災害対策本部設置時		・広島地方気象台から情報収集を行う(以降, 非常体制時継続)。	
災害対策本部設置時		・県内市町及び消防本部に注意喚起及び情報収集を行う(以降, 非常体制時継続)。	
災害対策本部設置時		・市町情報収集連絡員の関係市町への派遣を各支部に指示する。	□市町災害対策本部との協議のうえ, 必要な市町に対して, 市町情報収集連絡員を派遣する。 □二次災害を考慮した派遣を徹底する。 □市町情報収集連絡員にはタブレット等の情報機器を装備させる。 ▽市町情報収集連絡員の配備について, 管内の広さ, 職員数, 休日・夜間, 長期的な対応なども考慮し, 支部構成機関全体で効果的な体制の整備を図る。 ▽市町情報収集連絡員の役割や本庁から派遣する市町支援員との関係を整理し, 共有する。
災害対策本部設置時		・陸上自衛隊第13旅団に連絡し, ●月●日●時から本部員会議を開催する旨を連絡する。	
災害対策本部設置時		・広島地方気象台に本部員会議への出席を求める。	
災害対策本部設置時		・北館2階第2会議室にオペレーションルームを設置する。	
災害対策本部設置時		・防災会議室に自衛隊等防災関係機関リエゾンが常駐できるよう執務環境を整える。	
災害対策本部設置時	第1回災害対策本部員会議を開催		
災害対策本部設置時		・被害報(第1報)を作成する。	□本部員会議資料(被害報)のとりまとめに際し, ミスを少しでも減らすため, 記載内容を確認する時間を考慮するとともに, 被害報を確定させる前に, 情報連絡班での確認を徹底する。
災害対策本部設置時		・第1回本部員会議を開催する(公開)。	□本部員会議の開催の連絡について伝達ミスが起きるのは, 各局の伝達要員がいる所属と本部員の直属の所属が違う場合があることが原因なので, 本部員の直属の所属にも会議開催を連絡するようにする。 □警戒体制の設置・解除等と同様, 本部員会議の開催についても一斉メールを危機管理担当へ送信する。 □第1会議室のモニター電源は, 会期中は切とする。また, 他機関から接続できないよう, 統制局において設定する。
災害対策本部設置時		・知事コメントを準備し, 本部員会議後に記者発表を行う。	
災害対策本部設置時		・本部員会議後に, 知事, 副知事, 各局長等の幹部職員が出席する連絡調整会議を災害対応室で原則毎日開催し, 被災地での課題に対する対応方針の検討・決定と担当部局の割振り, 各局の対応状況の共有を実施する(非公開, 県関係者のみの出席)。	▽今後の災害でも連絡調整会議を開催して, 迅速で柔軟な意思決定体制を確立することとし, 連絡調整会議の運営方法を, その名称, 本部事務局, 各局, 支部との情報共有方法, 出席者の範囲等も含めて検討し, 制度化する。
災害対策本部設置時		・市町情報収集連絡員を通じて市町の情報を収集する(以降, 非常体制時継続)。	

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
大雨特別警報発表時	大雨特別警報発表		
大雨特別警報発表時		・被害状況を踏まえて, 災害対策本部事務局の拡充を検討する。 ・防災航空グループ ・消防救急班 ・緊援隊・航空調整グループ	
	災害の第1報が入る。		
発災直後		・防災関係機関の受け入れ体制を整える。	□限られた庁舎スペースの中で, 災害対策本部付近に活動体制を全て確保することが困難な場合もあるため, 本館等の共用会議室を転用するなど弾力的に活動体制の確立を図る。
発災直後		・防災関係機関の受け入れ体制を整える。	▽どの部屋にどの機関に入ってもらおうか, あらかじめ計画しておく。 ▽将来的には, 防災関係機関が一堂に会して連携した災害対応が促進されるよう, 十分な災害対応スペースの確保を目指す。
発災直後		・被害報(第2報)を作成する。	
発災から30分程度経過	第2回災害対策本部員会議を開催		
発災から30分程度経過	緊急消防援助隊の要請		
発災から30分程度経過		・第2回本部員会議を開催する(公開)。	
発災から1時間程度経過	自衛隊の災害派遣要請		
発災から1時間程度経過	DMAT調整本部の立ち上げ		
発災から3時間程度経過	〇〇川 氾濫発生情報		
発災から6時間程度経過	△△川 氾濫発生情報		
発災から6時間程度経過	市町に災害救助法の適用を決定・公表		
発災から11時間程度経過		・被害報(第3報)を作成する。	
発災から12時間程度経過	第3回災害対策本部員会議を開催		
発災から12時間程度経過		・第3回本部員会議を開催する(公開)。	
発災から12時間程度経過		・災害対策本部事務局用の弁当を手配する。	▽待機要員の夜食について全庁的な基準を設ける。 ▽必要な職員に弁当が行き渡り, 費用を適切に負担できる方法を検討する。
発災から12時間程度経過		・災害対策本部事務局職員用の休息・宿泊場所を確保する(本館修養室等)。	
発災から12時間程度経過		・各局幹事課に対し, 局内全職員について①職員及び家族の負傷等, ②職員及び家族の避難・孤立等, ③職員の住居の滅失・損壊, の状況について把握及び報告を指示する。	▽広島県職員安否確認システムについて, 土砂災害発生時を対象とすることが可能か, 検証する。 ▽今回と同様の事案が発生した際にも, 大規模地震時の業務継続マニュアルを準用し, 各部局で職員の安否確認を行うことを検討する。
発災から12時間程度経過		・市町支援員の必要性について検討し, 必要に応じて派遣する。	▽市町への県職員市町支援員派遣を, 支部から派遣する市町情報収集連絡員との関係, 情報の共有方法等も含めて整理し, 制度化する。 ▽市町支援員職員に持参させる物品をパッケージ化し, いつでもすぐに派遣できるようにしておく。
発災から23時間程度経過		・被害報(第4報)を作成する。	
発災から24時間(1日)後	第4回災害対策本部員会議を開催		
発災から24時間(1日)後	応急給水開始		

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
発災から 24時間(1日)後		・第4回本部員会議を開催する(公開)。	
発災から 30時間後		・災害の状況に応じて新たな課題が現れていないか精査し, プロジェクトチーム制度の活用について検討する。	▽今回プロジェクトチーム制度で対応した各種業務を整理し, 必要なものについては, あらかじめどの部署が担当するのかを事務分掌に規定する。 ▽災害の状況に応じて新たに発生する課題に対し, 迅速に, また柔軟に対応できるようにするため, 「プロジェクトチーム」の制度化を図る。
発災から 30時間後		・市町の活動状況を勘案し, 被災市区町村応援職員確保システムや相互応援協定を活用した人的支援体制を整える。	▽被災市区町村応援職員確保システムや相互応援協定を通じた人的支援を的確に調整できるよう, 本部事務局内に受援班を設け, 市町の被災状況や必要とされる支援内容からの応援ニーズの把握を一元的に, 迅速に行えるようにする。 ▽被災市町との連携・支援体制を, 現地災害対策本部の設置, 市町支援員の派遣, 「プロジェクトチーム」の配置等を考慮し, 災害の態様をいくつか想定して事前に決めておく(本庁から遠方での局所災害の場合, 広域災害の場合等)
発災から 30時間後		・内閣府に対し住家の被害認定業務の説明をしてもらうように依頼する。	
発災から 47時間後		・被害報(第5報)を作成する。	
発災から 48時間(2日)後	第5回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 48時間(2日)後	入浴支援開始		
発災から 48時間(2日)後	住家被害認定調査・罹 災証明書交付業務説		
発災から 48時間(2日)後		・第5回本部員会議を開催する(公開)。	
発災から 48時間(2日)後		・災害対応関係者用の駐車場を確保する(職員駐車場, 旧エスキーテニスコート, 第1外来駐車場の一部等)。	□災害発生時には, 自衛隊等の応援を想定して, 速やかに危機管理課と打ち合わせを行い, 駐車場所を確保するようにする。 □駐車場に係る問い合わせ先が総務課から変更となった場合は, 速やかに全庁へ周知するようにする。
発災から 48時間(2日)後		・時間外の空調運転を行う。	
発災から 48時間(2日)後		・会議を開いて, 各局の防災関係機関への依頼状況を把握する。	▽防災関係機関への協力要請の方法について, 今回の災害を踏まえ, より効果的なあり方を検討する。
発災から 48時間(2日)後		・防災関係機関との活動の調整を行う。	□ 情報共有・意識統一を促進するため, 防災関係機関の執務室において, 定時に現在の状況等について, 全員へのアナウンスを行うようにする。 □ 防災関係機関に対して, 被害報を更新した場合は速やかに情報提供する。その際, 可能な限り, 被害報にとりまとめた情報以外にも, 電話聴取等で把握した各市町の詳細な情報も共有できるように努める。 □ 国から派遣されたりエゾン等の職員の活動内容等を把握し, 調整するため, 各応援機関との合同対策会議等の仕組みを検討する。 □ 国リエゾンの連絡会議が開催される場合には, 情報共有および一体となった課題解決を促進するため, 県の出席を求め, 積極的にコミットしていく。なお, 県からの出席者は, 状況に応じてプロジェクトチーム制度も活用して適切な幹部職員を充てることとする。

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
発災から 48時間(2日)後		・防災関係機関との活動の調整を行う。	□避難所の環境整備, 土砂・廃棄物処理等 国・県が一体となって処理を行う業務については, 合同チームの編成等を提起し, 国・県の担当部局が情報共有を行い, 一体的に課題解決を進められるようにする。 □現場の動きを促進し, 結果として住民一人ひとりに支援の手が届きやすい状況を生み出すため, 国との調整方法の一つとして「包括的に特定の分野の一連の業務を政府からの支援部隊に任せる」といった選択肢を持ち, その選択肢を採用する場合は, 県職員が要所要所的に必要のアドバイスをし, また仲介に入るような体制をプロジェクトチーム制度等も活用して整える。  ▽防災関係機関との調整機能を強化するため, 災害対策本部事務局委員の増強を検討する。
発災から 48時間(2日)後		・各局幹事課に対し, 局内全職員に①交通遮断休暇, ②交通機関事故休暇, ③現住所滅失等休暇を周知し, 必要に応じて取得をさせるよう指示する。	
発災から 48時間(2日)後		・管理職特勤, 通勤手当等の扱いについて検討し, 周知する。	・災害発生時には, 不通区間の復旧について, 適宜, 情報収集し, あらかじめ見通しを立てて, 取扱いを整理する。
発災から 71時間後		・被害報(第6報)を作成する。	
発災から 72時間(3日)後	第6回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 72時間(3日)後	国のプッシュ型支援開 始		
発災から 72時間(3日)後		・第6回本部員会議を開催する(公開)。	
発災から 72時間(3日)後		・防災関係機関の派遣を想定し, 北館委員会室等に多機能電話を設置する。	▽環境整備として必要な設備毎に, 関係課との役割分担や作業フローを点検し, 情報共有を図る。
発災から 72時間(3日)後		・職専免, ボランティア休暇等の扱いについて検討し, 周知する。	・休暇関係について, 他の任命権者(教委・県警)との間で今回の災害での対応を整理しておく。
発災から 72時間(3日)後		・職員の心身のケアのため, 「災害対応業務に従事する職員への健康管理上の留意事項」を全庁掲示板に掲載し, 各所属にメールで通知する。	□災害発生から時期を逃さず, 複数の手法により, 職員や管理職に対し, 災害対応時における心身のケアの大切さを周知・啓発する。  ▽地方機関等向けに, 過重労働面談の進め方や産業医との調整方法等についてわかりやすい手続きフローを作成しておく。
発災から 4日後	第7回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 5日後	第8回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 5日後	無償提供公舎・県営住 宅の入居者募集開始		
発災から 6日後	第9回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 7日(1週間)後	第10回災害対策本部 員会議を開催		
発災から 7日(1週間)後	土砂・廃棄物処理チー ム設置		
発災から 14日(2週間)後		・職員の心身のケアのための取組みを行う。 ・公衆衛生チームに保健師事務従事。 ・時間外勤務が基準を超過した職員への過重労働面談。 ・職員向けメール施行(災害対応業務における心身のケア)。 ・健康情報をポップアップ画面に掲載。	
発災から 14日(2週間)後		・サービス管理(勤務時間の繰上げ・繰下げ)措置を検討し, 周知する。	
発災から 15日後	建設型仮設住宅の建 設決定・公表		



日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
発災から 15日後	借上型仮設住宅の申 込受付開始		
発災から 21日(3週間)後		・被害報(第N報)を作成する。	
発災から 21日(3週間)後		・第N回本部員会議を開催する(公開)。	
発災から 1ヶ月後	緊急消防援助隊の引 揚		
発災から 1ヶ月後	第〇回災害対策本部 員会議を開催		
発災から 1ヶ月後	災害対策本部の廃止 及び災害復旧・復興本 部の設置		
発災から 1ヶ月後	自衛隊の災害派遣要 請部隊の撤収		
発災から 1ヶ月後		・被害報(最終報)を作成する。	
発災から 1ヶ月後		・最終の本部員会議を開催し, 災害対策本部 体制から「災害復旧・復興本部」体制への移 行する。	

(1)活動体制の確立, 災害対策本部の運営等(支部)

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□:対応上の留意点, ▽:事前からの備え)
大雨注意報発表時 大雨注意報発表時	大雨注意報発表 注意体制に移行		
大雨注意報発表時		<ul style="list-style-type: none"> <li>注意体制を確立し, 必要な活動を行う。</li> <li>関係職員の配備</li> <li>気象情報等の収集・伝達</li> <li>被害情報の収集・伝達</li> </ul>	▽各地域危機管理監は, この要領に準じて地域における防災体制の判断基準等を定めた災害対策支部運営要領をあらかじめ定め, 危機管理課長に提出するとともに, 関係地方機関に対して周知徹底を図る。 ▽各地域危機管理監及び関係地方機関の長は, 地域危機管理所管業務に係る行動マニュアルを定め, 地域危機管理監へ提出するとともに関係職員に対して周知徹底を図る。
大雨警報発表時 大雨警報発表時	大雨警報発表 警戒体制に移行		
大雨警報発表時		<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒体制を確立し, 必要な活動を行う。</li> <li>関係職員の配備</li> <li>気象情報等の収集・伝達</li> <li>被害情報の収集・伝達</li> </ul>	▽各地域危機管理監は, この要領に準じて地域における防災体制の判断基準等を定めた災害対策支部運営要領をあらかじめ定め, 危機管理課長に提出するとともに, 関係地方機関に対して周知徹底を図る。 ▽各地域危機管理監及び関係地方機関の長は, 地域危機管理所管業務に係る行動マニュアルを定め, 地域危機管理監へ提出するとともに関係職員に対して周知徹底を図る。
土砂災害警戒情報発表時 →災害対策本部設置	土砂災害警戒情報発表(以降, 順次発表)		
氾濫危険情報発表時 →災害対策本部設置	〇〇川 氾濫危険情報		
災害対策本部設置時	非常体制に移行, 災害対策本部設置		
災害対策本部設置時		<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策支部を設置し, 構成機関に通知する。</li> </ul>	▽通信障害時における連絡体制の確保方を検討する。 ▽支部事務局スペースを検証し, 必要な準備を行っておく。
災害対策本部設置時		<ul style="list-style-type: none"> <li>関係職員を配備するとともに, 構成機関の配備状況の確認を行う。</li> </ul>	▽交通障害や夜間の初動対応が適切に行われるよう, 支部構成機関の近傍在住職員による初動チームの編成等の検討を行う。 ▽災害対応の長期化を想定し, 支部構成機関全体で職員の配備体制のあり方を検討する。 ▽支部間の職員の応援について, 制度化を図る。
災害対策本部設置時		<ul style="list-style-type: none"> <li>支部会議を開催し, 各班および構成機関との間で情報の共有を図る。</li> </ul>	▽支部長及び支部の果たすべき役割を整理し, 確認する。 ▽支部会議のあり方を整理し, 構成機関との間で共有する。 ▽本庁と支部間及び支部構成機関間の情報共有のルールを明確化する。
災害対策本部設置時		<ul style="list-style-type: none"> <li>市町情報収集連絡員を関係市町に派遣する。</li> </ul>	□市町災害対策本部との協議のうえ, 必要な市町に対して, 市町情報収集連絡員を派遣する。 □二次災害を考慮した派遣を徹底する。 □市町情報収集連絡員にはタブレット等の情報機器を装備させる。  ▽市町情報収集連絡員の配備について, 管内の広さ, 職員数, 休日・夜間, 長期的な対応なども考慮し, 支部構成機関全体で効果的な体制の整備を図る。 ▽市町情報収集連絡員の役割や本庁から派遣する市町支援員との関係を整理し, 共有する。
災害対策本部設置時		<ul style="list-style-type: none"> <li>庁舎が停電・断水等となったり, 交通が遮断された場合を想定して, 活動環境を整える。</li> </ul>	▽庁舎が停電・断水等した場合や, 交通が遮断された場合を想定した危機管理体制を検討する。
災害対策本部設置時	第1回災害対策本部員会議を開催		
大雨特別警報発表時	大雨特別警報発表		
	災害の第1報が入る。		

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□:対応上の留意点, ▽:事前からの備え)
発災直後		・支部会議を開催し, 各班および構成機関との間で情報の共有を図る。	▽支部長及び支部の果たすべき役割を整理し, 確認する。 ▽対策支部会議のあり方を整理し, 構成機関との間で共有する。 ▽本庁と支部間及び支部構成機関間の情報共有のルールを明確化する。
発災直後		・各種活動用の公用車を確保しておく。	▽閉庁日でも対応できるようにしておく。
発災直後		・本庁からの連絡や被害情報の通報等の電話応対を行う。	
発災から 30分程度経過	第2回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 30分程度経過	緊急消防援助隊の要 請		
発災から 1時間程度経過	自衛隊の災害派遣要 請		
発災から 1時間程度経過	DMAT調整本部の立ち 上げ		
発災から 3時間程度経過	〇〇川 氾濫発生情報		
発災から 6時間程度経過	△△川 氾濫発生情報		
発災から 6時間程度経過	市町に災害救助法の適 用を決定・公表		
発災から 6時間程度経過		・各構成機関に職員の安否確認, 被災状況, 安全を最優先に考えることを前提とした通勤状況把握の指示を行う。	
発災から 6時間程度経過		・徹夜で配備を行う職員用に夜食費の資金前渡しや備蓄食料の活用を検討する。	
発災から 12時間程度経過	第3回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 12時間程度経過		・庁舎の活動環境を改善するため, 空調の延長を行う。	▽豪雨の場合の庁舎管理に係る対応について整理する。 ▽想定されるケースについては, あらかじめ対応マニュアルを定めておく。
発災から 24時間(1日)後	第4回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 24時間(1日)後	応急給水開始		
発災から 24時間(1日)後		・職員の活動環境を改善するため, 保冷剤, 冷感スプレー, ウェットティッシュ, 消毒液, 柄杓, バケツ等の資材を調達する。	
発災から 24時間(1日)後		・職員の活動環境を改善するため, 独身寮の一時利用を図る。	
発災から 48時間(2日)後	第5回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 48時間(2日)後	入浴支援開始		
発災から 48時間(2日)後	住家被害認定調査・罹 災証明書交付業務説		
発災から 72時間(3日)後	第6回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 72時間(3日)後	国のプッシュ型支援開 始		
発災から 72時間(3日)後		・支部長等が各市町トップのニーズ把握を行う。	
発災から 4日後	第7回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 5日後	第8回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 5日後	無償提供公舎・県営住 宅の入居者募集開始		
発災から 5日後	県救援物資輸送拠点 の運用	・本庁からの指示を受け, 県救援物資輸送拠点への動員調整を行う。	

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□:対応上の留意点, ▽:事前からの備え)
発災から 6日後	第9回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 7日(1週間)後	第10回災害対策本部 員会議を開催		
発災から 7日(1週間)後	土砂・廃棄物処理チー ム設置		
発災から 7日(1週間)後	防災担当大臣等の視 察	・防災担当大臣等の視察に対応し, 会議室や 駐車場の確保を行う。	
発災から 14日(2週間)後	国からの応援職員派遣	・ため池緊急点検等国からの応援職員の執務 室の確保等執務環境を整備する。	
発災から 15日後	建設型仮設住宅の建 設決定・公表		
発災から 15日後	借上型仮設住宅の申 込受付開始		
発災から 1ヶ月後	緊急消防援助隊の引 揚		
発災から 1ヶ月後	第〇回災害対策本部 員会議を開催		
発災から 1ヶ月後	災害対策本部の廃止 及び災害復旧・復興本 部の設置		
発災から 1ヶ月後	自衛隊の災害派遣要 請部隊の撤収		

(2)災害情報の収集・伝達

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□:対応上の留意点, ▽:事前からの備え)
大雨注意報発表前		・広島地方気象台より「今後の天気の見通し」を随時聴取し状況の推移を予測する。	□広島気象台の職員と適宜連携し, 適切な状況の見極めを行う。 □状況に応じて, 広島地方気象台からのリエゾン派遣要請も検討する。
大雨注意報発表時	大雨注意報発表		
大雨注意報発表時	注意体制に移行		
大雨注意報発表時		・広島県防災情報システム, 気象庁ホームページ等で各種気象情報(雨量, 水位等)を常時監視し, 適宜対応する。	
大雨注意報発表時		・広島地方気象台からの気象予警報等のFAXの内容確認や市町・消防本部等への一斉指令卓から送信し, 注意喚起を実施する。	□気象状況を的確に見極め, 市町に対して, 早めからの避難勧告・指示の助言を実施する。
大雨警報発表時	大雨警報発表		
大雨警報発表時	警戒体制に移行		
大雨警報発表時		・降雨量や土壌雨量指数等のデータを監視し, 広島地方気象台とも調整した上で, 土砂災害警戒情報の第1号の発表を検討する。	
土砂災害警戒情報発表時 →災害対策本部設置	土砂災害警戒情報発表(以降, 順次発表)		
氾濫危険情報発表時 →災害対策本部設置	〇〇川 氾濫危険情報		
災害対策本部設置時	非常体制に移行, 災害対策本部設置		
災害対策本部設置時		・市町情報収集連絡員を関係市町に派遣する。	□市町災害対策本部との協議のうえ, 必要な市町に対して, 市町情報収集連絡員を派遣する。 □二次災害を考慮した派遣を徹底する。 □市町情報収集連絡員にはタブレット等の情報機器を装備させる。  ▽市町情報収集連絡員の配備について, 管内の広さ, 職員数, 休日・夜間, 長期的な対応なども考慮し, 支部構成機関全体で効果的な体制の整備を図る。 ▽市町情報収集連絡員の役割や本庁から派遣する市町支援員との関係を整理し, 共有する。
災害対策本部設置時	土砂災害警戒情報発表 ⇒ 災害対策本部設置	・本部体制に移行し, 被害情報等の収集, 分析及び図示に関する事務を実施する。 ・ホワイトボードでの情報集約とは別に, 被害情報(主に人的被害)に関する市町毎のエクセルの集計表を作成し, 事務局内で情報を共有す	□全庁的に, 災害対応モードに切り替え, 必要な情報収集・伝達を実施するとともに, 記録の漏れがないように, 情報整理を実施する。
災害対策本部設置時		・広島地方気象台からの気象予警報等のFAXの内容確認や市町・消防本部等への一斉指令卓から送信し, 注意喚起を実施する。必要に応じて, 避難勧告・指示発令に係る助言を実施する。	□人命優先に対応することとし, 市町と連携し, 状況に応じた避難情報の発令を促す。
災害対策本部設置時		・危機管理推進員を対象に大雨に関する説明会を開催し, 全庁的に災害対応に備える。	□広島気象台職員とも連携の上, 適切なタイミングで説明会を実施する。
災害対策本部設置時	第1回災害対策本部員会議を開催		
災害対策本部設置時		・災害対策本部会議の記録を整理し, 決定事項について関係者もしくは全庁に伝達し, 必要な災害対応を実施する。	□本部員会議の内容も踏まえ, 情報を共有するうえで, 全庁的な対応方針について意思疎通を図る。
大雨特別警報発表時	大雨特別警報発表 災害の第1報が入る。		
発災直後		・被害情報を収集し, 分析記録グループに状況報告を行う。	
発災直後		・情報収集グループから伝達された情報をもとに, 被害位置をプロットし, 集計作業を実施する。	

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
発災直後		・市町情報収集連絡員は市町の情報を収集し, 市町の状況を本部事務局に適宜報告する。	
発災から 30分程度経過	第2回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 30分程度経過	緊急消防援助隊の要 請		
発災から 30分程度経過		・継続して, 県内の被害情報を収集し, 分析記録グループに状況報告を行う。	
発災から 30分程度経過		・逐次, 情報収集グループから報告される情報をもとに, 被害位置をプロットして整理し, 被害数を集計する。	
発災から 30分程度経過		・分析記録グループで整理した情報をもとに, 消防庁に, 県内の被害状況等の第1報を報告する。	□国への被害情報等の報告に併せて, 被害状況に応じた応援要請も検討する。
発災から 30分程度経過		・継続して, 広島地方気象台からの気象予警報等のFAXの内容確認や市町・消防本部等への一斉指令卓から送信し, 注意喚起を実施する。必要に応じて, 避難勧告・指示発令に係る助言を実施する。	
発災から 1時間程度経過	自衛隊の災害派遣要 請		
発災から 1時間程度経過	DMAT調整本部の立ち 上げ		
発災から 1時間程度経過		・道路の被害情報を収集し, 通行不可・通行可能道路の把握を行い, 緊急輸送ルートマップを作成する。 ・通行不可・通行可能道路については, 支部も含めた全庁に公開し, 情報を共有する。	
発災から 2時間程度経過		・継続して, 県内の被害情報, 特に人的被害の情報を収集し, 分析記録グループに状況報告を行う。状況に応じて本部に適宜報告する。	
発災から 2時間程度経過		・逐次, 情報収集グループから報告される情報をもとに, 被害位置をプロットして整理し, 被害数を集計する。	
発災から 2時間程度経過		・避難所情報, 避難者情報等の情報を収集し, とりまとめる。	□避難所対応班とも情報を共有し, 必要な避難所対応の実施に繋げる。
発災から 2時間程度経過		・管内の交通機関の情報や, ライフライン情報を収集し整理して, 本部事務局内で情報を共有する。 ・必要に応じて, 広報班とも調整の上, 住民への広報を実施する。	□全庁的に情報を共有する。 □必要な情報は住民へ発信する。
発災から 3時間程度経過	〇〇川 氾濫発生情報		
発災から 6時間程度経過	△△川 氾濫発生情報		
発災から 6時間程度経過	市町に災害救助法の適 用を決定・公表		
発災から 12時間程度経過	第3回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 24時間(1日)後	第4回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 24時間(1日)後	応急給水開始		
発災から 24時間(1日)後		・避難所情報, 避難者情報等の情報を収集し, とりまとめる。 ・必要に応じて, 避難所対応班と情報を共有し, 適宜, 避難所対応を実施する。	
発災から 24時間(1日)後		・管内の交通機関の情報や, ライフライン情報を収集し整理して, 本部事務局内で情報を共有する。 ・必要に応じて, 広報班とも調整の上, 住民への広報を実施する。	
発災から 48時間(2日)後	第5回災害対策本部員 会議を開催		

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□:対応上の留意点, ▽:事前からの備え)
発災から 48時間(2日)後	入浴支援開始		
発災から 48時間(2日)後	住家被害認定調査・罹 災証明書交付業務説		
発災から 72時間(3日)後	第6回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 72時間(3日)後	国のプッシュ型支援開 始		
発災から 4日後	第7回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 5日後	第8回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 5日後	無償提供公舎・県営住 宅の入居者募集開始		
発災から 6日後	第9回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 7日(1週間)後	第10回災害対策本部 員会議を開催		
発災から 7日(1週間)後	土砂・廃棄物処理チー ム設置		
発災から 15日後	建設型仮設住宅の建 設決定・公表		
発災から 15日後	借上型仮設住宅の申 込受付開始		
発災から 1ヶ月後	緊急消防援助隊の引 揚		
発災から 1ヶ月後	第〇回災害対策本部 員会議を開催		
発災から 1ヶ月後	災害対策本部の廃止 及び災害復旧・復興本 部の設置		
発災から 1ヶ月後	自衛隊の災害派遣要 請部隊の撤収		

(3) 広報

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
大雨注意報発表時	大雨注意報発表		
大雨注意報発表時	注意体制に移行		
大雨警報発表時	大雨警報発表		
大雨警報発表時	警戒体制に移行		
土砂災害警戒情報発表時	土砂災害警戒情報発表(以降, 順次発表)		
→災害対策本部設置 氾濫危険情報発表時	〇〇川 氾濫危険情報		
→災害対策本部設置 災害対策本部設置時	非常体制に移行, 災害対策本部設置		
災害対策本部設置時		<ul style="list-style-type: none"> <li>報道機関等に対する資料提供及び報道対応を開始する。</li> <li>本部員会議終了後, 知事記者会見を実施する。</li> </ul>	<p>□報道機関からの問い合わせに対応する担当者への負担が非常に大きいため, 広報経験者の活用も含めて担当者を増やし, 災害の状況に応じて複数名で対応する方法を検討する。</p> <p>□知事発言の様子は, 担当を明確にし, 確実に音声あるいは映像記録に残しておく。</p> <p>▽あらかじめ市町と調整し, 定期的に被害報を発表するようにする。それ以外に発表の必要がある場合は, 臨時で発表を行う。</p> <p>▽各課内に課長の他に, 事前に研修を受講するなど条件に, メディア対応を行うことのできる責任者を置く。</p>
災害対策本部設置時		<ul style="list-style-type: none"> <li>Twitter, Facebook等による県民への警戒の呼びかけを行う。(繰り返す)</li> </ul>	
災害対策本部設置時		<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨特別警報発令～Twitter, Facebook等による知事からのメッセージ配信を行う。(繰り返す)</li> </ul>	
災害対策本部設置時	第1回災害対策本部員会議を開催		
大雨特別警報発表時	大雨特別警報発表		
	災害の第1報が入る。		
発災直後		<p>(継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>報道機関等に対する資料提供(被害報)及び報道対応を継続して実施する。</li> <li>本部員会議後の知事記者会見を継続して実施する。</li> </ul>	
発災から30分程度経過	第2回災害対策本部員会議を開催		
発災から30分程度経過	緊急消防援助隊の要請		
発災から1時間程度経過	自衛隊の災害派遣要請		
発災から1時間程度経過	DMAT調整本部の立ち上げ		
発災から3時間程度経過	〇〇川 氾濫発生情報		
発災から3時間程度経過		<ul style="list-style-type: none"> <li>災害に関する県民等からの提言に対応する。</li> </ul>	<p>□県政提言担当者(1人)は, 提言の対応のみに注力する。</p> <p>□回答不要なもので, 優先順位の低いものは翌月に処理することを判断する。</p> <p>□広報課で回答が可能なものは, 担当課に対応依頼せず, 広報課で回答することで, 事業課の事務を削減する。</p>
発災から3時間程度経過		<ul style="list-style-type: none"> <li>危機管理課宛の提言・問い合わせメールに対応する。</li> </ul>	<p>▽災害時に増大する県政提言・お問い合わせメールを, 平時のままの体制で対応するのは困難なので, 対応するための体制(人員増等)を検討する。</p>
発災から6時間程度経過	△△川 氾濫発生情報		
発災から6時間程度経過	市町に災害救助法の適用を決定・公表		
発災から12時間程度経過	第3回災害対策本部員会議を開催		
発災から24時間(1日)後	第4回災害対策本部員会議を開催		
発災から24時間(1日)後	応急給水開始		



日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
発災から 24時間(1日)後		・災害に関するホームページの立ち上げの検討(内容検討, Webアドバイザーへのバナー作成依頼等)を行う。	□「広島県防災Web」ページ上に多言語で表記したリンクボタン(「Español」, 「Tagalog」, 「Português」, 「English」, 「한국」, 「中文」)を設定する。(言語表記は最低限, 英語表記とする。) □全ての情報を多言語化することは困難なため, 外国人や高齢者にも分かりやすい「やさしい日本語」を使った情報提供も検討する。 ▽今回の取組の好事例(未確定な情報を見通しとして発信したことによる好反響)を共有し, 次回の事案に備える。 ▽今回の課題に対処した形の自主広報・県民対話グループとしてのBCPを作成する。
発災から 32時間後		・災害に関するホームページを公開する。	□トップページにバナー表示する。
発災から 32時間後		・災害に関するホームページのキャッシュサイトを作成する(災害に係る情報発信等に関する協定を締結しているヤフー株式会社の協力を得て, 「広島県防災Web」「広島県「みんなで減災」はじめの一步」「ひろしま道路ナビ」「土砂災害ポータルひろしま」「広島県土砂災害危険度情報」のキャッシュサイトを作成)。	▽今回と同等以上のアクセスがあった際に適切に情報提供できるよう対策を検討する。
発災から 48時間(2日)後	第5回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 48時間(2日)後	入浴支援開始		
発災から 48時間(2日)後	住家被害認定調査・罹 災証明書交付業務説		
発災から 48時間(2日)後		・災害に関するホームページについて, 全庁掲示板での周知を行う。 ・各局に, 掲載情報について依頼する。	
発災から 48時間(2日)後		・大雨災害に関するホームページに被害状況, 道路・ライフライン等情報等をまとめて掲載していることをTwitter, Facebookを通じて広報する。	
発災から 48時間(2日)後		・TV放送について, 大雨災害に伴う番組内容(放送日時含む)の見直しを協議する。	
発災から 72時間(3日)後	第6回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 72時間(3日)後	国のプッシュ型支援開 始		
発災から 72時間(3日)後		・大雨に関するホームページを通じて県民への生活支援情報の配信を行う。 ・広島県防災Webや県防災情報メール通知サービス, 視覚障がい者向け防災メールシステム及びヤフー防災アプリにより, 被災者向けの生活支援情報を定期的に配信する。	
発災から 72時間(3日)後		・大雨災害に関するホームページに被害状況, 道路・ライフライン等情報, 支援情報等をまとめて掲載していることをTwitter, Facebookを通じて広報する。	
発災から 72時間(3日)後		・支部に対し, 庁舎ロビーに各種情報を掲示するよう依頼する(県HPに掲載された支援窓口等)。	▽支部での各種情報の提供等について, 検討・整理しておく。
発災から 4日後	第7回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 4日後		・支部において庁舎ロビーに各種情報を掲示する。 ・県HPに掲載された支援窓口 ・各事務所から周知依頼のあった各種支援制度等	▽支部での各種情報の提供等について, 検討・整理しておく。
発災から 5日後	第8回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 5日後	無償提供公舎・県営住 宅の入居者募集開始		
発災から 5日後		・「豪雨災害関連情報」についてTV放送を行う。	
発災から 6日後	第9回災害対策本部員 会議を開催		

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□:対応上の留意点, ▽:事前からの備え)
発災から 6日後		<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に関するホームページの必要な見直しを行う。</li> <li>・県の取組ページ公開 『平成30年7月豪雨災害に関する県の取組』</li> <li>・トップページに『県の取組』バナー追加</li> <li>・ページタイトル変更『平成30年7月5日からの大雨災害に関する情報』⇒『生活支援情報』</li> </ul>	
発災から 7日(1週間)後	第10回災害対策本部 員会議を開催		
発災から 7日(1週間)後	土砂・廃棄物処理チー ム設置		
発災から 14日後		<ul style="list-style-type: none"> <li>・各局に対し, 災害復旧・復興に向けたSNS発信を行うよう依頼する。</li> </ul>	
発災から 15日後	建設型仮設住宅の建 設決定・公表		
発災から 15日後	借上型仮設住宅の申 込受付開始		
発災から 1ヶ月後	緊急消防援助隊の引 揚		
発災から 1ヶ月後	第〇回災害対策本部 員会議を開催		
発災から 1ヶ月後	災害対策本部の廃止 及び災害復旧・復興本 部の設置		
発災から 1ヶ月後	自衛隊の災害派遣要 請部隊の撤収		

(4) 消防防災ヘリの運用

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
大雨注意報発表時	大雨注意報発表		
大雨注意報発表時	注意体制に移行		
大雨警報発表時	大雨警報発表		
大雨警報発表時	警戒体制に移行		
土砂災害警戒情報発表時 →災害対策本部設置	土砂災害警戒情報発表(以降, 順次発表)		
氾濫危険情報発表時 →災害対策本部設置	〇〇川 氾濫危険情報		
災害対策本部設置時	非常体制に移行, 災害対策本部設置		
災害対策本部設置時		・広島県防災航空センター全員召集 (段階的に召集する場合あり)	
災害対策本部設置時	第1回災害対策本部員会議を開催		
大雨特別警報発表時	大雨特別警報発表		
	災害の第1報が入る。		
発災直後		・各市町・消防本部への情報収集	
(ヘリ運航可能時)		・県内上空偵察出動 (広島市消防指令・航空隊との調整) ・ヘリテレ映像等による情報収集 ・各市町への情報提供(ラスコム衛星送信)	□上空偵察出動する場合の乗組員の指定は, 基地での情報収集要員を考慮する。
発災から30分以内	広島空港 広島ヘリポート スポット調整等	【上記の発災状況により】 ・中国5県協定によるヘリ要請について検討 ・広島空港及び広島ヘリポートに対して, 正規スポットを早期に確保・管理 ・広島空港Bエリア, 広島ヘリポートKエリア使用についての打診	▽広島空港・広島ヘリポートでの駐機については, 「災害対応ヘリ駐機要領」・「災害対応ヘリ運航等要領」による。
発災から30分程度経過	第2回災害対策本部員会議を開催		
発災から30分程度経過	緊急消防援助隊の要請		
発災から30分程度経過	緊急消防援助隊の要請 (ヘリベースの決定)	・ヘリベースの各種受入れ準備開始 ・ヘリベース支援要員の要請 ・消防庁に航空部隊グループ化の要請 ・消防庁及び応援航空部隊に受援計画に基づく各様式について送付	□ヘリベースは広島空港, 広島ヘリポートどちらか単独か, 2ヶ所分散配置か検討 □状況により北部方面フォワードベースについて検討 ▽支援要員は他県防災航空隊(耐空検査)及び広島県防災航空隊OB
発災から30分程度経過	航空運用調整班の招集	・県庁へ原則, 航空隊員2名派遣 ・航空調整グループ行動マニュアルに基づき, 危機管理課員により関係機関の招集	□危機管理センター内の関係機関それぞれの配席エリアを適正に配置するとともに, 航空調整グループの机には, 専用の電話・FAX・PC・動態管理システム・地図・専用のホワイトボードを整備する。
発災から1時間程度経過	自衛隊の災害派遣要請		
発災から1時間程度経過	DMAT調整本部の立ち上げ		
発災から1~3時間程度経過	航空調整グループ設置	・広島県内全てのヘリ要請入電を一元化 ・ヘリ要請について一元管理を行う。	□航空調整グループの要員は, 航空隊員原則2名+専属の危機管理監員1~2名必要 □ヘリ要請について, ドクヘリ調整部設置の有無により調整 □DMAT調整本部との連絡を確立させる。
発災から1~3時間程度経過	緊援隊航空部隊の活動	・航空調整グループは, ヘリベース指揮者に対して任務付与を行う。	□ヘリの選定については, ヘリベース指揮者が行い, どのヘリを選定したかにつて, 航空調整グループへ報告する。

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
発災から 1～3時間程度経過	航空運用・活動等の調整	・航空調整グループ行動マニュアルに基づく、各種安全運航調整を実施 ・各関係機関とヘリ出動可能状況・機体特性・装備等について確認。 ・航空機関とのミーティングを実施。以後、毎日ミーティングを行う。	□関係機関との活動空域調整, 無線統制, 任務別飛行要領等について継続的に周知を図る。 □ミーティングは, 航空機関相互だけでなく, 陸上部隊を交え, 全体により実施し, 情報共有を図る。
発災から 1～3時間程度経過	航空運用調整班による活動割振り等	・航空調整グループ行動マニュアルに基づき, 総括調整班及び参画機関と調整の上, 優先すべき事案から任務の割振りを行う。	□マニュアルに基づく様式等により, 適正に管理する。
発災から 1～3時間程度経過	航空情報(ノータム)発出	・災害発生状況及び関係機関の陸上部隊投入地点を把握し, 航空情報(ノータム)発出依頼 ・県政記者クラブを通じて, 報道機に対する飛行自粛要請	□ノータム発出は, 情報を適確に整理し設定するとともに, 広範囲設定から順次, 段階を追って縮小の形をとること。
発災から 3時間程度経過	〇〇川 氾濫発生情報		
発災から 6時間程度経過	△△川 氾濫発生情報		
発災から 6時間程度経過	市町に災害救助法の適用を決定・公表		
発災から 12時間程度経過	第3回災害対策本部員会議を開催		
発災日の日没時	航空運用・活動等の調整	・航空関係機関による活動結果及び明日の活動についてミーティング ・各ヘリベースとの再調整実施 ・各種安全運航要領との再調整 ・無人航空機対応について確認	□関係機関⇄航空調整グループ⇄ヘリベースが情報共有を図り円滑かつ安全に活動ができるよう調整
発災から 24時間(1日)後	第4回災害対策本部員会議を開催		
発災から 24時間(1日)後	応急給水開始		
発災から 1～2日後	航空燃料の調整	・広島ヘリポートでは燃料枯渇の可能性があるので, 燃料会社及び報道機関に対して, 広島ヘリポートでの燃料補給は公的救助機関が優先するよう依頼。	□広島空港のタンクローリー活用について検討
発災から 48時間(2日)後	第5回災害対策本部員会議を開催		
発災から 48時間(2日)後	入浴支援開始		
発災から 48時間(2日)後	住家被害認定調査・罹災証明書交付業務説明		
発災から 72時間(3日)後	第6回災害対策本部員会議を開催		
発災から 72時間(3日)後	国のプッシュ型支援開始		
発災から 72時間(3日)後	航空運用・活動等の調整	・河川, 海域行方不明者がある場合は, 各防災機関が集結しての, 一斉捜索による広範囲検索について検討する。	
発災から 4日後	第7回災害対策本部員会議を開催		
発災から 5日後	第8回災害対策本部員会議を開催		
発災から 5日後	無償提供公舎・県営住宅の入居者募集開始		
発災から 6日後	第9回災害対策本部員会議を開催		
発災から 7日(1週間)後	第10回災害対策本部員会議を開催		
発災から 7日(1週間)後	土砂・廃棄物処理チーム設置		
発災から 15日後	建設型仮設住宅の建設決定・公表		
発災から 15日後	借上型仮設住宅の申込受付開始		

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
発災から 1ヶ月後	緊急消防援助隊の引揚		
発災から 1ヶ月後	第〇回災害対策本部 員会議を開催		
発災から 1ヶ月後	災害対策本部の廃止 及び災害復旧・復興本 部の設置		
発災から 1ヶ月後	自衛隊の災害派遣要 請部隊の撤収		
航空機の調整が 不要となった時点	航空運用調整の終了	<ul style="list-style-type: none"> <li>・航空運用調整班の解散</li> <li>・関係機関・市町へ, へリ要請窓口について 通常体制に移行する旨の通知。</li> </ul>	

(5) 医療・救護

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
出水期前	定例	・「災害時保健医療確保連絡会議」(仮称)を開き, 関係者間で体制の確認と発災時の行動予定を再確認しておく。	
大雨注意報発表時	大雨注意報発表		
大雨注意報発表時	注意体制に移行		
大雨警報発表時	大雨警報発表		
大雨警報発表時	警戒体制に移行		
大雨警報発表時		<p>・「保健医療調整本部」設置について協議し, 局内担当課, 関係機関に連絡し設置予定を共有する。</p> <p>・保健医療調整本部設置に向けた準備を行う。</p> <p>【参画機関】 災害医療コーディネーター, 災害薬事コーディネーター(県薬剤師会), 災害時小児周産期リエゾン, DMAT, DPAT, JMAT(県医師会), 日赤医療救護班(日赤広島県支部), 広島県災害時公衆衛生チーム(各職能団体)等</p>	<p>□ 気象情報や大雨等による被害の発生状況等を踏まえ, 「保健医療調整本部」設置予定を局内で共有しておく。</p> <p>□ 災害対策本部事務局や各機関との連携を考慮し, また, 外部機関から要員も含め, 人員規模を想定し適切な空間を確保するとともに, 必要な資機材を準備する。</p> <p>□ 本部内の情報共有方法, 携帯電話等の連絡ツールの確保・装備に留意する。</p> <p>▽ 調整本部設置予定場所をあらかじめ決めておくとともに, 訓練等を通じて実効性を検証しておく。</p> <p>▽ 保健医療調整調整本部の設置基準について, 明確にしておく。</p>
土砂災害警戒情報発表時 →災害対策本部設置	土砂災害警戒情報発表(以降, 順次発表)		
土砂災害警戒情報発表時 →災害対策本部設置	広域災害救急医療情報システム(以下EMIS)警戒モード切替	・EMISを警戒モードに切り替える。	<p>□ 一斉通報等を活用して, 災害拠点病院やDMAT隊員とモード切替や今後の気象情報等について情報共有し, 注意喚起する。</p> <p>□ 基幹災害拠点病院の統括DMATと今後の活動見込みの相談や, 連絡体制を確認して</p>
氾濫危険情報発表時 →災害対策本部設置	〇〇川 氾濫危険情報		
災害対策本部設置時	非常体制に移行, 災害対策本部設置		
災害対策本部設置時		・保健医療調整本部の設置に向けた体制を整える。	<p>□ 外部機関の要員も含め, 人員規模を想定し適切な場所を確保するとともに, 必要な機器を準備する。</p> <p>▽ 保健医療調整本部の設置予定場所をあらかじめ検討しておく。</p>
災害対策本部設置時		・DMAT調整本部(ドクターヘリ調整部含む)の設置に向けた体制を整える。	<p>□ 災害対策本部(事務局), 保健医療調整本部との連絡を考慮し, また, 人員規模を想定して場所を確保するとともに, 必要な機器を準備する。</p> <p>▽ DMAT調整本部の設置予定場所をあらかじめ検討しておく。</p>
災害対策本部設置時		・医療救護班派遣調整本部の設置に向けた体制を整える。	<p>□ 災害対策本部(事務局), 保健医療調整本部, DMAT調整本部との連絡を考慮し, また, 構成機関による人員規模を想定して適切な場所を確保する。</p> <p>□ 本部内の情報共有方法, 携帯電話等の連絡ツールの確保・装備に留意する。</p> <p>▽ 医療救護班調整本部の設置予定場所をあらかじめ検討しておく。</p>
災害対策本部設置時		・DMAT調整本部及びドクターヘリ調整本部設置場所を確保する。	<p>□ 災害対策本部, 保健医療調整本部との連絡を考慮し, また本部の人員規模を想定し空間を確保するとともに, 必要な機器を準備する。</p> <p>▽ 調整本部設置予定場所を確保しておく。</p>
災害対策本部設置時		・「保健医療調整本部」設置場所を確保する。	<p>□ 外部機関から要員も含め, 人員規模を想定し適切な空間を確保するとともに, 必要な機器を準備する。</p> <p>▽ 調整本部設置予定場所を決めておく。</p>
災害対策本部設置時	第1回災害対策本部員会議を開催		
大雨特別警報発表時	大雨特別警報発表		
	災害の第1報が入る。		

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
発災直後	保健医療調整本部設置 参画機関への連絡	・保健医療調整本部を設置し, 参画機関に連絡する。	□参画機関へ保健医療調整本部設置を連絡し, 災害の規模やフェーズに応じて派遣を依頼する。 ▽本部設置要綱を定め, 本部運営マニュアルを整備しておく
発災直後	DMAT調整本部設置決定 県内DMAT待機要請 EMIS災害モード切替	・DMAT調整本部設置を決定し, 本部要員の参集を指示する。 ・県内DMATに待機を要請する。 ・EMISを災害モードに切り替える。	□状況に応じて, 災害の第一報にこだわらず, DMAT調整本部設置の決定や待機要請を行う。 □一斉通報(FAX)等を活用して医療機関にEMISの災害モード切り替えを周知し, 緊急時入力(被災状況)の入力を促す。 □DMAT調整本部運営についてマンパワーが不足しないよう, 災害の規模に応じた本部運営要員を参集させる。(5チーム20名を目安とする) ▽EMIS入力に手間取ることがないように, 医療機関の操作研修を行っておく。 ▽本部運営が円滑に行えるよう, 本部マネジメントができる人材の育成を行い, また, 研修
発災直後	医療機関及び薬局の被災情報収集	・EMISや災害対策支部(保健所), 保健所設置市, 県医師会, 県歯科医師会, 県薬剤師会を通じて医療機関及び薬局の被災状況(ニーズ・リソース)の把握を行い, 保健医療調整本部内で情報共有する。 ・収集した情報をEMISに集約する。	▽情報集約を効率的に行うためにも, 関係部署, 機関に共通の情報様式を整備しておく。 □被害の大きい市町では情報が上がってこない可能性もあり, 現地に出向き確認する体制をとる(リエゾンの派遣)。 ▽リエゾンの派遣・活動内容を定めておく。 ▽各チームの派遣においては, 道路や交通に関する情報が重要であるため, 災害対策本部で取りまとめた道路・交通情報を地図に落とし込み, 各調整本部や待機要員がすぐに確認できる仕組みを検討する。 ▽県や市町職員を対象としたEMISの操作研修を行っておく。
発災直後	医薬品等卸業者からの被災状況及び稼働状況報告	・医薬品等が不足し, 通常ルートでの調達が困難な医療機関等からの県への要請に備え, 医薬品等の供給能力について確認を行う。	□在庫量とともに, 搬送手段の有無など搬送体制についても確認する。 ▽業者との災害協定, 在庫の定期報告や情報伝達訓練の実施, 緊急時連絡網の整備を図っておく。
発災から 30分程度経過	第2回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 30分程度経過	緊急消防援助隊の要 請		
発災から 1時間程度経過	自衛隊の災害派遣要 請		
発災から 1時間程度経過	DMAT調整本部設置	・DMAT調整本部を設置する。	□EMIS等を通じて早期にDMAT調整本部の設置を宣言するとともに, 関係機関(災害対策本部事務局・消防・警察等)へ連絡する。 □厚生労働省(DMAT事務局)や他県の災害医療担当課へDMAT調整本部の設置を報告し, 今後の活動や支援要請の見込みを連絡する。
発災から 1時間程度経過	DMAT活動拠点本部 設置決定 県内DMAT出動要請	・DMAT活動拠点本部を設置を決定し, 県内DMATの参集を指示する。	□災害対策本部事務局から道路情報を得て, 参集拠点を決定し, 県内DMATに指示する。 □各活動拠点本部の所管地域を明確にする。 ▽陸路により参集することが難しい場合の代替手段(船舶・航空機)の確保について地域
発災から 1時間程度経過	広島DPAT調整本部設置	・広島DPAT調整本部を設置する。	□災害対策本部, 保健医療調整本部, DMA T調整本部との連絡を考慮し, また本部の人員規模を想定し適切な空間を確保するとともに, 必要な機器を準備する。 ▽調整本部設置予定場所を確保しておく。 ▽本部運営が円滑に行えるよう, 本部マネジメントができる人材の育成を行い, また, 研修訓練を通じてDPATの災害対応能力を向上させる。

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
発災から 2時間程度経過	DMAT活動拠点本部設置	・DMAT活動拠点本部(災害拠点病院)を設置  【活動優先順位】 ①医療機関の被災情報(リソース)と医療機関・消防機関からの情報(ニーズ)収集 ②災害拠点病院の拠点化 ③医療機関支援 ④救助現場・介護福祉施設支援 ⑤避難所・孤立集落支援	□DMAT調整本部運営についてマンパワーが不足しないよう、災害の規模に応じた本部運営要員を参集させる。(3チーム12名を目安とする) □EMIS等を通じて早期にDMAT活動拠点本部の設置を宣言するとともに、関係機関(県災害対策支部・市町災害対策本部・消防本部等)へ連絡する。 ▽本部運営が円滑に行えるよう、本部マネジメントができる人材の育成を行い、また、研修訓練を通じてDMATの災害対応能力の向上させる。 ▽災害拠点病院において自院の災害対応を実施できる人材を育成しておく。
発災から 2時間程度経過	県外DMAT・ロジスティックチーム派遣要請	・県外DMATやDMATロジスティックチームの派遣を要請する。	□厚生労働省(DMAT事務局)や他県の災害医療担当課と調整の上、県外支援DMATやDMATロジスティックチームの派遣を要請する。
発災から 3時間程度経過	〇〇川 氾濫発生情報		
発災から 3時間程度経過	・DPAT先遣隊や県外DPAT派遣要請	・DPAT先遣隊や県外DPATを派遣要請する。	□厚生労働省(DPAT事務局)や他県の災害医療担当課と調整の上、県外支援DPATの派遣を要請する。
発災から 6時間程度経過	△△川 氾濫発生情報		
発災から 6時間程度経過	市町に災害救助法の適用を決定・公表		
発災から 12時間程度経過	第3回災害対策本部員会議を開催		
発災から 24時間(1日)後	第4回災害対策本部員会議を開催		
発災から 24時間(1日)後	応急給水開始		
発災から 24時間(1日)後	医療救護班派遣調整本部設置	・医療救護班調整本部を設置する。 ・関係部署、調整本部構成機関(災害医療コーディネータ、県医師会、日赤広島県支部等)に連絡する。	□災害対策本部、保健医療調整本部、DMAT調整本部と緊密に情報共有を行う。 □本部構成機関の人員規模を想定し適切な空間を確保する。 □本部内の情報共有方法、携帯電話等の連絡ツールの確保・装備に留意する。
発災から 24時間(1日)後	医療救護班の派遣要請	・日赤広島県支部、広島県医師会等に医療救護班の派遣を要請する。 ・本部運営要員(コーディネータ、調整員等)の確保について、関係機関に依頼する。	□被災状況、医療ニーズ等を把握し、関係機関へ情報提供しながら、連携して対応する。 □急性期から亜急性期医療の引継など、DMAT班と緊密に連携し情報共有を図る。 ▽災害医療対応を全体的にコーディネートできる人材の育成・確保を行っていく。
発災から 24時間(1日)後	DPAT先遣隊の帰還 DPAT活動拠点本部の設置	・DPAT先遣隊による説明会を開催する。 ・DPAT活動拠点本部の設置場所の検討、設置	▽DPAT活動拠点本部の予定設置場所を確保しておく。
発災から 24時間(1日)後		・各病院の被災状況、ライフラインの状況等を確認する。	
発災から 48時間(2日)後	第5回災害対策本部員会議を開催		
発災から 48時間(2日)後	入浴支援開始		
発災から 48時間(2日)後	住家被害認定調査・罹災証明書交付業務説		
発災から 48時間(2日)後	・医療機関、薬局の被害状況判明	・災害の規模等に応じ、広島県薬剤師会に災害薬事コーディネーターの派遣を依頼するとともに、医療機関、薬局の被害状況に応じて、派遣先を決定する。	□大規模災害では、医薬品等の供給要請が集中する可能性があり、要請の優先順位付けや代替薬を判断できる専門家を確保する。 □災害薬事コーディネーターは被災地にも配置し、当該地域の医薬品等のニーズ把握・調整を行う。 ▽広島県薬剤師会が養成する災害薬事コーディネーターを県の災害訓練へ参加させ、実践力を高める。
発災から 48時間(2日)後	医療機関、薬局の被害状況判明	・薬剤師チーム派遣について、市町ニーズを把握する。	□被災市町への電話の聞取りが難しい場合、災害対策支部(保健所)等による現地調査のほか、保健医療活動連携会議や医療救護調整本部等での情報共有などで把握する。 ▽被災地ニーズの把握やチームの派遣方法等を含めた活動マニュアルを整備しておく。



日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
発災から 48時間(2日)後	医療機関, 薬局の被害 状況判明	・県薬剤師会と派遣調整を行い, 薬剤師チ ームの派遣先を決定する。	□派遣に当っては, 派遣先の市町と派遣開 始日及び派遣場所について事前調整を行う。
発災から 48時間(2日)後	避難所生活本格化	・市町からの看護師チーム派遣要請を受 理する。	▽看護師チームの理解が少ない市町が多 く, 市町に対し, 看護師チームの構成と 役割, 派遣方法等を十分周知し, 県, 市 町, 保健所等の連携体制を強化しておく。
発災から 随時	医薬品等が不足し, 通 常ルートでの調達が困 難な医療機関等からの 要請	・要請の都度, 卸業者等を通じて医薬品 等の被災地への供給を行う。	□交通網が寸断された場合及び要請品目 が確保できない場合の調整等, 関係団体 及び国と連携しなければならない業務は 県職員が担当し, 要請内容の変更等, 専 門知識を要する業務は災害薬事コーデ ィネーターが行うこととし, 要請の状 況に応じて役割分担する。 ▽交通網が寸断された場合を想定して, 海上や空輸による搬送を実施する場合 の調整手順を含めたマニュアルを整備 し各機関・団体と共有する。
発災から 72時間(3日)後	第6回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 72時間(3日)後	国のプッシュ型支援開 始		
発災から 72時間(3日)後	避難所生活本格化	・避難所における妊婦や小児に関する 対応策を企画し, 実施する。	▽消防, 医療機関及び公衆衛生チ ームに協力要請を行える体制を構築し ておく。 ▽避難所における妊婦や小児に関する 情報収集体制や方法を検討し構築し ていく。
発災から 72時間(3日)後	避難所生活本格化	・薬剤師チームを派遣する。	□避難所では運営会議等に参加し, 情 報収集や他の支援チームとの情報共有 を図る。 ▽薬剤師チームの理解が少ない市町も あり, 市町に対し, 薬剤師チームの 役割, 派遣方法等を十分周知し, 県, 市町, 保健所, 医療機関, 薬局等 の連携体制を強化しておく。
発災から 72時間(3日)後	避難所生活本格化	・県看護協会, 日本看護協会と派遣 調整を行い, 派遣先を決定する。	
発災から 72時間(3日)後	避難所生活本格化	・看護師チームを派遣する。	□派遣期間中, 継続して避難所から の報告を他の公衆衛生チームにも提 供する。 ▽災害支援の終期について基準を定 めておく。
発災から 72時間(3日)後	避難所生活本格化	・DPATを派遣する。	□急性期医療からの継続した活動に なるため, DMAT班と緊密に連携し情 報共有を図る。 ▽DPAT派遣に備え, DPATに係る 知識や技術を向上のための研修等 を開催する。 ▽市町や関係機関に対して, DPAT 先遣隊や本隊の役割, 派遣体制など の周知を図っておく。
発災から 72時間(3日)後	避難所生活本格化/ こころの相談電話の設 置	・こころの相談電話を設置する。 ・こころの相談電話をPRするチラシ を作成して避難所に掲示する。	□こころの相談電話について, 県民 に対して周知する。
発災から 72時間(3日)後	医療救護班の派遣	・避難所における医療救護活動(診療, 健康管理, 感染症対策, こころのケ ア等)等を実施する。	□避難所の医療ニーズ等に応じ, 調 整本部にて各機関と派遣調整等を行 う。 □医療救護班は, 市町災害対策本部 や地区医師会, 地域の関係機関と連 携・調整しながら活動を行う。
発災から 72時間(3日)後	避難所生活本格化/ 保健医療活動連携会 議開催	・保健医療活動チームが一堂に会し たクラスターミーティング(保健医 療活動連携会議)を開催する。	□各機関相互の情報共有や活動調 整を図る場として, その後も定期的 に開催する。
発災から 72時間(3日)後	避難所生活本格化	・口腔ケアチームを避難所等に派遣 し, 避難者に対する口腔ケア, アセ スメントを実施するほか, 歯ブラ シ, デンタルリンス, 歯間ブラシ 等を配布する。	□市町に対し, 口腔ケアチームの活 動や役割, 派遣方法等を十分に周知 する。 ▽県, 市町, 保健所, 協力関係団体 等の連携体制を強化する。

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
発災から 4日後	第7回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 5日後	第8回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 5日後	無償提供公舎・県営住 宅の入居者募集開始		
発災から 6日後	第9回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 7日(1週間)後	第10回災害対策本部 員会議を開催		
発災から 7日(1週間)後	土砂・廃棄物処理チー ム設置		
発災から 15日後	建設型仮設住宅の建 設決定・公表		
発災から 15日後	借上型仮設住宅の申 込受付開始		
発災から 1ヶ月後	緊急消防援助隊の引 揚		
発災から 1ヶ月後	第〇回災害対策本部 員会議を開催		
発災から 1ヶ月後	災害対策本部の廃止 及び災害復旧・復興本 部の設置		
発災から 1ヶ月後	自衛隊の災害派遣要 請部隊の撤収		

(6) 交通対策

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
大雨注意報発表時	大雨注意報発表		
大雨注意報発表時	注意体制に移行		
大雨警報発表時	大雨警報発表		
大雨警報発表時	警戒体制に移行		
土砂災害警戒情報発表時 →災害対策本部設置	土砂災害警戒情報発表(以降, 順次発表)		
氾濫危険情報発表時 →災害対策本部設置	〇〇川 氾濫危険情報		
災害対策本部設置時	非常体制に移行, 災害対策本部設置		
災害対策本部設置時		・気象情報を踏まえ, 空港の災害時対応について, 関係者と情報共有する。	▽災害時のBCPを策定(停電や断水対応) ▽関係者(国土交通省広島空港事務所, 空港ビルディング, バス事業者等)との間で, 大規模災害発生時など緊急時の連絡方法及び情報共有の方法を定めておく。
災害対策本部設置時		・気象悪化の状況に応じて空港アクセスが困難となった場合の滞留者対策の確認・準備を行う。	
災害対策本部設置時		・雨量等の気象情報などを基に, 異常気象時における道路通行規制を実施する。	▽異常気象時における道路通行規制区間等について検討する。
災害対策本部設置時		・「ひろしま道路ナビ」で異常気象時における道路通行規制情報を広報する。	▽「ひろしま道路ナビ」等での情報提供については, 各道路管理者との連携や情報提供の方法について, 対応方針を検討する。
災害対策本部設置時	第1回災害対策本部員会議を開催		
大雨特別警報発表時	大雨特別警報発表		
	災害の第1報が入る。		
発災直後		・被災発生の情報連絡により, 現地確認を行い, 被災状況を確認でき次第, 必要に応じて道路通行規制(災害規制)を実施する。 ・道路通行規制(災害規制)を実施した場合は, 「ひろしま道路ナビ」等により, 道路通行規制情報を広報する。 ・被災状況確認後, 道路啓開作業を開始する。 ・道路啓開が完了した箇所のうち, 二次災害の恐れが高く異常気象時における道路通行規制基準を強化する必要がある箇所等について, 規制基準を強化する。 ※以後, 道路が被災するたびに同様の対応	□被災箇所が多数の場合, 孤立集落解消・物資輸送等に必要な道路の啓開を優先的に実施する。広域災害の場合には, 各市町間や高速IC・空港・港湾等を連絡する道路ネットワークの確保に必要な道路の啓開を実施する。
発災から30分程度経過	第2回災害対策本部員会議を開催		
発災から30分程度経過	緊急消防援助隊の要請		
発災から1時間程度経過	自衛隊の災害派遣要請		
発災から1時間程度経過	DMAT調整本部の立ち上げ		
発災から1時間程度経過		・空港ビルディング及びエアラインのクルーが利用するホテル等の周辺施設の被害等の有無, 状況を確認する。	
発災から1時間程度経過		・航空会社に対し, 乗客への注意喚起, フライトの中止等の対応を要請する。	
発災から3時間程度経過	〇〇川 氾濫発生情報		
発災から6時間程度経過	△△川 氾濫発生情報		
発災から6時間程度経過	市町に災害救助法の適用を決定・公表		

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
発災から 12時間程度経過	第3回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 12時間程度経過		・広島リムジンが運休となった場合, 空港～東広島駅の連絡バス運行を確保する。	□県のチャーターによる無料化を検討する。
発災から 12時間程度経過		・被災した道路の代替ルートについて, 通行可能車種の制限解除や通行料無料化措置実施する。	
発災から 24時間(1日)後	第4回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 24時間(1日)後	応急給水開始		
発災から 24時間(1日)後		・災害対策基本法第76条の6第1項に基づき, 道路管理者が車両の移動等を行うことを可能とする道路の区間の指定を実施する。	▽年度当初に指定手続きの確認を行う。建設事務所と車両移動に係るマニュアルを共有する。
発災から 48時間(2日)後	第5回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 48時間(2日)後	入浴支援開始		
発災から 48時間(2日)後	住家被害認定調査・罹 災証明書交付業務説		
発災から 72時間(3日)後	第6回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 72時間(3日)後	国のプッシュ型支援開 始		
発災から 4日後	第7回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 5日後	第8回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 5日後	無償提供公舎・県営住 宅の入居者募集開始		
発災から 5日後		・円滑な通勤・通学確保に向けて, 関係者会議を開催し, 対策の協議や情報共有を行う。	□鉄道, バス, 船舶, 警察, 専門家等を交え, 効果的と対策を実施する。 □必要に応じて, 企業に, 渋滞緩和への協力を要請する。 □渋滞等の状況によっては, バスレーンの設置等を検討する。
発災から 6日後	第9回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 7日(1週間)後	第10回災害対策本部 員会議を開催		
発災から 7日(1週間)後	土砂・廃棄物処理チー ム設置		
発災から 15日後	建設型仮設住宅の建 設決定・公表		
発災から 15日後	借上型仮設住宅の申 込受付開始		
発災から 1ヶ月後	緊急消防援助隊の引 揚		
発災から 1ヶ月後	第〇回災害対策本部 員会議を開催		
発災から 1ヶ月後	災害対策本部の廃止 及び災害復旧・復興本 部の設置		
発災から 1ヶ月後	自衛隊の災害派遣要 請部隊の撤収		

(7)水防活動

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□:対応上の留意点, ▽:事前からの備え)
大雨注意報発表時	大雨注意報発表		
大雨注意報発表時	注意体制に移行		
大雨警報発表時	大雨警報発表		
大雨警報発表時	警戒体制に移行		
土砂災害警戒情報発表時 →災害対策本部設置	土砂災害警戒情報発表(以降, 順次発表)		
氾濫危険情報発表時 →災害対策本部設置	〇〇川 氾濫危険情報		
災害対策本部設置時	非常体制に移行, 災害対策本部設置		
災害対策本部設置時	第1回災害対策本部員会議を開催		
大雨特別警報発表時	大雨特別警報発表		
	災害の第1報が入る。		
発災から30分程度経過	第2回災害対策本部員会議を開催		
発災から30分程度経過	緊急消防援助隊の要請		
発災から1時間程度経過	自衛隊の災害派遣要請		
発災から1時間程度経過	DMAT調整本部の立ち上げ		
発災から3時間程度経過	〇〇川 氾濫発生情報		
発災から6時間程度経過	△△川 氾濫発生情報		
発災から6時間程度経過	市町に災害救助法の適用を決定・公表		
発災から6時間程度経過		・甚大な被害が発生したところに, 排水ポンプ車で排水を行った。	□夜間の場合は十分な情報が入らないため, 浸水被害状況の把握に時間を要することから, ポンプ車の配備場所を定めることが難しい。
発災から12時間程度経過	第3回災害対策本部員会議を開催		
発災から12時間程度経過		・ヘリによる浸水範囲調査 ・破堤等の重大な被害箇所の調査	□夜間の場合はヘリによる浸水範囲調査, 破堤等の重大被害箇所の調査を行うことは現実的ではない。広範囲で甚大な被害が発生した場合, 状況把握に時間を要する。
発災から24時間(1日)後	第4回災害対策本部員会議を開催		
発災から24時間(1日)後	応急給水開始		
発災から24時間(1日)後		・河川の応急復旧	▽応急復旧に係る水防工法を経験した職員が少なくなっているため, 水防技術の向上を図る必要あり。
発災から48時間(2日)後	第5回災害対策本部員会議を開催		
発災から48時間(2日)後	入浴支援開始		
発災から48時間(2日)後	住家被害認定調査・罹災証明書交付業務説		
発災から72時間(3日)後	第6回災害対策本部員会議を開催		
発災から72時間(3日)後	国のプッシュ型支援開始		
発災から4日後	第7回災害対策本部員会議を開催		
発災から5日後	第8回災害対策本部員会議を開催		
発災から5日後	無償提供公舎・県営住宅の入居者募集開始		
発災から6日後	第9回災害対策本部員会議を開催		
発災から7日(1週間)後	第10回災害対策本部員会議を開催		
発災から7日(1週間)後	土砂・廃棄物処理チーム設置		

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
発災から 7日(1週間)後		<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等の発令判断の目安となる基準水位の警戒レベルを引き上げた運用を開始。</li> <li>・著しく土砂が堆積した河川のうち, 既存の水位観測所が無い河川に河川カメラを設置。</li> </ul>	□被害が甚大の場合, 被災箇所把握に時間を要するため, 警戒レベル引き上げが必要な河川を確定するまでに時間を要する可能性あり。
発災から 15日後	建設型仮設住宅の建設決定・公表		
発災から 15日後	借上型仮設住宅の申込受付開始		
発災から 1ヶ月後	緊急消防援助隊の引揚		
発災から 1ヶ月後	第〇回災害対策本部員会議を開催		
発災から 1ヶ月後	災害対策本部の廃止及び災害復旧・復興本部の設置		
発災から 1ヶ月後	自衛隊の災害派遣要請部隊の撤収		

## 2 応援・受援活動

### (1) 自衛隊の災害派遣要請

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
大雨注意報発表時	大雨注意報発表		
大雨注意報発表時	注意体制に移行		
大雨警報発表時	大雨警報発表		
大雨警報発表時	警戒体制に移行		
土砂災害警戒情報発表時 →災害対策本部設置	土砂災害警戒情報発表(以降, 順次発表)		
氾濫危険情報発表時 →災害対策本部設置	〇〇川 氾濫危険情報		
災害対策本部設置時	非常体制に移行, 災害対策本部設置		
災害対策本部設置時		・自衛隊に本部員会議の開催を連絡する。	□本部員会議が行われるにあたって, 早期に自衛隊に出席の要請を行う。
災害対策本部設置時		・調整グループは自衛隊の県庁内活動スペースを確保する。	□あらかじめ決めていたスペースを確保し, 必要な資機材を準備する。 ▽人命救助を担う機関と近い位置になるよう, レイアウトを事前に決めておく。
災害対策本部設置時	第1回災害対策本部員会議を開催		
災害対策本部設置時		・本部員会議の開催。陸上自衛隊第13旅団リエゾン(以下「自衛隊リエゾン」)に出席してもらう。 (自衛隊リエゾンは県庁内活動スペースにて執務を開始する。)	□リエゾンできた自衛隊隊員の作業スペースについて, 事前から決めていたスペースに誘導する。 □調整グループは自衛隊リエゾンと随時情報共有を行う。
大雨特別警報発表時	大雨特別警報発表		
	災害の第1報が入る。		
発災直後		・調整グループは自衛隊リエゾンに被害情報を伝える。 (以降, 随時報告)	
発災から30分程度経過	第2回災害対策本部員会議を開催		
発災から30分程度経過	緊急消防援助隊の要請		
発災から30分程度経過	被害のあった市町から, 災害派遣要請の要求がある。	・被害のあった市町に対して, 調整グループは災害派遣要請が必要かを聴取する。	
発災から30分程度経過		・自衛隊への災害派遣要請に係る調整を行う。 (第13旅団との間で調整を図る。)	□他市町でも被害が及ぶ可能性がある場合, 県全域での要請を行うなど事務手続きの簡略化を図る。
発災から1時間程度経過	自衛隊の災害派遣要請		
発災から1時間程度経過	DMAT調整本部の立ち上げ		
発災から1時間程度経過		・自衛隊への正式な災害派遣を要請する。 (以降, 他市町についても随時要請)	□自衛隊も早期に対応できないケースを認識し, 県としては並行して最大現の対応を実施。 ▽市町には, 事前からすぐに駆けつけることができないケースもあることを周知。
発災から1時間程度経過		・調整グループが県庁各班と自衛隊との間で調整する。	□自衛隊担当者(防災担当監)は市町及び自衛隊窓口の対応に追われるため, 調整グループの担当者が県庁各班等の調整や対応記録を実施する。(担当者を必ず1名確保する。)

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
発災から 1時間程度経過		・自衛隊に対して, 「人命救助」に関する要請を行う。	□調整グループを介して, 各班と自衛隊の調整を実施(大まかな方針のみ, 詳細な内容(どの場所にどの支援を行うか等)は各市町で対応)
発災から 2時間程度経過		・自衛隊に対して, 「給水」に関する要請を行う。	□調整グループを介して, 各班と自衛隊の調整を実施(大まかな方針のみ, 詳細な内容(どの場所にどの支援を行うか等)は各市町で対応)
発災から 3時間程度経過	〇〇川 氾濫発生情報		
発災から 6時間程度経過	△△川 氾濫発生情報		
発災から 6時間程度経過	市町に災害救助法の適用を決定・公表		
発災から 12時間程度経過	第3回災害対策本部員会議を開催		
発災から 24時間(1日)後	第4回災害対策本部員会議を開催		
発災から 24時間(1日)後	応急給水開始		
発災から 24時間(1日)後		・自衛隊に対して, 「入浴」に関する要請を行う。	□調整グループを介して, 各班と自衛隊の調整を実施(大まかな方針のみ, 詳細な内容(どの場所にどの支援を行うか等)は各市町で対応)
発災から 48時間(2日)後	入浴支援開始		
発災から 48時間(2日)後	住家被害認定調査・罹災証明書交付業務説明		
発災から 48時間(2日)後	第5回災害対策本部員会議を開催		
発災から 72時間(3日)後	第6回災害対策本部員会議を開催		
発災から 72時間(3日)後	国のプッシュ型支援開始		
発災から 72時間(3日)後		・自衛隊に対して, 「物資輸送」に関する要請を行う。	□調整グループを介して, 各班と自衛隊の調整を実施(大まかな方針のみ, 詳細な内容(どの場所にどの支援を行うか等)は各市町で対応)
発災から 72時間(3日)後	中部方面隊が県庁に到着する。		□県庁に来ることがわかった時点で, 調整グループは自衛隊側窓口の一本化等について第13旅団リエゾンと調整する。
発災から 4日後	第7回災害対策本部員会議を開催		
発災から 5日後	第8回災害対策本部員会議を開催		
発災から 5日後	無償提供公舎・県営住宅の入居者募集開始		
発災から 5日後		・自衛隊に対して, 「道路啓開」に関する要請を行う。	□調整グループを介して, 各班と自衛隊の調整を実施(大まかな方針のみ, 詳細な内容(どの場所にどの支援を行うか等)は各市町で対応)
発災から 6日後	第9回災害対策本部員会議を開催		
発災から 7日(1週間)後	第10回災害対策本部員会議を開催		
発災から 7日(1週間)後	土砂・廃棄物処理チーム設置		
発災から 10日後		・自衛隊に対して, 「防疫支援」に関する要請を行う。	□調整グループを介して, 各班と自衛隊の調整を実施(大まかな方針のみ, 詳細な内容(どの場所にどの支援を行うか等)は各市町で対応)
発災から 15日後	建設型仮設住宅の建設決定・公表		



日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
発災から 15日後	借上型仮設住宅の申 込受付開始		
発災から 1ヶ月後	緊急消防援助隊の引 揚		
発災から 1ヶ月後	第〇回災害対策本部 員会議を開催		
発災から 1ヶ月後	災害対策本部の廃止 及び災害復旧・復興本 部の設置		
発災から 1ヶ月後	自衛隊の災害派遣要 請部隊の撤収		
発災から 1ヶ月後		・自衛隊の撤収	□撤収する日までに, 関係市町等に対して, 市町での対応で可能かを確認し, 撤収時期 について十分説明しておく。 ▽撤収に係るマニュアルを事前に準備してお く。

(2) 消防組織に関する応援

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
大雨注意報発表時	大雨注意報発表		
大雨注意報発表時	注意体制に移行		
大雨警報発表時	大雨警報発表		
大雨警報発表時	警戒体制に移行		
土砂災害警戒情報発表時 →災害対策本部設置	土砂災害警戒情報発表(以降, 順次発表)		
氾濫危険情報発表時 →災害対策本部設置	〇〇川 氾濫危険情報		
災害対策本部設置時	非常体制に移行, 災害対策本部設置		
災害対策本部設置時		・土砂災害警戒情報の該当消防本部への状況確認及び緊急消防援助隊の要請の可能性について聞き取り (以降, 順次聞き取り)	
災害対策本部設置時	第1回災害対策本部員会議を開催		
災害対策本部設置時		・県内13消防本部への状況確認及び緊急消防援助隊の要請の可能性について聞き取り	
発災直前	大雨特別警報発表		
発災直前		・消防庁へ緊急消防援助隊の応援を要請する可能性がある旨連絡	
	災害の第1報が入る。		
発災直後	被害のあった市町から, 緊急消防援助隊の応援等要請の連絡がある。 (以降, 順次連絡あり。)	・消防庁へ要請の可能性を連絡。 (被災市町からの要請を受け, 電話で直ちに連絡し, その後ファクシミリを送付。)	□要請隊数の具体的な調整も行う。
発災から30分程度経過	第2回災害対策本部員会議を開催		
発災から30分程度経過	緊急消防援助隊の要請		
発災から1時間程度経過	自衛隊の災害派遣要請		
発災から1時間程度経過	DMAT調整本部の立ち上げ		
発災から1時間程度経過		・県内広域消防相互応援協定に基づく県内応援の調整について, 県代表消防本部の被害が大きい場合は, 代表代行消防本部に代理調整を依頼する。	
発災から2時間程度経過		・進出拠点及び宿営地を決定する。 ・進出拠点の準備依頼をする。 ・受援消防本部に宿営地担当職員の派遣を連絡する。	▽当初は消防学校に置く可能性が高いが, 被災地が遠方にある場合は, 宿営場所を被災地近隣に設けることが効率的であるため, 県内各地により多くの候補地をリストアップしておく。
発災から3時間程度経過	〇〇川 氾濫発生情報		
発災から4時間程度経過	消防庁長官から広島県知事へ緊急消防援助隊の応援等決定通知を发出。	・指揮支援部隊長(広島市消防局)が県庁に到着する。 ・消防応援活動調整本部を設置する。	□調整本部は北館4階防災会議室に設置する。 ▽調整本部の場所・レイアウトを事前に決めておく。
発災から6時間程度経過	△△川 氾濫発生情報		
発災から6時間程度経過	市町に災害救助法の適用を決定・公表		
発災から6時間程度経過	緊急消防援助隊第1陣が進出拠点に到着。		
発災から9時間程度経過	緊急消防援助隊第1陣が活動開始。		

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
発災から 12時間程度経過	第3回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 12時間程度経過		・県内広域消防相互応援協定に基づく消防本部の応援開始。	▽緊急消防援助隊と同様に, 県内で統一した 高速道路通行証の様式を作成する。
発災から 15時間程度経過	県内応援隊第1陣が現 地に到着, 活動開始		
発災から 24時間(1日)後	第4回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 24時間(1日)後	応急給水開始		
発災から 48時間(2日)後	第5回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 48時間(2日)後	入浴支援開始		
発災から 48時間(2日)後	住家被害認定調査・罹 災証明書交付業務説		
発災から 48時間(2日)後		・県内広域消防相互応援協定に基づく消防団 の応援の必要について被災市町に聞取りを 開始。	▽消防団の応援活動を迅速・的確かつ県内 のどこでも実施できる体制の構築を図る。
発災から 72時間(3日)後	第6回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 72時間(3日)後	国のプッシュ型支援開 始		
発災から 72時間(3日)後		・県内広域消防相互応援協定に基づく消防団 の応援が必要な場合, 被災市町のニーズと 応援市町の調整を開始。	
発災から 4日後	第7回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 5日後	第8回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 5日後	無償提供公舎・県営住 宅の入居者募集開始		
発災から 6日後	第9回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 7日(1週間)後	第10回災害対策本部 員会議を開催		
発災から 7日(1週間)後	土砂・廃棄物処理チー ム設置		
発災から 7日(1週間)後		・県内広域消防相互応援協定に基づく消防団 の応援を開始。	
発災から 15日後	建設型仮設住宅の建 設決定・公表		
発災から 15日後	借上型仮設住宅の申 込受付開始		
発災から 1ヶ月後	緊急消防援助隊の引 揚		
発災から 1ヶ月後	第〇回災害対策本部 員会議を開催		
発災から 1ヶ月後	災害対策本部の廃止 及び災害復旧・復興本 部の設置		
発災から 1ヶ月後	自衛隊の災害派遣要 請部隊の撤収		
発災から 1ヶ月後	緊急消防援助隊の全 隊引揚		
発災から 1ヶ月後	県内応援の全体引揚		

(3) 行政等の支援

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
大雨注意報発表時	大雨注意報発表		
大雨注意報発表時	注意体制に移行		
大雨注意報発表時		・今後の状況を見据えて, 市町に支援員を派遣することを検討する。	□派遣先での業務に支障がないように, 必要な機器類一式を備えて市町に入る。 □市町への支援員の派遣にあたっては, 安全に市町に到着できる時間を考慮して派遣する。
大雨警報発表時	大雨警報発表		
大雨警報発表時	警戒体制に移行		
土砂災害警戒情報発表時 →災害対策本部設置	土砂災害警戒情報発表(以降, 順次発表)		
氾濫危険情報発表時 →災害対策本部設置	〇〇川 氾濫危険情報		
災害対策本部設置時	非常体制に移行, 災害対策本部設置		
災害対策本部設置時		・全国知事会及び中国地方知事会を通じて, 今後, 広島県内に甚大的な被害が発生した場合には, 応援要請を行うことを打診する。	□状況に応じて, 空振りになる可能性も容認してもらう。
災害対策本部設置時	第1回災害対策本部員会議を開催		
災害対策本部設置時		・本部員会議における方針を踏まえ, 必要に応じて先行し, 中国地方知事会に応援を要請することを検討する。	
大雨特別警報発表時	大雨特別警報発表		
	災害の第1報が入る。		
発災直後		・中国地方知事会に対して, 正式に応援派遣要請を行うこととし, 継続して支援の詳細を調整する。	▽幹事県及び幹事代行県が被災した場合, さらに代行を行う県も想定し, 事前に調整を実施しておく。
発災から30分程度経過	第2回災害対策本部員会議を開催		
発災から30分程度経過	緊急消防援助隊の要請		
発災から1時間程度経過	自衛隊の災害派遣要請		
発災から1時間程度経過	DMAT調整本部の立ち上げ		
発災から3時間程度経過	〇〇川 氾濫発生情報		
発災から3時間程度経過		・市町への派遣支援員からの情報(市町のニーズ確認も含む)を踏まえ, 本部事務局と協議をした上で, 派遣応援職員の業務を決定し, 広域連携班と調整を実施する。	□市町のニーズも踏まえ, 支援員職員は市町職員が手がまわらないシステムへの入力等, 初動対応のサポートも実施する。
発災から3時間程度経過		・広域連携班を窓口として, 中国地方知事会を通じて派遣応援職員を要請し, 派遣市町村との調整の準備を実施する。	□庁内の関係班で, 十分に情報を共有した上で, 連携した対応を実施することを心がける。
発災から6時間程度経過	△△川 氾濫発生情報		
発災から6時間程度経過	市町に災害救助法の適用を決定・公表		
発災から12時間程度経過	第3回災害対策本部員会議を開催		
発災から24時間(1日)後	第4回災害対策本部員会議を開催		
発災から24時間(1日)後	応急給水開始		
発災から24時間(1日)後		・広域連携班を窓口として, 中国地方知事会を通じて派遣応援職員を要請し, 派遣市町村との具体的な調整を実施し, 応援職員の派遣を実施する。	□具体的な支援内容について検討した上で要請する。

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
発災から 24時間(1日)後		・国への要望書の作成に着手する。	
発災から 30時間後		・市町の活動状況を勘案し,被災市区町村応援職員確保システムや相互応援協定を活用した人的支援体制を整える。	▽被災市区町村応援職員確保システムや相互応援協定を通じた人的支援を的確に調整できるよう,本部事務局内に受援班を設け,市町の被災状況や必要とされる支援内容からの応援ニーズの把握を一元的に,迅速に行えるようにする。 ▽被災市町との連携・支援体制,現地災害対策本部の設置,市町支援員の派遣,「プロジェクトチーム」の配置等を考慮し,災害の態様をいくつか想定して事前に決めておく(本庁から遠方での局所災害の場合,広域災害の場合等)。
発災から 48時間(2日)後	第5回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 48時間(2日)後	入浴支援開始		
発災から 48時間(2日)後	住家被害認定調査・罹 災証明書交付業務説		
発災から 48時間(2日)後		・県内の被災していない市町に対し,応援派遣の可否や状況の調査を行った上で,必要な市町に対して,必要な人員を派遣する。	
発災から 48時間(2日)後		・支部も含めた県庁職員の応援派遣について検討し,必要な人員を,必要な市町に応援派遣する。	
発災から 48時間(2日)後		・被災の状況によっては,重点支援地区を設定し,重点的に総合的な支援を実施することを検討し,対応する。	▽他県を含め,大規模災害が発生した際には,積極的に職員を派遣し,被災地対応のノウハウを習得させるとともに,その情報を共有し,県としての経験値を高める。 ▽被災対応の経験を有する職員の蓄積を図る。
発災から 72時間(3日)後	第6回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 72時間(3日)後	国のプッシュ型支援開 始		
発災から 4日後	第7回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 5日後	第8回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 5日後	無償提供公舎・県営住 宅の入居者募集開始		
発災から 6日後	第9回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 7日(1週間)後	第10回災害対策本部 員会議を開催		
発災から 7日(1週間)後	土砂・廃棄物処理チー ム設置		
発災から 15日後	建設型仮設住宅の建 設決定・公表		
発災から 15日後	借上型仮設住宅の申 込受付開始		
発災から 15日後		・市町のニーズ調査を行った上で,必要な業務に業務について,中長期の応援派遣職員についての応援要請を実施するとともに,応援職員の受け入れ調整を実施する。	□市町のニーズ調査を十分に行った上で,ミスマッチが発生しないようなマッチング作業を実施する。
発災から 1ヶ月後	緊急消防援助隊の引 揚		
発災から 1ヶ月後	第〇回災害対策本部 員会議を開催		
発災から 1ヶ月後	災害対策本部の廃止 及び災害復旧・復興本 部の設置		
発災から 1ヶ月後	自衛隊の災害派遣要 請部隊の撤収		
発災から 1ヶ月後		・短期の応援職員の撤収時期を検討した上で,撤収可能な業務は撤収事務を進め,撤収する。 ・継続した支援が必要な業務に関しては,中長期派遣への切り替えも検討する上で,継続した支援を実施する。	□市町にとって,必要な応援支援が途絶えることのないように配慮する。 □撤収の際には,双方合意の上で,撤収する。

### 3 避難者等の応急支援

#### (1) 避難所運営支援

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
大雨注意報発表時	大雨注意報発表		
大雨注意報発表時	注意体制に移行		
大雨警報発表時	大雨警報発表		
大雨警報発表時	警戒体制に移行		
大雨警報発表時		・今後予想される大雨等を考慮し, 市町に対し, 状況に応じた福祉避難所の設置(とその報告), 要配慮者への避難支援の実施等について, 通知する。	▽市町に対し, 福祉避難所の必要性等を再度, 周知する。 ▽福祉避難所の設置に係る要領等を提供し, 市町での事前の体制づくりを支援する。
土砂災害警戒情報発表時 →災害対策本部設置	土砂災害警戒情報発表(以降, 順次発表)		
氾濫危険情報発表時 →災害対策本部設置	〇〇川 氾濫危険情報		
災害対策本部設置時	非常体制に移行, 災害対策本部設置		
災害対策本部設置時		・今後予想される大雨等を考慮し, 県獣医師会, 動物愛護センターと「動物救護本部(支部)」の設置について協議する。	▽発災時の被災動物への支援について, 県獣医師会, 動物愛護センター, 動物愛護団体と, 事前に協議しておく。
災害対策本部設置時	第1回災害対策本部員会議を開催		
大雨特別警報発表時	大雨特別警報発表		
	災害の第1報が入る。		
発災から30分程度経過	第2回災害対策本部員会議を開催		
発災から30分程度経過	緊急消防援助隊の要請		
発災から1時間程度経過	自衛隊の災害派遣要請		
発災から1時間程度経過	DMAT調整本部の立ち上げ		
発災から1時間程度経過	(仮称)避難所運営支援チーム設置	・関係各課による(仮称)避難所運営支援チームを立ち上げる。	▽県の避難所運営支援のあり方を定める(救援物資調達グループ等との役割分担等を確認しておく) □関係各課が一堂に会し, 情報の共有, 今後の対応方針の確認を行う。
発災から1時間程度経過		・各課, 市町等と連携し, 避難所の開設や支援ニーズ等の情報収集・共有を開始する。 ※使用環境が整えば, 避難所支援システムも利用し, 情報収集をする。	▽(避難所支援システムも活用した)市町等との情報共有の仕組みを構築しておく。 ▽避難所支援台帳(情報収集様式)を用意しておく。 □優先度等も考慮し, ニーズ等の情報を収集する。 □市町からの情報を待つだけでなく, 状況によっては, 県から市町(避難所)へ問い合わせる。 □救援物資調達グループ等とは, 避難所支援システム等も通じて, 常に情報共有を図る。
発災から1時間程度経過		・市町等と連携し, 福祉避難所の開設状況や支援ニーズ等の情報収集・共有を開始する。	▽福祉避難所の開設・閉鎖に係る報告の仕組み(様式・手順等)を設け, 市町に周知徹底しておく。 □市町からの情報を待つだけでなく, 状況によっては, 県から市町(避難所)へ問い合わせる。
発災から1時間程度経過		・県獣医師会, 動物愛護センターと連携し, 「動物救護本部(支部)」を立ち上げる。	
発災から3時間程度経過	〇〇川 氾濫発生情報		
発災から3時間程度経過		・(仮称)避難所運営支援チーム会議を定期的に開催し, 情報共有を図る。	□救援物資調達グループ等, 関係各課にもできるだけ参加してもらい, 情報共有を図る。 □国のプッシュ型支援に備えて情報を整理しておく。

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
発災から 3時間程度経過		・市町及び保健所等に対し, 被災動物対応及びニーズ, 避難所への同行避難の可否及び避難状況, (管内の動物病院等における) 一時預かり可能頭数等について情報収集を開始する。	▽市町へ「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を周知徹底し, 市町での, 事前の被災動物の支援体制づくりを支援する。 ▽市町及び保健所等からの被災動物に係る情報収集の仕組みを構築しておく。
発災から 3時間程度経過		・動物愛護団体等に対し, 被災動物の一時預かりの他, 支援を要請する。	
発災から 6時間程度経過	△△川 氾濫発生情報		
発災から 6時間程度経過	市町に災害救助法の適用を決定・公表		
発災から 6時間程度経過		・応援協定締結事業者等に対する, 災害対策用物資の支援要請を開始する。	▽救援物資調達グループ等との連携を確認しておく。 ▽本災害で, 要請はあったが調達できなかった物資について, 対応を事前に検討しておく。 □救援物資調達グループと連携して動く。
発災から 6時間程度経過		・広島県ホテル旅館生活衛生同業組合に対し, ホテル等の避難所としての活用について協力を依頼する。	
発災から 6時間程度経過		・市町に対し, ホテル等の避難所としての活用について周知する。	
発災から 12時間程度経過	第3回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 24時間(1日)後	第4回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 24時間(1日)後	応急給水開始		
発災から 24時間(1日)後		・福祉避難所の開設状況等の情報を集約し, 被害報への掲載を始める。	
発災から 24時間(1日)後		・避難所内外でペットを飼養する被災者に向けて, 県ホームページ等を通じて順次, 支援に関する情報提供を行う。	▽県ホームページをはじめ, 複数の啓発ツールを用意しておく(平時より, 県ホームページ等で情報提供しておくことも効果的)。
発災から 24時間(1日)後		・動物救援本部(支部)にて, 市町及び保健所等からのニーズと, 各種支援情報のマッチングを開始する。	
発災から 48時間(2日)後	第5回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 48時間(2日)後	入浴支援開始		
発災から 48時間(2日)後	住家被害認定調査・罹 災証明書交付業務説		
発災から 48時間(2日)後	経産省リエゾン派遣	・(仮称)避難所運営支援チーム会議に経産省リエゾンにも参画してもらい, 情報共有を図り, 支援方針を検討する。(以降, 定例で開催)	□避難所運営支援に係る各課・省庁が一堂に会することで, 国・県の一層の連携を図る。
発災から 48時間(2日)後		・保健所(支所)に対して避難所での食中毒の予防に関し通知するとともに, 県ホームページ等を通じて食中毒防止に係る啓発を行う。	▽県ホームページの他, 複数の啓発ツールを用意しておく。 □時期によっては, いち早い啓発を行う。
発災から 72時間(3日)後	第6回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 72時間(3日)後	国のプッシュ型支援開 始		
発災から 72時間(3日)後	国によるプッシュ型支援 の開始	・経産省, 本部等と連携し, 市町・避難所に対するプッシュ型支援を開始する。	□支援の優先度を考慮して, ニーズ情報を収集し, 各種支援を行う。 □市町からの情報を待つだけではなく, 状況によっては, 県から市町(避難所)へ問い合わせる。 □時期によっては, 冷暖房設備の支援を特に急ぐ。

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
発災から 72時間(3日)後	重点支援地区の決定	・重点支援地区へ「重点地域プロジェクトチーム」を派遣し, 当該地区での支援を開始する。	▽重点支援地区の(追加)選定, 支援体制・時期等について検討しておく。 □重点支援地区の追加選定に備えた部署内体制を構築しておく。
発災から 72時間(3日)後	保健師チーム等による 避難所巡回	・保健師チーム等による避難所巡回の際, 避難所の環境維持への指導, また食中毒防止の呼びかけを行う。	
発災から 72時間(3日)後		・市町職員とともに, 指定避難所内で福祉スペースの確保や, 福祉避難所設置に関する確認等を行う。	
発災から 72時間(3日)後	災害時公衆衛生チーム の活動開始	・災害時公衆衛生チーム(の主管課)と連携し, 要請のあった市町への, 福祉避難所の設置・運営に係る指導・助言等を開始する。	▽福祉避難所の運営支援に係る災害時公衆衛生チームとの連携について, 関係各課と確認・検討しておく。
発災から 4日後	第7回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 5日後	第8回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 5日後	無償提供公舎・県営住 宅の入居者募集開始		
発災から 5日後		・市町(避難所)に対し, 避難者向けの生活情報の提供を開始する。	□それまでのニーズ情報を踏まえ, 優先度が高いと考えられる情報から順次, 提供する。 □ニーズ調査と並行して行うことになるため, 担当職員の業務量が増えすぎないように, 情報の収集体制を構築し, 扱う情報の内容を精査する。 □(今回の生活再建に関する相談会のように)特にニーズの高い情報があれば, 避難所等での説明会の開催を検討する。
発災から 6日後	第9回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 7日(1週間)後	第10回災害対策本部 員会議を開催		
発災から 7日(1週間)後	土砂・廃棄物処理チ ーム設置		
発災から 10日後		・国によるプッシュ型支援の終了が近いことを視野に入れて, 市町(避難所)に対し, 物資等支援の必要性を再度, 確認する。	
発災から 14日(2週間)後		・(県リエゾンや, 支部等の協力も得て)市町・避難所の現地調査を行う。	
発災から 15日後	建設型仮設住宅の建 設決定・公表		
発災から 15日後	借上型仮設住宅の申 込受付開始		
発災から 1ヶ月後	緊急消防援助隊の引 揚		
発災から 1ヶ月後	第〇回災害対策本部 員会議を開催		
発災から 1ヶ月後	災害対策本部の廃止 及び災害復旧・復興本 部の設置		
発災から 1ヶ月後	自衛隊の災害派遣要 請部隊の撤収		



(2)給水・入浴支援

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□:対応上の留意点, ▽:事前からの備え)
大雨注意報発表時	大雨注意報発表		
大雨注意報発表時	注意体制に移行		
大雨警報発表時	大雨警報発表		
大雨警報発表時	警戒体制に移行		
土砂災害警戒情報発表時 →災害対策本部設置	土砂災害警戒情報発表(以降, 順次発表)		
氾濫危険情報発表時 →災害対策本部設置	〇〇川 氾濫危険情報		
災害対策本部設置時	非常体制に移行, 災害対策本部設置		
災害対策本部設置時	第1回災害対策本部員会議を開催		
大雨特別警報発表時	大雨特別警報発表		
	災害の第1報が入る。		
発災から30分程度経過	第2回災害対策本部員会議を開催		
発災から30分程度経過	緊急消防援助隊の要請		
発災から1時間程度経過	自衛隊の災害派遣要請		
発災から1時間程度経過	DMAT調整本部の立ち上げ		
発災から1時間程度経過		・保健所を通じて市町の断水状況を情報収集し, とりまとめる。	
発災から1時間程度経過		・日本水道協会への支援要請の状況を確認する。	▽日本水道協会広島県支部の事務局となる市が被災した場合には他市が代行することとなるため, 災害局面に応じて日水協との情報連絡システムを明確にしておく。
発災から1時間程度経過		・医療機関等ヘライフラインの状況を確認。	▽優先的に給水する医療機関については事前に必要給水量等の情報を市町に提供し, 断水時の対応を医療機関等と検討・共有しておくよう助言する。
発災から2時間程度経過		・陸上自衛隊の災害派遣(給水支援), 海上保安庁への給水要請に関する調整を開始。	
発災から3時間程度経過	〇〇川 氾濫発生情報		
発災から3時間程度経過		・断水に関する市内での情報共有の実施。	
発災から6時間程度経過	△△川 氾濫発生情報		
発災から6時間程度経過	市町に災害救助法の適用を決定・公表		
発災から6時間程度経過		・協定締結先企業に連絡し, ペットボトル飲料水の提供を要請する。 ・搬送車両に関する緊急通行車両証明の手続きを行う。	□搬送まで実施するよう要請する。
発災から6時間程度経過		・災害協定に基づきNEXCO西日本に給水支援を要請する。	□派遣車両は大型の特殊車両も含まれており, 小回りが利かないため走行可能箇所の情報提供が必要。
発災から6時間程度経過		・(島しょ部が断水した場合)民間給水船による応援給水の手配を開始。	
発災から12時間程度経過	第3回災害対策本部員会議を開催		

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
発災から 12時間程度経過		・必要に応じて医療機関等への給水を調整するため, 国からのリエゾン等も交えた応急給水の調整体制を準備する。 ・必要に応じて県による応急給水拠点の設置にも取り組む(県によるプッシュ型支援)。	□医療機関等への給水状況を確認, 整理する。 □県内の応急給水拠点の設置状況を確認, 整理する。 □被災地における充足状況については, 現地での実態調査も実施する。 □給水車だけでなく, 水を貯めるタンクも確保・配備する。
発災から 24時間(1日)後	第4回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 24時間(1日)後	応急給水開始		
発災から 24時間(1日)後		・遊休井戸等水質検査の実施について協定締結先団体と準備し, 市町に周知する。	
発災から 24時間(1日)後		・ペットボトルに関する国のプッシュ型支援, その他提供申し出への対応に関して調整を行う。	□搬送まで実施するよう要請する。 □搬送については, 災害対策本部を通じた配送を基本としつつ, 必要に応じてトラック等を借上げる等, 臨機応変に対応する。
発災から 24時間(1日)後		・公衆浴場における無料入浴サービスの実施について準備する。 ・広島県公衆浴場業生活衛生同業組合に対し, 入浴支援について協力を依頼する。	▽公衆浴場における無料入浴サービスの実施について, 県・市町の役割分担や実施手順等を整理する。
発災から 24時間(1日)後		・自衛隊による入浴支援の実施について調整する。	
発災から 24時間(1日)後		・入浴支援について, 関係機関からのリエゾン等による情報共有, 調整体制を構築する。	□国土交通省中国地方整備局, 防衛省などからの支援が想定される。 □必要に応じて, 避難所～入浴拠点までの輸送支援を実施する。
発災から 24時間(1日)後		・船舶による支援については, 必要に応じて着岸調整を実施する。	□災害対応に伴う岸壁利用について, 港湾関係者へ情報提供する。
発災から 48時間(2日)後	第5回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 48時間(2日)後	入浴支援開始		
発災から 48時間(2日)後	住家被害認定調査・罹 災証明書交付業務説		
発災から 48時間(2日)後		・災害救助法適用市町の被災者に対し, 公衆浴場の無料入浴サービスを実施, 周知する。	
発災から 72時間(3日)後	第6回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 72時間(3日)後	国のプッシュ型支援開 始		
発災から 4日後	第7回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 5日後	第8回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 5日後	無償提供公舎・県営住 宅の入居者募集開始		
発災から 6日後	第9回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 7日(1週間)後	第10回災害対策本部 員会議を開催		
発災から 7日(1週間)後	土砂・廃棄物処理チー ム設置		
発災から 15日後	建設型仮設住宅の建 設決定・公表		
発災から 15日後	借上型仮設住宅の申 込受付開始		
発災から 1ヶ月後	緊急消防援助隊の引 揚		
発災から 1ヶ月後	第〇回災害対策本部 員会議を開催		
発災から 1ヶ月後	災害対策本部の廃止 及び災害復旧・復興本 部の設置		
発災から 1ヶ月後	自衛隊の災害派遣要 請部隊の撤収		

(3) 物資等の調達・搬送等

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
大雨注意報発表時	大雨注意報発表		
大雨注意報発表時	注意体制に移行		
大雨警報発表時	大雨警報発表		
大雨警報発表時	警戒体制に移行		
土砂災害警戒情報発表時 →災害対策本部設置	土砂災害警戒情報発表(以降, 順次発表)		
氾濫危険情報発表時 →災害対策本部設置	〇〇川 氾濫危険情報		
災害対策本部設置時	非常体制に移行, 災害対策本部設置		
災害対策本部設置時	第1回災害対策本部員会議を開催		
災害対策本部設置時		・緊急輸送グループ及び救援物資調達グループの設置を検討する。	
大雨特別警報発表時	大雨特別警報発表		
	災害の第1報が入る。		
発災から30分程度経過	第2回災害対策本部員会議を開催		
発災から30分程度経過	緊急消防援助隊の要請		
発災から1時間程度経過	自衛隊の災害派遣要請		
発災から1時間程度経過	DMAT調整本部の立ち上げ		
発災から1時間程度経過		緊急輸送グループ, 救援物資調達グループを設置する。	▽大規模災害時は, 危機管理センターだけでは執務スペースが不足することから, 近隣の他の会議室を含めた執務スペースの利用方法(レイアウト)を見直して災害対策運営要領に位置づける。
発災から3時間程度経過	〇〇川 氾濫発生情報		
発災から3時間程度経過	市町が避難所の開設	・市町や避難所などのニーズを把握するために, 電話での情報収集を行う。	
発災から3時間程度経過		・陸路等が寸断している地域を特定し, 代替輸送手段について, 検討・調整, 確保する。	▽輸送機関との調整については, 緊急輸送グループが一括して調整を行う方が効率的であり, 自衛隊等との連携が実施しやすいと考えられることから, 緊急輸送における輸送手段の確保の流れについて, 関係局・課で再確認するとともに, 研修会や図上訓練等を行い, 周知・習熟を図る。また, 関係輸送機関にも周知しておく。
発災から6時間程度経過	△△川 氾濫発生情報		
発災から6時間程度経過	市町に災害救助法の適用を決定・公表		
発災から6時間程度経過		・県トラック協会に輸送車両の確保や災害対策本部, 県救援物資輸送拠点への物流専門家及び流通専門家の派遣を要請する。	
発災から6時間程度経過	県防災情報システムの「避難所支援システム」を運用開始	・避難所から「避難所支援システム」のタブレット端末を介して直接必要物資等のニーズを把握, 市町からは県防災情報システムを通じてニーズを把握する。	▽平時から, 市町の物資担当の窓口を把握しておくとともに, 「避難所支援システム」を活用した訓練を実施し, 県, 市町で円滑な情報共有が図られるよう操作習熟を行う。 ▽「避難所支援システム」で活用したタブレット端末については, その事前配備など利用環境を整えるとともに, 市町との協議を重ねてその運用方法について検討し, マニュアルを作成する。

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
発災から 6時間程度経過		・県救援物資輸送拠点の運営を開始する。	▽県救援物資輸送拠点の運用方法について再検討を行い, 災害対策本部との連携方法や人員調整等について, マニュアルに定めておく。 ▽マニュアルをもとに, 運営の担う西部東厚生環境事務所と危機管理課や地域福祉課などを対象とした運営方法の周知や運営訓練を実施し, 習熟を図る。 ▽既に県救援物資輸送拠点には, 電話, FAX, LAN回線などがあるため, パソコンやプリンタなどは備品の充実化を図り, より情報共有や在庫管理等を実施しやすくする。
発災から 12時間程度経過	第3回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 12時間程度経過		・企業からの物資提供申出の情報について, 危機管理課と調整の上, 救援物資調達グループで情報を一括管理し, 救援物資情報をリスト化する。 ・また, 市町等から要請があった場合, リストから該当する救援物資を探して, 企業に物資提供の要請を行う。	
発災から 12時間程度経過	市町から物資提供の要 請がある。	・食糧, 飲料水, 寝具, 衣類, 生活必需品, 作業用品, 自動車等の救援物資について, 県備蓄倉庫及び協定先の企業等から調達して, 配送を開始する。	
発災から 12時間程度経過		・県救援物資輸送拠点での物資の搬入出を開始する。	▽県救援物資輸送拠点の運用方法について再検討を行い, 災害対策本部との連携方法や人員調整等について, マニュアルに定めておく。 ▽マニュアルをもとに, 運営の担う西部東厚生環境事務所と危機管理課や地域福祉課などを対象とした運営方法の周知や運営訓練を実施し, 習熟を図る。 ▽既に県救援物資輸送拠点には, 電話, FAX, LAN回線などがあるため, パソコンやプリンタなどは備品の充実化を図り, より情報共有や在庫管理等を実施しやすくする。 □救援物資を運搬・配送する際のパレットについて, 各企業に回収不要のパレットの使用を依頼する。
発災から 24時間(1日)後	第4回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 24時間(1日)後	応急給水開始		
発災から 24時間(1日)後		・陸路等が寸断している地域を特定し, 物品の供給状況について, 小売事業者等から情報を収集する。	▽大規模災害発生時において, 物流の回復について, 災害対応業務の一環として輸送機関等との調整を行うなどの対応が必要かを検討する。
発災から 48時間(2日)後	第5回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 48時間(2日)後	入浴支援開始		
発災から 48時間(2日)後	住家被害認定調査・罹 災証明書交付業務説		
発災から 48時間(2日)後		・通常の流通ルート以外の代替ルートについて, 小売業者の物流担当や各道路管理者と調整を実施し, 代替ルートを確保する。	▽大規模災害発生時において, 物流の回復について, 災害対応業務の一環として輸送機関等との調整を行うなどの対応が必要かを検討する。
発災から 72時間(3日)後	第6回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 72時間(3日)後	国のプッシュ型支援開 始		
発災から 72時間(3日)後	国のプッシュ型支援開 始	・国から提示される提供可能な物品等のリストが, 市町からの要望が多くあったクーラーなどの電化製品や量が多い品目を中心に調達を行う。	▽国との情報共有のあり方等, 被災地としての立場からプッシュ型支援の課題等をまとめ, 国と共有する。 ▽国のプッシュ型支援への対応を円滑に行うために, 全体像(スキーム)を周知するとともに, 図上訓練での実施課題に加える。 □国から提示されるリストと県で調達可能な物資を比較して, 調達に掛かる日数等も踏まえ, 使い分ける必要がある。

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
発災から 72時間(3日)後		・小売事業者から物品の供給状況について、 情報を収集する。	▽大規模災害発生時において、物流の回復 について、災害対応業務の一環として輸送機 関等との調整を行うなどの対応が必要かを検 討する。
発災から 4日後	第7回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 5日後	第8回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 5日後	無償提供公舎・県営住 宅の入居者募集開始		
発災から 6日後	第9回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 7日(1週間)後	第10回災害対策本部 員会議を開催		
発災から 7日(1週間)後	土砂・廃棄物処理チー ム設置		
発災から 15日後	建設型仮設住宅の建 設決定・公表		
発災から 15日後	借上型仮設住宅の申 込受付開始		
発災から 1ヶ月後	緊急消防援助隊の引 揚		
発災から 1ヶ月後	第〇回災害対策本部 員会議を開催		
発災から 1ヶ月後	災害対策本部の廃止 及び災害復旧・復興本 部の設置		
発災から 1ヶ月後	自衛隊の災害派遣要 請部隊の撤収		
発災から 1ヶ月後		・市町から県への物資要請の受付終了する。	
発災から 1ヶ月後	応急仮設住宅や見なし 仮設住宅等の入居受 付開始	・企業との災害時物資調達協定などを活用 し、応急仮設住宅や見なし仮設住宅等に入 居する被災者が、生活を再開するための生 活必需品等に係る受付・調達を行う。	▽みなし仮設住宅、建設型仮設住宅など、避 難用住宅における生活必需品の支援(調達・ 配布等)について、担当部署を明確化する とともに、実施内容・範囲などのルールを 整理し、マニュアル等への記載を検討する。
発災から 2ヶ月後		・災害対策関係物品の支払等の事後処理、 自衛隊の災害派遣の経費や救援物資の調 達経費など災害に係る所要額の算出、補正 予算の要求を行う。	▽救援物資調達グループの役割を整理した 上で、災害対策本部内にグループを位置付 け、関係部局に周知しておく。 ▽グループから実施部のうち救援物資等の 調達等を実施した各課に必要な情報を随時 提供し、指示を出す体制を整える。 ▽処理マニュアルには、災害時の業務量を考 慮し、可能な範囲で簡略化した手続きを掲 載し、救援物資等調達の事後処理の負担軽 減を図るとともに、調達基準についても作 成・記載する。 ▽災害対応業務において、局・課の垣根を越 えて購入・使用する資器材等について、そ の経費の予算化に関する役割分担をあらか じめ検討し、基本原則となるルールを定め る。

(4) 防疫, 保健衛生

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
大雨注意報発表時	大雨注意報発表		
大雨注意報発表時	注意体制に移行		
大雨警報発表時	大雨警報発表		
大雨警報発表時	警戒体制に移行		
土砂災害警戒情報発表時 →災害対策本部設置	土砂災害警戒情報発表(以降, 順次発表)		
氾濫危険情報発表時 →災害対策本部設置	〇〇川 氾濫危険情報		
災害対策本部設置時	非常体制に移行, 災害対策本部設置		
災害対策本部設置時	第1回災害対策本部員会議を開催		
大雨特別警報発表時	大雨特別警報発表		
	災害の第1報が入る。		
発災から30分程度経過	第2回災害対策本部員会議を開催		
発災から30分程度経過	緊急消防援助隊の要請		
発災から1時間程度経過	自衛隊の災害派遣要請		
発災から1時間程度経過	DMAT調整本部の立ち上げ		
発災から3時間程度経過	〇〇川 氾濫発生情報		
発災から3時間程度経過		・検視活動及び遺体安置所の設置・運営を実施する。	▽遺体安置所の確保及びドライアイス等の確保方策を検討しておく。
発災から6時間程度経過	△△川 氾濫発生情報		
発災から6時間程度経過	市町に災害救助法の適用を決定・公表		
発災から12時間程度経過	第3回災害対策本部員会議を開催		
発災から24時間(1日)後	第4回災害対策本部員会議を開催		
発災から24時間(1日)後	応急給水開始		
発災から24時間(1日)後		・浸水等の被災市町に対して, 感染症まん延防止等に関する注意呼びかけを保健所とも連携し行う。	▽感染症対策について, 迅速に対応できるよう, 日ごろから, 保健所との連携を強化する。
発災から24時間(1日)後		・市町へ公衆衛生チームの派遣要望を確認する。	□被害の大きい市町では情報等を発信できない可能性もあり, 現地に出向き確認する体制をとる(公衆衛生チーム調査班・リエゾン保健師等の派遣)。
発災から48時間(2日)後	第5回災害対策本部員会議を開催		
発災から48時間(2日)後	入浴支援開始		
発災から48時間(2日)後	住家被害認定調査・罹災証明書交付業務説		
発災から48時間(2日)後	浸水域等の被害判明	・市町に対して消毒薬の必要量について一斉調査を実施する。	
発災から48時間(2日)後	浸水域等の被害判明	・公衆衛生チームの活動調整等を担う統括組織(県本庁, 保健所, 市町)を構築する。 ・保健師チーム等の避難所活動記録様式を各保健所(支所)等に送付する。	□派遣にあたって各市町との連絡に齟齬が出ないように連絡系統及び窓口を一本化する(「統括組織の構築の一環として」)。 ▽全国から多数の支援チームが来る可能性があるため, その受援体制についても検討しておく。
発災から48時間(2日)後	浸水域等の被害判明	・被災市町へリエゾン保健師等の派遣を実施する。	▽リエゾン保健師を適切に派遣するため, 中堅保健師を中心にリエゾン保健師の役割が担えるよう, 平時から定期的な研修等を実施し人材の育成・確保に努める。

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
発災から 48時間(2日)後	浸水域等の被害判明	・DHEATの派遣の要否について、(被害の大きい地域の)保健所, 市町に確認する。	▽新しい職種で認知度が低いため, DHEATに関する研修等に県職員を参加させるなど理解を深める。また, 市町等に対しても, DHEATの役割や活動の周知を図る。
発災から 48時間(2日)後	浸水域等の被害判明	・厚生労働省にDHEATの応援要請を行う。	▽要請の判断等に時間を要さないためにも, 事前に災害局面に応じたDHEAT派遣要請の手順, などについての対応マニュアルを整備しておく。
発災から 72時間(3日)後	第6回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 72時間(3日)後	国のプッシュ型支援開 始		
発災から 72時間(3日)後	避難所生活本格化	・被災者及びボランティアに対して, 感染症及び熱中症予防対策について注意喚起を行う。	□避難所等へのポスターやチラシの配布や, 県ホームページ, SNS等を活用し, 被災地が広範囲にわたる場合にも対処する。
発災から 72時間(3日)後	避難所生活本格化	・避難所サーベイランスを実施する。	□避難所を巡回している公衆衛生チームの協力を得る。 ▽公衆衛生チームが担当する避難所と市町保健師等が担当する避難所があるため, 全ての避難所の避難者の健康状態確認に関する統一様式及びそれを伝達する仕組みを, 県, 市町で検討し構築する。 ▽感染症かどうかの判断に混乱が生じないよう, 感染症の定義等を市町等に周知する。
発災から 72時間(3日)後	避難所生活本格化	・避難所における感染症予防対策の指導を行う。	□県医師会の協力によりJMAT(日本医師会災害医療チーム)との連携を図る。
発災から 72時間(3日)後	避難所生活本格化	・避難所のトイレや水回り等の衛生状況の把握, 清掃・消毒等を実施する。	
発災から 72時間(3日)後	避難所生活本格化	・市町等の家屋等消毒に係る相談対応を行う。	□広島県ペストコントロール協会に家屋等の消毒について協力依頼する。
発災から 72時間(3日)後	避難所生活本格化	・被災地に防疫資機材を提供する。	▽迅速に対応するために, あらかじめ関係業者と災害時の確保体制を構築しておく。
発災から 72時間(3日)後	避難所生活本格化/ 保健医療活動連携会 議開催	・保健医療活動連携会議を開催する。	□本庁だけでなく, 保健所においても市町のニーズを掌握して, タイムリーに活動支援できるよう, 市町に「現地保健医療活動連絡会議(仮称)」の設置を促し, 現場の情報を共有する。
発災から 72時間(3日)後	避難所生活本格化/ 現地保健医療活動連 絡会議(仮称)開催	・「現地保健医療活動連絡会議(仮称)」の開催を支援する。	□本庁での保健医療活動連携会議との情報共有を図る。
発災から 72時間(3日)後	避難所生活本格化	・県庁では, 全国から県内に派遣される公衆衛生チーム(保健師チーム)等の派遣元自治体との連絡調整を行う組織を設ける。	▽統括保健師が連絡・調整を円滑に実施できるよう補佐等を複数配置できる平時からの体制をつくる。
発災から 72時間(3日)後	避難所生活本格化	・保健所(支所)では, 保健師チームを被災地に派遣し各市町と連携して避難所の状況を把握する。	▽保健所所管エリアが被災した場合等災害状況を想定し, 被災市町を支援する保健師の派遣体制(県内非被災地や県外から)を検討しておく。

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
発災から 72時間(3日)後	避難所生活本格化	・リハビリチームを支所等に派遣し各市町の避難所を巡回する。	□避難所のニーズが市町に伝わっていないケースもあり, 各種支援チームが情報共有できるように避難所活動報告を作成する。 ▽公衆衛生チームの役割や活動, 活動に必要な情報などを整理し, 市町等に周知しておく。
発災から 72時間(3日)後	避難所生活本格化	・DPATを派遣し, 精神科医療及び避難者の心のケアを行う。	□避難所のニーズが市町に伝わっていないケースもあり, 各種支援チームが情報共有できるように避難所活動報告を作成する。 ▽DPATの役割や活動, 活動に必要な情報などを整理し, 市町等に周知しておく。
発災から 4日後	第7回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 5日後	第8回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 5日後	無償提供公舎・県営住 宅の入居者募集開始		
発災から 5日後	支援物資の増加・炊き 出し実施	・避難所における炊出しや差入れに係る注意事項をまとめたチラシの配布, HP掲載等により, 食中毒予防の啓発を実施する。	
発災から 5日後	支援物資の増加・炊き 出し実施	・(保健所)避難所巡回チームを編成し, 被災市町避難所の食品衛生やペット対策など生活衛生対策の観点から必要な指導を実施する。	□大規模災害で多数の避難所が開設された場合, より効率的に活動するためにも, 避難所サーベイランスにより, 巡回箇所の優先順位等を検討する。
発災から 5日後	支援物資の増加・炊き 出し実施	・食中毒予防等の啓発チラシを各保健所(支所)及び市町へメール送信する。	□避難所のニーズが市町に伝わっていないケースもあり, 各種支援チームが情報共有できるように避難所活動報告を作成する。 ▽公衆衛生チームの役割や活動, 活動に必要な情報などを整理し, 市町等に周知しておく。
発災から 5日後	支援物資の増加・炊き 出し実施	・栄養士チームを避難所等に派遣し, 栄養管理活動として, 食事指導や栄養相談などを実施する。	□市町に対し, 栄養士チームの活動や役割, 派遣方法等を十分に周知する。 ▽県, 市町, 保健所, 協力関係団体等の連携体制を強化する。
発災から 5日後	こども家庭チームの立 ち上げ	・被災した子供等について支援体制を整える。	▽市町とも協議し, 避難者名簿様式には, 世帯ごとに氏名や年齢の記入とともに, 要支援の場合の記入欄を設けるなど, 乳児, 幼児, 小学生等の状況を把握できるようにしておく。
発災から 6日後	第9回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 7日(1週間)後	第10回災害対策本部 員会議を開催		
発災から 7日(1週間)後	土砂・廃棄物処理チー ム設置		
発災から 7日(1週間)後		・被災者家庭訪問に係る報告様式を保健所(支所)に送付し家庭訪問活動が把握できる体制をとる	▽訪問対象を迅速に選定するため, 災害の種類・規模に応じた選定基準を想定しておく。
発災から 7日(1週間)後		・自宅滞在者への家庭訪問を実施し健康状況, 要支援者の把握・支援を行う。	▽訪問対象を迅速に選定するため, 災害の種類・規模に応じた選定基準を想定しておく。
発災から 7日(1週間)後	DHEATの受援	・派遣されたDHEATに被災状況等を説明し保健所等に派遣する。	
発災から 7日(1週間)後		・こども支援チームを避難所等に派遣する。	
発災から 10日後		・子育て支援ボランティアを立ちあげる。	
発災から 15日後	建設型仮設住宅の建 設決定・公表		
発災から 15日後	借上型仮設住宅の申 込受付開始		



日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
発災から 15日後	こども支援チーム連絡 会議開催	・こども支援チーム連絡会議を開催し, 支援 ニーズを踏まえた活動方針の協議等を行う。	
発災から 20日後	被災した子供の心のケ ア研修会開催	・保育士, 幼稚園教諭, 教員, スクールカウ ンセラー等を対象として, 被災した子供の心の ケアに関する研修会を開催する。	
発災から 21日(3週間)後		・ノミ・ダニの発生に備え避難所の物品総入 れ替えを実施する。	▽避難所により実施時期にばらつきが出ない ように, 季節も考慮し, 対応時期の目安を定 めておく。
発災から 1ヶ月後	緊急消防援助隊の引 揚		
発災から 1ヶ月後	第〇回災害対策本部 員会議を開催		
発災から 1ヶ月後	災害対策本部の廃止 及び災害復旧・復興本 部の設置		
発災から 1ヶ月後	自衛隊の災害派遣要 請部隊の撤収		

(5) 要配慮者対策

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
大雨注意報発表時	大雨注意報発表		
大雨注意報発表時	注意体制に移行		
大雨警報発表時	大雨警報発表		
大雨警報発表時	警戒体制に移行		
大雨警報発表時		・今後予想される大雨等の状況を考慮したうえで, 状況に応じて適宜, 市町及び施設等に対し, 安全確保と被害発生時の報告を周知する。	▽市町に対し, 要配慮者支援の趣旨等について, 平時より説明し, 理解を得ておく。 □状況によっては, より早い段階で通知する。
土砂災害警戒情報発表時 →災害対策本部設置	土砂災害警戒情報発表(以降, 順次発表)		
氾濫危険情報発表時 →災害対策本部設置	〇〇川 氾濫危険情報		
災害対策本部設置時	非常体制に移行, 災害対策本部設置		
災害対策本部設置時	第1回災害対策本部員会議を開催		
大雨特別警報発表時	大雨特別警報発表		
	災害の第1報が入る。		
発災から30分程度経過	第2回災害対策本部員会議を開催		
発災から30分程度経過	緊急消防援助隊の要請		
発災から1時間程度経過	自衛隊の災害派遣要請		
発災から1時間程度経過	DMAT調整本部の立ち上げ		
発災から1時間程度経過	(仮称)要配慮者支援チーム設置	・関係各課による(仮称)要配慮者支援チームを立ち上げる。	▽要配慮者支援体制について, 関係各課間で改めて確認しておく(医療や防疫の所管課とも連携を図る) □関係各課が一堂に会し, 情報の共有, 今後の対応方針の確認を行う。
発災から1時間程度経過		・市町等と連携し, 施設等の被災情報や支援ニーズ等の情報収集・共有を開始する。	▽市町に対し, 災害時公衆衛生チームの活動や派遣要請手続き等について平時より説明し, 理解を得ておく。 ▽被災時の施設等からの標準報告様式の中に断水期間等の項目を追加したうえで, 市町及び施設等に対し, 被災時の報告について改めて周知徹底する。
発災から3時間程度経過	〇〇川 氾濫発生情報		
発災から6時間程度経過	△△川 氾濫発生情報		
発災から6時間程度経過	市町に災害救助法の適用を決定・公表		
発災から6時間程度経過		・在宅の透析患者の, 医療機関への搬送の必要性について情報収集を始めるとともに, 消防機関や自衛隊等との調整を始める。	▽透析患者の搬送調整について, 業務の整理を行う。
発災から12時間程度経過	第3回災害対策本部員会議を開催		
発災から24時間(1日)後	第4回災害対策本部員会議を開催		
発災から24時間(1日)後	応急給水開始		
発災から24時間(1日)後		・消防機関や自衛隊等と連携し, 在宅透析患者の医療機関への搬送を開始する。	
発災から48時間(2日)後	第5回災害対策本部員会議を開催		
発災から48時間(2日)後	入浴支援開始		
発災から48時間(2日)後	住家被害認定調査・罹災証明書交付業務説		

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
発災から 48時間(2日)後		・市町に対し, 在宅の要配慮者の安否確認の実施や, 災害時公衆衛生チームの派遣要請受付等について通知し, 支援ニーズを把握する。	▽在宅の要配慮者支援に関する災害時公衆衛生チームとの連携について, 関係各課と確認・検討しておく。
発災から 72時間(3日)後	第6回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 72時間(3日)後	国のプッシュ型支援開 始		
発災から 72時間(3日)後		・要請のあった市町に順次, 災害時公衆衛生チームを派遣し, 安否確認等の支援を開始する。	▽戸別訪問時の対応を含めた「広島県災害時公衆衛生活動マニュアル」を作成しておく。
発災から 4日後	第7回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 5日後	第8回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 5日後	無償提供公舎・県営住 宅の入居者募集開始		
発災から 6日後	第9回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 7日(1週間)後	第10回災害対策本部 員会議を開催		
発災から 7日(1週間)後	土砂・廃棄物処理チー ム設置		
発災から 15日後	建設型仮設住宅の建 設決定・公表		
発災から 15日後	借上型仮設住宅の申 込受付開始		
発災から 1ヶ月後	緊急消防援助隊の引 揚		
発災から 1ヶ月後	第〇回災害対策本部 員会議を開催		
発災から 1ヶ月後	災害対策本部の廃止 及び災害復旧・復興本 部の設置		
発災から 1ヶ月後	自衛隊の災害派遣要 請部隊の撤収		

(6)被災地における防犯対策

日時	出来事	県警の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
大雨注意報発表時	大雨注意報発表		
大雨注意報発表時	注意体制に移行		
大雨警報発表時	大雨警報発表		
大雨警報発表時	警戒体制に移行		
土砂災害警戒情報発表時 →災害対策本部設置	土砂災害警戒情報発表(以降, 順次発表)		
氾濫危険情報発表時 →災害対策本部設置	〇〇川 氾濫危険情報		
災害対策本部設置時	非常体制に移行, 災害対策本部設置		
災害対策本部設置時	第1回災害対策本部員会議を開催		
大雨特別警報発表時	大雨特別警報発表		
	災害の第1報が入る。		
発災から30分程度経過	第2回災害対策本部員会議を開催		
発災から30分程度経過	緊急消防援助隊の要請		
発災から1時間程度経過	自衛隊の災害派遣要請		
発災から1時間程度経過	DMAT調整本部の立ち上げ		
発災から3時間程度経過	〇〇川 氾濫発生情報		
発災から6時間程度経過	△△川 氾濫発生情報		
発災から6時間程度経過	市町に災害救助法の適用を決定・公表		
発災から12時間程度経過	第3回災害対策本部員会議を開催		
発災から24時間(1日)後	第4回災害対策本部員会議を開催		
発災から24時間(1日)後	応急給水開始		
発災から24時間(1日)後		・被災地において, パトロールカーによる24時間体制での警戒警ら活動を実施する。	
発災から24時間(1日)後		・私服警察官による被災地での警戒や, 被災者への被害防止の注意喚起を行い, 災害に便乗した犯罪抑止活動を実施する。	
発災から24時間(1日)後		・災害の発生に伴い, 被災者の避難や転居により, 無人となる地域が増え, 被災場所における治安の悪化が懸念されることから, 被災場所を中心に防犯カメラ設置場所の選定をする。	
発災から24時間(1日)後		・災害に便乗した犯罪抑止に向け, 減らそう犯罪情報官を中心とした情報発信活動を実施する。	
発災から24時間(1日)後		・被災したコンビニ等の管理者に, ATM内の現金の搬出指導を実施した他, 警察署等による警戒強化を実施する。	
発災から48時間(2日)後	第5回災害対策本部員会議を開催		
発災から48時間(2日)後	入浴支援開始		
発災から48時間(2日)後	住家被害認定調査・罹災証明書交付業務説		
発災から72時間(3日)後	第6回災害対策本部員会議を開催		
発災から72時間(3日)後	国のプッシュ型支援開始		
発災から4日後	第7回災害対策本部員会議を開催		
発災から5日後	第8回災害対策本部員会議を開催		
発災から5日後	無償提供公舎・県営住宅の入居者募集開始		
発災から6日後	第9回災害対策本部員会議を開催		

日時	出来事	県警の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
発災から 7日(1週間)後	第10回災害対策本部 員会議を開催		
発災から 7日(1週間)後	土砂・廃棄物処理チー ム設置		
発災から 15日後	建設型仮設住宅の建 設決定・公表		
発災から 15日後	借上型仮設住宅の申 込受付開始		
発災から 1ヶ月後	緊急消防援助隊の引 揚		
発災から 1ヶ月後	第〇回災害対策本部 員会議を開催		
発災から 1ヶ月後	災害対策本部の廃止 及び災害復旧・復興本 部の設置		
発災から 1ヶ月後	自衛隊の災害派遣要 請部隊の撤収		

#### 4 被災者の生活再建支援

##### (1) 災害廃棄物処理

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
大雨注意報発表時	大雨注意報発表		
大雨注意報発表時	注意体制に移行		
大雨警報発表時	大雨警報発表		
大雨警報発表時	警戒体制に移行		
土砂災害警戒情報発表時 →災害対策本部設置	土砂災害警戒情報発表(以降, 順次発表)		
氾濫危険情報発表時 →災害対策本部設置	〇〇川 氾濫危険情報		
災害対策本部設置時	非常体制に移行, 災害対策本部設置		
災害対策本部設置時	第1回災害対策本部員会議を開催		
大雨特別警報発表時	大雨特別警報発表		
	災害の第1報が入る。		
発災から30分程度経過	第2回災害対策本部員会議を開催		
発災から30分程度経過	緊急消防援助隊の要請		
発災から1時間程度経過	自衛隊の災害派遣要請		
発災から1時間程度経過	DMAT調整本部の立ち上げ		
発災から3時間程度経過	〇〇川 氾濫発生情報		
発災から6時間程度経過	△△川 氾濫発生情報		
発災から6時間程度経過	市町に災害救助法の適用を決定・公表		
発災から12時間程度経過	第3回災害対策本部員会議を開催		
発災から24時間(1日)後	第4回災害対策本部員会議を開催		
発災から24時間(1日)後	応急給水開始		
発災から24時間(1日)後		・市町における廃棄物処理施設の被災状況, 廃棄物処理の状況を確認する。	□処理施設の被災状況のみならず、道路寸断など収集・運搬に影響のある被害状況についても把握する。 ▽各厚生環境事務所・支所との連携方法を確認しておく。
発災から24時間(1日)後		・各市町の生活ごみ・し尿等の受入れに支障が生じている場合は、近隣市町の施設による処理について調整を行う。	▽各市町の焼却施設、し尿処理施設の処理能力に関する情報収集・整理を行っておく。
発災から48時間(2日)後	第5回災害対策本部員会議を開催		
発災から48時間(2日)後	入浴支援開始		
発災から48時間(2日)後	住家被害認定調査・罹災証明書交付業務説		
発災から48時間(2日)後		・協定に基づく業界団体協力の要請有無を市町に確認し、協力要望のとりまとめを開始する。	▽業界団体への支援要請に係る様式、要請方法、要請できる内容、無償支援の範囲を整理しておく。 □協定に基づく以外の支援要請先については、要請方法、要請可能な支援内容等を整理し「支援要請メニュー」として市町・関係団体と共有する。
発災から48時間(2日)後		・災害廃棄物発生量の推計を開始する	□「広島県災害廃棄物処理計画」の推計方法を用いる。
発災から72時間(3日)後	第6回災害対策本部員会議を開催		
発災から72時間(3日)後	国のプッシュ型支援開始		

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
発災から 72時間(3日)後		・収集運搬車両の不足状況を調査して市町の要望をとりまとめ、環境省を通じて全国都市清掃会議へ支援を要請する。 ・市町における廃棄物処理対応要員の不足状況を把握し、必要に応じて環境省への支援要請をとりまとめる。	
発災から 72時間(3日)後		・市町における仮置場設置状況の情報提供を依頼し、設置・運営状況に関する情報の収集・とりまとめを開始する。	□仮置場設置・運営の進捗状況から、仮置場における容量ひっ迫の可能性を把握して、市町に状況確認・支援必要性の確認などを行う。 ▽各厚生環境事務所・支所との連携方法を確認しておく。(再掲)
発災から 72時間(3日)後		・市町の仮置場の現地調査を実施し、分別・搬出方法に関する指導・助言を行う。(以後、継続的に実施)	□必要に応じ、D.Waste-net、国(環境省)等から専門家の支援を受ける。
発災から 4日後	第7回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 5日後	第8回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 5日後	無償提供公舎・県営住 宅の入居者募集開始		
発災から 6日後	第9回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 7日(1週間)後	第10回災害対策本部 員会議を開催		
発災から 7日(1週間)後	土砂・廃棄物処理チー ム設置		
発災から 7日(1週間)後	土砂・廃棄物処理チー ム設置	・国の関係省庁、県関係部署が集まる「土砂・廃棄物処理チーム(土砂プロジェクトチーム含む)」を設置する。	▽「土砂・廃棄物処理」に関わる県関係部署を事前に洗い出し、役割分担を明確化するとともに、各課の相互調整・連携を推進する総合窓口部署(土砂プロジェクトチーム)を定めておく。
発災から 7日(1週間)後		・大規模被災地区を特定し、「地区別土砂撤去プラン」の検討を開始する。	▽「地区別土砂撤去プラン」を策定する地区の選定基準、策定担当部署などを定めておく。
発災から 7日(1週間)後		・市町の仮置場空きスペースを確保するため、土砂、がれきの搬出先について市町へ通知する。	
発災から 10日後		・市町の廃棄物処理状況を把握し、必要に応じて処理先の紹介・連絡調整を行う。	
発災から 10日後		・「災害廃棄物処理実行計画」の策定を開始する。	□「広島県災害廃棄物処理計画」及び同計画策定時に収集したデータを活用する。 ▽必要な情報(排出土砂量等)について、県関連部署より情報提供を受けられるよう、連携・情報共有のあり方を検討しておく。 □必要に応じ、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)などの支援を受けるほか、民間コンサルタントへの業務委託を実施する。
発災から 15日後	建設型仮設住宅の建 設決定・公表		
発災から 15日後	借上型仮設住宅の申 込受付開始		
発災から 15日後		・「地区別土砂撤去プラン」を公表する。	
発災から 15日後		・宅地内土砂撤去に関する市町の対応状況についての状況把握・整理及びその情報共有を開始する。	
発災から 15日後		・宅地内土砂撤去に関する市町からの問合せ対応を行う。	□市町からの問合せについては、国の協力を得てQ&Aにとりまとめ、市町に情報共有する。

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
発災から 15日後		・廃棄物処理が特に切迫している市町があれば、県外処理業者への一括処理委託を支援する。	
発災から 15日(半月)後		・市町における「災害廃棄物処理実行計画」の策定について支援を開始する。	□支援要員を派遣するほか、市町における「災害廃棄物処理実行計画」のひな形を作成・提供することが望ましい。
発災から 20日後	災害廃棄物発生量推計値の公表	・災害廃棄物発生量推計値を公表する。	□推計値は市町村別の数値とすることが望ましい。
発災から 1ヶ月後	緊急消防援助隊の引揚		
発災から 1ヶ月後	第〇回災害対策本部 員会議を開催		
発災から 1ヶ月後	災害対策本部の廃止 及び災害復旧・復興本 部の設置		
発災から 1ヶ月後	自衛隊の災害派遣要 請部隊の撤収		
発災から 1ヶ月後	災害廃棄物処理に係る 広島県基本方針の公 表	・「災害廃棄物処理に係る広島県基本方針」を公表する。	
発災から 1ヶ月半後	「広島県災害廃棄物処 理実行計画」の公表	・「広島県災害廃棄物処理実行計画」を公表する。	
★国(環境省)から通知 が来たとき		・通知内容を市町へ周知する。	



(2) 災害ボランティア支援

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
大雨注意報発表時	大雨注意報発表		
大雨注意報発表時	注意体制に移行		
大雨警報発表時	大雨警報発表		
大雨警報発表時	警戒体制に移行		
土砂災害警戒情報発表時 →災害対策本部設置	土砂災害警戒情報発表(以降, 順次発表)		
氾濫危険情報発表時 →災害対策本部設置	〇〇川 氾濫危険情報		
災害対策本部設置時	非常体制に移行, 災害対策本部設置		
災害対策本部設置時	第1回災害対策本部員会議を開催		
大雨特別警報発表時	大雨特別警報発表		
	災害の第1報が入る。		
発災から30分程度経過	第2回災害対策本部員会議を開催		
発災から30分程度経過	緊急消防援助隊の要請		
発災から1時間程度経過	自衛隊の災害派遣要請		
発災から1時間程度経過	DMAT調整本部の立ち上げ		
発災から3時間程度経過	〇〇川 氾濫発生情報		
発災から6時間程度経過	△△川 氾濫発生情報		
発災から6時間程度経過	市町に災害救助法の適用を決定・公表		
発災から12時間程度経過	第3回災害対策本部員会議を開催		
発災から24時間(1日)後	第4回災害対策本部員会議を開催		
発災から24時間(1日)後	応急給水開始		
発災から48時間(2日)後	第5回災害対策本部員会議を開催		
発災から48時間(2日)後	入浴支援開始		
発災から48時間(2日)後	住家被害認定調査・罹災証明書交付業務説明		
発災から72時間(3日)後	第6回災害対策本部員会議を開催		
発災から72時間(3日)後	国のプッシュ型支援開始		
発災から72時間(3日)後	県外からボランティア参加希望急増	・広島県被災者生活ボランティアセンターを通じて, 市町の災害ボランティアセンターの設置状況を把握し, 県のSNSを活用して, 随時情報発信を行う。	
発災から72時間(3日)後	県外からボランティア参加希望急増	・広島県被災者生活ボランティアセンターを通じて, 市町の災害ボランティアセンターの必要物資等や人的支援の必要性等の把握を行う。	□全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)等の協力を得て, コーディネータを確保する。 □ボランティア用の必要物資・資機材等の準備, 市町への供給支援など, 受入れ態勢を整える。
発災から72時間(3日)後		・外国人被災者の状況, 支援の必要性等について調査・把握する。	▽市町災害対策本部から情報収集する項目に, 避難所への外国人の有無, 避難している場合, 「国籍, 人数, 日本語が理解できるか」等の情報を追加することを検討する。 ▽災害対策本部設置時に消防本部(局)や警察署から収集する「死者・行方不明者」情報に, 外国人がいる場合, 「国籍等」も報告する体制を整備する。 □ひろしま国際センター等の団体とも連携し, 被災市町ヘリエゾンを派遣することも検討する。

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
発災から 72時間(3日)後		・国際課, ひろしま国際センター等と外国人被災者への支援策について協議を行い, 支援活動を実施する。	▽支援着手に時間を要さないためにも, ひろしま国際センター等の諸団体と災害時の連携等のあり方について協議しておく。
発災から 4日後	第7回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 5日後	第8回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 5日後	無償提供公舎・県営住 宅の入居者募集開始		
発災から 6日後	第9回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 7日(1週間)後	第10回災害対策本部 員会議を開催		
発災から 7日(1週間)後	土砂・廃棄物処理チー ム設置		
発災から 7日(1週間)後		・ボランティアバス・船プロジェクト等の災害ボランティアの交通手段に関する支援策を実施する。	▽ボランティア保険について, 対象者のあり方及び入会手続きの効率化など, 社協や関係諸団体と協議しておく。 ▽ボランティアの高速道路の無償化や離島航路の運賃免除・割引等, 全国統一的な支援策の拡充について, 国に要望しておく。
発災から 15日後	建設型仮設住宅の建 設決定・公表		
発災から 15日後	借上型仮設住宅の申 込受付開始		
発災から 1ヶ月後	緊急消防援助隊の引 揚		
発災から 1ヶ月後	第〇回災害対策本部 員会議を開催		
発災から 1ヶ月後	災害対策本部の廃止 及び災害復旧・復興本 部の設置		
発災から 1ヶ月後	自衛隊の災害派遣要 請部隊の撤収		

(3) 文教対策

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
大雨注意報発表時	大雨注意報発表		
大雨注意報発表時	注意体制に移行		
大雨警報発表時	大雨警報発表		
大雨警報発表時	警戒体制に移行		
大雨警報発表時		・予想される大雨等に対し, 所管施設の対応見込み(休校等の判断体制, 対応予定等)を把握する。	
土砂災害警戒情報発表時 →災害対策本部設置	土砂災害警戒情報発表(以降, 順次発表)		
氾濫危険情報発表時 →災害対策本部設置	〇〇川 氾濫危険情報		
災害対策本部設置時	非常体制に移行, 災害対策本部設置		
災害対策本部設置時	第1回災害対策本部員会議を開催		
大雨特別警報発表時	大雨特別警報発表		
	災害の第1報が入る。		
発災から30分程度経過	第2回災害対策本部員会議を開催		
発災から30分程度経過	緊急消防援助隊の要請		
発災から1時間程度経過	自衛隊の災害派遣要請		
発災から1時間程度経過	DMAT調整本部の立ち上げ		
発災から1時間程度経過		・学校の被害状況等(児童生徒・教職員の安否, 施設被害状況など)に関する情報の収集・共有を開始する。	▽情報収集すべき項目を整理して様式等を準備するとともに, 県各課の役割分担を明確化し窓口を整理する。
発災から3時間程度経過	〇〇川 氾濫発生情報		
発災から6時間程度経過	△△川 氾濫発生情報		
発災から6時間程度経過	市町に災害救助法の適用を決定・公表		
発災から6時間程度経過		・市町における社会教育施設の被害状況を把握する。	▽市町における社会教育施設の所管課の状況を把握し, 県の窓口のあり方を検討しておく。 ▽被害情報集約のための様式等を準備しておく。
発災から12時間程度経過	第3回災害対策本部員会議を開催		
発災から12時間程度経過		・学校の休業等に関する情報を県ホームページ, 報道機関などを通じて周知する。	
発災から12時間程度経過		・県立特別支援学校の通学用スクールバスについて災害による運行への影響を確認する。	
発災から12時間程度経過		・教育委員会の職員数が少なく要員不足が生じた市町に対し, 教育事務所から人員派遣支援を実施する。	
発災から24時間(1日)後	第4回災害対策本部員会議を開催		
発災から24時間(1日)後	応急給水開始		
発災から24時間(1日)後		・市町及び県立学校へスクールカウンセラーの緊急派遣に関する連絡・調整を開始する。	▽広域応援要請も含めた体制構築の方法・手順などをあらかじめ整理し, マニュアル化しておく。
発災から24時間(1日)後		・市町における文化財の被害状況を把握する。	▽被害情報集約のための様式等を準備するとともに, 文化財被害に対応する災害対応マニュアルを策定しておく。 □市町における文化財被害対応職員の不足状況についても同時に把握し, 必要に応じて協力体制を構築する。
発災から48時間(2日)後	第5回災害対策本部員会議を開催		
発災から48時間(2日)後	入浴支援開始		

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
発災から 48時間(2日)後	住家被害認定調査・罹 災証明書交付業務説		
発災から 72時間(3日)後	第6回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 72時間(3日)後	国のプッシュ型支援開 始		
発災から 72時間(3日)後		・公共交通機関の被災等により通学困難とな った生徒の状況について情報収集・集約を行 い, 関係機関に情報提供するなど, 通学手 段の確保を開始する。	
発災から 72時間(3日)後	スクールカウンセラー緊 急派遣	・市町及び県立学校へスクールカウンセラー の緊急派遣を開始する。	
発災から 72時間(3日)後		・災害救助法に基づく学用品(教科書のみ)の 供与について, 市町へ通知を発出する。	▽災害救助法に基づく学用品の供与につい て, 市町への事務委任の範囲など, 県との役 割分担を整理しておく。
発災から 72時間(3日)後		・災害救助法に基づく学用品の供与につい て, 県立学校に対し調査を依頼し, 必要物 品・必要数等の把握を開始する。	
発災から 4日後	第7回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 5日後	第8回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 5日後	無償提供公舎・県営住 宅の入居者募集開始		
発災から 6日後	第9回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 7日(1週間)後	第10回災害対策本部 員会議を開催		
発災から 7日(1週間)後	土砂・廃棄物処理チー ム設置		
発災から 7日(1週間)後		・県立高校の授業料免除, 奨学金の償還猶 予・緊急貸付, 私立学校の授業料等軽減補 助金など, 就学・修学支援に関する情報提供 を行う。	
発災から 7日(1週間)後		・文化財被害状況の現地調査を実施する。	□市町における受入体制が整っているかど うかに配慮する。 □必要に応じ, 文化庁・県文化財保護審議会 委員の協力を得る。
発災から 10日後		・中国知事会及び全国知事会に対し, 児童生 徒の心のケアのための職員派遣を依頼す	
発災から 10日後		・災害救助法が適用された市町教育委員会 に対し, 教職員の定数措置要望の有無を照	
発災から 10日後	災害対策チーム設置	・局内に災害対策チームを立ち上げる。	□事務局内の情報や対応方針の整理を行 う。
発災から 15日後	建設型仮設住宅の建 設決定・公表		
発災から 15日後	借上型仮設住宅の申 込受付開始		
発災から 15日後	学校施設災害復旧国 庫負担金制度説明会	・市町を対象に, 学校施設災害復旧国庫負担 金制度説明会を開催する。	
発災から 15日後		・市町に対し, 公立社会教育施設の災害復旧 事業に関する情報提供を行う。	
発災から 15日後		・災害により通学困難となった児童・生徒の通 学費が「へき地児童生徒援助費等補助金」の 補助対象となることを市町教育委員会に通知 する。	
発災から 1ヶ月後	緊急消防援助隊の引 揚		
発災から 1ヶ月後	第〇回災害対策本部 員会議を開催		
発災から 1ヶ月後	災害対策本部の廃止 及び災害復旧・復興本 部の設置		
発災から 1ヶ月後	自衛隊の災害派遣要 請部隊の撤収		
発災から 1ヶ月後		・各市町教育委員会へ調査を依頼し, 災害救 助法に係る学用品の支給状況を把握する。	

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
発災から 1ヶ月後		・各市町の教育委員会に対し調査を行い, 就学援助の実施状況を把握する。	
★児童・生徒への支援 申し出があったとき		・児童生徒に対する民間企業からの支援申し出について, 関係機関(市町, 県立学校等)へ情報提供し, 必要な調整を行う。	
★国の通知があったとき		・市町に対し, 国(文部科学省)の通知・事務連絡等を通知する。	

(4)住宅支援

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□:対応上の留意点, ▽:事前からの備え)
大雨注意報発表時	大雨注意報発表		
大雨注意報発表時	注意体制に移行		
大雨警報発表時	大雨警報発表		
大雨警報発表時	警戒体制に移行		
土砂災害警戒情報発表時 →災害対策本部設置	土砂災害警戒情報発表(以降, 順次発表)		
氾濫危険情報発表時 →災害対策本部設置	〇〇川 氾濫危険情報		
災害対策本部設置時	非常体制に移行, 災害対策本部設置		
災害対策本部設置時	第1回災害対策本部員会議を開催		
大雨特別警報発表時	大雨特別警報発表		
	災害の第1報が入る。		
発災から30分程度経過	第2回災害対策本部員会議を開催		
発災から30分程度経過	緊急消防援助隊の要請		
発災から1時間程度経過	自衛隊の災害派遣要請		
発災から1時間程度経過	DMAT調整本部の立ち上げ		
発災から3時間程度経過	〇〇川 氾濫発生情報		
発災から6時間程度経過	△△川 氾濫発生情報		
発災から6時間程度経過	市町に災害救助法の適用を決定・公表		
発災から6時間程度経過		・提供可能な公舎(職員公舎・教職員公舎)の抽出・整理を開始する。	
発災から12時間程度経過	第3回災害対策本部員会議を開催		
発災から12時間程度経過		・協定締結先の不動産関係団体に対し, 民間賃貸住宅の空き家情報提供を要請する。	
発災から12時間程度経過		・県営住宅の無償提供に関する方針を決定する。	▽地域毎に一定数の被災者受入住戸(即入居可能な住戸)が確保できるよう, 災害対応に配慮した修繕・空室管理等を行っておく。
発災から12時間程度経過		・協定締結した建築関係団体に対し, 応急修理対応可能事業者の抽出を依頼する。	
発災から24時間(1日)後	第4回災害対策本部員会議を開催		
発災から24時間(1日)後	応急給水開始		
発災から48時間(2日)後	第5回災害対策本部員会議を開催		
発災から48時間(2日)後	入浴支援開始		
発災から48時間(2日)後	住家被害認定調査・罹災証明書交付業務説		
発災から48時間(2日)後		・市町に対し, 被災宅地危険度判定の実施予定, 県への支援要請について確認を開始する。	▽被災宅地危険度判定制度に関する理解度向上と初動態勢強化のため, 研修・訓練を実施しておく。 □市町との調整は「広島県被災建築物・宅地危険度判定連絡協議会」の連絡体制を用いる。
発災から48時間(2日)後		・被災宅地危険度判定に向け, 協力要請を行う判定士の抽出, 資機材の確認など準備作業を行う。	
発災から72時間(3日)後	第6回災害対策本部員会議を開催		
発災から72時間(3日)後	国のプッシュ型支援開始		

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
発災から 72時間(3日)後		・建設型仮設住宅の建設候補地調査を実施する。	▽建設型仮設住宅の対応体制について見直しておく。 ▽土砂・災害廃棄物等仮置場, 復旧作業用車両・資機材置き場など, 災害時に空地利用する関係部署と連携して利用可能空地の抽出整理を行っておく。 ▽関係部署における空地利用の調整を図る機能を持つ部署・班を, 災害対策本部内に設けておく。 □建設候補地調査は, 協力協定を締結している業界団体に依頼し, 必要に応じて現地調査も行う。
発災から 72時間(3日)後		・市町に対し, 提供可能な公舎, 県営住宅に関する情報提供を行う。	
発災から 72時間(3日)後		・協定を締結している建築関係団体に対し, 応急修理の実施方針を説明する。	□事前整備している実施要領(案)を利用する。 □必要に応じて, 国(国交省)より対応可能な事業者のリスト提供を受ける。
発災から 72時間(3日)後		・要請のあった市町に対し, 被災宅地危険度判定の支援(判定士派遣, 資機材貸与等)を行う。	
発災から 4日後	第7回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 5日後	第8回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 5日後	無償提供公舎・県営住宅の 入居者募集開始		
発災から 5日後	無償提供公舎・県営住宅の 入居者募集開始	・市町と協力し, 無償提供する公舎, 県営住宅の入居者募集を開始する。	□市町と協議の上, 市町を通じた募集とするか, 県による直接募集とするかを判断する。 □県の無償提供住宅のみならず, 市町の公的住宅も一体的に入居者募集を実施できるよう調整を図る。
発災から 6日後	第9回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 7日(1週間)後	第10回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 7日(1週間)後	土砂・廃棄物処理チーム 設置		
発災から 7日(1週間)後		・無償提供する公舎, 県営住宅の設備等点検, 清掃を実施する。	
発災から 7日(1週間)後		・借上型仮設住宅について, 国と協議を行う。	
発災から 7日(1週間)後		・借上型仮設住宅の入居条件等について, 市町と協議を行う。	□住宅の被害認定, 罹災証明書発行に時間を要すると見込まれる場合は, 入居資格は被災者自身が判断可能な独自基準を設けるなど, 早期入居を実現するための配慮を行う。
発災から 7日(1週間)後		・建設型仮設住宅の必要戸数を算出する。	□住宅被害の全容が判明しない場合は, 避難者数に基づき推計する。 □福祉部局と連携し, 福祉型住戸に対する建設ニーズを把握する。
発災から 7日(1週間)後		・応急修理対応可能事業者の名簿を市町へ提供する。	
発災から 7日(1週間)後	応急修理説明会	・市町に対し, 応急修理に関する説明会を開催する。	
発災から 7日(1週間)後		・住宅相談窓口の設置について, 市町と協議を行うとともに, 窓口体制整備など必要な準備を行う。	□建築系技術職員の少ない市町を中心に, 県職員の派遣を調整する。また, 行政では対応しにくい相談や現地調査を実施するため, 民間建築士等の派遣を検討する。 □住宅相談以外の相談も受け付けるワンストップ相談窓口の設置について検討する。

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
発災から 10日後	借上型仮設住宅制度 説明会	・関係市町担当者, 不動産関係団体に向け, 借上型仮設住宅制度説明会を開催する。	□市町へ受付応援を行う場合は, 派遣する 県職員向けの説明会も実施する。
発災から 10日後	住宅相談窓口の設置・ 運営支援	・市町における住宅相談窓口の設置・運営を 支援する。	
発災から 10日後		・応急修理の受付について, ホームページや SNSを用いて住民に周知する。	
発災から 15日後	建設型仮設住宅の建 設決定・公表		
発災から 15日後	借上型仮設住宅の申 込受付開始		
発災から 15日後	建設型仮設住宅の建 設決定・公表	・建設型仮設住宅の建設を決定, 公表する。	□建設場所, 建設戸数等の詳細については 検討中であっても, 被災者の安心のため可能 な範囲の情報を早期公表する。
発災から 15日後	借上型仮設住宅の申 込受付開始	・借上型仮設住宅の申込受付を開始する。	▽入居募集や契約に必要な各種書類(仕様 書, 募集要領, 契約書, 重要事項説明書な ど), 入居者管理台帳などの標準書式を準備 しておく。 □市町の体制に応じ, 災害救助法の事務委 任を行うか否かを判断する。 □必要に応じて, 集中受付期間を設定し, 協 定締結不動産団体や県による窓口支援を行 う。
発災から 15日後		・無償提供する公舎, 県営住宅の入居者受入 を開始する。	
発災から 15日後		・応急修理に関わるQ&Aをとりまとめ, ホー ムページ等で公表する。	
発災から 1ヶ月後	緊急消防援助隊の引 揚		
発災から 1ヶ月後	第〇回災害対策本部 員会議を開催		
発災から 1ヶ月後	災害対策本部の廃止 及び災害復旧・復興本 部の設置		
発災から 1ヶ月後	自衛隊の災害派遣要 請部隊の撤収		
発災から 1ヶ月後		・建設型仮設住宅の第二期建設について決 定, 公表する。	□第一期募集への応募状況を踏まえ, 市町 と必要性について協議する。



(5)被災者相談

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□:対応上の留意点, ▽:事前からの備え)
大雨注意報発表時	大雨注意報発表		
大雨注意報発表時	注意体制に移行		
大雨警報発表時	大雨警報発表		
大雨警報発表時	警戒体制に移行		
土砂災害警戒情報発表時	土砂災害警戒情報発表(以降, 順次発表)		
→災害対策本部設置			
氾濫危険情報発表時	〇〇川 氾濫危険情報		
→災害対策本部設置			
災害対策本部設置時	非常体制に移行, 災害対策本部設置		
災害対策本部設置時	第1回災害対策本部員会議を開催		
大雨特別警報発表時	大雨特別警報発表		
	災害の第1報が入る。		
発災から30分程度経過	第2回災害対策本部員会議を開催		
発災から30分程度経過	緊急消防援助隊の要請		
発災から1時間程度経過	自衛隊の災害派遣要請		
発災から1時間程度経過	DMAT調整本部の立ち上げ		
発災から3時間程度経過	〇〇川 氾濫発生情報		
発災から6時間程度経過	△△川 氾濫発生情報		
発災から6時間程度経過	市町に災害救助法の適用を決定・公表		
発災から12時間程度経過	第3回災害対策本部員会議を開催		
発災から24時間(1日)後	第4回災害対策本部員会議を開催		
発災から24時間(1日)後	応急給水開始		
発災から48時間(2日)後	第5回災害対策本部員会議を開催		
発災から48時間(2日)後	入浴支援開始		
発災から48時間(2日)後	住家被害認定調査・罹災証明書交付業務説		
発災から48時間(2日)後		・被災者相談窓口の情報公開に向けて, 各課, 市町, 関係団体への情報照会及び県ホームページ等運用の準備を開始する。	▽あらかじめ, 過去の災害対応における相談窓口情報を整理しておく。 ▽当該のホームページもあらかじめ作成し, いつでも使えるよう備えておく。
発災から48時間(2日)後		・国(内閣府)に対し, 国の被災者支援制度に関する情報提供を働きかける。	
発災から72時間(3日)後	第6回災害対策本部員会議を開催		
発災から72時間(3日)後	国のプッシュ型支援開始		
発災から72時間(3日)後		・各課, 市町, 関係団体等に対し, 相談窓口情報を照会をする。	▽過去の災害対応における窓口情報を整理しておく。 □過去の窓口情報を示し, 修正があれば手を入れてもらうなど, 作業の省力化を図る。特に, 災害対応中である市町に, 十分配慮する。
発災から72時間(3日)後		・相談受付体制が整い, 窓口情報が届いた各課, 市町, 関係団体の情報から順次, ホームページ等を通じて情報提供する。	▽災害対策本部の業務に影響を及ぼすことなく, 被災者からの相談や支援制度の案内をより円滑に行うことができるような, 全庁的な対応方法を検討する。 □情報提供がない各課や市町へは, 状況を見ながら情報提供を依頼する。特に, 災害対応中である市町に, 十分配慮する。 □国の被災者支援制度情報も適宜, 掲載する。 □窓口情報県・市町統合版は, 状況を見て作成・公開する。
発災から4日後	第7回災害対策本部員会議を開催		
発災から5日後	第8回災害対策本部員会議を開催		

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
発災から 5日後	無償提供公舎・県営住宅の入居者募集開始		
発災から 6日後	第9回災害対策本部員会議を開催		
発災から 7日(1週間)後	第10回災害対策本部員会議を開催		
発災から 7日(1週間)後	土砂・廃棄物処理チーム設置		
発災から 15日後	建設型仮設住宅の建設決定・公表		
発災から 15日後	借上型仮設住宅の申込受付開始		
発災から 1ヶ月後	緊急消防援助隊の引揚		
発災から 1ヶ月後	第〇回災害対策本部員会議を開催		
発災から 1ヶ月後	災害対策本部の廃止及び災害復旧・復興本部の設置		
発災から 1ヶ月後	自衛隊の災害派遣要請部隊の撤収		

(6) 災害救助法

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
大雨注意報発表時	大雨注意報発表		
大雨注意報発表時	注意体制に移行		
大雨警報発表時	大雨警報発表		
大雨警報発表時	警戒体制に移行		
土砂災害警戒情報発表時 →災害対策本部設置	土砂災害警戒情報発表(以降, 順次発表)		
氾濫危険情報発表時 →災害対策本部設置	〇〇川 氾濫危険情報		
災害対策本部設置時	非常体制に移行, 災害対策本部設置		
災害対策本部設置時	第1回災害対策本部員会議を開催		
大雨特別警報発表時	大雨特別警報発表		
	災害の第1報が入る。		
発災から30分程度経過	第2回災害対策本部員会議を開催		
発災から30分程度経過	緊急消防援助隊の要請		
発災から1時間程度経過	自衛隊の災害派遣要請		
発災から1時間程度経過	DMAT調整本部の立ち上げ		
発災から3時間程度経過	〇〇川 氾濫発生情報		
発災から3時間程度経過		・国(内閣府)及び被災市町と災害救助法適用に向けた協議を開始する。	▽災害救助事務処理要領を整理し, 県・市町で共有しておく。 □市町に対して, 被害状況確認とともに災害救助法適用の意向を確認するなどして, 「4号基準」を活用した早期適用を図る。
発災から6時間程度経過	△△川 氾濫発生情報		
発災から6時間程度経過	市町に災害救助法の適用を決定・公表		
発災から6時間程度経過	災害救助法適用	・被災市町に災害救助法の適用を決定・公表する。 (以後, 適用範囲が拡大した場合は, 随時, 適用を決定・公表する。)	□公表のタイミングについて, 国(内閣府), 市町と十分な調整を図る。
発災から12時間程度経過	第3回災害対策本部員会議を開催		
発災から24時間(1日)後	第4回災害対策本部員会議を開催		
発災から24時間(1日)後	応急給水開始		
発災から24時間(1日)後		・市町に対し, 災害救助法に基づく救助の市町への事務委任を行う。	▽災害の規模, 市町の状況などに応じた事務委任の範囲について, 整理しておく。
発災から24時間(1日)後		・災害救助法運用に関する問合せに対応する(以後継続)。	□必要に応じ, 国(内閣府)に確認して回答する。 □問合せ内容をQ&Aとしてとりまとめ, 県関係部署・関係市町などに共有することが望ましい。
発災から48時間(2日)後	第5回災害対策本部員会議を開催		
発災から48時間(2日)後	入浴支援開始		
発災から48時間(2日)後	住家被害認定調査・罹災証明書交付業務説		
発災から72時間(3日)後	第6回災害対策本部員会議を開催		
発災から72時間(3日)後	国のプッシュ型支援開始		
発災から4日後	第7回災害対策本部員会議を開催		

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
発災から 4日後		・市町を対象として, 内閣府主催による「災害救助法説明会」を開催する。	
発災から 5日後	第8回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 5日後	無償提供公舎・県営住 宅の入居者募集開始		
発災から 6日後	第9回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 7日(1週間)後	第10回災害対策本部 員会議を開催		
発災から 7日(1週間)後	土砂・廃棄物処理チー ム設置		
発災から 15日後	建設型仮設住宅の建 設決定・公表		
発災から 15日後	借上型仮設住宅の申 込受付開始		
発災から 25日後		・災害救助法及び被災者生活再建支援制度 に関する市町説明会を開催する。	
発災から 1ヶ月後	緊急消防援助隊の引 揚		
発災から 1ヶ月後	第〇回災害対策本部 員会議を開催		
発災から 1ヶ月後	災害対策本部の廃止 及び災害復旧・復興本 部の設置		
発災から 1ヶ月後	自衛隊の災害派遣要 請部隊の撤収		

(7)住家被害認定・罹災証明書交付

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□:対応上の留意点, ▽:事前からの備え)
大雨注意報発表時	大雨注意報発表		
大雨注意報発表時	注意体制に移行		
大雨警報発表時	大雨警報発表		
大雨警報発表時	警戒体制に移行		
土砂災害警戒情報発表時 →災害対策本部設置	土砂災害警戒情報発表(以降, 順次発表)		
氾濫危険情報発表時 →災害対策本部設置	〇〇川 氾濫危険情報		
災害対策本部設置時	非常体制に移行, 災害対策本部設置		
災害対策本部設置時	第1回災害対策本部員会議を開催		
大雨特別警報発表時	大雨特別警報発表		
	災害の第1報が入る。		
発災から30分程度経過	第2回災害対策本部員会議を開催		
発災から30分程度経過	緊急消防援助隊の要請		
発災から1時間程度経過	自衛隊の災害派遣要請		
発災から1時間程度経過	DMAT調整本部の立ち上げ		
発災から3時間程度経過	〇〇川 氾濫発生情報		
発災から6時間程度経過	△△川 氾濫発生情報		
発災から6時間程度経過	市町に災害救助法の適用を決定・公表		
発災から12時間程度経過	第3回災害対策本部員会議を開催		
発災から12時間程度経過		・国(内閣府)に, 住家の被害認定調査, 罹災証明書の交付業務説明会への講師派遣を依頼する。	▽市町における住家被害認定調査・罹災証明書交付の体制整備を促進のため, 研修会などを開催し市町担当者の研修の機会を設ける。
発災から24時間(1日)後	第4回災害対策本部員会議を開催		
発災から24時間(1日)後	応急給水開始		
発災から48時間(2日)後	第5回災害対策本部員会議を開催		
発災から48時間(2日)後	入浴支援開始		
発災から48時間(2日)後	住家被害認定調査・罹災証明書交付業務説明会		
発災から48時間(2日)後	住家被害認定調査・罹災証明書交付業務説明会	・市町を対象に, 住家被害認定調査・罹災証明書交付業務説明会を開催する。	□必要に応じ, 市町が開催する研修等への講師派遣など配慮する。
発災から72時間(3日)後	第6回災害対策本部員会議を開催		
発災から72時間(3日)後	国のプッシュ型支援開始		

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
発災から 72時間(3日)後		・市町における罹災証明書の申請・交付等に関する状況調査を実施する(以後継続)。	▽調査項目・頻度等を検討するとともに, 情報収集・整理に係る負担軽減に配慮した調査方法を整理しておく。 □罹災証明の申請受付数と交付件数の比較や, 住家被害棟数, 調査済棟数及び各業務の人員体制から, 人員不足など課題のある市町を特定する。
発災から 72時間(3日)後		・住家被害認定調査・罹災証明書交付業務に関する市町からの問合せに対応する(以後継続)。	▽災害時における事務分掌を再検討し, 住家被害認定・罹災証明書交付の対応体制を整備しておく。(専門的知見のある税務・建築関係部署や, 被災者生活再建支援担当部署との連携も検討) □必要に応じ, 他自治体から対応経験者の応援を受ける。
発災から 72時間(3日)後		・住家被害認定調査・罹災証明書交付業務に必要な資機材の貸与について情報提供を行う。	□県保有資機材の貸与を検討し, 支援物資とのマッチングも検討する。
発災から 4日後	第7回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 5日後	第8回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 5日後	無償提供公舎・県営住 宅の入居者募集開始		
発災から 6日後	第9回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 7日(1週間)後	第10回災害対策本部 員会議を開催		
発災から 7日(1週間)後	土砂・廃棄物処理チー ム設置		
発災から 7日(1週間)後		・市町における被災者台帳の作成・活用状況について把握する。	□必要に応じ, 内閣府提供の簡易アプリケーションソフトや被災者台帳システムのソフトを提供している企業・団体を紹介する。
発災から 10日後		・住宅地図や被災前後空中写真を活用できる環境を整備し, 市町へ情報提供する。	□メールでの伝達は, 伝達漏れが生じる可能性があるため, 必要に応じて, 到達の確認や複数回の伝達など配慮する。
発災から 15日後	建設型仮設住宅の建 設決定・公表		
発災から 15日後	借上型仮設住宅の申 込受付開始		
発災から 1ヶ月後	緊急消防援助隊の引 揚		
発災から 1ヶ月後	第〇回災害対策本部 員会議を開催		
発災から 1ヶ月後	災害対策本部の廃止 及び災害復旧・復興本 部の設置		
発災から 1ヶ月後	自衛隊の災害派遣要 請部隊の撤収		
★国の通知が 出されたとき		・住家被害認定調査・罹災証明書交付業務に関する国の通知を市町へ伝達する。	□メールでの伝達は, 伝達漏れが生じる可能性があるため, 必要に応じて, 到達の確認や複数回の伝達など配慮する。

(8) ライフラインの災害応急対策

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
大雨注意報発表時	大雨注意報発表		
大雨注意報発表時	注意体制に移行		
大雨警報発表時	大雨警報発表		
大雨警報発表時	警戒体制に移行		
土砂災害警戒情報発表時 →災害対策本部設置	土砂災害警戒情報発表(以降, 順次発表)		
氾濫危険情報発表時 →災害対策本部設置	〇〇川 氾濫危険情報		
災害対策本部設置時	非常体制に移行, 災害対策本部設置		
災害対策本部設置時		【高圧ガス・LPガス等の保安対策】 ・県所管事業所(コンビナート事業所, 登録容器検査所, 猟銃等許可業者等)に対して, 被災防止等に係る注意喚起を行う。 ・LPガス関係事業所へは, 広島県LPガス協会を通じて注意喚起を依頼する。	▽関係事業所には, 平時から各種講習会, 立入時等において注意喚起を行っているが, あらためて事前の備え, 被災時の県への報告等の周知を図る。
災害対策本部設置時		【高圧ガス・LPガス等の保安対策】 ・各消防本部(局)に対して, 所管の高圧ガス・火薬類等事業所が被災した場合, 県への情報連絡を行うよう, 周知を徹底する。	
災害対策本部設置時	第1回災害対策本部員会議を開催		
大雨特別警報発表時	大雨特別警報発表		
	災害の第1報が入る。		
発災から30分程度経過	第2回災害対策本部員会議を開催		
発災から30分程度経過	緊急消防援助隊の要請		
発災から1時間程度経過	自衛隊の災害派遣要請		
発災から1時間程度経過	DMAT調整本部の立ち上げ		
発災から1時間程度経過		【県営水道】 ・県営水道施設の送水障害について, 影響するユーザー・影響市町に取水停止を依頼する。	
発災から1時間程度経過		【県営水道】 ・被災箇所の調査に着手する。	□土砂災害・浸水被害などにより, 現場における被害調査が困難となった場合を想定し, ドローン, ヘリコプター等を用いた上空からの調査方法を検討する。
発災から1時間程度経過		【流域下水道】 ・被災箇所を把握する。	
発災から1時間程度経過		【高圧ガス・LPガス等の保安対策】 ・県所管の高圧ガス事業所(特定製造事業所)について被害状況を収集する。	□コンビナートの特定製造事業所が被災した場合, 甚大な影響を及ぼす恐れがあるため, 災害発生直後から情報収集を行う。
発災から1時間程度経過		【高圧ガス・LPガス等の保安対策】 ・各消防本部(局)に対して, 所管の高圧ガス・火薬類等事業所が被災した場合, 県への情報連絡を行うよう, 周知を徹底する。	
発災から3時間程度経過	〇〇川 氾濫発生情報		
発災から3時間程度経過		【高圧ガス・LPガス等の保安対策】 ・土砂崩れ, 洪水等により家庭設置のLPガス容器の流出・埋没が発生している場合には, 流出LPガス容器に対する注意喚起を広報する。 ・LPガス関係事業所へは, 広島県LPガス協会を通じて注意喚起を依頼する。	▽災害発生時の広報について, 直ちに県民, 関係事業者に対して積極的に広報ができるシステム化について検討する。
発災から6時間程度経過	△△川 氾濫発生情報		
発災から6時間程度経過	市町に災害救助法の適用を決定・公表		

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
発災から 6時間程度経過		【県営水道】 ・島しょ部が断水となる場合には, 港湾振興事務所, 関係市町, 船舶企業などに連絡し, 給水船の手配を行う。	
発災から 6時間程度経過		【流域下水道】 ・影響する市町に下水道使用の自粛を要請する。	
発災から 6時間程度経過		【流域下水道】 ・協定先の(一社)全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部及び(公社)日本下水道管路管理業協会に被災状況調査等の対応を依頼する。	
発災から 6時間程度経過		【流域下水道】 ・国・関係課・影響市町・漁協等に情報提供を実施する。	
発災から 12時間程度経過	第3回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 12時間程度経過		【県営水道】 ・土砂災害・浸水被害などが原因の場合には, 土砂の除去, 排水について, 関係機関に支援を要請する。	□排水については, 消防署, 国土交通省地方整備局などに支援要請することが考えられる。 □土砂災害では, 重機の調達, 現場搬入について, 関係機関に支援を要請する。
発災から 24時間(1日)後	第4回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 24時間(1日)後	応急給水開始		
発災から 24時間(1日)後		【流域下水道】 ・復旧方針を検討し, 応急復旧や簡易処理を実施する。	
発災から 24時間(1日)後		・電力, 通信事業者より復旧のボトルネックとなっている事項を聞き取り, 課題解決に必要な部署との連携を支援する。	
発災から 24時間(1日)後		・電力, 通信事業者及び関係機関間の連絡調整を円滑に行うため, 関係機関のリエゾン等が一堂に会して調整・情報共有を行う場を設定する。	□各参加機関がどのような情報を提供するかなどをあらかじめ整理しておくことが望ましいことから, 平時から検討や顔合わせの場を設ける。
発災から 24時間(1日)後 (発災後随時)		【高圧ガス・LPガス等の保安対策】 ・土砂崩れ, 洪水等により家庭設置のLPガス容器の流出・埋没が発生している場合には, 流出LPガス容器に対する注意喚起を広報する。 ・LPガス関係事業所へは, 広島県LPガス協会を通じて注意喚起を依頼する。	▽災害発生時の広報について, 直ちに県民, 関係事業者に対して積極的に広報ができるシステム化について検討する。
発災から 24時間(1日)後 (発災後随時)		【高圧ガス・LPガス等の保安対策】 ・県所管事業所(高圧ガス登録容器検査所, 猟銃等許可業者等)について被害状況を収集する。 ・LPガス関係事業所へは, 広島県LPガス協会を通じて被害情報を収集する。	□発災直後は事業所従業員の人的被害防止(避難等)を最優先する。 □事業所周辺の災害状況を勘案し, 2次被害の防止を徹底する。
発災から 48時間(2日)後	第5回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 48時間(2日)後	入浴支援開始		
発災から 48時間(2日)後	住家被害認定調査・罹 災証明書交付業務説		
発災から 72時間(3日)後	第6回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 72時間(3日)後	国のプッシュ型支援開 始		
発災から 4日後	第7回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 5日後	第8回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 5日後	無償提供公舎・県営住 宅の入居者募集開始		



日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
発災から 6日後	第9回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 7日(1週間)後	第10回災害対策本部 員会議を開催		
発災から 7日(1週間)後	土砂・廃棄物処理チー ム設置		
発災から 15日後	建設型仮設住宅の建 設決定・公表		
発災から 15日後	借上型仮設住宅の申 込受付開始		
発災から 1ヶ月後	緊急消防援助隊の引 揚		
発災から 1ヶ月後	第〇回災害対策本部 員会議を開催		
発災から 1ヶ月後	災害対策本部の廃止 及び災害復旧・復興本 部の設置		
発災から 1ヶ月後	自衛隊の災害派遣要 請部隊の撤収		

(9) 公共土木施設等の災害対策

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
大雨注意報発表時	大雨注意報発表		
大雨注意報発表時	注意体制に移行		
大雨警報発表時	大雨警報発表		
大雨警報発表時	警戒体制に移行		
土砂災害警戒情報発表時 →災害対策本部設置	土砂災害警戒情報発表(以降, 順次発表)		
氾濫危険情報発表時 →災害対策本部設置	〇〇川 氾濫危険情報		
災害対策本部設置時	非常体制に移行, 災害対策本部設置		
災害対策本部設置時	第1回災害対策本部員会議を開催		
大雨特別警報発表時	大雨特別警報発表		
	災害の第1報が入る。		
発災から30分程度経過	第2回災害対策本部員会議を開催		
発災から30分程度経過	緊急消防援助隊の要請		
発災から1時間程度経過	自衛隊の災害派遣要請		
発災から1時間程度経過	DMAT調整本部の立ち上げ		
発災から3時間程度経過	〇〇川 氾濫発生情報		
発災から3時間程度経過		・破堤, 流木や土砂の堆積等の河川における被害状況を把握する。	□流木や土砂の堆積等は, 発災直後だけでなく, 継続するため, 被害状況も継続して把握を続ける。
発災から3時間~24時間程度経過		・運航可能な県管理のヘリコプターを確認し, 必要に応じて他部署・他機関との連携した被害状況調査のための連絡調整を行う。	
発災から6時間程度経過	△△川 氾濫発生情報		
発災から6時間程度経過	市町に災害救助法の適用を決定・公表		
発災から6時間程度経過		・防災重点ため池等の緊急点検を, 身の安全を十分確保した上で開始する。	▽防災重点ため池の情報を更新しておく。 □緊急点検が危険と判断される場合は, 安全が確保されるまで待機する。
発災から6時間~24時間程度経過		・ヘリコプター等による被害状況調査を実施する。	
発災から12時間程度経過	第3回災害対策本部員会議を開催		
発災から24時間(1日)後	第4回災害対策本部員会議を開催		
発災から24時間(1日)後	応急給水開始		
発災から24時間(1日)後		・被害情報の収集や市町のニーズ把握を実施するため, 市町の災害対策本部等に県職員をリエゾンとして派遣する。	
発災から24時間(1日)後		・公共土木施設の被害状況について, 一次調査を開始する。	□広域的・大規模な災害の場合には, 県職員だけでなく建設コンサルタント等も活用する。 ▽広域的・大規模な災害が発生した場合における建設コンサルタントの確保方策・手順等について整理し, あらかじめ協定の締結等を行っておく。

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
発災から 24時間(1日)後		・砂防指定地等における各施設の被害状況調査を実施する。	□大規模・広域な災害により, 県職員・コンサルタントでは人員が不足する場合, 砂防ボランティア等を活用する。 ▽道路寸断, 広域災害等に備え, 活用可能な砂防ボランティア等を地域別に把握しておく。
発災から 24時間(1日)後		・山地災害発生状況の調査を実施・把握し, 関係各課で被災状況等の各種情報共有を行う。	□被災状況や対応状況等の情報共有については, 継続して実施する。
発災から 24時間(1日)後		・破堤箇所への緊急対応を実施する。	▽水防工法講習会の内容・実技時間の配分等を改善し, 職員の水防工法に関する技術力を向上しておく。
発災から 48時間(2日)後	第5回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 48時間(2日)後	入浴支援開始		
発災から 48時間(2日)後	住家被害認定調査・罹 災証明書交付業務説		
発災から 72時間(3日)後	第6回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 72時間(3日)後	国のプッシュ型支援開 始		
発災から 72時間(3日)後		・市町のニーズに合わせてTEC-FORCEの派遣調整を実施する。	▽平常時から地方整備局と連携して, TEC-FORCEの派遣体制や専門分野等について県職員等の理解を深める。
発災から 72時間(3日)後		・建設業団体に, 協定に基づく対応を依頼するとともに, 災害復旧に対する緊急対応の余力の有無, 及び建設機械の保有状況を照会し, その内容を県建設事務所及び市町に情報を提供する。	▽県建設事務所や市町のニーズと建設業団体のマッチングを円滑に実施するために, どのような情報を共有するかなど, 情報共有に関するルールを事前に定めておく。 □ニーズは時期に応じて変化していくため, 情報提供は継続して行う。
発災から 72時間(3日)後		・広報等に用いる速報版の資料を作成する。	
発災から 4日後	第7回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 5日後	第8回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 5日後	無償提供公舎・県営住 宅の入居者募集開始		
発災から 6日後	第9回災害対策本部員 会議を開催		
発災から 7日(1週間)後	第10回災害対策本部 員会議を開催		
発災から 7日(1週間)後	土砂・廃棄物処理チー ム設置		
発災から 7日(1週間)後		・公共土木施設の二次調査を開始する。	□二次調査に対応する業者の不足が懸念される場合は, 業界団体から対応可能業者一覧を入手して県建設事務所に情報提供を行う。
発災から 14日(2週間)後		・大規模・広域的な災害の場合の二次調査に当たっては, 一次調査による被災状況を踏まえ, 県外の測量・建設コンサルタント業者の応援の必要性の検討を行う。	▽県外の測量・建設コンサルタント業者の確保の手順等を事前に定めておく。 □二次調査を行っている測量・建設コンサルタント業者全体の手持ち業務量を把握し, 対応が困難な状況であれば県外の測量・建設コンサルタント業者を含めた対応を行う。
発災から 15日後	建設型仮設住宅の建 設決定・公表		

日時	出来事	県の対応	対応にあたっての注意点, 防止策 (□: 対応上の留意点, ▽: 事前からの備え)
発災から 15日後	借上型仮設住宅の申 込受付開始		
発災から 20日後		・二次災害防止のため, 土砂の撤去・大型土 のう設置等の工事を開始する。	□被災状況や対応状況等の情報共有につい ては, 継続して実施する。
発災から 1ヶ月後	緊急消防援助隊の引 揚		
発災から 1ヶ月後	第〇回災害対策本部 員会議を開催		
発災から 1ヶ月後	災害対策本部の廃止 及び災害復旧・復興本 部の設置		
発災から 1ヶ月後	自衛隊の災害派遣要 請部隊の撤収		
★流木・土砂堆積等 により氾濫危険が生じた とき		・せきとめによる氾濫箇所への応急対応を実 施する。	